

半島振興計画案(Ⅱ)

14	佐	田	岬
15	幡		多
16	東	松	浦
17	北	松	浦
18	島		原
19	西	彼	杵
20	宇	土	天
21	国		東
22	大		隅
23	薩		摩

平成27年12月

国土交通省

佐田岬地域半島振興計画

平成27年12月

愛 媛 県

平成27年12月 全部変更

目 次

第1	基本の方針	1
1	概況	1
2	現状及び課題	1
	（1）現状	1
	（2）課題	2
3	振興の基本的方向及び重点とする施策	2
	（1）振興の基本的方向	2
	（2）重点とする施策	3
第2	振興計画	5
1	交通通信の確保	5
	（1）交通通信の確保の方針	5
	（2）交通施設の整備	5
	（3）地域における公共交通の確保	6
	（4）情報通信関連施設の整備	6
2	産業の振興及び観光の開発	6
	（1）産業の振興及び観光の開発の方針	6
	（2）農林水産業の振興	7
	（3）商工業の振興	9
	（4）観光の開発	9
	（5）その他の施策	10
3	就業の促進	10
	（1）就業の促進の方針	10
	（2）就業促進対策	10
4	水資源の開発及び利用	10
	（1）水資源の開発及び利用の方針	10
	（2）水資源確保対策	11
	（3）水資源の利用	11
5	生活環境の整備に関する事項	11
	（1）生活環境の整備の方針	11
	（2）下水道、廃棄物処理施設等の整備	11
	（3）公園等の整備の推進	11
	（4）住宅関連対策	12
	（5）生活サービスの持続的な提供	12
6	医療の確保等	12
	（1）医療の確保の方針	12
	（2）医療の確保を図るための対策	12
	（3）その他の対策	13
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	13
	（1）高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	13
	（2）高齢者の福祉の増進を図るための対策	13
	（3）児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	14
8	教育及び文化の振興	14
	（1）教育及び文化の振興の方針	14
	（2）地域振興に資する多様な人材の育成	15
	（3）教育・文化施設等の活用・整備	15
	（4）地域文化の振興	15

9	地域間交流の促進	15
	（1）地域間交流の促進の方針	15
	（2）地域間交流の促進のための方策	16
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	16
	（1）災害防除の方針	16
	（2）災害防除のための国土保全施設等の整備	16
	（3）防災体制の強化	16
	（4）その他の対策	17
11	その他半島振興に必要な事項	17
	（1）自然環境の保全	18
	（2）公害の防止	18
	（3）環境への配慮	18

第1 基本的方針

1 概況

本地域は、四国の最西端に位置し、豊後水道に突出した日本一細長い半島である佐田岬半島（全長40km、最大幅6.4km、最小幅0.8km）と、その基部に位置する八幡浜市、伊方町、西予市旧三瓶町区域で構成される。

面積は、268.02 km²で県全体の4.7%、人口は57,042人で県全体の4.0%を占めている。

地勢は、森林面積が144.78 km²で地域全体の54.0%を占め、半島の主軸を平均300m級の山脈が走るため、全般的に平地に乏しく急峻な地形となっている。半島の南の宇和海側は白砂の連なる海岸、北の瀬戸内海側と半島の基部はリアス式海岸を形成しており、屈曲に富む海岸線、海食崖、奇岩等に恵まれた景勝地として知られている。

気候は、四季を通じて温暖で寒暑の差が少ない海洋性気候に属している。

地質は、風化しやすく保水性に乏しい三波川結晶片岩が大半を占めており、地形的条件と相まって慢性的な水不足に悩まされていたが、平成3年度に完成した南予水道用水供給事業により改善された。

本地域は、藩政時代は宇和島藩とその支藩である吉田藩に統治されており、昭和10年の八幡浜市の市制施行以前は、すべて西宇和郡に属していた。現在は、八幡浜市を中心都市として日常生活圏を形成しつつ発展している。

構成市町

市町名	面積(km ²)	人口(人)	
		平成12年	平成22年
八幡浜市	132.68	44,206	38,370
伊方町	93.98	13,536	10,882
西予市(旧三瓶町)	41.36	9,061	7,790
計	268.02	66,803	57,042
県全体	5,676.10	1,493,092	1,431,493

(資料) 平成26年国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
総務省統計局「平成12年国勢調査」「平成22年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 現状

本地域の人口は、昭和55年から平成22年にかけて33.8%減少しており、高齢者人口比率も昭和45年に11.0%であったものが、平成22年では34.8%に達するなど、人口の減少とともに高齢化が急速に進行している。

平成22年の産業別就業人口は、第1次産業23.3%（県平均8.0%）、第2次産業19.2%（県平均23.8%）、第3次産業56.6%（県平均65.3%）となっており、県平均に比べ第1次産業に依存する割合が著しく高い。

産業については、温暖な気候と傾斜地を活かした柑橘農業が盛んであり、全国有数の産地を形成している。また、宇和海、瀬戸内海的好漁場と天然の良港に恵まれ、四国屈指の水産基地八幡浜市を核として、漁船漁業や養殖漁業が盛んである。林業は、地域全体における依存度は低いものの、特に森林面積の大きい八幡浜市では林道等の基盤整備、効率的な森林施業の推進等に取り組んでいる。

工業については、地形や交通条件等の制約があるため、水産練製品製造業、野菜・果実缶詰瓶詰製造業、縫製業等の中・小規模なものが立地している。また、原子力発電所が伊方町に立地しており、四国で最大の電源地域を形成している。

商業については、食料品、雑貨等日用品の小売業が大半であり、規模も零細であるため、消費購買力の圏域外流出が続いている。

本地域は、昭和 62 年度に国道 197 号頂上線が開通するまで海上交通に依存しており、急峻な地形と屈曲に富んだリアス式海岸という地形的な制約もあることから、平成 26 年 4 月現在の道路改良率は 49.1%と、県平均の 55.7%に比べ整備が後れている。

また、周辺地域においても陸上交通施設の整備が後れており、本地域から最寄りの高速交通施設である松山空港への自動車での到達時間は、八幡浜市から 80 分、最も遠隔の伊方町から 100 分を要し、交通条件に恵まれていない。

教育施設については、小学校 19 校、中学校 11 校、高等学校 5 校が設置されているが、大学等の高等教育施設はない。また、文化施設として八幡浜市文化会館、伊方町民会館、西予市の三瓶文化会館や朝立会館等がある。

(2) 課題

本地域は、地形的な制約から平地が乏しく、陸上交通施設の整備が後れているなど、産業立地条件に恵まれていないため、経済力が弱く雇用の場が少ない。このような状況から、若年層の人口流出が依然として続き、高齢化も急速に進行している。また、過疎化も進み、旧伊方町を除く全域が過疎地域の指定を受けており、商業業務機能の低下等地域の活力の減退にも拍車がかかっている。

基幹産業である柑橘農業は、消費嗜好が多様化する中、総じて生産が過剰基調で、販売価格が下落し農業所得が伸び悩む一方、農家の兼業化・高齢化に伴う産地の活力の低下等の問題が生じている。

水産業は、資源の減少に伴う漁獲量の減少に加え、魚価の低迷、生産コストの増大等が漁家経営を圧迫している。

本地域は、恵まれた自然景観を有しているが、高速交通網へのアクセス等交通の便が悪いため観光開発が後れ、観光客の入り込みも伸び悩んでいる。また、地域の将来を担う人材の育成とその定住を図ることが急務となっている。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 振興の基本的方向

宇和海と瀬戸内海に囲まれた本地域は、温暖な気候を活かした柑橘類の一大産地、好漁場と天然の良港に恵まれた四国屈指の水産基地という特性を有しているほか、瀬戸内海国立公園、佐田岬半島宇和海県立自然公園の指定を受け、屈曲に富んだ美しいリアス式海岸、宇和海と瀬戸内海を一望できるパノラマ、四国最西

端に位置する白亜の佐田岬灯台をはじめとして、美しく多様な自然環境や活用すべき多くの資源、特性を有している。

また、本地域は、西日本における新しい国土軸の構築等の視点から検討している豊予海峡ルート of 四国の西の玄関口に位置している。同ルートに接続する地域高規格道路である大洲・八幡浜自動車道や東九州自動車道の整備により、東九州と京阪神とを最短経路で結び、四国西南地域の産業・文化の振興をはじめ、西瀬戸地域や西日本広域経済文化圏の交流拠点として、今後の活性化が期待される。

これらの地域特性を背景として、平成 23 年度に県が策定した第六次長期計画「愛媛の未来づくりプラン」において、本地域を含む南予地域は、豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成を目指し、「安全・安心な暮らしづくり」「農林水産業を核とした活力ある産業づくり」「訪れたい・住みたいまちづくり」「地域を支える基盤づくり」を基本方向として打ち出している。

また、本地域は、「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」の一部に指定され、平成 5 年 7 月以降、基本計画に基づく各種事業が実施されており、これらの構想や計画の積極的な推進を図ることは、本地域の振興に大きく寄与し、当計画を推進するうえでの有効な手段となることから、地域が一体となり積極的に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえ、次の基本的方向のもとに本地域の振興を図ることとする。

- 総合的な交通通信網の整備や、基幹産業である柑橘農業と水産業の一層の振興を図るなど、地域の特性を活かした経済の活性化と就労の場の確保に努める。
- 恵まれた自然や伝統文化、歴史的遺産など地域の特色ある観光資源を活かし、地域内に多くの観光客を呼び込むとともに、本地域全域において都市との交流を積極的に推進する。
- 本地域の中心都市である八幡浜市の都市機能の高次化を図り、その拠点性を高めることにより、地域全体の経済・文化機能の向上を図る。
- 地域住民、特に、若者が自信と誇りをもって定住できるよう、地域が主体的に住みよい環境の整備や本地域の一体的な振興に取り組むことにより、活力と魅力ある地域づくりを目指し、本地域における定住の促進を図る。

(2) 重点とする施策

計画期間を平成 27 年度から概ね 10 年間とし、本計画の基本的方向の実現、特に、平成 37 年の本地域における社会増減率が平成 26 年を下回らないように、社会減に歯止めをかけることを目指し、各分野において作成される計画等との整合を図りながら、次の施策を重点的に推進する。

ア 地域をつなぐ総合交通通信網の整備

本地域が柑橘類、水産物等の一大産地であり、また、西瀬戸地域における九州への連絡拠点という特性を活かすためには、他圏域とのアクセスを整備するとともに、地域内の交通通信体系の総合的な整備を推進していく必要がある。

このため、地域内の道路ネットワークの整備及び港湾機能の拡充を図るとともに、高度情報化時代に対応した各種高度情報通信システムの構築・拡

充・総合化を図る。

イ 柑橘農業と水産業を核とした先進農水産業地域の形成

柑橘農業については、変化に富んだ土地条件や自然条件を活かし、適地適作を基本に、消費者ニーズに対応した銘柄産地づくりを積極的に推進するとともに、定住条件の整備を進め、耕作放棄地の発生防止等農地の保全を通じた国土・環境保全機能の維持・増進を推進することが重要である。

このため、総合的な農業生産基盤の整備、新品種の開発、新技術の導入、高速流通体系の構築、これに対応した流通加工体制の整備、地域の創意工夫を活かしながら多様な事業者と連携した6次産業化等による高付加価値の新商品開発など、新たな需要の創出を促進することにより、国際化時代に対応できる足腰の強い柑橘農業の育成を図る。

また、生活環境・定住環境の整備を推進するとともに、都市と農村の交流を含め総合的な地域の活性化の推進に努める。

水産業については、伊予灘・宇和海の恵まれた漁場を活かし、漁場環境の保全を図りながら、資源管理型漁業とつくり育てる漁業を推進するとともに、地域の特性に応じた漁港整備及び都市と漁村の交流を促進して、地域の振興を図る。

また、他地域に誇れる新鮮な魚介類を観光資源として活用するとともに、水産加工品の高付加価値化を図る。

ウ 農水産業と連携したファミリーレジャー型観光レクリエーション基地の整備

昭和62年度に開通した国道197号（メロディーライン）を軸として、全長40kmにわたる半島自体が持つ恵まれた自然景観と、主産業である柑橘農業や水産業、その特産物を有効な観光資源として見直し、フルーツパーク、磯釣り公園等ファミリーレジャー型の観光レクリエーション基地の整備に取り組む。

また、豊予海峡ルート具体化を見据えた、広域観光ルートの形成に努める。

エ ポートタウン八幡浜市の機能強化

本地域は、将来の豊予海峡ルート具体化により、また、東九州自動車道や大洲・八幡浜自動車道の整備により、九州への表玄関として大いに発展が期待される地域であり、そのメリットを最大限享受できるよう、地域の中心都市である八幡浜市を、地場産品の柑橘類や水産物を活用したフード産業の集積拠点として、また、港湾・漁港の再整備を図り、地域内最大の交通物流拠点として、さらには、文化施設等の整備促進を図り、多様な文化を享受できる拠点として、様々な都市機能を高次化し、地域全体の活性化の核とする。

オ 地域の将来を担う人材の育成

創造的で活力に満ちた社会を築くためには、たくましさや豊かな心を持ち、創造性に富んだ人材の育成を図る必要がある。

このため、人間形成の基礎を培う家庭教育の充実や、個性・適性・能力に応じたゆとりある学校教育の推進を図る。

また、U I J ターンによる定住の促進や交流人口の増加を図るとともに、地域の歴史や文化の継承、新しいまちづくり等をリードする人材の育成とその活動拠点となる諸施設を整備する。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

本地域は、高速交通網へのアクセスや地域内道路の整備が後れており、地域の特性が十分に活かされていない状況にある。

このため、隣接地域において整備が進められている高速道路等との連絡強化を図るため、大洲・八幡浜自動車道等の整備を促進し、松山をはじめ県内の他の都市圏や遠くの大都市圏への到達時間を短縮することにより利便性を向上させ、多様な交流・連携を推進して、地域の活性化を図る。

国道を幹線とし、県道及び基幹集落に至る市町道等からなる地域内道路ネットワークを整備するとともに、四国の西の玄関口であり、西瀬戸地域における九州への連絡拠点という立地上の特性を十分活かし、産業経済の振興を図るため、大洲・八幡浜自動車道の整備と併せて、物流拠点として港湾機能の拡充を図る。

さらに、豊予海峡ルート構想については、西瀬戸自動車道などと一体となった西瀬戸経済圏の環状交通体系の形成や西日本における新しい国土軸の構築といった視点から検討しており、長期的にこの構想の具体化を図る。

また、平成27年3月、東九州自動車道の大分以南が全線開通したことにより、フェリーを利用して京阪神に至るルートが東九州と京阪神を結ぶ最短路線となることから、実質的な第二の国土軸として機能することが期待される。

通信施設については、高度情報化時代に対応した新しい情報通信媒体の導入・整備、各種情報システムの構築を促進することにより、各種産業の生産性や居住環境等の質的向上を図るとともに、情報システムの活用を通じて産業の振興、コミュニティの育成を図る。

(2) 交通施設の整備

ア 道路の整備

本地域に隣接する四国縦貫・横断自動車道は、「四国8の字ネットワーク」の形成を目指して津島道路等の南予延伸が進められており、津島岩松インターチェンジまで開通している。今後は、地域高規格道路である大洲・八幡浜自動車道の整備を進め、「四国8の字ネットワーク」及び国道56号との連絡を強化する。

国道や県道等の基幹道路やこれらの道路と接続する地域内道路網についても重点的かつ効率的な整備を進めることとし、佐田岬地域内の道路ネットワークの強化を図るとともに、災害時における避難の円滑化、救助・救援活動や生活支援に資する県道鳥井喜木津線等の地域内道路の整備を推進し、防災機能の強化を図る。

また、地域内の道路網を形成している市町道については、県の代行制度も活用して、国道、県道との有機的な連携を図りつつ整備を進める。

イ 港湾等の整備

特定地域振興重要港湾である八幡浜港は、フェリー棧橋及びフェリーターミナル関連施設の整備充実、公共埠頭関連施設の再編整備等を行い、賑わいあふれる交流空間として整備した道の駅みなとオアシス「八幡浜みなと」を活用した交流人口の増加、経済活動の活性化を図る。

また、地方港湾三崎港は、九州への四国の西の玄関口として機能の充実を進めるとともに、機能に応じた港湾施設整備を進める。

このほか、地域に密着した伊方港、三瓶港等の地方港湾については、地域の特性に応じて、港湾機能の整備を推進する。

(3) 地域における公共交通の確保

本地域は、旧八幡浜市と旧保内町の中心部が平坦な地形であるが、周辺部の海岸部・内陸部は急峻な傾斜地形となっている。周辺部では、公共交通事業者が不採算路線から撤退することにより交通空白地帯が発生し、多くの高齢者は日常の医療、買い物に支障をきたしており、近い将来、車を運転することが難しい高齢者等の発生も予見される。

このような高齢者等の円滑な移動を支えるため、身近で利用しやすい公共交通サービスやデマンド交通の提供など、新たな移動手段の確保を図る。

(4) 情報通信関連施設の整備

新しい情報通信媒体の導入・整備、各種情報システムの構築を推進するため、八西地域ニューメディア・コミュニティ構想に基づき、農協本部と各支所、各選果場をオンラインで結び柑橘の集出荷、生産等に係る情報を一元的に管理し提供する西宇和農業協同組合オンラインシステムの再構築、有線テレビジョンシステム自主放送番組等の放映等により地域内の情報交流、コミュニティの育成を図る八西地域総合情報システムの構築を推進する。

このほか、地域間の情報格差の是正を図り、住民の生活に密着した情報通信基盤の整備として電気通信格差是正事業を推進する。

また、水産業については、漁海況情報、市場情報、漁村情報等の情報ネットワークシステムを導入する。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

本地域の産業は、柑橘農業と水産業が基幹となって発展してきていることから、これら産業基盤の整備を引き続き推進する。また、競争力のある高品質な農水産物の生産とブランド化に取り組むとともに、関係機関と一体となって、時代を先取りした生産・流通の強化に取り組む。

このため、基盤となる道路、港湾等の整備を前提条件として、農林業においては、総合的な生産基盤・生活基盤の整備、経営基盤の強化、流通加工体制の整備を図り、漁業においては、漁港の整備、資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進、流通加工体制等の整備を推進する。

商工業の振興では、港湾整備と連携した都市の再開発、商店街の整備、地場産業の振興を図る。

観光の開発については、佐田岬半島全域を観光資源として活用するため、伊方町が委託している「NPO法人佐田岬ツーリズム協会」のホームページ等を使い、半島地域の魅力・観光情報等を発信していく。また、国道197号（メロディーライン）を軸として、域内交通網の整備と併せて、特色ある観光資源の活用と地域の特性を活かした観光施設の整備を図り、レンタサイクルの活用など半島地域内を周遊できる観光開発を行うとともに、地域外観光地との連携を深め、広域観光ルートの形成に努める。また、安全で快適なサイクリング環境の整備・拡充を図る。

本地域において産出する新鮮な柑橘類や魚介類を観光農園、フルーツパーク、レジャーフィッシング、郷土料理等の観光資源として積極的に売り出し、第1次産業と結びつけた“味の観光”の開発を目指すとともに、フィッシャーマンズワーフやお魚センター、朝市等、水産業と観光レクリエーションのリンクをテーマにした交流拠点施設等交歓機能の整備を図り、都市と農村・漁村との交流を推進する。

観光開発に当たっては、民間資本の導入等民間活力の積極的な活用を図る。

（2）農林水産業の振興

ア 農林業の振興

（i）総合的な生産基盤・生活基盤の整備

本地域の果樹園は、急傾斜と水不足等により生産性が低い中山間地域となっていることから、生産性の向上と経営安定を一層推進する必要がある。このため、農地の保全・整備及び急傾斜地対策等地形条件に応じた中山間地域の基盤整備を推進するほか、幹線農道、耕作道等の農道網や運搬施設の整備を図るとともに、県営かんがい排水事業等を積極的に推進し、広域的な水資源の確保と防除・かん水等の総合的な基盤整備を推進する。

さらに、農業生産の基盤である農用地の効率的利用と経営規模の拡大を図るため、放任園のかい廃整理を含め樹園地の流動化を促進するとともに、このような農地管理機能、集落保全機能など農業振興に中核的な機能を果たす地域営農システムの構築を図る。

また、今後は人工林の成熟に伴い、収入につながる間伐の増加が見込まれることから、能率的な森林施業を進め、林業の生産性の向上を図るため、林道、作業路等の道路網の整備と高性能林業機械の導入を図り、高齢級間伐及び複層林施業を推進する。

さらに、中山間地域での農村定住環境の改善を図るため、地域の実情に即して農業集落排水施設等を整備するとともに、都市と農村との交流促進や、美しい農村景観の保全、環境に調和した農業の推進など、総合的な中山間地域対策を実施する。

（ii）国際化時代に対応しうる柑橘農業の高度化と経営基盤の強化

主力産品である温州みかんについては、不適地や低生産園のかい廃整理、園地の流動化の促進、品種構成の適正化、個性化商品の開発、優良品種へ

の改植更新、新種苗供給体制の整備による園地の若返り等により高級銘柄産地としての優位性を維持し、国際化時代に対応できる柑橘産地としての体質を一層強化する。

また、施設栽培、長期貯蔵等による出荷時期の調整や、中晩柑などそれぞれの旬を代表する品種や次代を担う品種の絞り込みと産地化の促進により周年供給体制の確立と、キウイフルーツ等落葉果樹のほか、畜産、甘しょ等を組み合わせた複合経営の定着化を推進し、経営の安定化を図る。

さらに、柑橘農業の高度化、生産性向上のために、西宇和農業協同組合に農業情報通信システムを整備し、農業ネットワーク化による各種情報の総合的な収集・提供を行うとともに、各種の先端技術の導入を図り、先進的柑橘農業地域の形成を目指す。

また、農業経営基盤の強化のため、地域の実情に応じた経営規模の拡大、経営改善、経営の法人化を促進し、効率的・安定的な農業経営体の育成を図る。

(iii) 流通加工体制の整備と6次産業化の推進

柑橘類の共販体制の強化や集出荷施設の整備・統合を推進して選果・荷造りの省力化やコスト低減を図るとともに、来るべき高速交通時代や産地直送等多様な流通ニーズに即応できる販売体制の確立を目指す。

また、市場－産地間の情報ネットワーク化を一層推進し、的確な市場対応による柑橘のブランド化を図る。

さらに、規格外品の有効利用やブランド力を活かした農産物加工特産品の開発、販売促進や需要拡大を図る。

イ 水産業の振興

(i) 漁港の整備

四国屈指の水産基地である八幡浜漁港について、高度衛生管理型魚市場の特性を活かして、集荷の増大を図る。

また、生産拠点でもある佐田岬漁港の地震・津波対策を推進するほか、各地区の水産業の拠点となる漁港において、水産物の供給基盤である防波堤や係留施設等、地域の特性に応じた漁港の整備を進め、安全で快適な漁業環境の形成を図り、活力ある漁村づくりを推進する。

(ii) 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

漁業資源の維持・増大を図るため、漁業者自らが合理的に漁獲する資源管理型漁業の定着促進により、持続可能な水産業の構築を図り、担い手の育成に努める。

また、計画的な魚礁設置等による沿岸沖合域の総合的な漁場の造成や、放流種苗の生産及び中間育成を行う幼稚仔育成施設等の整備を図る。

(iii) 流通加工体制等の整備

水産物の需給変化と消費動向に対応した供給体制の確立と漁村の活性化を図るため、荷さばき施設や水産物鮮度保持施設などの漁業近代化施設や流通改善施設、さらには、水産廃棄物処理施設等の環境施設の整備を図る。

(3) 商工業の振興

ア 商店街の整備

本地域の中心都市である八幡浜市の中心商店街は、空き店舗率の増加、居住人口の減少といった空洞化の危機に直面しているが、平成25年4月にオープンした道の駅みなとオアシス「八幡浜みなと」への来場者は年間100万人を超えており、この観光客を八幡浜市中心商店街に呼び込むための各種事業・施策を総合的に推進し、活力ある商店街の再構築を図っていく。

イ 地場産業の振興

水産練製品や果汁加工などのフード産業や縫製業などの地場産業の振興を図るため、新技術・新商品の開発研究・指導やデザイン力・企画力などソフト面の高度化に取り組み、地場産業の高付加価値化と地域ブランド化を促進する。

(4) 観光の開発

ア ファミリーレジャー型観光レクリエーション基地の整備

佐田岬灯台を中心として、リアス式海岸、美しい砂浜等の豊かな自然景観を活かすとともに、新鮮な海産物、好漁場といった本地域の資源や特性を活用し、ファミリーレジャー型の観光レクリエーション基地としての整備を図る。

そのため、海浜（磯）公園、海水浴場、遊漁船舶、磯釣り公園、マリーナ等の海洋性レクリエーション施設の充実と集積を図る。

イ 特色ある観光資源の開発

国道197号（メロディーライン）を単なる道路でなく、両側に伊予灘、宇和海の違った海が見える風光明媚なドライブコース「メロディー街道」として捉え、コース近辺に情報交流拠点となる「道の駅」や「海の駅」、アンテナショップ等の拡充を図る。

また、佐田岬を舞台とした新たな自転車施策として、道の駅みなとオアシス「八幡浜みなと」、伊方町の「亀ヶ池温泉」や観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」、西予市全域が認定された日本ジオパーク等の連携のもと、サイクリングイベントやレンタサイクル事業等を活用するとともに九州と四国を結ぶゲートウェイとしての機能拡充を図り、将来的にしまなみ海道に続くサイクリストの聖地となるべく取り組みを行うことで、交流人口の拡大を図る。

さらに、瀬戸内海と宇和海を隔てる佐田岬半島周辺の好漁場で獲れた新鮮な魚をしゃぶしゃぶにする「愛媛佐田岬海鮮活しゃぶ」等、地元グルメや特産品の情報を様々な機会をとらえて発信し、誘客の促進を図る。

その他にも、豊かな自然に身近に親しめる場所として、スポーツ施設、野外レクリエーション施設、キャンプ場等の整備を促進し、柑橘類を主体とした植物園、農業公園など、本地域の自然、文化、産業の特色を最大限に活かした広域的観光客誘致施設の設置を図る。

ウ 広域観光ルートの形成

本地域における広域観光推進母体として佐田岬広域観光推進協議会の活

動を強化し、広域観光ルートとして松山を基点とした松山～内子・大洲～八幡浜～三崎や、宇和島を基点とした宇和島～宇和～八幡浜～三崎の2ルートを定着させるとともに、メロディーラインを「メロディー街道」としてアピールし、伊方ビジャーズハウス、伊方町道の駅「きらら館」「瀬戸農業公園」、観光交流拠点「佐田岬はなはな」、佐田岬灯台などをコースに組み込んだ半島周遊観光ルートを確立する。

今後、将来的な豊予海峡ルートの開通、また、東九州自動車道や大洲・八幡浜自動車道の開通を見据え、航路を利用した九州・四国・京阪神を結ぶ高速ルートにおける九州との連携拠点としての機能を強化し、別府、臼杵、大分などの観光地との連携を深め、広域周遊ルートの形成に努める。

エ 都市との交流

平成25年4月に道の駅みなとオアシス「八幡浜みなと」等の交流拠点施設が開設したことにより、交流人口が著しく増加している。今後、都市住民との交流を図るため、半島の自然や特性を活かした各種イベントを積極的に展開する。

また、自然観察学習、農漁業体験等の機会を通じて小学生、中学生等の年少層を対象とした交流についても推進を図る。

(5) その他の施策

企業誘致に係る産業振興策として、地理的条件が阻害要因となりにくいコールセンター等情報関連企業の誘致施策を拡充し、雇用の創造による地域活性化を図る。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

地形的要因により産業立地条件に恵まれていない本地域であるが、温暖な気候を活かした柑橘類の一大産地であり、好漁場と天然の良港に恵まれた四国屈指の水産基地という特性を有しているため、基幹産業である柑橘農業と水産業の一層の振興及び生産物の高品質化により他地域との差別化を図り、地域の特性を活かした経済の活性化と就業の場の確保に努める。

(2) 就業促進対策

既存企業やハローワーク等関係機関との連携による雇用の確保に加え、企業誘致・創業支援による新しい雇用の確保のために各種支援措置を活用し、働く希望を持つ全ての人が安心して生きがいを持って働くことができるよう就業しやすい環境を整備する。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

本地域において恒久的な水資源の確保を図るため、昭和49年度から、肱川水系野村ダムを主水源として、南予水道用水供給事業と南予地区国営土地改良事業との共同事業（南予用水事業）が実施されており、南予水道用水供給事業については、関連する上水道及び簡易水道の整備を含め、平成3年度に完了し、また、

南予地区国営土地改良事業は平成8年度に完了した。

このため、本地域の当面の生活用水及び農業用水は確保されているが、今後、生活の都市化に伴う公共下水道、集落排水事業の整備、柑橘農業の振興に伴う農業用水の増加等により、水需要の増加が見込まれる。

(2) 水資源確保対策

今後は、南予地区国営土地改良事業に付帯する県営かんがい排水事業などの推進を図り、安定した農業用水を確保する。

(3) 水資源の利用

森林の水源かん養機能を高度に発揮させるため、健全で活力ある森林の造成・維持に努め、局地的な水需給の逼迫に備え、小規模生活ダムなどによる水資源の開発可能性について検討を行う。

5 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

本地域においては、自然的条件による制約に加え、若年者の減少と高齢者の増加など、家庭環境、社会環境についても、他の地域との格差が広がっており、今後、地域住民のニーズにあった、都市的な生活ができる魅力ある定住環境づくりが求められている。

このため、下水処理、廃棄物処理などの施設とその支援体制の整備を進め、都市公園及び住宅団地の整備や、防災・消防・地域安全対策にも十分に配慮した、安全で快適な生活環境の整備を積極的に推進する。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

生活水準の向上に伴い、都市的な居住環境の整備が強く求められていることから、生活排水やごみ・し尿等の処理施設の整備が緊急の課題となっているが、本地域においては、特に、下水道等の整備が非常に後れているとともに、接続率が伸び悩んでいる状況にある。

このため、生活排水対策に計画的に取り組み、その地域の実情に応じた整備手法により、整備促進を図るとともに、未整備の地域については、早期普及促進を図るため、指導や支援に努める。

また、ごみ対策については、ごみ分別の徹底と生ごみの減量化を進めるほか、リサイクル可能なものは極力リサイクルを行うなど、廃棄物循環型処理の推進に努める。

(3) 公園等の整備の推進

本地域は、海と山とに囲まれた狭い平地に人口が密集しているため、都市公園の適正な配置が特に重要であることから、今後、適正規模の都市公園を広域的な調整を図った上で、バランスよく整備されるよう市町の指導と支援に努める。

集会施設・コミュニティ施設については、各市町に中央公民館や町民会館が整っているが、今後は、地域の広域的な連携を視野に入れた大規模な施設整備の可能性を探るとともに、地域住民の文化需要の多様化に応える多目的な複合施設の整備を検討する。

(4) 住宅関連対策

本地域は平地が乏しく、住宅は海沿いの低地に密集しているため、集落内道路は狭く、下水道が未整備であることなど居住環境整備の後れが過疎化の一因となっている。

定住促進のため、住宅政策の基本である住宅マスタープラン等に基づき、計画的な公営住宅の建替え、住宅地の開発整備を行い供給促進に努める。

また、過疎化の進行に伴い弱体化しつつある集落の機能を保持するため、集落内道路など公共施設の整備を進めるとともに、基幹集落を中心とした集落相互間の有機的な連携を強化する。

さらに、集落の維持が困難な地域については、住民の意向を尊重しながら集落の再編成や整備を行う。

(5) 生活サービスの持続的な提供

上水道施設は、多くが耐用年数を過ぎ早急な更新が求められる一方、施設の耐震化、災害時の給水確保、合併に伴う施設の統廃合など水道に対するニーズは、従前にも増して多様化しており、質・量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、真に信頼される強靱で持続可能な水道を構築していくために、施設の計画的な更新に取り組む。

簡易水道についても、施設の老朽化や地域の過疎化等により維持管理が困難になってきており、既設簡易水道を上水道と統合することにより、維持管理の効率化、高度化を図り、質・量とも安定した安全・安心な水の供給を可能とする統合整備を推進する。

また、本地域は急峻な地形が多いことから小規模な店舗が減少し、中心部の中・大型店舗が増加しており、点在する小規模集落にとっては、生活道路網の整備と福祉バスなどによる交通機関の充実が生活基盤強化に向けての大きな課題である。快適な暮らしを支える社会基盤として、幹線への接続道路及び地区内の生活道路の着実な整備とともに総合的な交通体系を整え、誰もが安心して移動できる交通環境の充実を図る。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、半島という地理的条件から集落が点在し、今後さらなる過疎化・高齢化・少子化の進展が予想されるが、慢性的な医師不足であり、その確保が困難な状況である。

住民が地域で安心して生活するためには医療体制の維持確保が必須であり、医師や看護師の確保対策を強化し、必要な医療機能を充実させ医療機関相互の役割分担と連携による医療ネットワークを整備し交通手段等の確保を含め、地域医療の確保を図る。

(2) 医療の確保を図るための対策

市立八幡浜総合病院の全面改築及び西予市民病院の新築移転をはじめとする施設や医療機器の充実、隣接地域や地域内医療機関相互の役割分担と連携、地域医療体制の強化に努め、病院群輪番制・診療科目の拡充など、関係機関等と調整

を図りながら引き続き一次救急・二次救急医療の体制強化に努める。

さらに、医師と看護師の確保と定着の促進、診療所と病院の連携による効率的な医療供給体制を整備し、勤務する医師が短期的に不在となる場合の代診医の派遣制度や医療機器の整備、施設の整備を促進して、診療体制及び医療機能の充実を図る。

医師の確保については、現在、医師を派遣している愛媛大学との連携を密にして、市立八幡浜総合病院、西予市民病院への医師派遣の継続、増員の要請に努める。早ければ平成 29 年度から順次、愛媛大学等の地域枠医師が各地域で地域医療に従事する予定であり、愛媛大学医学部に設置している地域医療支援センターと連携し、県内の医師配置状況を考慮しつつ適正配置に努める。

また、半島地域出身の医学生に対して、広報紙などふるさとの情報を発信することにより、出身地に対する理解を深め、地元愛を高めてもらえるように努めていく。

(3) その他の対策

デマンドバスと連携して民間の医療機関を含め、受診しやすい環境づくりに努め、導入を検討しているドクターヘリの活用など、地域で対応できない重篤患者のための緊急医療の整備を図る。

高齢化に伴う住宅医療ニーズの増加に対応するため、看護師等の医療スタッフをさらに確保し、効率的に地域を巡回する体制整備を推進する。

また、保健・医療・介護・福祉サービスを総合的に提供する保健センターや包括支援センターの連携を密にし、地域住民のニーズに合った保健サービスが行えるよう、保健師による健康相談や健康教育等の活動を推進するとともに、保健所や診療所等との緊密な連携のもと地域の実情に即した活動を行う。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

本地域の高齢者比率は、平成 22 年国勢調査によると 34.8%に達し、県平均(26.4%)を 8.4 ポイント上回っており、高齢化の進展は著しく、高齢者対策が緊急の課題である。

このため、県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に基づき、福祉マンパワーの確保や介護サービス基盤の整備を積極的に推進するとともに、生きがい対策の充実など高齢者の社会参加を促進する。

また、少子化に対応した多様な保育ニーズへの対応や県障害者計画に基づく各種障害者福祉施策の推進に努めるとともに、広く地域住民が、健康で生きがいを持ち、安心して過ごせるような明るい福祉社会づくりの実現のために、保健・福祉・医療サービスの一体的な整備を図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

本地域は、過疎化・高齢化の進行が著しい一方、地形は険しく、海岸に沿って集落が点在するという地域であるが、日常的には、今なお相互扶助の伝統が根強く残っている地域でもある。従って、このような地理的条件や地域特性など十分加味して、その地域に即したきめの細かい高齢者福祉を展開していくことが必要

である。

このため、まず、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスの整備を重点にしながら、さらに、今の相互扶助の伝統を活用し、高齢者を地域で支える体制づくりを進める。

また、介護保険事業計画に基づき市町において、それぞれのニーズ等を勘案した施設整備に努める。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

本地域における保育所は、児童数が減少していることから、量的にはほぼ充足している。今後は、地域の受給バランスなどを考慮し、統廃合を含め適正配置に努めるとともに、老朽施設の計画的な整備を推進する。

また、少子化社会に対応した次世代育成支援行動計画を基本に、延長保育、乳児保育、障害児保育など保育所の機能や設備の充実を図るとともに、子育て支援センターと連携をしながら、施設・心身・金銭的に安心して健やかな子どもを生ま育てていける地域を目指した環境を整備する。

さらに、地域における子どもの健全育成の拠点となる児童館の整備促進に努めるとともに、これを拠点とした活動を積極的に推進する。

障害者福祉の推進にあたっては、障害者が住み慣れた地域での生活を支援していくことが基本であり、本地域の地形的条件も踏まえ、デイサービス・ホームヘルパー等の居住サービスや日常生活用具・補装具の給貸与事業、各種障害者福祉制度の利用による在宅福祉対策の充実を図るとともに、施設福祉対策についても、地域の実情に応じて広域的な連携を図りながら充実に努める。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

本地域の教育環境は、過疎化の進行に伴い児童・生徒数の減少が見込まれることから、学校配置の抜本的見直しに向けた検討を行うとともに、地域の実情に即した学校づくりを推進し、社会情勢の変化に対処できる教育施設、設備の充実を図るほか、児童・生徒の通学条件の整備や、教育諸条件の整備等に十分配慮する。地域の将来を担う人材の育成が急務となっていることから、人間形成の基礎を培う家庭教育の充実に努めるとともに、学校教育においては、自然や地域の環境等を活用した体験学習や郷土愛を培うふるさと学習など、地域の特性を活かした教育活動を充実する。

また、社会教育においては、文化・スポーツ活動や各種ボランティア活動、環境保全・美化活動、文化活動等の地域活動や行事等への参加を促進し、世代間交流、他地域との交流を通じて、次代を担う青少年を地域全体で温かく見守り育てていく気運の醸成を図る。

一方、文化面においては、地域の文化水準の向上が、人々の心を豊かにし満足して住める地域づくりの基盤であることから、住民の多様化・高度化する文化的欲求や生涯学習への意欲に応えるため、その活動の拠点となる集会施設・文化施設等を整備するとともに、各種情報や学習機会の提供など文化活動を支援するための条件整備に努める。

また、地域固有の伝統文化の継承と文化財の保護に努める。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

本地域に残る多くの地域資源の現状を把握してもらうために大学等の教育機関と連携し、持続可能な発展を目指し多様な人材と協働しながら、地域資源の発掘や課題解決を企画・立案できる人材の育成を図る。

優れた文化芸術の継承・発展・創造を担う人材については、様々な文化芸術団体や教育機関等が連携・協力し、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な育成を図るとともに、優れた人材が才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する。

また、豊かな社会の形成に資する質の高い文化芸術を提供するため、研修機会の拡充、文化芸術指導者などの養成に努めるとともに、地域や学校等における質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境を整備する。

さらに、民間企業等に働きかけ、支援・協力の機運を醸成するとともに、学校教育において「郷土愛」を育み、若者が意欲を持って将来の地域振興を担ってくれるような人材育成に取り組む。

(3) 教育・文化施設等の活用・整備

地域の将来を担う青少年の健全育成を図るため、八幡浜市民スポーツセンター・スポーツパークや伊方町スポーツセンターなどを、地域の体育・スポーツ活動の拠点施設として積極的に活用する。

地域の集会、研修施設として利用できる公民館を八幡浜市の宮内地区、日土地区、川之石地区等に設置する。

また、地域文化の振興を図るため、八幡浜市民会館跡地に新たな文化活動の拠点となる施設や地域間交流の拠点となる施設を整備し、文化施設相互の連携を強化し、文化施設の有効活用を促進する。

(4) 地域文化の振興

地域の伝統文化を活かしながら新しい地域文化を創造し、個性的で魅力あふれる地域づくりを進めるため、八幡浜市の「日土小学校」、「木造阿弥陀如来及両脇侍坐像（通称：梅之堂三尊仏）」（ともに国指定重要文化財）、「三崎のアコウ」（国指定天然記念物）や「朝日文楽」（県指定無形民俗文化財）等地域の貴重な歴史的・文化的資源の保存と活用について、住民に対する意識啓発や活動支援に取り組むとともに、それらを活かした特色あるイベントの創出、他地域の様々な文化との交流を促進する。

また、国内外の優れた芸術観賞機会を拡充するなど、地域の文化活動の拠点となる各種施設の有効活用にも努めるとともに、発表機会の充実などにより住民の文化活動を支援し、文化面における都市住民との格差の是正を図る。

さらに、地域の文化活動のリーダーとなる人材の育成を推進するとともに、青少年の文化活動への参加を促進する。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域における自然、物産、歴史的資源を活かした人・物・情報の活発な交流は、

地域の活性化の起爆剤として大きな効果が期待されるため広範な地域との交流を積極的に進めることにより、他地域との結びつきを深め、地域の活力とにぎわいを創出する。

(2) 地域間交流の促進のための方策

地域の中心都市である八幡浜市において、フェリー関連施設の再整備事業を推進し、交流人口の増大を図る。また、歴史的町並みを活用した交流拠点を整備し、半島の各施設との有機的な連携を図り地域のにぎわい創出・活性化を図る。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は軟弱な地盤や一般に急傾斜面が多いため、降雨による土砂災害等の危険を常に抱えており、特に台風通過時には、波浪や集中豪雨による大きな被害がもたらされてきた。風水害等による災害から被害を最小限にとどめ被害の拡大を防止するため、防災関係機関等は、区域住民に対し災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、地域における防災力向上のための施策を積極的に支援していく。

また、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震の被害を軽減するため、住宅の耐震化、居住空間の安全確保、津波に対する海岸保全施設整備等の達成すべき具体的数値目標を策定し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体になって、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害の危険を回避、軽減していくため、国土保全施設等の更なる充実を図り、「災害に強い半島づくり」を推進していく。

道路整備については、事業の重要性や緊急性等を踏まえながら、拡幅整備や歩道の設置等を行い、災害時の通行を確保する。また、地震による落石や崩壊等による災害を未然に防ぐための災害防除事業を進める。

住民の日常生活や経済活動を支えるライフライン施設については、災害発生時においても救援や復旧活動が円滑に進むよう、事業者と協力連携し、安全化対策を進めていく。

砂防関係事業については、土砂等の被害を防ぐため、計画的に砂防施設の整備や急傾斜地崩壊対策を実施していく。

港湾及び漁港整備については、災害時の避難港としての機能を充実させるため、岸壁、泊地等の整備を進める。

治山事業により土砂流出や崩壊防止、防風、防潮といった森林の持つ自然災害防止機能が発揮できるよう、森林の保全や整備を進めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業等により農地、農林施設の基盤整備を推進し防災力を高めていく。

(3) 防災体制の強化

安全な生活環境を確保するため、信号機、ガードレール、大型道路標識等の交通安全施設の整備を推進するとともに、河川改修や砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の防災事業を推進し、道路や港湾の整備に当たっては、防災機能の

強化や防災施設の拡充、代替ルートの整備等を進め、災害時の交通・輸送機能の確保を図る。

本地域は、地形的条件から大規模災害発生時の情報伝達手段の確保を図る必要があるため、衛星系防災通信システムなどの維持管理により、関係機関を効果的に結ぶ連絡体制の充実強化に努める。また、各種情報システムについて、地震等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップを徹底するほか、重要データの複製を比較的被災しにくい場所に保管する措置を図る。

さらに、地形的条件による消防水利の不足、高齢化による消防の担い手不足等への対応が課題となっているため、市町消防施設整備計画に基づき、防火水槽・消防ポンプ車等を整備し、消防力の充実強化を図るとともに、広域消防体制を確立するため、相互応援協定の締結やヘリコプターを活用した消防防災活動の推進などの支援体制を整備するほか、救急救命士が乗務する高規格救急自動車の運用による救急医療体制の高度化を図る。

安全で安心して暮らせる生活環境は、定住や交流の促進を図り半島地域の振興を進めていく上で重要な要素であることから、住民に密接な活動を行っている交番・駐在所が地域の生活安全センターとして機能できるよう必要に応じて施設等の整備を行うほか、地域住民の自発的な地域安全のための活動を支援していくなど、生活環境の安全性の向上を図る。

(4) その他の対策

すべての災害を防除することは不可能であることから、「災害に強い半島づくり」の推進に加え、危機管理の視点から、被害の最小化に向けた施策の強化を図っていく必要がある。

そのためには、観測機器の更新や、地震計のネットワークを利用することで、迅速かつ効果的な初動体制の確立に役立てていく。避難や救助に当たっては、避難場所、避難施設、避難道路、防災備蓄倉庫の充実及び、活動拠点としてのオープンスペースの確保に努めるとともに、ヘリを活用した負傷者の搬送体制や医療救護体制の充実を図っていく。

また、住民や観光客、学校、事業所、防災関係機関等が合同で、半島地域の特性に即した実践的な防災訓練に取り組むことにより、災害時の適切な対応を確保していく。

情報通信については、衛星携帯電話の活用や、情報環境の進展に対応した通信機器、インターネット等、IT の活用による充実とネットワーク化を図っていく。さらに、大災害時において現地対策本部を設置する場合などに迅速な情報交換が確保できるよう、防災無線施設や防災通信システムの機能強化を図っていく。

11 その他半島振興に必要な事項

本地域の優れた自然環境を守り、次代へ引き継いで行くことは重要な課題である。このため、本計画の具体的な推進に当たっては、公害防止対策や環境汚染の未然防止の一層の推進、良好な自然環境の保全、さらには地球環境も視野に入れた環境保

全対策の推進に加え、快適な環境を確保する視点に立った調和のとれた総合的な環境対策を進める。

(1) 自然環境の保全

本地域に、瀬戸内海国立公園、佐田岬半島宇和海県立自然公園の指定地域があり、この自然環境の保全に努めるとともに、公園利用者のニーズにあわせ、自然と調和した自然とふれあえる施設整備を推進する。また、工作物等の設置にあたっては、構造物の形状、色彩等が周辺景観と調和するように配慮する。

また、本地域内には、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区が5か所あり、美しい自然の海浜を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋レクリエーションの場の確保に努める。

さらに、本地域は、サシバなどの渡り鳥のルートにあたっており、ミサゴ、ハヤブサなどの生息も確認されているので、これらの生息調査を実施し、生息環境の保全に努める。また、「佐田岬のハマヒサカキ群落」や「三崎のアコウ」などの貴重な植物の保全にも努める。

(2) 公害の防止

本地域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける地域であるので、瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画、及び化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に基づき、水質汚濁等公害の防止に努める。

(3) 環境への配慮

環境汚染の未然防止のため、環境監視体制の充実を図るとともに、大規模な事業の実施に当たっては「環境影響評価法」及び「愛媛県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施し、環境保全と開発の調和を図る。

参 考 资 料

○現況データ

項目	半島地域	県	比率(比較)	備考	
総面積	268.02 km ²	5,676.10 km ²	4.7 %	26年 国土地理院	
総人口	57,042 人	1,431,493 人	4.0 %	22年 国勢調査	
人数	年少 (0～14歳)	6,134 人	185,179 人	3.3 %	
	生産年齢 (15～64歳)	30,937 人	858,991 人	3.6 %	
	老年 (65歳～)	19,863 人	378,591 人	5.2 %	
	※不詳	108 人	8,732 人	—	
比率	年少	10.8 %	12.9 %	△ 2.2	
	生産年齢	54.2 %	60.0 %	△ 5.8	
	老年	34.8 %	26.4 %	8.4	
就業者数	26,907 人	651,605 人	4.1 %	22年 国勢調査	
人数	第1次産業	6,262 人	52,430 人	11.9 %	
	第2次産業	5,175 人	154,858 人	3.3 %	
	第3次産業	15,226 人	425,321 人	3.6 %	
	※不詳	244 人	18,996 人	—	
比率	第1次産業	23.3 %	8.0 %	15.2	
	第2次産業	19.2 %	23.8 %	△ 4.5	
	第3次産業	56.6 %	65.3 %	△ 8.7	
道路実延長	1,147.7 km	18,087.4 km	6.4 %	26.4.1現在 道路施設現況調査	
道路改良率	49.1 %	55.7 %	△ 6.6	''	
道路舗装率	91.9 %	87.3 %	4.6	''	

幡多地域半島振興計画

平成27年12月

高 知 県

平成27年12月 全部変更

目 次

第1 基本の方針	1
1 地域の概況	1
2 現状及び課題	2
(1) 人口等	2
(2) 交通・通信	2
(3) 産業及び観光	4
(4) 就業	7
(5) 水資源	7
(6) 生活環境	8
(7) 医療	9
(8) 高齢者福祉及びその他の福祉	10
(9) 教育及び文化	11
(10) 地域間交流	12
(11) 国土保全施設等の整備及び防災体制	13
(12) 環境の保全等	13
3 振興の基本的方向及び重点とする施策	15
(1) 基本的方向	15
(2) 重点とする施策	15
第2 振興計画	17
1 交通通信の確保	17
(1) 交通通信の確保の方針	17
(2) 交通施設の整備	17
(3) 地域における公共交通の確保	17
(4) 情報通信関連施設の整備	18
2 産業及び観光の振興	18
(1) 産業及び観光の振興の方針	18
(2) 農林水産業の振興	18
(3) 商工業の振興	21
(4) 観光の振興	22
3 就業の促進	23
(1) 就業の促進の方針	23
(2) 就業促進対策	23

4	水資源の開発及び利用	2 3
(1)	水資源の開発及び利用の方針	2 3
(2)	水資源確保対策	2 3
(3)	水資源の利用	2 4
5	生活環境の整備に関する事項	2 4
(1)	生活環境の整備の方針	2 4
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	2 4
(3)	公園等の整備の推進	2 4
(4)	住宅関連対策	2 4
(5)	生活サービスの持続的な提供	2 5
(6)	その他の整備	2 5
6	医療の確保等	2 5
(1)	医療の確保の方針	2 5
(2)	医療の確保を図るための対策	2 5
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	2 6
(1)	高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	2 6
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	2 6
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	2 7
8	教育及び文化の振興	2 7
(1)	教育及び文化の振興の方針	2 7
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	2 8
(3)	教育・文化施設等の整備	2 8
(4)	地域文化の振興	2 9
9	地域間交流の促進	2 9
(1)	地域間交流の促進の方針	2 9
(2)	地域間交流の促進のための方策	2 9
1 0	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	3 0
(1)	災害防除の方針	3 0
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	3 0
(3)	防災体制の強化	3 1
1 1	環境の保全等	3 1

第 1 基本的方針

1 地域の概況

- 本地域は、四国の西南端に位置し、高知市から市町村中心部まで陸路で約100km～150kmの距離にあり、東は土佐湾、西は豊後水道に面する太平洋に突き出た半島で、宿毛市、土佐清水市、四万十市（うち旧中村市の区域）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町の区域）の3市（一部指定を含む）2町1村から構成されています。
また、同時に過疎地域（土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町）、振興山村地域（大月町以外。一部指定を含む。）、特定農山村地域（全市町村）にも指定されています。
- 面積は、1,238km²で県土の17.4%を占めていますが、人口は87,578人（平成22年）で県人口の11.5%にすぎず、人口密度は70.7人/km²、県全体の107.6人/km²と比較してかなり低い状況にあります。
- 地形は、標高300m～500m級の山岳が連なり、それが海食崖となって海に迫っており、地域の林野面積比率は82.7%で、わずかな平地に耕地を拓き集落を形成しています。また、海岸線は、大規模な海浜がほとんどなく、大堂海岸を中心に沈降による出入りの多いリアス式海岸を形成しており、総延長は302kmとなっています。
- 自然は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川や豊富な原生林、足摺宇和海国立公園の区域となっている足摺岬・大堂海岸など雄大な海岸景観と透明度の高い海など、数多く残されています。
- 気候は、黒潮の影響で、年平均気温16～18℃、日照時間2,000時間強、降水量は2,300～3,600mm（いずれも平成26年）であり、温暖・多照・多雨な地域となっています。また、台風の北上経路地帯でもあります。
- 歴史的には、縄文時代から一貫して中村、宿毛地域を中心として栄えてきましたが、なかでも京都から下向した一条教房を始祖とする土佐一条家の支配は絶大で、室町時代の繁栄の影響を受けた伝統行事や慣習が現在も残されています。
なお、大化の改新後に設置された「幡多郡」が、本地域の由来となっており、現在まで、歴史的にも文化的にも一体的な地域として推移してきました。

幡多地域の構成市町村

市町村	面積 (km ²)	人口 (人)
宿毛市	286.15	22,610
土佐清水市	266.56	16,029
四万十市(うち旧中村市の区域)	384.50	32,712
大月町	103.02	5,783
三原村	85.35	1,681
黒潮町(うち旧大方町の区域)	112.52	8,763
計	1,238.10	87,578

総務省統計局「平成22年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 人口等

ア 人口

- 人口は、昭和35年の129千人をピークに、昭和45～55年の一時期を除き減少を続けており、平成17年と平成22年の国勢調査の結果を見ると、この5年間で6.6%減、高齢化率も29.4%から32.5%となるなど、人口減、高齢化の進行がますます顕著になっています。特に、生産年齢人口は10.2%減と地域内人口の減少率を大きく上回っており、就業の場とともに産業の担い手を確保することが大きな課題となっています。

イ 財政

- 財政力指数は、市部で0.235～0.343、町村部で0.106～0.205と県平均0.377をいずれも下回っており、厳しい状況となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）

(2) 交通・通信

- 本地域は、都市機能の集積された高知市から遠く離れ、交通機関や情報通信面の立ち遅れが目立っています。

ア 道路

- 本県を取り巻く広域道路網は、四国横断自動車道が、現在、四万十町まで供用中です。

本地域内の高速交通体系は、片坂バイパス（四万十町西IC～拳ノ川IC）が平成30年度の供用を目指して整備を進めています。また、中村宿毛道路は、現在、四万十IC～平田IC間が供用中で、平田IC～宿毛IC間は平成31年度の供用を目指して整備を進めています。

- 県道は、主要地方道13路線、一般県道24路線、総延長は485kmあり、各市町村間を結ぶ土佐清水宿毛線、地域内を相互に結ぶ柏島二ツ石線や足摺岬公園線、地域外へアクセスする宿毛津島線等がありますが、平成26年4月現在、改良率51.3%、舗装率98.5%となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 市町村道については、平成26年4月現在、総延長約1,809km、改良率50.9%、舗装率89.8%となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）

【課題】

- 地域外とのアクセスを強化するための幹線道路や地域の拠点性を高める高規格幹線道路、地域内を循環・相互に結ぶ幹線道路、各集落から幹線道路へ接続する道路など、国道から市町村道に至る地域内外ネットワークの整備を進めていく必要があります。

イ 港湾

- 重要港湾であり、地域の産業を支える海上輸送の拠点施設である宿毛湾港と、地方港湾が9港（下田港、あしずり港、避難港である上川口港など）あります。

- 地域外とのフェリー定期航路として、宿毛湾港～佐伯港（大分県）があります。

【課題】

- 瀬戸内地方や九州地方を中心とした広域工業・流通拠点として宿毛湾港を整備するとともに、地方港湾の中で、四万十川河口にある下田港は、洪水など河川流量による影響を受けやすいことから、下田地区の浸水被害を解消する対策と安定した輸送航路の確保が必要です。

ウ 鉄道

- 土佐くろしお鉄道宿毛線が平成9年10月1日に開業し、昭和63年4月に先行開業している中村線と一体となり、地域内はもとより幡多地域と本県中央地域及び瀬戸内地方や京阪神地方を結ぶ基幹的な公共交通機関としての役割を果たしています。
- しかし、利用者の減少による営業収支の悪化により、県と関係市町村で積み立てている経営安定助成基金の支援がなければ、大変厳しい経営状況にあります。

<土佐くろしお鉄道（中村・宿毛線）の状況>

年度	輸送人員	営業収支
H10	1,262千人	△157,868千円
H16	1,010千人	△154,163千円
H26	640千人	△218,574千円

【課題】

- 土佐くろしお鉄道の経営の安定化と利用促進を図ることが必要です。

エ バス

- 市町村営路線を除く路線バスの利用者は331千人/年（平成26年度）で、平成16年度の524千人/年と比べて約4割減少しており、すべての路線が不採算で赤字となっています。
- 本地域の住民の生活に必要な不可欠なバス路線については、行政からの補助や委託、市町村自らの運行により維持されており、地域の交通の重要な役割を担っています。

【課題】

- 人口が減少する一方、マイカーの普及によりバスの利用者は減少していますが、高齢者等にとっては重要な交通機関であることから、地域の実情に応じた運行形態、利用促進による路線の維持が必要です。
- 少子高齢化や過疎化が進む中で、市町村や事業者、住民が一体となって地域の実情に応じた持続可能な地域内交通の仕組みを検討していくことが必要です。

オ 情報通信

- 採算性等から超高速ブロードバンドサービス（高速インターネット）や携帯電話サービスが提供されていない条件不利地域が存在しています。
- 行政や教育への利用を主な目的に構築した高知県情報ハイウェイにより、本地域の市町村役場や県立・公立学校などがネットワーク化されています。
- 宿毛市、四万十市及び大月町では、平成22年に、黒潮町では平成23年に、それぞれケーブルテレビが整備されています。

【課題】

- 超高速ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが提供されていない地域の情報通信基盤の整備が必要です。
- 本地域における公的機関の情報通信基盤である高知県情報ハイウェイについては、財政的にも制約がある中で社会情勢に対応した整備が必要です。

(3) 産業及び観光

- 高知県産業振興計画の推進により、本地域の基幹産業である第一次産業の新たな担い手の確保につながるといった成果も得られていますが、依然として、第一次産業の就業人口の減少や高齢化の傾向は続いており、本地域の強みを支える第一次産業の生産基盤が弱まっていくことが懸念されます。
- 他産業においても集積度が低いことや、中小企業者・小規模事業者が多数を占めるなど、より一層若者にとって魅力的な就労の場の形成が必要です。

【課題】

- 高知県産業振興計画で取り組んでいる、様々な生産活動の基盤となる第一次産業振興の取り組みを継続することが必要です。また、それらを活用した加工品づくりが各地域に広がってきており、更なる販売拡大や製造基盤の充実に取り組み、事業者の経営安定を図ることが必要です。
- 基幹産業である第一次産業の再生が不可欠で、他産業並の所得と労働条件の実現が必要です。また、第一次産業と連携した産業を振興していくことが必要です。

ア 農林水産業

(7) 農業

- 農業は稲作が広い範囲で行われています。花卉（黒潮町）、酪農（四万十市、宿毛市、大月町）、肉用牛（全域）、豚（宿毛市、土佐清水市、大月町）、養鶏（全域）、野菜（宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町）の産地となっています。
- 農家は4,082戸（平成22年）あり、そのうち約3割が兼業農家で、さらにその大半が第2種兼業農家です。なお、経営耕地のある1経営体あたりの経営耕地面積は1.02haです。

【課題】

- 地域の立地特性を活かした農業の展開、輸入農産物に対抗できる国際的な競争力を備えた、生産性の高い農業の実現への取り組みが必要です。
- 企業的なセンスを持った農業者や生産組織の育成、法人化が必要です。
- 担い手の育成や効率的な農業を行うために、農地の集積・集約化が必要です。

- 農業生産基盤の計画的な整備や農業用排水施設等の長寿命化対策による足腰の強い農業・産地を形成することが必要です。
- UIターンや他産業からの新規就農者を確保・育成することが必要です。
- 人口の減少や高齢化による地域力の低下をグリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大によって回復させることが必要です。

(イ) 林業

- 民有林の森林面積比率は65.7%（平成26年）で、人工林の32%が45年生以下の森林です。
- 林内道路密度（民有林）は16.3m/ha（平成25年）、林道密度は2.3m/ha（平成25年）となっています。

【課題】

- 木質バイオマス発電の操業などにより地域の木材需要が増大しており、原木生産の拡大が不可欠ですが、安定的に原木を供給するためには、森林の集約化や効率的な作業システムの確立が必要です。
- 森林資源が成熟し、保育間伐から搬出間伐への移行が見られる一方で、条件不利地などでは、未整備の森林が発生しており、公益的機能の維持増進を図るためには保育間伐等の森林整備が必要です。
- 今後、原木生産の拡大が進む中で、皆伐後の伐採跡地の増加が予想され、森林資源の循環利用を図るためには再生林が不可欠ですが、森林所有者の造林意欲は低く、再生林を推進するためには、造林コストの削減が必要です。
- 担い手の育成（新規就業者の確保・育成）が必要です。
- 木材流通の合理化等による木材産業の構造改革が必要です。
- 公共建築施設等の木造化や公共土木工事への木材利用による県産材の利用推進が必要です。

(ウ) 水産業

- リアス式海岸の複雑な地形による好漁場で、沿岸漁業の盛んな地域です。
- 主な沿岸漁業は、釣り・はえ縄漁業（足摺岬周辺・沖合地域）、定置網漁業（足摺岬周辺）、機船船びき網漁業・小型機船船びき網漁業（旧大方町地先海域）、魚類養殖業・まき網漁業（宿毛湾）があります。
- 河川漁業は、アユ（四万十川、松田川）、スジアオノリ（四万十川河口）があります。
- 内水面養殖業は、ヒトエグサ養殖（四万十川河口）があります。
- 漁港は、302kmの海岸線に大小48漁港（1種:41港、2種:5港、3・4種:各1港）あるものの整備水準が低い状況です。

【課題】

- 漁業生産量の確保対策や水産物の外商の推進、養殖業の振興等により漁業の生産高を伸ばし、漁業収入の向上を図ることが必要です。
- 水産加工業等を通じた地域住民の雇用の場の確保や、滞在型、体験型観光の推進、河川資源の維持、増強など、漁村における地域資源を活かした交流の拡大が必要です。
- 水産業や漁村を担う人づくり、組織づくりなど人材の育成と組織の強化が必

要です。

(エ) 鳥獣による被害

- 近年、シカやイノシシ、サルなどの野生鳥獣による農林業被害が増加しており、特に中山間地域での被害は大きな問題になっています。

【課題】

- 有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備、有効な防除対策の推進が必要です。
- 積極的な有害鳥獣の捕獲が必要です。

イ 商工業

(ア) 商業

- 従来から宿毛市、四万十市（うち旧中村市の区域）の中心商業地を核とした閉鎖的な商圈ですが、近年、郊外に大型店舗の出店が相次いだことから、中心商業地では空き店舗が増加するなど衰退が進んでいます。
- 平成19年の状況では、小売業の人口1人当たりの年間商品販売額は1,113千円で、事業所は1経営体当たり従業員数4.6人と、小規模・零細な事業所が多いのが特徴です。
- 宿毛市、四万十市（旧西土佐村含む。）の小売業の事業所数については、昭和50年代以降減少を続け、平成19年の状況を平成9年と比較すると18.2%減少しており、年間商品販売額もこの間に15.4%減少しています。

【課題】

- 基幹産業である農林漁業とリンクし、四万十ブランドに代表される地域資源を活用した「地域ブランド商品」の開発や都市圏への売り込みなど、観光と一体となった、競争力を持った商業振興を図っていくことが必要です。
- 中心商業地では、個店の魅力を高めると同時に、高齢者人口の増加への対応や商店街ごとのテーマの確立・回遊性を持たせ、商業のみならず、まちづくりの観点から整備を行うことが必要です。また、人口の減少に対応するため、移住者の受入が大きな課題となっており、移住者の開業を支援するため、チャレンジショップを活用したサポートをはじめ、官民連携して地域や商店街全体で支援していく取り組みが必要となってきています。

(イ) 工業

- 本地域では、食品製造業、生産用機械製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業といった産業が主体となっています。1事業所当たりの従業員数は平成25年で16.7人と全国・全県に比べて少なく、また、人口1人当たりの製造品出荷額等は330千円で対全県比48.4%、対全国比14.5%と低い状況にあります。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 事業所数は昭和50年以降微減を続け、横這いが続いていた従業員数・製造品出荷額等も減少に転じ、平成25年には、平成17年と比べると事業所数（20.7%減）、従業員数（12.7%減）、製造品出荷額等（19.7%減）のいずれも減少しています。もっとも、平成22年と比べると事業所数（2.67%増）、従業員数（0.1%増）、製造品出荷額等（4.2%増）のいずれも微増となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）

- また、本地域の産業構造は食品や建設関連といったいわゆる旧来型の業種が多く、一方で新産業分野への進出が乏しいなど、産業構造の硬直化が見られ、地域経済の活性化が図られていません。

【課題】

- 地域経済の活性化には、公的研究機関等の活用や異業種交流による生産技術の向上、新しい技術の開発、販路の開拓等を進めていくことが必要であり、また、ベンチャー企業の育成等、新産業の創出に向けた取り組みが求められています。

ウ 観光

- 足摺宇和海国立公園、入野県立自然公園、宿毛県立自然公園、四万十学遊館、日本最後の清流と呼ばれる四万十川など豊かな自然環境や景観に恵まれ、年間200万人を超える観光客が訪れています。
- 名所や風景を觀賞する従来の周遊型・見物型観光から、最近では家族、グループ等でアウトドアライフを楽しむ滞在型・体験型観光への関心が高まっています。キャンプやホエールウォッチング、四万十川の観光川下りやカヌー、観光定置網、シュノーケリングなどが若者を中心に人気を得ています。

【課題】

- 観光ニーズに対応した広域で集客力をアップする取り組みを推進するとともに、観光客に対するサービスの向上を図るため、観光スポットや宿泊施設、予約状況、交通アクセスなど、最新情報が提供できる観光ネットワークシステムを整備・充実していくことが必要です。
- 四万十川観光は、清流の魅力が残されていてこそ価値があるものです。人為的な施設は極力設置せず、あくまで自然を活かした観光を進めていくとともに、観光客へのゴミの持ち帰り運動や住民の清掃活動など、四万十川を守り育てる運動を推進することが必要です。

(4) 就業

- 本地域は四万十公共職業安定所管内に位置し、平成26年度の有効求職者数は18,811人、有効求人数は13,819人、有効求人倍率（実数値）は0.73倍でした。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 最近3年間の有効求人倍率（実数値）は、平成24年度0.65倍、平成25年度0.71倍、26年度0.73倍と上昇傾向にありますが、平成27年4月の有効求人倍率は0.63倍と前年同月を0.12ポイント下回っています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）

【課題】

- 本地域の有効求人数は、平成26年9月以降、前年同月と比べ減少しており、雇用の場の創出が必要です。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 地域の求職者を一人でも多く就職につなげていくため、人材育成や求人事業者とのマッチングなどの就職支援が必要です。

(5) 水資源

- 本地域は集落が点在している一方、河川は流域延長が短く流れの急な中小河川が多いため、水の供給源として井戸水や溪流取水への依存度が高いことから、水資源の供給が不安定な傾向にあります。
- 水資源の安定供給を図るため、横瀬川ダム（国土交通省直轄）や春遠ダム（生活貯水池）の整備を進めています。
- 上水道は、市街地中心部では普及していますが、地域に広く集落が点在しているため、小規模な水道施設が多い状況にあります。
水道の普及率（旧西土佐村、旧佐賀町含む。） 94.9%
（全国平均 97.7%）（平成26年3月31日現在）

【課題】

- 現在建設中のダムや森林の総合的整備、上水道の普及率の向上や老朽化した水道施設の更新により水資源を安定的に確保することが必要です。

(6) 生活環境

- 人口減少や高齢化が進む中、集落維持の危機や生活環境の悪化等、本地域で引き続き生活していくことが困難になっています。
地域の方々が愛着のある地域で安心して住み続けるために、住民が主体となり地域の様々な課題に対応していく集落活動センターの仕組みづくり（小さな拠点づくり）を推進しています。
- 生活水準が向上し、都市的な生活指向が高まる中であって、依然として、本地域では生活関連施設の整備が立ち遅れています。

【課題】

- 集落活動センターの開所地区は2ヶ所（平成27年3月31日現在）にとどまっております、更なる推進が必要です。
- 若者が定住し、女性や高齢者が意欲と能力に応じて就業できる、快適で活力ある農山漁村をつくるためには、地域を交流・ふれあいの場として開放することを視野に入れた生活関連施設の整備に取り組んでいく必要があります。

ア 下水道、廃棄物処理施設等

- 生活排水処理施設の整備が県平均と比べて大幅に遅れています。
普及率 63.5%（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
（県平均71.6%）（平成26年3月31日現在）
- 一般廃棄物は、年々減少しています。

【課題】

- 生活排水処理施設の整備促進が必要です。
- よりよい居住環境を構築するため、一般廃棄物の減量や再生への取り組みを地域全体で進める必要があります。

イ 都市公園等

- 都市公園は81箇所、面積にして111.4haあり、1人あたりの公園面積は11.98㎡と県平均の1.07倍となっています。（平成27年3月31日現在）

- 四万十市（うち旧中村市の区域）、黒潮町等で進めている土佐西南大規模公園（総面積435ha）は、変化に富んだ美しい海岸線と自然美を最大限に活かした海洋性レクリエーションゾーンとして整備を進めています。
- 本地域では施行中の土地区画整理事業1地区（36.5ha）が推進され、安全かつ快適な、新たな市街地が形成されようとしています。
- 都市計画区域の設定市町村は宿毛市、土佐清水市、四万十市、黒潮町で、街路計画総延長は74.13km、うち平成25年度末の整備済みは41.71kmであり、整備率は56.3%となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 平成14年度に開催された国体により運動公園の整備は進んできたものの、歩いていける身近な公園として都市公園法に規定する街区、近隣、地区公園は市町村によって箇所数や面積に大きな格差があります。
- 幹線道路網の整備や土地区画整理事業の進展に伴い、新たな市街地が形成されつつある反面、既成市街地においては空洞化が進み、中心市街地の衰退を招いています。

【課題】

- 自然環境や特性を活かした公園の整備が必要です。
- 都市基盤整備では、近年の社会情勢を踏まえた中心市街地の再生や震災対策上必要な密集市街地の解消、津波浸水被害のない高台での新市街地形成など、地域の特性に応じた事業の推進が必要です。
- 今後の新たな都市整備のあり方は、近年の社会・経済情勢や自治体における財政状況の悪化から、地域住民や各種事業者などとの協働による「住民力」を活かした取り組みを行い、身の丈にあったまちづくりを進めることが必要です。

ウ 住宅

- 36,971世帯（平成22年度）のうち、75.3%の世帯が持ち家に住んでおり、県平均66.0%を上回っています。
- 住宅着工戸数は235件（平成26年度）ですが、そのうち市部が83.4%を占めています。
- しかしながら、独身者住宅、共働き世帯向け住宅、高齢者向けケア付き住宅は不足している状況です。

【課題】

- 独身者住宅、共働き世帯向け住宅、高齢者向けケア付き住宅など、地域の実情や身近な自然環境に配慮しながら、住民のニーズにあった住宅の整備が必要です。

(7) 医療

- 保健医療のニーズが高度化・多様化しています。
- へき地における医療の確保と充実が求められています。

【課題】

- 健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備が必要です。

- 幡多地域ではほぼ完結できる医療が提供できるよう、幡多けんみん病院を中心とした救命救急機能の充実が必要です。
- 救急医療連携体制充実のため、ドクターカー・ドクターヘリを活用した県中央部の3次救急医療機関との連携が必要です。
- へき地における医療の確保と充実を図るため、医療機関の施設整備や医師等の人材確保とともに、後方支援体制の整備が必要です。

(8) 高齢者福祉及びその他の福祉

- 本地域は、集落が点在しており、交通の不便な地域も多いため、とりわけ、高齢者等への保健・医療・福祉サービスの確保・充実が求められています。

ア 高齢者福祉

- 老年人口比率36.9%（平成26年）と県平均32.1%より高く、総世帯に占める高齢者世帯数も50.9%（平成22年）と県平均44.2%より高くなっています。

【課題】

- 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせるサービスを提供できる体制の確立や、保健・医療・福祉の連携による総合的サービスの質の向上といった、住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを目指した取り組みを進めることが必要です。

イ 児童福祉等

- 保育所は44箇所、幼稚園型認定こども園は3箇所、地域型保育事業所は1箇所あり、支給認定子ども数は2,538人となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む。平成27年4月1日現在）
- 少子化に伴い、児童数も減少し、施設運営が厳しくなっています。
- 女性の社会進出の増加や核家族化の進行等により、保育需要は多様化しています。
- 保育サービスについては、県全体と比べて乳児保育、一時預かり事業が低調な状況です。
- 施設が老朽化しているものが見られます。

【課題】

- 市町村の子育て支援の計画に基づき、住民の保育ニーズに適切に対処できるよう、教育・保育施設や地域の実情に応じた子育て支援等を充実させていくことが必要です。

ウ 障害者等の福祉

- 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付数は、7,298人（平成26年度末）となっています。

【課題】

- 高知県障害福祉計画に基づき、中山間地域のサービス提供体制の充実や専門的な療育支援を行う体制づくりなど、障害者が住み慣れた地域で、安心して暮

らせる地域づくりを目指した取り組みを進める必要があります。

エ 地域福祉

- 高齢者に関しては、老年人口比率が全国と比べて高く、核家族化の進行により、高齢者世帯が増加することから老老介護といった介護の負担が増えるとともに、生活支援機能が弱まり、施設への入所や社会的入院が多くなっています。
- 子どもに関しては、少子化・核家族化が進み、地域での支え合い機能が弱まり、子育ての孤独感や不安感が生じています。
- 県内の自殺者数は、平成22年に13年ぶりに200人を下回って以降、減少傾向が続いています。しかしながら、人口10万人あたりの自殺死亡率は全国平均よりも高い状況が続き、中でも幡多地域は、県平均を上回る水準で推移しています。

【課題】

- 弱体化したコミュニティの再生と活性化を図るために、地域リーダーの発掘や、NPO・ボランティアの育成及び支援をし、これらの活動が持続可能な地域福祉の推進が必要です。
- 個人の尊厳を尊重した地域福祉を推進する必要があります。
- これら課題を解決するためには福祉のみならず教育分野などとの連携が必要です。
- 自殺対策として、地域で相談にあたる傾聴ボランティアなどの人材を育成するとともに、関係機関がより連携して適切な相談支援が行えるよう、福祉保健所を中心としたネットワークを構築する必要があります。

(9) 教育及び文化

ア 教育

- 少子化や人口流出により、小学校、中学校、高等学校とも児童生徒数が減少し、適正な学校規模の維持が困難な状況になりつつあります。そのため、小中学校の統廃合が進んでいます。また、地域に集落が点在するため、学校が小規模で、小学校では51.4%が複式学級となっています。
- 中学校では、卒業後の進学率は96.9%（平成26年3月卒業者、旧西土佐村、旧佐賀町含む）で、県平均98.3%を下回っています。
- 高等教育機関は四万十看護学院1校のみで、社会教育施設も少数・小規模です。

【課題】

- 多様化・高度化する学習ニーズに対応し、教育分野での地域間格差を是正するためには、地域の実情に応じた新しい学習システムの構築や情報機器等を活用した教育環境の整備が必要です。
- 社会教育施設、学校教育施設、文化施設等関連施設の有効活用と情報ネットワークの拡大と有効利用が必要です。

イ 文化

- 歴史的・文化的に独自の文化圏を構成しており、入野松原や吉福家住宅、浜

田の泊屋、松尾のアコウ自生地をはじめとする名勝、史跡、民俗文化財、天然記念物などが多く存在しています。

- 文化施設は、地域住民の文化教養活動に一定の役割を果たしており、宿毛市には文教センター（歴史館、公民館、図書館）、総合運動公園、野球場、東部運動場、武道館、相撲場、土佐清水市には市民文化会館、足摺海洋館・海底館、国際交流の館ジョン万ハウス、公民館、図書館、浦尻運動公園、市民体育館、四万十市（うち旧中村市の区域）には文化センター、公民館、幡多郷土資料館、四万十学遊館、図書館、安並運動公園、渡川第二緑地、温水プール、具同体育センター、武道館、四万十川下流交流センターがあり、町村には文化会館、公民館、図書館、土佐西南大規模公園、大方球場等が設置されています。
- 地理的条件の制約等により、文化施設の整備や芸術文化に触れる機会も十分とはいえない状況です。

【課題】

- 文化の振興や文化財の保存など文化を住民の暮らしに関わる幅広い領域で捉えたまちづくりが必要です。
- 多様化した住民の文化的ニーズに対応していくことが必要です。
- 少子高齢化や過疎化により、失われつつある伝統芸能や文化遺産を継承していくことが必要です。
- 文化財保護への住民意識の向上を図る必要があります。
- 地域のスポーツ活動の活性化と体育・スポーツ施設の整備・有効活用が必要です。

(10) 地域間交流

- 本地域は、本県観光の玄関口である高知市から自動車ですら約2時間から4時間を要しており、一部を除いて、個々の観光資源では決して集客力が高いとは言えない現状です。
- 地理的条件や大規模な旅行を受け入れられる宿泊施設が限られていることから、通過型の観光旅行が多く見られる一方、家族やグループ旅行のニーズにマッチした宿泊施設があります。
- 近年の修学旅行は、文化や産業、経済、政治の重要地を巡る見聞型ではなく、体験型修学旅行のニーズが増加しており、本地域においても積極的に受入に取り組んでいますが、近年は伸び悩んでいます。
- 近年、都市住民の間では「ゆとり」や「やすらぎ」を求めて自然豊かな農山漁村で余暇を過ごすグリーン・ツーリズムへの関心が高まっており、本地域でも増加してきています。
- また、受け入れ側においても地域の活性化の手段としてグリーン・ツーリズムに取り組む動きが見られ、地域住民が主体となった体験メニューづくりや農家民宿が増えつつあります。

【課題】

- 本地域の広域的な観光PR活動などを強化していく必要があります。
- 広域的に観光客を誘致するため、各市町村と広域の観光組織の連携が必要です。

- 広域的な観光資源及び観光ルートの提供により、宿泊型観光の誘致を強化する必要があります。
- 家族やグループ旅行のニーズにマッチした環境の宿泊施設を、ルートの的にさらに充実する必要があります。
- 体験型観光へ柔軟な対応をしていくため、悪天候時における代替メニューを開発する必要があります。また、家族やグループのニーズに対応した、安価で快適な空間を提供するとともに、自然体験ができる施設等を整備していくことが必要です。
- グリーン・ツーリズムを推進するためには、受け皿づくりや受け入れるためのコーディネートを担う組織を育成し、地域ぐるみで受け入れ体制を整備することが必要です。
- 修学旅行の誘致競争を勝ち抜くためにも、本地域の体験型観光メニューを統括するとともに、各宿泊施設の特徴を活かすなど、多様な修学旅行ニーズに応えることのできる体制をつくる必要があります。

(11) 国土保全施設等の整備及び防災体制

- 本地域は、地質・地形は急峻でかつ脆弱であることから、台風、豪雨などによる災害が発生しやすい自然条件下に置かれており、毎年多くの災害が発生し、道路や家屋の浸水被害、土砂災害など、住民生活や社会・経済活動などに重大な影響を与えています。
- 消防等については、市町村ごとに地域防災計画に基づき体制整備をし、防災訓練や防災意識の普及啓発に努めていますが、市町村単位の取り組みにとどまっています。
- 南海トラフを震源とする南海トラフ地震について、政府の「地震調査委員会」は、平成27年1月1日を算定基準日とする地震の今後30年以内の発生確率を70%程度と公表しており、揺れと津波により甚大な被害をもたらすと想定されています。

【課題】

- 平成26年8月豪雨による道路や河川の被災箇所や土砂災害箇所への対応が必要です。
- 森林の公益的機能の維持・拡充等が必要です。
- 河川の氾濫や土砂、高潮による災害に対する備えが必要です。また、侵食対策における養浜材料の確保が必要です。
- 南海トラフ地震発災時には、建物の倒壊や火災、津波、ライフラインの停止など様々な困難な事象への対応が必要となります。このため、地震による被害を最小限に留めるため、災害対応力の向上を図る必要があります。

(12) 環境の保全等

- 本地域は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川、豊富な原生林や湿地、足摺宇和海国立公園の区域となっている足摺岬・大堂海岸など雄大な海岸景観と透明度の高い海、さらに黒潮の影響を受けて大規模な造礁サンゴが分布しており、熱帯

性魚類や重要な動植物が多く生息するなど、すぐれた自然が数多く残されています。

- 地域新エネルギービジョンを平成14年度に大月町が策定しました。また、平成15年度には本地域を含む県西部14市町村（本地域及び旧窪川町、檜原町、旧大野見村、津野町(うち旧東津野村区域)、旧佐賀町、旧大正町、旧十和村、旧西土佐村）の共同で策定しました。
- また、大月町では、平成29年度末の完成を目指して民間事業者による大規模風力発電所の建設が進められています。また、土佐清水市や三原村でも、民間事業者による風力発電事業が検討されています。

【課題】

- すぐれた自然環境を適正に保全することや身近な自然の多様性を維持し損失を止めるために、生物多様性に配慮した活動や理解が定着しつつある社会を目指し、行政、県民、NPOや事業者、教育機関などの多様な主体が協働して取り組むことが必要です。
- 地域特性を踏まえたエネルギービジョンの改定が必要です。
- コスト面で課題のある新エネルギーの導入にあたっては、国等の支援が必要です。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

- 本地域を含む中山間地域が県土の90%以上を占める本県では、人口減少や高齢化の進展が県内市場の縮小を招くことで、若者が県外に流出し、そのためさらに人口が減少するといった負の連鎖に陥っています。

この人口減少の負の連鎖を断ち切るため、本県では、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策と、中山間対策の充実・強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった横断的な2つの政策に積極的に取り組んでいます。

今後は、以上の取り組みに加え、5つの基本政策と横断的な2つの政策を総合的に組み合わせる形で策定した「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、本地域の多様な主体が連携、協力して、地域の特性を活かした広域的な取り組みを推進することで、県勢の浮揚を図り、将来に希望の持てる県づくりに取り組みます。

また、本計画の実施を通じ社会減に歯止めをかけ、計画期間内に本地域における社会増減ゼロを目指します。

(2) 重点とする施策

- 人口減少が招く経済規模の縮小や、それによる若者のさらなる県外流出といった課題克服のため、「地産外商戦略」と「移住（定住）促進」を柱とする「高知県産業振興計画」に基づき、経済の活性化に官民協働で取り組みます。
- 南海トラフ地震対策について、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、自助、共助、公助が一体となって、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備などに取り組みます。
- 県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らせる県づくりを目指し、「日本一の健康長寿県構想」に基づき、保健、医療、福祉の各分野で取り組みを進めます。
- 「高知県教育振興基本計画」に基づき、「知」、「徳」、「体」の向上に向けた施策を推進します。また、貧困等の厳しい環境にある子どもたちが、安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう支援を充実させます。
- 県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化に繋げるため、「四国8の字ネットワーク」の整備や重要港湾である宿毛湾港の整備など、インフラの充実と有効活用を図り、県民が将来に希望をもって暮らせる県土づくりを推進します。
- 中山間地域の維持・創生に向け、「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」と「あったかふれあいセンター（小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点）」の整備促進を図るとともに、地域の資源や特性を生かした産業づくり

支援、生活用水や移動手段の確保対策等の生活支援などを促進します。

- 結婚・妊娠・出産・子育て、仕事と育児の両立などライフステージに応じた支援策を充実させるとともに、女性の活躍の場の拡大に向け、就職活動や企業への支援など、就労を希望する女性が多様なライフステージを通して働き続けられる整備づくりに向けて取り組みます。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

- 産業・生活基盤となる交通通信施設の整備の立ち遅れを克服し、長期的な振興を進めるため、四国横断自動車道などの高速交通体系の整備を見通した地域外との幹線ネットワークの整備を促進します。
- 本地域と都市地域の情報格差の是正や、地域外との積極的な交流を促進するため、超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備を推進します。

(2) 交通施設の整備

ア 道路の整備

- 地域外とのアクセスを強化するため、四国横断自動車道の整備を推進します。
- 地域内の交通ネットワークを強化し、人的・物的循環の高密度化を図るため、交付金事業を活用し、中村宿毛線、足摺岬公園線、安満地福良線などの県道や市町村道の整備を推進します。
- 休憩・交流機能を兼ねた道路整備や、高齢者・障害者に配慮した道路整備を推進するとともに、自然景観や生態系に配慮したルートの設定、木の香る道づくりといった良好な自然環境と共生できる道路整備を推進します。

イ 林道の整備

- 林道については、森林の適正な管理や効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的・重点的な基盤整備を推進します。

ウ 港湾の整備

- 宿毛湾港（重要港湾）については、開口性の良好な港湾条件を活かし、流通業、製造業などの企業誘致及び地域の産業を支える海上輸送の拠点施設としての整備を推進します。
- 下田港（地方港湾）については、洪水など河川流量による影響を受けやすいことから、下田地区の浸水被害の解消と安定した輸送航路の確保に重点投資をしていきます。

(3) 地域における公共交通の確保

- 鉄道については、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が、地域内はもとより本地域と本県中央地域及び瀬戸内地方や京阪神地方を結ぶ基幹的な公共交通機関としての役割や愛媛県南予地域との交流基盤の役割を果たしていることから、より一層の利用促進と経営の安定化を図っていきます。
- バスについては、デマンドバス（乗降区間や乗車希望時刻など利用者の状況に応じて運行）や混乗方式（病院送迎、通学、一般利用など、それぞれ別運行していたものを一本化して運行）の活用など、地域の実情に応じた運行形態、利用促進による路線維持を図るとともに、利用者ニーズや地域資源に対応した仕組みづ

くりを検討し、住民力を活かした取り組みに努めます。

(4) 情報通信関連施設の整備

- 本地域には超高速ブロードバンドや携帯電話のサービスが提供されていない地域が残っているため、市町村や通信業者との連携・協力により基盤整備を進め、サービスエリアの拡大に取り組みます。
- 情報通信技術（ICT）を産業振興、行政サービス等の分野で総合的に活用し地域の情報化を推進するとともに、独自の魅力ある情報を地域外に提供します。
- 本地域を含む全県規模の情報通信基盤を存続させることにより、地域外とのコンテンツ流通や交流の促進に取り組みます。
- 保健・医療・福祉資源の効率的な活用や住民への情報提供を推進するため、「救急医療・広域災害情報システム」や「へき地医療情報ネットワーク」等、各種情報システムを整備・充実します。
- 水産市場における情報の収集・処理機能の整備を推進します。
- 漁協合併の推進に合わせて、合併漁協の電算処理ネットワークシステムの整備を支援します。

2 産業及び観光の振興

(1) 産業及び観光の振興の方針

- 高知県産業振興計画に位置づけられた幡多地域の地域アクションプランの実行を支援し、幡多地域における雇用の創出と所得の向上に努めます。
- 産業振興と雇用対策を一体的に進めるため、若年者の地元雇用の促進、県外や地域外からのU Iターンを促進します。
- 農林水産業の魅力を高めるため、地域の特性を活かした農産物の生産を推進します。また、加工や販売、サービスを結びつけることにより、生産物の高付加価値化と複合経営化を推進します。
- 衰退する既存の商業地を活性化するため、多様化する消費者ニーズや今後一層進んでいく高齢化社会に対応した商業集積をまちづくりの観点から整備します。
- 地域に埋もれている観光資源の活用とともに、景観や自然環境の保護・保全に配慮した、地域にとっても魅力的な観光地づくりを推進します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

(ア) 担い手の確保・育成

- 新規就農者への相談活動や、U Iターン希望者への働きかけを推進します。
- 新規参入者の組織を育成し、継続的、安定的な農業経営の確立を目指すための仲間づくりを推進します。
- 生産技術の修得や経営感覚を醸成するため、定期的に研修会を開催します。
- 新規就農希望者が独立して経営できるよう、技術を修得しながら働ける仕組みづくりを推進します。

- 企業的なセンスを持った農業者の育成に努め、組織化・法人化を推進します。
- 農地中間管理機構の活用を図りながら、農地の集積・集約化による担い手の育成を推進します。
- (イ) 基盤整備の計画的な推進
 - 足腰の強い産地を確立するため、地域の地形条件や営農特性を踏まえた農業生産基盤の整備や農業用排水施設等の長寿命化対策を推進します。
- (ウ) 新たな農業の展開
 - 地域ぐるみで効率的な営農展開をするため、農業施設・機械の共同利用や、農作業の受委託を推進します。
 - 新規作物の導入や複合経営等による安定した所得を確保するため、他産業と連携した複合的経営を推進します。
- (エ) 地域の特性を活かした農業の展開
 - 日本型直接支払制度や集落営農を推進します。
 - 野菜については、気候を活かし、施設園芸の一つの柱として積極的に普及を図ります。
 - 天敵導入などの安全・安心につながるIPM技術の普及を図り、環境保全型農業を推進します。
 - 果樹については、梨、文旦、小夏など地域に適した特産品の振興を進めます。
 - 畜産については、低コスト生産による有利販売の推進や、稲WCSなどの利用により耕種農家との結びつきを深め、環境保全型の調和のとれた主産地づくりを推進します。
 - 地域内農産物の加工等により、地域資源の付加価値を高める取り組みを推進します。
- (オ) うるおいと活力のある農村づくり
 - 女性の意欲と能力を活かすことのできる農業・農村の構築を推進します。
 - 多面的機能を維持するため、農協、森林組合、行政等が連携し、農地等の維持管理の仕組みづくりを検討します。
 - 地域の活性化に向けて、都市との交流を促進します。

イ 林業の振興

- (ア) 原木生産の拡大
 - 県内の大型製材工場や木質バイオマス発電の需要に対応するため、「森の工場」など森林の集約化を推進するとともに、搬出間伐等の施業の実施を支援します。
 - 地形や森林資源に応じた効率的な作業システムを普及・確立するため、事業者による高性能林業機械の導入を支援します。
 - 原木増産の一翼を担う自伐林家等の小規模林業実践者を育成するため、搬出間伐、作業道開設及び林業機械のレンタル等に対して支援します。
- (イ) 担い手の確保・育成
 - 快適な就労環境を提供するため、労働災害の防止、福利厚生(保険、年金等)の充実を推進します。

- 担い手の技術、技能の向上を図るため、効率的な木材の生産ができる人材の育成（研修）を推進します。
- 森林組合等の林業事業体を育成するため、経営基盤と業務執行体制の強化や、効率的な木材生産ができる人材の育成（OJT）に取り組みます。
- (ウ) 基盤整備の推進
 - 森林の適正な管理や効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的・重点的に路網整備を推進します。
 - 原木の安定的、効率的な供給に不可欠な路網の整備や改良を支援します。
- (エ) 流通体制等の整備
 - 木材を安定供給していくため、木材の生産基盤・加工体制の整備や、山林、山元貯木場、原木市場、製品市場のネットワーク化、さらに工務店までの供給ネットワークの構築など、流通体制の整備を推進します。
 - 特用林産物の振興のため、共同生産・共同出荷体制の構築を支援します。
- (オ) 健全な森づくり
 - 公益的機能の維持増進を図るため、未整備森林の保育間伐を推進します。
 - 森林資源の保続培養を図るため、伐採跡地の再造林を支援します。
 - 再造林の低コスト化を図るため、コンテナ苗の導入を促進します。

ウ 水産業の振興

- (ア) 漁業生産の基盤整備の推進
 - 安全・安心な水産物を安定的に供給できる拠点漁港の整備や、漁村の人々を守る南海トラフ地震対策、漁村生活環境の向上といった豊かで活力ある漁村づくりを図るため、①陸揚げ・流通の拠点としての機能向上（田ノ浦漁港）、②災害時の救援活動拠点としての機能向上（清水漁港、沖の島漁港）、③老朽化した漁港施設の長寿命化対策を推進します。
 - カツオ等の水揚げを促進するため、宿毛湾を活餌供給基地とする取り組みを推進します。
 - 釣り、ひき縄漁業の振興を図るため、耐用年数を迎えた表層型浮魚礁を順次更新します。
- (イ) 養殖業の推進等
 - 養殖業の安定経営のために、漁場環境の保全や飼料等のコスト削減技術の向上に取り組むとともに、企業等と連携した種苗生産、中間育成ビジネスの育成を推進します。
 - 消費者に信頼される産地づくりのために、消費地へ産地情報を積極的に提供します。
- (ウ) 販売力の強化・促進
 - 漁業生産基地の基盤強化を図るため、拠点市場等の機能の強化（荷捌施設、自動製氷装置、冷凍庫等）、高鮮度化設備の整備（海水冷却装置、魚体選別器等）、衛生管理設備の整備（海水殺菌装置等）を推進します。
 - 販売体制の強化を図るため、漁協合併や市場統合と連動して販売競争力の高い拠点市場の整備を推進するとともに、広域販売体制の整備、産地直販体制の

整備、地産地消及び都市圏の業務筋との取引拡大等外商の取り組み等を支援します。

(エ) 水産加工の振興

- 雇用の場を確保するため、地域加工グループによる持続可能な活動の展開を支援します。また、宗田節やシラスなど伝統的な水産加工業の振興を図るとともに、新たな水産加工業の事業化を推進します。

(オ) 観光漁業等の推進

- 漁業と調和した海洋性レクリエーション等の振興、プレジャーボート係留施設の維持・修繕、秩序ある漁港の利用と漁業環境の改善を図ります。また、海洋資源を活かした地域の活性化を図るため、海のニュービジネスの育成や、交流人口の拡大を推進します。

具体的には、①体験漁業等の育成・情報発信、漁港・漁村の受入環境整備、環境保全・美化活動の推進、②海洋資源を活かした雇用機会の創出、③河川資源や「アユの火振り漁」、「ゴリのがらびき漁」などの伝統漁法を活用した中山間地域の活性化、④外来魚（ブラックバス等）やカワウの駆除による河川漁業の振興や有用資源の増強を進めます。

(カ) 新規就業者の確保、人材の育成と組織の強化

- 漁業就業者を確保、育成するため、就業希望者を勧誘し、技術習得や独立を支援します。
- 地域の担い手を育成するため、漁協青年部や漁業者グループが主体的に行う水産業の競争力の強化や人材の育成等を目的とした活動を支援します。

エ 野生鳥獣による被害の防止

- 放任果樹の伐採や耕作放棄地の刈り払いなど野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を推進します。
- 防護柵の設置を推進し、特に集落全体を囲う防護柵の設置を推進します。
- 有害鳥獣の捕獲を推進し、特に集落ぐるみでの捕獲を推進します。また、森林地域での捕獲もあわせて推進します。
- 捕獲の担い手である新規狩猟者の確保を推進します。

(3) 商工業の振興

ア 商業の振興

(ア) 商店街の活性化の推進

- 既存の中心商業地については、買い物の利便性の高いロードサイド型の大型店との機能分担を明確にするとともに、今後の高齢化社会や多様化する消費者ニーズに対応した商業集積をまちづくりの観点から推進します。特に、宿毛市、四万十市（うち旧中村市の区域）については、地域商業の拠点として整備を進めます。

(イ) 他産業との連携の推進

- 観光資源が豊富であるという特性を踏まえて、観光との複合型の商業振興を推進するとともに、他産業と連携して地域生産物の付加価値を高め、地域の顔

となる特産品づくりを推進します。

(ウ) 商業従事者への支援

- 本地域の中小零細事業者に対し、経営の合理化・近代化や店舗の共同化、集団化の方策について研修や指導を行うとともに、商工会や商店街等を中心とした地域での活動を支援します。

イ 工業の振興

- 高知西南中核工業団地に立地する企業の営業活動等を支援し、地域のトータルな産業振興を進めます。
- 臨海型の宿毛湾港工業流通団地の整備が概成したため、今後、流通業、製造業などの企業誘致を推進します。
- 企業の誘致を促進するため、各種の企業立地優遇制度や地方税の課税の減免等を活用します。
- 企業の設備投資や立地の動向等について、情報の収集・把握に努めます。
- 公設試験研究機関による地域内企業の技術力向上のための技術支援や技術相談を行います。
- 地域にある伝統産業の振興を図るため、技術やノウハウを身に付けた後継者の育成や、販路拡大を促進します。

(4) 観光の振興

ア 地域別の振興方向

- 足摺宇和海国立公園地域では、既存施設の魅力の向上を図るとともに、自然とふれあえる滞在型の観光施設を充実し、海洋レクリエーションを中心とした西部地域の観光の拠点として整備を推進します。
- 沖の島や大堂海岸地域では、その特性を活かした海洋性の観光を推進します。
- 土佐清水市、大月町、宿毛市、四万十市（うち旧中村市の区域）を周遊する「サニーロード」沿線上では、既存の観光レクリエーション施設を活かしながら、ダイビングやキャンプなど、残された魅力ある自然を活かした体験型の観光を推進します。
- 四万十川の中・下流域では、森林・河川の豊かな自然環境を活かした学習型レクリエーションの促進を図ります。

イ 具体的な振興策等

(ア) 広域的な取り組みの推進

- 広域イベントの開催や共同キャンペーンなど、行政区域にとらわれない広域的な取り組みを進めることにより九州地方等からの観光客の誘致を進め、愛媛県との周遊化に積極的に取り組み、広域観光を推進します。
- 誘導標識、案内標識等の観光サービスの整備・充実に努めるとともに、広域観光ルートづくりを推進します。

(イ) 観光スポットの磨き上げ

- 土佐西南大規模公園や四万十学遊館の整備拡充を推進するとともに、足摺海

洋館を中心とした竜串地区を体験型観光として魅力ある地域に育成します。

(ウ) 観光情報の発信

- ホエールウォッチングや四万十川などアウトドア観光に関するリアルタイム情報（出現率、気象、水量など）の提供を促進するとともに、「よさこいネット」のホームページの機能を強化することにより、観光情報を全国に発信します。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

- 高知労働局、公共職業安定所、市町村、その他の関係機関と連携し、就業の促進を図ります。
- 本地域内に公共職業能力開発施設として設置している県立中村高等技術学校において若年技能者を育成します。
- 多様な職業訓練を実施することで、地域の離職者・転職者の早期就職を支援します。
- 本地域内に設置している高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち幡多サテライト）で円滑な就職を支援します。

(2) 就業促進対策

- 県立中村高等技術学校では、将来建築関係に従事する若年技能者の育成を行っており、必要に応じてカリキュラムを見直す等、企業ニーズに応じた技能を持つ人材を育成します。
離職者・転職者に対しては、OA事務や介護サービス等多様な訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施することで、早期就職を支援します。
- 若者の就職支援については、高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち幡多サテライト）において、きめ細やかな就職相談や就職セミナー、企業で実際の仕事を体験する「しごと体験講習」等を実施し、雇用におけるミスマッチを解消して、円滑な就職を支援します。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

- 将来的な水需要の動向を検討し、地理的条件による慢性的な水不足や不安定な利水環境の改善を行い、生活用水や工業・農業用水などの水資源の計画的な開発を推進します。
- 水資源の供給能力を確保するため、ダム建設や森林の総合的な整備を推進します。

(2) 水資源確保対策

- 慢性的な水不足などへ対応するため、中筋川河川総合開発事業による横瀬川ダ

ムの建設を引き続き推進します。

- 不安定な溪流取水を解消し、安定した生活用水を確保するため、生活貯水池事業による春遠ダムの建設を引き続き推進します。
- ダム上流等の水資源を確保する上で重要な水源地域において、水源かん養機能や国土保全機能をあわせ持つ健全な森林を維持・造成するため、荒廃地や荒廃した森林の総合的な整備を推進します。

(3) 水資源の利用

- 横瀬川ダムにより、既得かんがい用水を確保するとともに、四万十市（うち中筋川沿いの区域）への水道用水の安定供給を図ります。
- 春遠ダム、以布利川ダムにより、大月町、土佐清水市において不足する上水の供給に対応します。
- 水利用の動向を踏まえながら実態を把握し、総合的に検討していきます。
- 上下流域と交流を図りながら、住民や企業への普及啓発を推進します。

5 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

- 生産基盤と生活環境の一体的な整備により、調和のとれた農山漁村づくりを進めます。
- 快適で活力ある農山漁村をつくるため、地域内外との交流・ふれあいの場として開放することを視野に入れた生活環境の整備を推進します。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

- 平成23年度に見直しを行った生活排水処理構想に基づいて、下水道、浄化槽の整備を推進します。
- 一般廃棄物は、各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を進めます。

(3) 公園等の整備の推進

- 地域の独自性と創意工夫を活かし、多様な交流の場や緑の発信拠点の場として、子どもや高齢者などが安全・快適に利用できるよう、地域の実情に応じた公園整備を推進します。
- 土佐西南大規模公園においては、大方地区で、展望台（津波避難施設）の整備を推進します。
- 土佐清水総合公園及び宿毛市総合運動公園においては、運動広場の整備を推進します。

(4) 住宅関連対策

- 地域の実情や身近な自然環境に配慮しながら、住民のニーズに沿い、まちづくりと連携した住宅整備を推進します。
- 高齢者等が自立した生活を営むことができるように住宅のバリアフリー化を進

めるとともに、戸外においても安全かつ快適に暮らせる環境整備を推進します。

- 雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、地場産材を使った住宅の供給促進や県産木材を使用したモデル住宅の展示、県産木材使用のPRなどを推進します。

(5) 生活サービスの持続的な提供

- 住民が主体となり、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて複数の集落が連携し、総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みとして、集落活動センター（小さな拠点づくり）を推進します。

(6) その他の整備

ア 都市整備

- 安全で快適な新市街地の形成を目指して現在実施している土地区画整理事業や、既成市街地の再生や震災対策上必要な密集市街地の解消を図るための道路整備を推進するとともに、地域住民の協働によるまちづくりを推進し、中心市街地の活性化を図ります。
- 宿毛市では、事業実施中の都市計画道路桜町沖須賀線などの整備を進め、既成市街地の再生や密集市街地を解消するための道路整備を推進します。
- 土佐清水市においては、清水第三土地区画整理事業を推進し、南海トラフ地震に備えた都市機能移転の受け皿としての安全で快適な新市街地を形成するとともに、既成市街地と連絡する幹線道路を整備し、一体的なまちづくりを進めます。
- 四万十市（うち旧中村市の区域）では、都市計画道路右山角崎線などの整備を進め、沿道の土地利用の促進を図り、既成市街地の活性化と小京都らしいまちづくりを進めます。
- 黒潮町大方地域では、国道56号のバイパス工事と連携して高台に庁舎移転を行い、新庁舎を中心とした災害に強く、安全安心でコンパクトなまちづくりの形成に努めます。

イ 河川等

- 横瀬川ダムや春遠ダムの整備を引き続き推進します。
- 治水安全度を向上させるとともに、河川環境面からも地域住民と連携しながら河川整備を推進します。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

- 県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。特に、医師の確保をはじめとした医療提供体制の整備を重点的に推進します。

(2) 医療の確保を図るための対策

- 地域の実情に応じた、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制を整備します。
- 救急医療体制を整備・充実させるため、初期救急医療体制の強化及び幡多けんみん病院を中心とした救命救急機能の充実、ドクターカー・ドクターヘリを活用した県中央部の3次救急医療機関との連携に努めます。
- へき地における医療の確保と充実を図るため、医療機関の施設の整備・充実や医師等の人材の確保と資質の向上、へき地医療の後方支援体制の充実に努めます。
- 災害時においても迅速で適切な医療救護活動ができるよう、医療機関の災害対応力の向上や地域の特性に応じた医療救護の体制づくりを進めます。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

- 高齢者の福祉については、高齢者が長年培ってきた知識や経験を最大限に活かし、地域社会を支える一員として、生き生きとした生活を送ることや、介護が必要な状態になっても、その人らしい人生を送ることができる地域社会の実現を目指します。
- 児童福祉については、児童がその権利を保障され、心身ともに健やかに育成されるよう、良好な環境づくりを推進します。
- 障害者福祉については、障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の基本理念のもと、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を目指します。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 在宅福祉サービス

- 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう努めます。
- 新しい総合事業への移行を推進し、市町村の円滑な事業実施を支援します。

イ 施設福祉サービス

- 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、一人ひとりの状態に相応しい施設サービスの提供を行うため、地域の実情に応じた施設整備等に努めます。

ウ 健康・生きがい対策の推進

- 寝たきりや認知症を予防するため、地域支援事業の実施や壮年期からの生きがい健康づくりを推進します。

エ 在宅医療・介護・福祉・住まいの整備などによる包括的なネットワークづくり

の推進

- 一人暮らし、認知症高齢者等の生活を支援するため、自助・共助による在宅福祉ネットワークや、介護予防、地域支援事業の活用を推進します。
- 保健・医療・福祉の連携を図るため、地域包括支援センターによる総合的な情報提供、相談体制・広報を推進し、保健福祉サービスの質の確保に努めます。
- 高齢者のニーズにあったサービスを効果的に提供していくため、サービス担当者会や地域ケア会議を積極的に活用します。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

ア 児童福祉の推進

- 「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」や市町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳児保育など保護者のニーズに対応する保育サービスや、地域の特性を活かした子育て支援を推進します。
- 子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

イ 障害者福祉の推進

- 県民一人ひとりが、障害や障害のある人について正しく理解できるよう啓発広報活動を行うとともに、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 身近な地域で適切なサービスが受けられるよう、「高知県障害福祉計画」等に基づき、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。
- 障害のある人誰もが、生き生きと暮らせるよう、雇用の促進や施設での工賃の向上、スポーツや芸術などの余暇活動の充実などに取り組みます。
- ひとにやさしいまちづくりと南海トラフ地震等の災害への備えを進めます。

ウ 地域福祉の推進

- 高知県地域福祉支援計画や市町村が策定した地域福祉計画に基づき、こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進します。
- 住民が気軽に参加できる地域福祉社会づくりを推進するため、地域の特性やニーズに合った施策の展開や、社会福祉協議会やボランティア、民生委員・児童委員が行う活動を積極的に支援するとともに、市町村地域福祉計画の策定を支援します。
- こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進します。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

- 教育文化の振興による地域の活性化を進めるため、学校教育の充実とともに、

生涯にわたる学習活動の推進、豊かなスポーツライフの実現に向けた環境整備を図ります。

- 生涯学習活動については、地域の実情に即しながら総合的な見地に立って、情報化に対応した学校教育施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、施設間の情報ネットワーク化を図り、広域的な生涯学習体制を推進します。
- 誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツを通じたネットワークの強化を図ることで、地域の実情に応じたスポーツ活動を推進します。
- 魅力のある文化のふるさとづくりを進めるため、豊かな自然や美しい景観、伝統的な幡多文化や素朴な人情といった固有の地域資源を見直し、磨き上げることで、住民自らが主役となって地域に活力をもたらす新しい文化の創造を推進します。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

- ビジネスに関する幅広い分野について、基礎的な知識から応用・実践力まで体系的に学ぶことができる研修プログラムを実施し、地域の産業を支え発展させる人材の育成に取り組みます。

(3) 教育・文化施設等の整備

ア 教育施設等の整備

- 公立小中学校のうち、小規模校の教育環境を改善するため、スクールバス、学校図書館、視聴覚教材等の整備充実を図ります。
- へき地校については、特認校制度、新しいタイプの小中連携教育など、地域の実情に応じた学習システムづくりを推進します。
- 超高速インターネット接続を行う教育情報通信ネットワーク（教育ネット）を基盤にして、ICTを活用した学習を可能とする情報通信システムの充実に努めます。
- 高知県生涯学習ポータルサイトの運用と市町村等からの情報収集・発信に努めます。
- 県立図書館と地域の図書館との情報共有を図るため、図書情報システムの機能の充実に努めます。

イ 集会・体育・文化施設等の整備

- 集会施設等については、集落、市町村、広域等それぞれの人口規模、利用範囲に応じた機能を有する施設を体系的に整備するとともに、有効利用に向けた取り組みを推進します。
- 体育・スポーツ施設については、市町村と連携し、多様なスポーツ活動の活性化に向けて、地域の実情に即した整備や有効活用を推進します。
- 文化教養施設については、住民ニーズの多様化に十分対応できる機能を備えた施設を整備するとともに、既存施設のネットワーク化を推進します。

(4) 地域文化の振興

- 様々な地域資源に文化の視点から新たな光をあて(発見し)、それを活かす(磨き上げる)施策・事業に取り組みます。
- 真に海外に開けた半島地域を目指すため、中四国で唯一太平洋に開けた立地特性を活かして、「ジョン万次郎」を契機とした国際交流、姉妹都市縁組による国際交流を推進します。
- 地域の伝統芸能等の担い手の活動を保護・育成するとともに、その普及と後継者等の人材養成を推進します。
- 文化財保護への住民意識の向上を図るため、指定文化財の計画的な保存修理を行い、貴重な文化遺産を後世に継承していくとともに、文化財の周知や愛護思想の普及等の事業を推進します。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

- 各市町村における地域資源や宿泊施設をはじめとする観光施設の特性を活かし、その地域の持つポテンシャルを高めながら、また、不足する部分は近隣地域の連携によって補いながら、地域間の連携による観光商品の開発に努めます。
- グリーン・ツーリズムを推進するため、観光客（修学旅行等）誘致が積極的にできるように体制を整えるとともに、住民による体験メニューづくりなどを行い、グリーン・ツーリズムビジネスの開業を支援します。
- 修学旅行の受け入れのための宿泊施設の整備を推進するとともに、本地域のみならず、広域的な取り組みにより、環境学習型の修学旅行の誘致を推進します。
- 温暖な気候を活かし、プロスポーツ及びアマチュアスポーツの誘致等に取り組み、スポーツツーリズムを通して交流人口の拡大を図ります。

(2) 地域間交流の促進のための方策

- 高知県産業振興計画の実践を通じ、農林漁業者をはじめとする地域住民の参加によって、体験型観光の開発と拡充、修学旅行の積極的な誘致、観光客と地域とが触れあうことのできる農家民宿など、住民の参加と協働による観光地づくりを推進します。
具体的には、①自然環境の保全と活用、②通年楽しめる観光メニューづくり、③人に出会う場の創出と人材の育成、④幡多観光ネットワークづくりを目指した取り組みを推進します。
- グリーン・ツーリズムの受け皿を増やすため、かつおのタタキや天日塩づくりなど地域の自然や産業を活かした体験メニューの開発・提供や農家民宿や農家レストランなど自立できるグリーン・ツーリズムビジネスの開業を支援します。
- 都市部へ向けて情報発信をするため、コーディネート機能を担う組織の育成、ツーリズム受入側のネットワーク化、ホームページの活用に努めます。
- サービスの質を確保するため、品質管理、研修等を行う組織を育成するとともに、トラブル対応のための体制づくりを支援します。

- 修学旅行や家族旅行など旅行需要にきめ細かく対応したパッケージメニューや、悪天候時における体験型観光の代替メニューづくりやオフシーズンにおけるスポーツツーリズムの推進や観光メニューづくりを支援します。
- 地域住民が、地域の自然や伝統・文化を再発見し、磨き上げ、訪れた都市住民のインストラクターとして活動するとともに、観光ボランティア活動への参加など、住民の主体的な取り組みを促します。
- 森林浴やキャンプなどアウトドアライフを楽しむ観光を通じて、自然保護・環境学習・観光の三者を成立させるエコツーリズムを推進します。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

- 風水害は、気象台との連携を密にして、洪水、土砂災害、高波等の防災情報を市町村に確実に伝達し、早期の避難対策を実施して災害発生の予防、被害の拡大の防止を図ります。また、それを補完するものとして、河川堤防の整備などハード対策を効率的、効果的に行うことによって、総合的な防災対策を推進します。
- 南海トラフ地震対策について、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、自助、共助、公助が一体となって、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備などに取り組みます。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

- 山地災害を防止するため、治山施設等の設置や機能が低下した保安林の整備を推進します。
- 森林の公益的機能の維持・拡充を目指し、重要な水源地域の森林整備や、生活環境保全等の機能を高度に発揮する森林整備を推進します。
- 河川改修事業やダム建設事業などにより、治水安全度の向上や河川環境の整備を推進します。
- 土砂災害対策のための砂防関係事業については、要配慮者利用施設、避難所、避難路や地域防災拠点、緊急輸送道路などの重要施設を優先的に土砂災害から保全します。
- 高潮や海岸侵食などから地域を保全するとともに、大規模地震・津波対策として、海岸保全施設の整備を推進します。
- 災害の多様性や大規模化等へ対応するため、広域消防体制の整備や消防施設の充実に向けた指導・支援や、近隣市町村との広域的な応援体制を確立するための指導・支援を行います。
- 市町村と集落を結ぶ防災行政無線の設置を推進します。
- 地域住民の安全を確保するため、災害救助用資機材の整備に努め、災害発生時における救出・救助体制の充実強化のための指導・支援を行います。また、関係機関と連携した総合防災訓練の各種訓練の実施や防災意識の普及啓発を推進します。
- 安全で良好な生活基盤づくりを行うための砂防関係の事業を継続するとともに、

南海地震対策として津波に対する避難場所、避難路対策とリンクした箇所についても優先して実施します。また、早期警戒、避難支援のため、気象台と連携して、市町村へ雨量情報を提供します。

- 南海トラフ地震等による津波から避難するため、避難タワーなどの津波避難空間を確保するとともに、強い揺れから身を守るため、公共建築物などの耐震化を進めます。

(3) 防災体制の強化

- 地震の揺れや津波からの避難が迅速に行えるよう、地震・津波の観測及び情報伝達体制の強化を図ります。
- 南海トラフを震源とする最大クラスの地震・津波が発生した場合の震度分布や津波浸水予測等について、平成25年度に全戸配布した防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」や、地震・津波だけでなく洪水や土砂災害の危険性についても掲載している高知県防災マップなどを活用し、今後も、機会をとらえて県民に対して周知を行います。
- 県民が地震・津波を正しく恐れ、適切に行動できるよう、必要な情報提供や啓発活動を行うとともに、避難訓練や防災学習会等を行います。
- 自主防災組織の設立や活性化を図り、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。
- 地震発災時に孤立することが想定される地域について、通信手段や緊急用ヘリコプターの離着陸場の確保を進めます。
- 大津波から避難するためのソフト対策を補完するものとして、開口部対策、避難路・避難場所の整備、密集住宅対策などを推進します。

1 1 環境の保全等

- 多様化・複雑化している今日の環境問題に適切に対応し、地域の財産とも言える豊かな環境を保全するとともに、住民のニーズに対応する環境を確保するため、「高知県環境基本条例」及び「高知県環境基本計画」に基づき、自然環境条件に応じた環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 本地域は、特定植物群落や重要湿地などがあり、重要な動植物や貴重な地形を有することから、各種法律、県条例に基づく保護策を講じる一方、生物多様性地域戦略に基づく行動計画を推進しながら、自然保護思想の普及・高揚を図り、自然環境及び生活環境の保全に努めます。
- 足摺宇和海国立公園（土佐清水市、宿毛市、大月町）、入野県立自然公園（黒潮町）、宿毛県立自然公園（宿毛市）については、適正な保護、管理に努めます。
- また、足摺宇和海国立公園内の海中公園地区等については、サンゴ礁の景観保護のため、オニヒトゲ類等の駆除対策を実施します。
- 豊かで多様な自然環境を活用し、自然とのふれあいの場を充実するため、自然公園内の園地、遊歩道、キャンプ場、駐車場、公衆トイレ等の整備を推進します。
- 四万十川については、四万十川条例に基づく、環境配慮指針・目標指標・清流基

準の策定、重点地域の指定を行うとともに、重要文化的景観を活かした取り組みや、（公財）四万十川財団を核とした「四万十ブランド認証制度」など民間の力を活用した取り組みを支援し、清流の保全、自然環境の保全・復元、川を活かした地域づくりを進めます。

- 地球温暖化対策やエネルギー問題に対応するため、二酸化炭素の排出ガスが少なく、純国産エネルギーである新エネルギーの導入を進めます。具体的には、市町村が地域特性を踏まえて取り組む新エネルギービジョンの改定や、市町村や民間事業者が取り組む風力発電、太陽光発電・熱利用、バイオマスの利活用等の普及を支援します。

東松浦地域半島振興計画

平成27年12月

佐賀県
長崎県

平成27年12月 全部変更

目次

第1 基本の方針.....	1
1 地域の概況.....	1
2 現状及び課題.....	3
(1) 地域の現状.....	3
(2) 地域の課題.....	7
3 振興の基本的方向及び重点とする施策.....	8
(1) 基本的方向.....	8
(2) 重点施策.....	10
第2 振興計画.....	12
1 交通通信施設の確保.....	12
(1) 交通通信施設の確保の方針.....	12
(2) 交通施設の整備.....	12
(3) 地域における公共交通の確保.....	13
(4) 情報通信関連施設の利活用.....	13
2 産業及び観光の振興.....	14
(1) 産業及び観光の振興の方針.....	14
(2) 農林水産業の振興.....	15
(3) 商工業の振興.....	16
(4) 観光の開発.....	17

3	就業の促進	18
	(1) 就業の促進の方針	18
	(2) 就業促進対策	18
4	水資源の開発及び利用	19
	(1) 水資源開発及び利用の方針	19
	(2) 水資源確保対策	19
	(3) 水資源の利用	19
5	生活環境の整備	20
	(1) 生活環境の整備の方針	20
	(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備	20
	(3) 公園等の整備の推進	21
	(4) 住宅関連対策	21
	(5) 生活サービスの持続的な提供	21
	(6) 地域安全対策	21
6	医療の確保等	22
	(1) 医療の確保の方針	22
	(2) 医療の確保を図るための対策	22
	(3) その他の対策	22

7	高齢者の福祉その他福祉の増進	22
	(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	22
	(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	23
	(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	24
8	教育及び文化の振興	24
	(1) 教育及び文化の振興の方針	24
	(2) 地域振興に資する多様な人材の育成	25
	(3) 教育・文化施設等の整備	25
	(4) 地域文化の振興	26
9	地域間交流の促進	26
	(1) 地域間交流の促進の方針	26
	(2) 地域間交流の促進のための方策	27
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	27
	(1) 災害防除の方針	27
	(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	28
	(3) 防災体制の強化	28
	(4) その他	29
11	その他半島振興に必要な事項	29

第 1 基本的方針

1 地域の概況

本地域は、九州の北西部に位置し、玄界灘に突き出した地域であり、東は唐津湾、西は伊万里湾、北は壱岐水道に面している。佐賀県唐津市（浜玉町、巖木町、相知町、北波多及び七山の区域を除く。）及び東松浦郡の玄海町並びに長崎県松浦市（鷹島町の区域に限る。）の 2 市 1 町からなり、人口は 105 千人で、うち、佐賀県内の地域は佐賀県の 12%、長崎県内の地域（松浦市鷹島町）は長崎県の 0.2%を占めている。また、面積は 273 ㎢で、うち、佐賀県内の地域は佐賀県の 10.5%、長崎県内の地域は長崎県の 0.4%を占めており、両県総人口の 4.6%、総面積の 4.2%を占めている。

地形は、大部分が通称「上場」（うわば）と称される丘陵性の玄武岩台地からなり、平地に乏しい。

海岸線はリアス式で出入りに富み、周囲に点在する離島を含む沿岸域一帯は、景勝に富み玄海国定公園に指定されている。

気候は、対馬暖流の影響を受け温暖であるが、台地上はやや冷涼で冬期には北西の季節風が強い。また、年平均の降雨量は 1,900 mm前後と両県内の他の地域との差はないが、保水力に乏しく、河川に乏しい地形の特質により干害に悩まされてきた。

こうした地形や自然条件などから、唐津市の平坦部以外での本地域の開発は、これまで種々の制約を受けてきた。

一方、本地域は中国大陸や朝鮮半島に最も近く、古代から大陸との交流の門戸として数多くの史跡や伝説に彩られており、また、文禄・慶長の役に際して築城された名護屋城の城跡や諸大名の陣跡等の史跡も数多く残されている。

本地域のうち佐賀県内の地域については、藩政時代には、水野、小笠原氏など徳川譜代の唐津藩の領内で、城下町唐津を中心とする一体的な地域として、佐賀県内他地域と異なった特色ある歴史、文化、風土を形成してきた。また、長崎県内の地域については、藩政時代は、平戸藩に属していた。ただし、室町時代は、本地域のうち佐賀県内の地域も長崎県内の地域もともに、少弐氏などの支配下にあった。

このため、現在でも本地域の結びつきは強く、旧唐津市（平成 17 年合併前の唐津市を指す。以下同じ。）は、本地域の中核都市となっている。

平成 17 年 1 月に、旧唐津市、旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町が新設合併し、平成 18 年 1 月に旧七山村を編入し現在の唐津市となった。

また、平成 18 年 1 月に、旧松浦市、旧福島町、旧鷹島町が合併し、現在の松浦市となった。

なお、城内には九州初の玄海原子力発電所が立地するなど、この地域一帯は、九州随一のエネルギー基地でもある。近年、丘陵性台地の半島で年間風量があることで、新エネルギー対策として風力発電施設が建設されている。

市町村名（区域名）	面積 (km ²)	人口 (人)
唐津市（旧唐津市）	128	76,793
唐津市（旧肥前町）	47	7,883
唐津市（旧鎮西町）	38	6,258
唐津市（旧呼子町）	7	5,184
玄海町	36	6,379
松浦市（旧鷹島町）	17	2,273
計 2 市 1 町	273	104,770

人口：国勢調査 平成 22 年 10 月 1 日現在

面積：2010 年農林業センサス 平成 22 年 2 月 1 日現在

2 現状及び課題

(1) 地域の現状

ア.人口の動向

平成 22 年の本地域の人口は 105 千人で、佐賀県内のシェアでは 12%、長崎県内のシェアでは 0.2%、両県合わせると 4.6%を占めている。域内の人口は、大都市への人口集中や炭鉱の閉山等を背景として、郡部を中心に減少を続け、昭和 35 年から平成 22 年にかけて 18.0%減少しており、旧肥前町（唐津市肥前町を指す。以下同じ。）、旧鎮西町（唐津市鎮西町を指す。以下同じ。）、旧呼子町（唐津市呼子町を指す。以下同じ。）及び旧鷹島町の区域（松浦市鷹島町の区域を指す。以下同じ。）は、過疎地域に指定されている。また、圏域の中心都市である旧唐津市の区域においては、人口はわずかながら増加傾向がみられたものの、近年は減少に転じている。

人口減少の大きな要因は、雇用の場を求めて流出する若年層の社会減であるが、佐賀県では平成 15 年から、長崎県では平成 14 年から自然減も生じている。その結果、人口の高齢化がさらに進行している。

イ.産業の現状

平成 22 年の産業別就業人口は、第一次産業 11.9%、第二次産業 21.5%、第三次産業 64.2%となっており、両県全体や全国に比較して、第一次産業のウエイトが高い（両県全体 8.4%、全国 4.0%）。

本地域の基幹産業は、第一次産業である農業・漁業であり、その他、食料品製造業・繊維工業等の工業や、観光関連のサービス業等が主な産業となっているが、地域全体を牽引する産業の集積に乏しい。加えて、近年の農・水産業を取り巻く経営環境の悪化から、本地域の経済は厳しい状況に置かれている。

農業については、本地域は、佐賀県内でも代表的な畑作地帯であるが、この一帯は山林、田、畑等が錯綜し、また、河川の発達が乏しく、かんがい期の降雨も少ないため、水供給が重要な課題となっていた。しかも、主要な耕地は玄武岩が風化した土壌で、有機物に乏しく、過干や過湿になりやすく、作物も低収量となるなど地形的、自然的条件に恵まれず、近代的な農業の確立が遅れてきた。

このため、生産性の向上を主目標に、現在、大規模な農業基盤整備がなされており、今では、品目によっては、県内でも有数の産地となっている。

本地域の主な作目は、野菜、果樹、葉たばこ、肉用牛、米などがあり、特に、肉用牛については、県内における代表的な産地となっている。

また、果樹では、温州みかんを中心とするかんきつ類が全域で栽培されており、その他いちごなどの施設野菜や、たまねぎ、ばれいしょなどの露地野菜、さらにはキクなどの花きや、葉たばこの産地が形成されている。

また、林業生産活動については、唐津市東部の山岳地を除けば低調で、地域全体の産業に占める割合は小さい。しかし、東部山岳地の森林は、水源かん養や山地災害の防止等を図るうえで重要な役割を有し、また、上場地域では広葉樹林等が防風や水源かん養機能を有するなど、公益上重要な機能を担っている。

次に漁場については、対馬暖流の影響下にある壱岐水道の外洋性漁場と唐津湾や伊万里湾等の内湾漁場とがあり、アジ、サバ、イワシ等の青ものをはじめ、タイ、イカ、イサキ、ウニやサザエ等、多種の魚介類が漁獲されており、好漁場となっている。

主な漁業としては、一本釣り、いか釣、延縄、船曳き網、小型底引き網、大・中型まき網等がある。また、内湾漁場ではマダイ、ブリ等の魚類養殖だけでなく、カキ、真珠、アワビ、アカウニ、ワカメ等の特色ある養殖が営まれている。

商業については、県全体に占める事業所・従業員者数に比べて、年間商品販売額が低く、小規模な事業所が多くなっている。

本地域の工業の中心は旧唐津市だが、全体的に工業の集積に乏しい。業種としては、水産加工業を主体とした食料品製造業が群を抜いており、その他、繊維工業や生産用機械器具製造業等があるが、その割合は小さい。国指定伝統的工芸品に指定され、全国的に名高い唐津焼については、小規模な窯元がほとんどであり、消費者ニーズに対応した商品開発や販路拡大が難しい状況にある。また、旧鷹島町の石工業については、450年の歴史があり長崎県伝統的工芸品の指定を受け、県内外に高く評価されているが、現在は、海外の安い素材や製品との競合により、取引価格が抑制されるなど厳しい経営を強いられている。

また、企業立地については、地域の工業集積に乏しく、依然厳しい環境にあることから、佐賀県と唐津市と共同で、21世紀の佐賀県産業の核となる企業の立地促進を図る新産業集積エリアの開発を進めるとともに、平成27年度から新たに虹の松原ファクトリーパークの分譲を開始している。主力の水産加工業については、原料となる魚や労働力の安定的な確保が問題となっている。

観光は、地域の特色ある産業の一つであり、域内の観光の中心は、虹の松原、唐津城、鏡山、宝当神社、七ツ釜、立神岩等の観光地を有する旧唐津市で、佐賀県内でも主要な観光拠点となっている。平成25年の観光

客数は、合併後の唐津市全体で 740 万人と、佐賀県全体の約 25%を占めている。また、平成 21 年 4 月、架橋により唐津市肥前町と接続した旧鷹島町の観光客数は、平成 20 年には 8 万人であったが、近年では 30 万人を超えて推移している。

域内の玄界灘一帯は、玄海国定公園に指定されており、日本の渚百選にも選ばれ、また、周辺海域は日本初の海中公園としても指定された波戸岬（唐津市鎮西町）やいろは島（唐津市肥前町）などの自然景観、名護屋城跡（唐津市鎮西町）などの歴史的文化遺産、食を楽しむイカの活造り・呼子朝市（唐津市呼子町）、鷹島モンゴル村（旧鷹島町）、道の駅「桃山天下市」（旧鎮西町）・「鷹ら島」（旧鷹島町）など数多くの観光資源を有しており、多くの観光客で賑わっている。

しかし、日帰り客の占める割合が約 9 割と依然高いウエイトを占めており、「通過型観光」から「滞在型観光」への変遷が見受けられず、数多くある観光資源の活用が十分なものではないのが現状である。

【東松浦地域産業別就業人口構成】

（単位：人）

年	就業人口 総数(人)	1 次産業		2 次産業		3 次産業	
		就業人口	構成比(%)	就業人口	構成比(%)	就業人口	構成比(%)
S60	54,485	11,689	21.5	13,040	23.9	29,719	54.5
H 2	55,378	10,056	18.2	14,505	26.2	30,798	55.6
H 7	57,010	8,561	15.0	16,161	28.3	32,199	56.5
H12	54,044	7,329	13.6	13,798	25.5	32,827	60.7
H17	52,405	6,891	13.1	12,157	23.2	33,119	63.2
H22	49,597	5,918	11.9	10,544	21.7	31,385	64.6

就業人口：国勢調査(総数には分類不能の産業従事者を含む。)

ウ.交通施設等の現状

本地域の主要幹線道路は、福岡市及び長崎市と結ぶ国道 202 号、佐賀市に延びる国道 203 号、さらに半島のほぼ海岸線に沿って周回する国道 204 号がある。また、これらの国道を補完し、地域内を連絡する幹線道路、補助幹線道路として主要地方道（6 路線）、一般県道、幹線市町村道が道路網を形づくっている。

しかし、特に、域内の各地から唐津市中心部への連絡道路や周辺都市と結ぶ幹線道路への連絡道路は、複雑な海岸線と起伏のある台地上を走っているため、狭隘部、急峻部、急カーブ等が多い。また、唐津市中心部を起点とした放射状の道路網であるために、市街地部では交通の渋滞箇所も見られる。

鉄道は、九州旅客鉄道筑肥線、唐津線がそれぞれ福岡市、佐賀市への重要な経路となっており、特に、筑肥線は昭和 58 年 3 月、唐津～姪浜間の電化が図られたことにより、本地域は福岡都市圏との結びつきを強めている。

港湾は、重要港湾である唐津港のほか、地方港湾が 5 港あり、それぞれ重要な機能を果している。現在、唐津港は、物流のほか、地域振興や交流活動の中核的な役割を果たす観光港、多様な海洋性スポーツ・レクリエーション活動の拠点、建設資材や石油類等の供給基地、水産物の供給及び水産加工や食料品を中心とした生産拠点という総合的な港湾を目指し、整備が進められている。

呼子港は、緊急時の船舶の避難港に指定されているとともに、佐賀県内の離島航路や観光船の発着所等、海上交通の主要な発着点となっている。また、仮屋港は建設用資材や水産関連の船舶の、星賀港は、離島の生活を支える流通港湾であると共に水産関連の船舶の利用があり、それぞれ重要な機能を果している。

旧鷹島町の神崎港は、元寇の役の際の沈没船など水中考古学遺跡の宝庫であるとともに、小さな入り江を利用した港湾であり、漁船対策の整備もほぼ完了し水産関連の船舶に利用され重要な機能を果たしている。同じく旧鷹島町の床浪港は、同地域の建設資材及び生活物資の荷揚場としての機能を果たしており、貨物対策の重要港として位置付けされている。

情報通信関連については、唐津市及び玄海町の地域では、旧唐津市及び旧浜玉町において民間通信事業者による光ファイバー（F T T H）整備が進んでいることや、全域に整備されたケーブルテレビ網を活用したインターネットサービスの超高速化、さらには L T E のサービスエリアの拡大などにより、動画等の通信に適した超高速ブロードバンド（下りの通信速度が概ね 30Mbps 以上）通信網のカバー率は 100%となっている。

一方、旧鷹島町の地域では、A D S L によるブロードバンド環境が整備されている。

今後は、その通信網を活用し、地域課題の解決のための情報通信技術（ICT）の利活用の促進に取り組む必要がある。

水資源については、半島の主要部分が標高 100～200m 程度の台地状の地形であることから、保水能力に乏しく大規模な河川にも恵まれていない。このため、降水量の大半が短時間のうちに海域に流出してしまい、水資源に恵まれないことが産業の発展を阻害してきた大きな要因の一つとなっている。

生活用水は、唐津市の上水道区域及び旧鷹島町以外は河川表流水、湧き水、小溪流などを水源とする不安定なもので、渇水期においては、深刻な水不足に悩まされている。

（2）地域の課題

本地域は、社会経済情勢の変化や前述のような地域発展の種々の制約条件から、平成 17 年から平成 22 年にかけて 3.6%の人口減少を来たしており、経済活動も比較的低位な状況にある。このため、定住できる条件としての雇用の場の確保が最大の課題である。そのためには、基幹産業である農・水産業の振興とともに、既存企業の育成強化や企業誘致等による工業の振興、地域と一体となった商業の振興、魅力ある観光の開発など、産業各分野の振興を図る必要がある。

農業については、未整備地域の基盤整備事業の推進、整備が完了している生産基盤を活用した営農体系の確立、収益性の高い農産物の振興を図ることが課題となっている。

また、農業水利施設等の老朽化による維持管理費の増加が課題となっている。

水産業については、資源量の安定増大を目的とした漁場の総合的整備開発、資源管理型漁業の確立及び消費者の需要に対応した水産物の高付加価値化が重要な課題である。

商業については、人口減少社会の進展に伴う商業の担い手の減少やマーケットの縮小により、中心商店街の人通りが減り、空き店舗が増加していることから、地域の商業の活性化を図る必要がある。

工業については、新製品の開発、他産業との融合化等による既存企業の技術高度化や新規企業の誘致等による多様で魅力のある新たな就業の場の創出が課題である。

観光については、自然や歴史、文化等の観光資源の積極的な活用や観光客の多様なニーズに応えられる魅力的な観光地づくりや広域観光ルートの確立が大きな課題である。特に、数多くある観光資源を観光客にとって

魅力ある企画等として提供するなど、観光資源の磨き上げが不可欠であり、そのために必要となる、観光の担い手育成などが解決すべき課題である。

生活環境の整備については、快適な生活環境及び公共用水域の水質保全確保のため、現在全国平均を下回る汚水処理人口普及率の向上が課題である。

高齢者の福祉その他の福祉の増進については、全国及び県平均を上回る高齢化の進展に対処するため、健康な老後を確保することが課題である。

また、教育及び文化の振興については、将来を担う子どもたちに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を身につけさせ、「生きる力」を育成するとともに、住民の学習意欲の高まりに対応した高度で多様な学習機会の提供や、大陸や朝鮮半島との交流の歴史など本地域の特色を生かした文化の振興などが課題である。

以上のような課題を解決し、産業の振興、雇用機会の創出を図り、豊かで魅力ある地域にするためには、基盤となる道路、港湾等の交通通信施設の整備や水資源の確保が不可欠である。

特に、本地域は、高速交通体系の恩恵を受けにくい位置にあり、観光や産業の発展のうえで、また、他地域との交流や連携を図るうえでも広域的な交通網の整備が強く望まれるところである。

なお、これらの課題とともに、本地域の将来の発展に向かっては、国際化、情報化、技術革新、環境問題の深刻化や高齢社会の到来など、時代の新たな潮流への対応を図っていくことも重要な課題である。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

本地域は、地理的・歴史的には、大陸への海の玄関口となりうる地域であり、陸上交通においても北部九州沿岸にあって福岡都市圏と長崎県北部を結ぶ枢要な位置を占めている。

また、本地域は、玄海国定公園の美しい自然、味覚、歴史的文化遺産など数多くの魅力ある資源を有するとともに、沿岸域は水産基地、内陸部は畑作地帯、さらには電源立地によるエネルギー基地として多様な地域特性を有している。今後、余暇需要の多様化や社会経済のソフト化、情報化、国際化といったさまざまな環境変

化が進む中で、こうした地理的優位性や地域の魅力、特性を活かしつつ、産業各分野の振興と海上、陸上の交通施設などの基盤整備を積極的に進めることにより、本地域の発展は十分可能なものとなってくる。

このことから、今後とも、地域の特性に応じて、地域の自主性、主体性、創意工夫により、積極的に各種施策を実施することが極めて重要であり、今後、重点的に取り組むべき分野としては、産業の強化と雇用の創出、観光の振興、情報通信基盤の活用、都市と農山漁村の共生・対流の促進、少子高齢化対策、CSO(市民社会組織)等との協働等による住民参加による地域経営、人材の確保・育成などがあげられる。

各種施策の実施に当たっては、厳しい財政状況の中にあっても、限られた財源の効率的な配分に留意し、施策の重点化を図るとともに、ソフト面の施策については、創造力、企画力、実行力を備え持つ人材の確保・育成、若者やU J I ターン者の定住促進、地域の実情に応じた企業誘致、起業への支援、地場産業の育成などによる就業の場の確保、利用率が低調な既存公共施設の効率的、効果的な運営、住民組織との協働や市町間の連携、各種施策の有機的な連携など、地域の創意工夫により、積極的に取り組む必要がある。

半島地域の振興に当たっては、地域の豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、産業の振興、生活環境の整備等により、若者の定住の促進、高齢社会及び情報化への適切な対応を図っていくため、両県は関係機関と協力して、また、県民協働により地域の特性と創意工夫を活かした振興のための方策を推進する。

このため、

- 広域交通体系、情報通信基盤の整備による人、物、情報の交流の促進
- 多様なニーズに応えうる農業の展開とつくり育て管理する漁業の振興
- 企業誘致や新産業の創出による活性化や、地場産業の更なる発展による商工業の振興
- 生活環境の整備や商工業の振興による、若者やU J I ターン者の定住の促進
- 自然や歴史、文化など観光資源の磨き上げや情報発信等による観光の振興
- 国の海洋再生可能エネルギー実証フィールドに選定された海域など、発展の可能性を秘めた海洋の多面的開発

を基本的方向に、福岡都市圏や佐賀市など周辺拠点都市、さらには中国、韓国など大陸との交流拠点となる吸引力を持つ地域としての一体的な発展を目指す。

(2) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、平成 27 年度からおおむね 10 年間を計画期間として、特に平成 37 年の本地域における人口の社会減に歯止めをかけることを目指しながら地域の主体的な取組みに基づき、次の施策を重点的に実施する。

〔数値目標〕

本地域における平成 36 年の社会減を 288 人とする。

※ 平成 26 年の本地域（唐津市、玄海町）の人口社会減は 778 人であり、平成 36 年までに 288 人まで縮小させる。

※ 唐津市については、旧浜玉町、旧七山村、旧北波多村、旧相知町、旧巖木町を含む。

ア.交通通信施設の整備

交通施設は、地域の産業、住民生活の共通の基盤である。本地域の特性を生かし、新鮮な農水産物の輸送、観光・リゾート基地としての発展、海洋開発の拠点形成などを図るためには、周辺都市や高速交通施設へのアクセスの改善、地域内道路網の整備、海上交通の充実が不可欠であり、高速自動車道や幹線となる道路及び港湾等の整備を総合的に進める。

また、産業の振興、地域の活性化のために、超高速ブロードバンド通信網を活用した情報通信技術（ICT）の利活用を促進する。

イ.産業の振興

産業の振興は、本地域にとって最も重要な課題であり、産業各分野において、地域特性の活用や新たな環境変化への対応を図りつつ、拠点地域としての発展を図るものとする。

このため、農業については、北部九州の食料供給基地の一翼を担う地域として、いちご、たまねぎ等の野菜、かんきつ類を主体とした果樹、畜産、米など多彩な作目の生産振興を図る。

水産業については、種苗放流を核としたつくり育て管理する漁業の展開、鷹島のトラフグなど地域ブランド化に向けた取組の支援などを行い、消費動向に対応した流通・加工体制の整備による活力ある水産業の振興を目指す。

林業については、現在、本地域の生産活動は低位であるが、福岡都市圏等の大消費地や伊万里市木材コンビナートへの近接性を生かし、生産・流通基盤の整備を図ることにより、周辺林業地と一体化した林業地域を形成する。

商工業については、技術開発、新分野進出に積極的なチャレンジする企業の育成や、佐賀県と唐津市で整備を進めている新産業集積エリアや虹ノ松原ファクトリーパーク等への企業立地を促進、唐津焼や鷹島の石工業等、伝統産業の振興等を通じて、唐津市を中心とする拠点地域の振興を図る。また、国の海洋再生可能エネルギー「実証フィールド」に選定された唐津市加部島沖を基点とした海洋産業や、美と健康に関するコスメティック産業の集積を図る。

ウ.魅力ある観光地域づくりの推進

本地域が魅力ある観光地として発展するためには、地域固有の優れた自然環境や貴重な歴史資源といった、「本物」の観光資源を積極的に保存活用するとともに、地域環境等にも配慮しつつ観光客の多様なニーズに応えられる魅力ある観光地域づくりを推進し、併せて、これらを道路網の整備・交通体系の再構築などでネットワーク化することにより、周辺地域を含めた一体的な観光地域の形成を進めていく。

エ.水資源の開発・利用

今後、生活水準の向上や産業の進展、農業形態の変化などに伴い、本地域における水需要の増大は必至である。このため、広域的な水利用システムの検討、節水意識の高揚及び水の合理的使用など水の有効利用の促進等と併せて、地域の実情に適合した水資源開発の手法についても検討するなど、各種計画との整合を図りながら長期的な水需給バランスに配慮した用水の確保に努める。

なお、以上の施策を進めるに当たっては、地域の特性を踏まえ、自然環境の保全等環境の保全と国土の保全の推進に努める。

オ.就業の促進

就業の促進のためには、雇用の場の確保、人材育成、求人・求職のミスマッチの解消等が必要である。

このため、ニーズに応じた職業訓練、求職者に対するキャリアカウンセリング等の就職支援、企業情報の提供等のマッチング支援等、求職者側への取組に限らず、地場企業の振興や、企業誘致、魅力的な求人の確保等、企業側への支援にも努め、雇用する企業と企業で働く人の双方に高い満足度が得られるよう、関係機関と十分連携を図りながら、取り組む必要がある。

第 2 振興計画

1 交通通信施設の確保

(1) 交通通信施設の確保の方針

高速交通体系の確立及び佐賀市や福岡都市圏、佐世保市等の主要都市へのアクセス強化を図るため、半島地域とこれら主要都市や九州横断自動車道長崎大分線とを連絡する道路の整備を進める。また、西九州自動車道の事業中区間の整備を推進する。

さらに、唐津市中心部と域内の各地とのアクセス、市街地における円滑な交通の確保、点在する観光資源の連携強化などを図るため、半島を循環する道路をはじめとする地域内道路についても、国道、県道、市町村道一体となったネットワーク化を図る。

港湾については、産業基盤及び海上交通の拠点として、新たな需要や船舶の大型化、災害等に対応する施設の整備を進め、背後交通網とのアクセスを図る。

情報通信施設については、超高速ブロードバンド通信網の整備は概ね整ったところであり、今後は、その通信網を活用し、地域課題の解決のための情報通信技術（ICT）の利活用の促進に取り組む。

こうした交通施設や情報通信施設の整備により、人、物、情報の交流の拡大と活発化、高速化が図られ、産業、リゾート、国際交流、ウォーターフロント開発など多方面での本地域の拠点性が大きく高まるものと期待される。

(2) 交通施設の整備

ア.道路

本地域と福岡市、佐世保市等との時間距離を短縮するため、福岡、唐津、伊万里、佐世保、武雄を連絡する西九州自動車道の事業中区間の整備を推進する。

九州横断自動車道長崎大分線とのアクセス改善を含めた佐賀市との連絡強化を図るため、佐賀唐津道路の整備を促進するとともに、一般国道 203 号と関連する県道の整備を図る。

唐津市街地における交通渋滞を解消するため、一般国道 204 号・唐房バイパスの整備を促進する。また、市街地の安全で円滑な交通を図るため市街地の道路網の整備を促進する。

唐津市中心部と域内の各地とのアクセス改善や半島地域内交流の円滑化、さらには福岡市、伊万里市等周辺都市とのアクセス改善など、道路ネットワークの確立を図るため、一般国道 202 号、204 号や県道をはじめとする道路網の整備を促進する。

さらに、より地域に密着した生活関連道路である市町村道についても、国道、県道との有機的連携を図りつつ整備を促進する。また、これらの整備と併せて交通安全施設等の整備を図る。

イ.港湾

唐津港については、景観に恵まれた東港地区においてフェリーふ頭の周辺緑地の整備や大型旅客船の寄港も可能な岸壁の整備を促進するとともに、災害時の緊急物資の輸送等の機能強化を図り、観光、物流の拠点として地域経済の発展に貢献する。

呼子港については、湾奥部の海上交通の安全性を確保するため、離島航路や観光船等の集約施設の整備を図る。

仮屋港、星賀港、床浪港、神崎港については、港湾機能の適切な維持管理に努める。

(3) 地域における公共交通の確保

東松浦地域の公共交通は毎年利用者が減少し、路線を維持するために行政からの財政的な支援が増加している。地域住民が安心して住み続けるために、関係機関が連携し、持続可能な地域公共交通網を構築する。

(4) 情報通信関連施設の利活用

住民生活の利便性向上や産業の活性化を図るため、超高速ブロードバンド通信網を活用した情報通信技術 (ICT) の利活用を促進する。

2 産業及び観光の振興

(1) 産業及び観光の振興の方針

農業については、経営規模の拡大や生産・流通の合理化を図りながら、既存作目の高品質化、新規作目の導入・定着を促進し、多様な消費者ニーズに応えうる産地の形成を図る。

このため、多彩な高品質野菜やキクを中心とする産地の育成・拡大、良質葉たばこの生産安定とあわせ、乳用牛・肉用牛・豚の産地拡大、高品質な米の生産安定などを推進し、多彩な作目を生産する総合産地としての地位の確立を図る。

こうした産地づくりの取組に加えて、イノシシなどの有害鳥獣対策や、六次産業化、グリーン・ツーリズムなどの取組を推進する。

水産業については、漁船漁業を中心に、藻場や増殖場の造成や栽培漁業による中高級魚介類の資源増大、漁業者による資源管理型漁業を推進することによって漁業生産の安定増大を図る。また、魚類養殖業についても漁場の適正利用と技術の向上による品質向上に努め、消費需要の増大可能な魚種の開発を進める。さらに、多様化する消費動向に対応した集出荷、流通、加工施設等の整備を進めるとともに、製品のブランド化を図る。

林業については、林道等の生産基盤や流通加工施設の整備により、周辺林業地と一体化した林業地域の形成を図る。また、森林の持つ公益的機能の高度発揮や観光レクリエーション資源としての活用など、それぞれの目的に沿った森林の整備を図る。

こうした農林水産業の振興とあわせ、工業については、食品加工業、機械金属工業の新製品開発力の強化及び新たな特産品の開発育成、唐津焼、鷹島の石工業（石碑等）の産地の活性化など、既存業種の育成強化を進める。また、工場適地等へ企業立地を促進するとともに、基盤となる港湾の整備を図る。

また、国の海洋再生可能エネルギー「実証フィールド」に選定された唐津市加部島沖での実証事業や周辺の海洋エネルギー研究開発拠点の立地など全国唯一の地域特性を活かし、地域を海洋再生可能エネルギーの中核拠点とし、新たな産業創出、地域活性化を目指す。

コスメティック産業については、世界最大級の産業クラスターであるフランスのコスメティックバレーとの友好関係を活かしつつ、産業の集積と雇用の創出に加え、天然由来原料の供給地となることを目指す。

商業については、本地域の持つ豊かな自然や文化などの資源を活かしつつ、まちづくりという幅広い観点に立って、地域と一体となった取組みを支援する。

観光については、玄海国定公園の美しい景観の保全など自然環境との調和を図りつつ、新たな観光資源の創出に努め、観光客の多様なニーズに応えられる魅力ある観光地域づくりを推進する。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

上場開発土地改良事業により整備された、約 4,200ha の農地の高度利用や経営規模の拡大等による地域農業の確立を図る。

農産物流通の合理化、生産性の向上、農村環境の整備のため、農道舗装等の整備を図る。

野菜・花きは、産地の育成・拡大を図るため、いちご、たまねぎ等の野菜や花きの生産施設等の整備を促進する。

かんきつ類は、周年供給体制とブランドの確立を図るため、低位生産園の転換、優良品種系統への更新を推進するとともに、生産施設、流通施設の再編・整備を推進する。

葉たばこは、生産の安定と品質向上を図るため、防風施設、共同利用施設（乾燥施設、堆肥舎等）及び省力化機械等の整備を図るとともに、病害防除等の徹底を図る。

肉用牛等の畜産は、主要産地としての地位を確固たるものとするとともに、高品質で「安心・安全」な畜産物生産や低コストな生産方式の導入を促進する。

米は、生産安定と品質向上を図るため、機械の共同利用を推進するとともに、病虫害防除等の徹底を図る。

また、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が継続していることから、有害鳥獣対策の取組を促進する。さらに、地域の優れた農産物等を使った第一次産業者に六次産業化や第二次・第三次産業者との連携、農産物直売所等を活用したグリーン・ツーリズムなどへの取組を促進する。

イ 林業の振興

スギやヒノキの人工林については、その多くが木材として利用可能な時期を迎えていることから、搬出間伐や主伐を積極的に推進し、木材の地場の製材工場（唐津市）や伊万里木材コンビナート（伊万里市）への安定供給を促進するとともに、木材価格が現状のままでも一定の利益が確保され、森林所有者に還元できるよう、

森林施業の集約化や森林作業道などの路網整備、高性能林業機械の活用等により、生産コストの縮減を推進し、林業生産活動の活性化を図る。

また、防風や水源のかん養など森林の有する多面的機能の発揮も求められており、手入れが不足した人工林の整備や荒廃森林等への広葉樹の植栽を推進する。

ウ 水産業の振興

沿岸漁業の基盤整備を進めるため、魚介類の産卵、保護、幼稚仔等の生育に適した藻場や増殖場の造成等を実施する。

栽培漁業の推進のため、種苗の量産、放流、管理技術の開発を進めるとともに、漁業者による資源管理体制の確立を図る。併せて、漁場環境の維持保全、適正養殖基準の策定により魚介類養殖を推進する。

これらの施策による生産量の回復・増大を図りつつ、消費者ニーズに対応した水産物の高付加価値化を目指し、流通等改善施設の整備を進める。また、漁船漁業・養殖業の省力・省コスト化による収益性改善の取組による漁家の経営安定を図る。併せて、共同出荷体制の整備充実を図るとともに鷹島のトラフグなど製品のブランド化に取り組んでいく。

水産加工の振興を図るため、付加価値向上のための技術の確立、新商品の開発、加工施設の整備を進める。

近年増加している鷹島のマグロ養殖のための保管施設、養殖施設などの施設整備や船台での漁船の維持管理作業のための漁船保全修理施設の整備を推進する。

漁業生産の基地となる漁港の安全性向上や就労環境の改善を図るため、浮棧橋等の整備を推進するとともに、漁港機能の維持を図るため、漁港施設の機能保全対策を実施する。

また、これと併せて漁業集落の環境整備を図るため、漁業集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場・運動施設の整備を推進する。

(3) 商工業の振興

商業の振興のため、本地域の持つ豊かな自然や文化などの資源を活かしつつ、まちづくりという幅広い観点に立って、地域と一体となった取組を支援する。

なお、唐津市中心部には旧唐津銀行を中心に明治から昭和初期に建てられた歴史的建築物が点在しており、それらを活かした歴史文化の薫る街並みの形成を図る取組を支援する。

ものづくり産業をはじめ、業種・業態を問わず、新製品・新技術の開発や新たなサービス、ビジネスモデルの確立などに意欲的にチャレンジし、地域の産業・経済をリードするような企業や起業家の育成を図る。

本県の豊富な地域資源を活かし、付加価値を高める六次産業化がビジネスとして確立されるよう、これまでの一次産業からの取組に加えて、二次・三次産業の加工技術や販路、経営力を取り込み、商品力や経営基盤の強化充実を図るとともに、唐津焼の振興を図るため、伝統的工芸品の指定に基づき、後継者育成、需要開拓、技法の記録収集・保存等に関する事業を実施する。

地域における多様で魅力ある新たな就業機会を創出するため、唐津市を中心に佐賀県と唐津市で整備を進めている新産業集積エリア（唐津）や虹ノ松原ファクトリーパーク、工場適地等への企業誘致を推進するとともに、鷹島の石工業の伝統技法の継承や競争力の強化を図る。

また、国の海洋再生可能エネルギー「実証フィールド」に選定された唐津市加部島沖での実証事業を促進することにより、造船業などの製造業や建設業など海洋産業の活性化を目指す。

フランス・コスメティックバレーをはじめとする海外の産業クラスターとのビジネス交流を促進し、外資系企業も含めた誘致を推進する。また、豊富な地産素材を活用した天然由来原料を供給に向け、産学連携で研究開発に取り組む。

（4）観光の開発

本地域における観光は、近年の社会環境の変化に伴い、観光客のニーズが多様化し、旅行形態は団体旅行から個人旅行へ移行しており、このような状況変化に対応していくためには、魅力ある観光地域を形成していく必要がある。

このため、玄海国定公園の美しい自然景観の保全との調整を図りながら、波戸岬、いろは島、鏡山、七ツ釜などにある利用施設の適正な維持管理を行うとともに、唐津城や名護屋城跡などの貴重な歴史資源を保存・整備し、これらの積極的な活用を図る。

また、半島地域の特性である三方を海に囲まれるという環海性を活かし、マリンスポーツや国際交流拠点など、本地域の新たなイメージを創出するため、唐津港における海洋性レクリエーション基地及び国際観光港としての整備を促進する。呼子港においては、離島航路の集約について検討を進める。

さらに、域内外からの観光客等の誘致促進を図るため、呼子のイカやサバ、鷹島のトラフグなど「食」をテーマにした観光ルートの形成や、埋もれた観光資源を発掘し磨き上げなど、観光客の多様なニーズに応えられる魅力ある観光地域づくりを推進する。

また、道路網の整備等によりネットワーク化を図り、周辺地域を含めた広域観光ルートを確立するとともに、行政と民間が一体となった観光情報発信の一層の充実、強化に努めていく必要がある。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

本地域は、第一次産業のウエイトが高く、第二次産業は、企業規模が小さく雇用量は多くない。また第三次産業は玄海沿岸の景勝等の特性を生かした観光・サービス業が中心である。

このため、農林漁業の後継者の育成確保、新規企業の誘致、地場企業の更なる振興等により、良質な雇用の場を確保するとともに、労働局、市町、経済団体等との連携を深め、効果的な就職支援に取り組む。

(2) 就業促進対策

企業誘致や地場産業の振興に努め、雇用の場の確保に取り組むとともに、産学官で構成する「産業人材確保プロジェクト推進会議」を設置し、関係機関連携のもと、企業の情報発信とマッチング支援のためポータルサイト「さが就活ナビ」の運営、インターンシップ事業、学校進路指導担当者の研修等に取り組む。

若年者就職支援センター（ジョブカフェSAGA）のサテライトをハローワーク唐津内に設置し、若者に対し、キャリアカウンセリングを実施する等、きめ細かな就労支援を実施する。

また、「さが移住サポートデスク」において、UJIターン求職者と県内企業のマッチングに取り組む。

更に、関係機関と連携し、求人者、求職者のニーズに基づいた職業訓練を実施することで、地域の実情に応じた人材育成を推進する。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源開発及び利用の方針

本地域は、保水性に乏しい地質に加え、河川流路も短く、大半が海域に流出するなど水資源の有効利用には極めて不利な地域特性を有している。

また、今後、生活水準の向上や社会・経済情勢の進展等に伴う水需要の増大及び異常渇水等に対処していくため、小規模生活ダムの建設や広域的な水供給システムなど、計画的、先行的な水資源開発についても地域の実情を勘案しながら検討を進めるとともに、節水意識の向上や水の合理的使用を一層促進し、不安定取水の解消に努める。

(2) 水資源確保対策

雨水利用、雨水浸透施設及び再生水を利用する施設の設置を促進するとともに、かん養林の維持管理に努め、水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

河川表流水や地下水といった水資源の合理的な活用を図る。また、広域的な水資源の活用について、関係機関の連携による検討を進める。さらに、地域住民に対し、節水意識の高揚を図っていく。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

快適で潤いのある生活環境を創出するため、下水道を始めとする生活環境の整備を図る必要がある。特に下水道については、若者の定住や都市住民との交流の推進等を進める上でも整備促進を図る必要がある。

成熟社会にふさわしく、多様な住民ニーズに対処するため、地域の特性に応じた公園やその豊かな自然景観と独自の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するとともに、若者の地方定住にも配慮した居住環境の形成を図る。

その他、地域の安全対策のため、消防施設及び設備等の消防力の充実強化を促進し、住民の安全確保に努めるとともに、犯罪、事故等を防止するための地域安全活動を積極的に推進する。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

玄海町特定環境保全公共下水道については、平成 26 年度末に整備が完了しているが、唐津市公共下水道については、計画面積 2, 611ha に対し、平成 26 年度末現在処理区域面積 2, 162ha の整備状況にある。引き続き唐津処理区、名護屋処理区及び呼子処理区の污水管渠の整備促進を図る。

農・漁村地域においては、農・漁業生産の安定、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が緊急の課題となっており、農・漁業集落排水施設の整備促進を図る。

また、公共下水道等の整備が当分見込まれない地域、又は個別処理によることが適当である地域において、浄化槽の早急な整備促進を図るなど、各污水处理施設を、地域特性を考慮し、連携を図りながら効率的に整備を促進し、污水处理人口普及率の向上及び公共用水域の水質保全を図る。

廃棄物の処理は無害化、安定化、減量化処理を行い、生活環境に支障のない形で社会経済活動へ循環させ、また自然に還元することが重要である。このため、適正処理の観点から廃棄物処理施設の整備促進を図ると同時に、電力などのエネルギー回収を行い、循環型社会の形成に努めていく。

(3) 公園等の整備の推進

地域住民が安心して遊び、ふれあい、スポーツなどができる身近な公園の適正配置に努め、住民の日常生活に密着した都市公園等の整備を進めるとともに、余暇時間の増大やレクリエーション需要の高まり等に対応した憩いの場や、地域の特性である自然、歴史・文化を活かした公園整備を推進する。

(4) 住宅関連対策

居住環境の整備に当たっては、それぞれの地域の特性や豊かな自然環境・歴史的文化環境等を活かした快適な居住環境の形成を目指し、生活環境の魅力を向上させるとともに、良質な住宅ストックの形成を促進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化が進行し、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、生活に必要な各種機能・サービスの適切な確保を図る

(6) 地域安全対策

地域の安全対策のため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、防火水槽等の消防施設及び設備の整備、消防団の活性化、救急業務の高度化等を促進し、消防需要に応じた消防力の充実強化を図る。

その他、犯罪、事故等を防止するための地域安全対策を積極的に推進するため、交番・駐在所を地域の生活安全センターとして、さらなる活用を図るとともに、自主防犯組織の育成など地域住民による自発的な活動に対する支援を強化する。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

地域における医療提供体制の充実・確保等を図るため、診療科や地域による医師の不足・偏在を解消するとともに、医療機関相互の機能分担と連携を図る。

(2) 医療の確保を図るための対策

医師の確保、「かかりつけ医」の普及定着、病診連携の促進、地域の中核的な医療機関の整備充実など、半島地域の住民にとって安心感のもてる良質かつ適切な医療提供体制の整備を図る。

(3) その他の対策

救急医療におけるドクターヘリを活用することで、地区住民にとって安心感の持てる医療を確保する。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

佐賀県、長崎県の65歳以上の人口は、いずれも平成37年にピークを迎える見込みである。

今後、高齢者が介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが連携して一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくとともに、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図ることが必要である。

そのため、「さがゴールドプラン21」及び「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」に基づき、すべての高齢者に対し、その心身の健康の保持、及び生活の安定のために必要な措置を講じられるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に努める。

医療については、地域における医療提供体制の充実・確保等を図る。

また、高齢者福祉に係る健康増進については、「佐賀県健康プラン」及び「佐賀県歯科保健計画」並びに「健康ながさき 21」及び「歯なまるスマイルプラン」に基づき、健康づくりを総合的に推進して、介護予防、寝たきり予防に努め、高齢者が生涯を通じて生き生きと生活できるよう健康寿命の延伸を図る。

障害者の福祉については、「佐賀県障害者プラン」及び「佐賀県障害福祉計画」並びに「長崎県障害者基本計画」及び「長崎県障害福祉計画」に基づき、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会を目指す。

児童福祉については、安心して子どもを生み、健やかに育てるため、母親や子どもの健康の保持・増進に努める。

また、「佐賀県家庭的養護推進計画」及び「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、次代の社会を担うすべての子供たちが健やかに生まれ、育成される社会を目指し、保護・支援の必要な児童やひとり親家庭の親等に対するケアを強化する。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。

この他、女性が社会で躍動し、男女を問わず高齢者も障害のある方も誰もが、住み慣れた地域の中で、多様な人々を理解しながら、思いやりを持って行動するとともに、恵まれた自然環境の中で健康にいきいきと暮らすことができるよう、地域の実情に応じた各種福祉施策をきめ細かく展開する。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図る。

また、多くの元気な高齢者の積極的な社会参加により、豊かな経験と知識・技能を生かして、生涯を健康で生きがいをもって暮らせるよう、老人クラブや佐賀県長寿社会振興財団及び長崎県すこやか長寿財団、シルバー人材センターなどの多様な活動を支援する。

高齢になっても健康な期間が長く続くように、特定健康診査やがん検診の受診率向上、食生活改善など、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む。また、運動器疾患による寝たきりや要介護状態をできるだけ招かないため、ロコモティブシンドローム予防の普及啓発に努める。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つために必要な施策を「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」及び「長崎県子育て条例行動計画」に基づき推進する。

子育てと就労の両立を支援する保育所の機能強化を図るため、老朽施設の改善や保育ニーズが高まっている乳児等低年齢児保育、延長保育及び休日保育の推進を図るとともに、子育てに関する豊富な知識や情報を有する保育所を拠点とした地域での子育て支援センターの設置に努める。

また、地域における児童の健全育成及び子育てと仕事の両立支援を図るため、児童館等児童厚生施設の整備を促すとともに、昼間労働等により保護者がいない小学校低学年児童を対象とした放課後児童クラブの全校区設置に努める。

また、障害者の自立と社会参加を推進するために、障害者が安心して生活できる共生社会を目指すとともに、障害者を取り巻く環境が大きく変わりつつある中で、障害種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等が受けられるような拠点づくりや在宅福祉サービスの充実を図るなど、サービス量の確保に努める一方、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」に対応した、きめ細かい事業展開を図りながら、サービスの質の向上を促進する。

この他、社会情勢の変化に伴う各種福祉ニーズを的確にとらえ、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策等所要の施策を積極的に推進する。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

将来を担う児童生徒の「生きる力」を育むために、「確かな学力」の定着を図るなど学習環境や指導方法の改善・充実等を図る。

また、地域への理解や愛着を深めさせ、地域の良さを実感し、誇りに思う気持ちを育てるため、学習・教育活動における多様な地場産業の体験や、恵まれた自然環境や歴史的文化遺産の活用などを行う。

また、半島地域の歴史や伝統と地域創意を活かした文化の振興を図るため、伝統芸能や創作活動、多様な芸術作品等の発表・鑑賞の機会の確保を支援する。さらに、子どもたちの豊かな人間性の育成のため、多様な文化芸術に触れる機会を積極的に提供していく。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

住民参画によるまちづくりの推進を図るため、協働システムを構築し、住民一人ひとりが地域を支える原動力となるような仕組づくりを支援するとともに、生涯学習で学んだ知識、経験、技術を活かし、主体的なまちづくりの活動の一員となるように学習機会の提供や学んだ事を活用できる仕組づくりを進めていく必要がある。

(3) 教育・文化施設等の整備

学校施設については、児童生徒が一日の多くを過ごす生活の場として、快適な生活空間を確保するとともに、個性や創造性を伸ばす学習の場として教育内容・指導方法の多様化に対応した学校づくりを進める。

また、学校施設の安全対策と地域住民の災害時の避難所としての役割を果たすため、校舎・体育館の耐震化を進める。

今後、学校施設の老朽化が懸念されることから、長寿命化改修を計画的に行う。

さらに、住民の生涯学習環境の充実を図り、唐津市近代図書館をはじめ、地域の図書館等と佐賀県立図書館の図書サービス機能を連携させ、インターネットを活用した横断検索・予約や相互貸借など、住民のライフスタイルに応じたサービスの向上に努めるとともに、青少年の豊かな情操、冒険心、自立心を育むため、当該地域の自然環境や歴史的文化遺産を活用した研修・体験活動を行う波戸岬少年自然の家の活用を図る。

また、古代から大陸・朝鮮半島と往来のあった本地域の歴史的な背景を踏まえ、名護屋城博物館の一層の充実を図り、「名護屋城跡並陣跡」等の文化財を活用した歴史学習等を推進するとともに、元寇の史実を示す「鷹島神崎遺跡」の保存等に努めている松浦市鷹島歴史民俗資料館等の一層の充実を図る。

(4) 地域文化の振興

多様な文化の振興と伝統文化の継承を図るため、文化芸術に触れる機会と、県民自らの文化芸術活動を発表する場や機会を確保できるよう支援するとともに、助成制度に関する情報を提供する等伝統文化を継承する担い手の育成支援及び多様な文化芸術活動の支援を推進する。

また、史跡・天然記念物・民俗文化財などの歴史的文化遺産を地域の財産として後世に継承していくために、歴史的文化財の保存整備事業を推進する。

特に、重要な歴史的文化財である特別史跡「名護屋城跡並陣跡」や、日本初の海底国史跡「鷹島神崎遺跡」については、その保存整備と活用を図るため、環境整備や公有化、発掘調査を推進する。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

本地域は、玄海国定公園に指定されている地域を含み、風光明媚な海岸線や、海に面した美しい棚田などの自然景観を有しており、また、佐賀牛や呼子のイカ、上場コシヒカリなど全国でも有名になっている食材のほか、日本一の出荷量を誇る鷹島のトラフグの養殖など魅力ある地域資源を有している。

このため、これらの地域資源を活かしながら、都市と農山魚村の双方にとって魅力があり、また、相互理解につながる新たな共生関係の構築に向け、交流組織の育成、周年的な交流活動や広域的な連携による魅力ある交流ゾーンの形成、交流施設の充実や異業種との連携による魅力づくり、特色ある地域情報の提供など、地域間交流を促進する。

半島地域の活性化を図るために、美しい景観の保全や自然環境との調和を図りながら、これらの観光資源の積極的な活用を推進する。これに伴い、他地域との交流を進めていくことにより、地域内外の情報収集をおこない、国際交流拠点・情報発信拠点としての機能を促進し、観光客の多様なニーズに応えられる魅力的な観光地域づくり・組織間のネットワーク化の推進を図る。

(2) 地域間交流の促進のための方策

本地域は、豊かな内海と美しい自然景観、玄海国定公園などの保養環境が充実しており、大自然の営みがみられる地域となっている。これらの豊かな海洋資源や自然環境を観光資源として積極的に活かしていくために、他地域との交流を図り、各地域の自然特性に応じた特色ある観光施設やイベントの情報発信、姉妹都市交流の拡大による国内外観光客の増加を促進する。

地域が企画する農山漁村と都市部との交流活動に対する支援を積極的に行う。

本地域と都市部との地域間交流を促進するため、

- ・ 交流の主体となる人材の育成とその組織化
- ・ 交流組織による周年的な活動や、広域的な組織間の連携を通じた都市住民から見て魅力ある交流ゾーンの形成
- ・ 異業種との連携による農林水産業だけではなく、他産業分野にとってもメリットのある交流の展開
- ・ 特色と魅力のある地域情報を都市住民に提供できるシステムづくり

などを推進する。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は、基盤岩である第三紀層の上面には風化帯が存在し、部分的に沖積層が分布している。また、崩積土層は2～10m層で堆積し、多雨期の間隙水圧の上昇がみられる。地形は、地表面勾配10～25°程度の棚田状をなし、部分的な湧水が多く、局部的・継続的に滑動している状況にある。

このため、地すべり災害の発生の予防、拡大の防止対策などを講じて、国土保全に努める。

海岸部においては、海岸保全施設の適切な管理や整備により、背後地と地域住民の生命や財産、生活を高潮等の災害から守り、国土の保全と安全で安心して暮らせる地域づくりに努める。

また、地域の防災体制の強化を図るため、常備消防、消防団、自主防災組織の組織力強化、組織間の連携強化を図るとともに、本地域で予想される災害形態に的確に対応できる施設・設備や資機材等の整備の促進に努める。

なお、東松浦地域内には原子力発電所（玄海町）があるが、その設置に当たっては、当地で想定される地震動に十分耐えられる設計が行われており、また、台風、津波、高潮等の自然現象に対してもその影響が考慮されたものとなっている。

（2）災害防除のための国土保全施設等の整備

治水対策や土砂災害対策として、河川改修や地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進める。

地すべり災害を防止するために、抑制工、抑止工を行う。

治山対策としては、治山施設等の整備を進めるほか、唐津市東部上流域における山地災害防止等の機能の高い森林を整備するとともに、上場地域における防風機能の高い森林育成を図り、また、海岸防災林の維持・向上に努める。

海岸保全施設については、適切な管理に努めるとともに、台風や季節風による越波被害や海岸の侵食が懸念されている地域においては、堤防等の整備を行う。

このほか、地域に分散し、老朽化が進んでいる溜池について、計画的な整備を促進する。

（3）防災体制の強化

本地域内には、原子力発電所（玄海町）、石油コンビナート等特別防災区域（唐津市）があることから、風水害、地すべり、地震等の自然災害に加え、原子力災害や石油コンビナート等の特殊災害にも備えるため、災害形態に対応した救助用の各種装備や資機材等の整備に努め、災害時に防災関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制の確立を図る。

特に、この地域は8つの離島を抱えていることから、地域住民に対し防災情報を迅速かつ的確に伝達するための防災行政無線の整備を推進する。

また、関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得、住民の防災意識の向上のため、防災訓練を充実させていくとともに、地域防災の中核を担う消防団の団員確保や、自主防災組織の育成及び活動の活性化を図る各市町への支援を行い、住民自身による自助、地域コミュニティ等の地域の多様な主体が行う共助の取組を促進し、自助、共助、公助が適切に連携した、総合的な地域防災力の向上を図る。

地域や県域を越えた広域的な災害への対応も必要であるため、近隣との広域防災体制の連携強化を推進する。

(4) その他

各防災関係機関との連携をより一層強化し、災害情報の共有化を図ることにより、半島地域の災害による被害を最小限に抑えるとともに、地域住民の安全・安心を確保の向上に努める。

11 その他半島振興に必要な事項

本地域は、虹の松原に代表される玄海国定公園の恵まれた自然環境を有している。

本計画の具体的な推進に当たっては、自然環境が、健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものであるとともに、地域が誇れる観光資源でもあるとの認識に立ち、自然公園、鳥獣保護区などの優れた自然の景観地や保護を必要とする地域について、その適正な保全と利用を図る。

また、地域住民の健康を保護するとともに、循環を基調とし、自然と人間との共生を確保するいわゆる持続可能な発展を実現する「豊かでうるおいのあるふるさと佐賀の実現」を基本理念として策定した「佐賀県環境基本計画」、及び「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」をめざすべき環境像として捉えた「長崎県環境基本計画」との調和を図り、快適な環境づくりを推進するものとする。

北松浦地域半島振興計画

平成27年12月

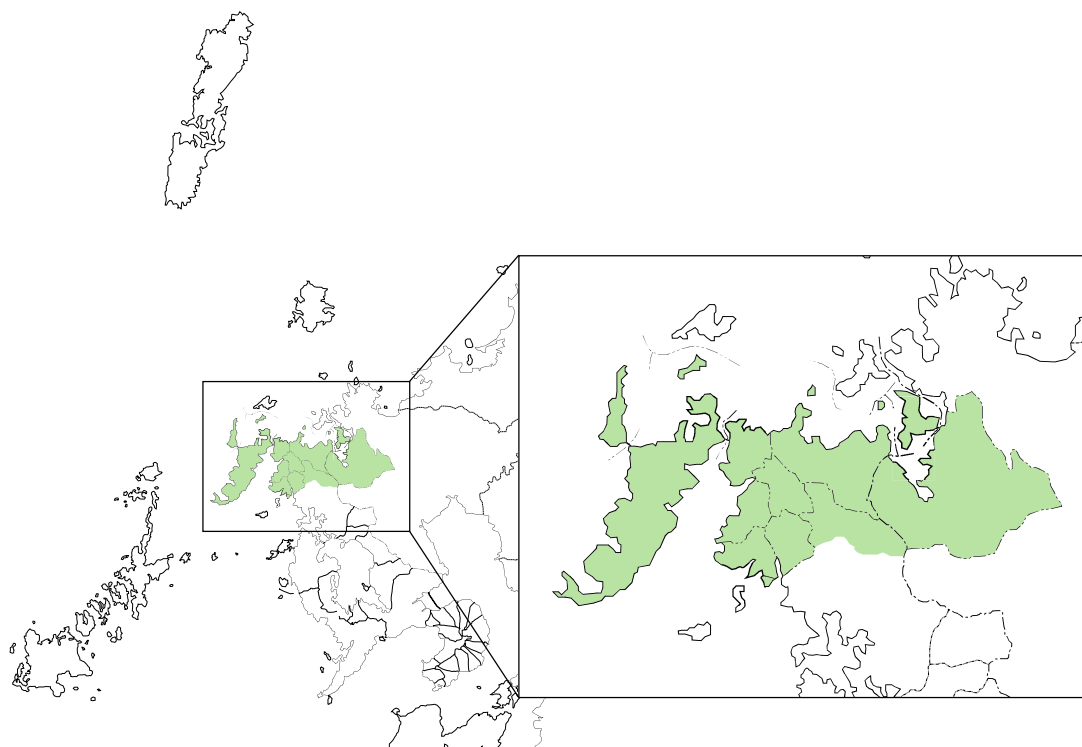
佐賀県
長崎県

平成27年12月 全部変更

— 目 次 —

第 1	基本の方針	1
1.	地域の概況	1
2.	現状及び課題	3
(1)	地域の現状	3
(2)	地域の課題	9
3.	振興の基本的方向及び重点とする施策	12
(1)	基本的方向	12
(2)	重点施策	12
第 2	振興計画	14
1.	交通通信の確保	14
(1)	交通通信の確保の方針	14
(2)	交通施設の整備	14
(3)	地域における公共交通の確保	15
(4)	情報通信関連施設の整備	15
2.	産業の振興及び観光の振興	16
(1)	産業の振興及び観光の振興の方針	16
(2)	農林水産業の振興	17
(3)	商工業の振興	18
(4)	観光の振興	19
3.	就業の促進	20
(1)	就業の促進の方針	20
(2)	就業促進対策	20
4.	水資源の開発及び利用	20
(1)	水資源の開発及び利用の方針	20
(2)	水資源確保対策	21
(3)	水資源の利用	21
5.	生活環境の整備に関する事項	21
(1)	生活環境の整備の方針	21
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	21
(3)	公園等の整備の推進	21
(4)	住宅関連対策	22
(5)	生活サービスの持続的な提供	22
(6)	その他の整備	22
6.	医療の確保等	22
(1)	医療の確保の方針	22
(2)	医療の確保を図るための対策	22
7.	高齢者の福祉その他福祉の増進	23
(1)	高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	23
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	23
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	23
8.	教育及び文化の振興	24
(1)	教育及び文化の振興の方針	24
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	24
(3)	教育・文化施設等の整備	24
(4)	地域文化の振興	25
9.	地域間交流の促進	25
(1)	地域間交流の促進の方針	25
(2)	地域間交流の促進のための方策	25
10.	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	26
(1)	災害防除の方針	26
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	26
(3)	防災体制の強化	26
11.	その他半島振興に必要な事項	26

北松浦地域位置図



北松浦地域の構成市町（平成 27 年 4 月 1 日現在）

県名	市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
長崎県	佐世保市	154.02	26,568
	平戸市	220.13	32,649
	松浦市	113.55	22,230
	佐々町	32.27	13,836
	小計 3 市 1 町	519.97	95,283
佐賀県	伊万里市	255.28	55,765
計 4 市 1 町		775.25	151,048
長崎県		4,132.32	1,412,317
佐賀県		2,440.64	834,353

(注) 佐世保市は、浅子地区、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域に限る。

平戸市は、旧平戸市、旧生月町、旧田平町の区域に限る。

松浦市は、旧松浦市、旧福島町の区域に限る。

(出典) 人口：住民基本台帳調査 平成 27 年 1 月 1 日現在

面積：全国都道府県市区町村別面積調 平成 26 年 10 月 1 日現在

(佐世保市浅子地区の面積は、佐世保市調 平成 26 年 10 月 1 日現在)

第1 基本の方針

1. 地域の概況

本地域は、長崎県本土の北部から佐賀県の西部にまたがる地域で、日本本土の最西端に位置し、それぞれの県庁所在地からも遠隔地にある。

北松浦半島本土と平戸島、生月島及び福島などの架橋離島から構成されており、面積は 775.25km²で、うち、長崎県内の地域は長崎県の 12.6%、佐賀県内の地域（伊万里市）は佐賀県の 10.5%を占めている。

地勢は、国見山（標高 777m）を最高に、多くの山岳、丘陵が起伏して海岸線まで迫り、平坦地の少ない複雑な地形を形成している。

地質的には、第三紀層が広く分布し、玄武岩などの火山岩類が上層を履っているため地すべり地帯が多く、また、旧北松炭田や旧佐世保炭田の炭鉱跡地の各地にはばた山も散在している。

一方、海岸線は変化に富み、その景観の美しさから西海国立公園や玄海国定公園、北松県立公園などに指定されている。中でも半島西海岸の北九十九島は、全国でも屈指のリアス式海岸を形成している。気候は、対馬暖流の影響を受け、一部内陸の山間部を除き、温暖で寒暖差の少ない海洋性気候で、年間の降水量は 2,100mm 前後である。

本地域は、玄界灘を隔てて、朝鮮半島や中国大陸に近く、古くから大陸との交易が行われ、遣隋使や遣唐使の寄港地としても知られている。鎌倉時代以降は、松浦氏の領地となり、松浦水軍の本拠地として海上交通により一体的に結ばれてきた。また、今から 700 年ほど前、北部九州一帯は蒙古襲来の戦場となり、その際海底に沈んだ数々の遺物は鷹島の南岸を中心に元寇関係の海底遺跡として広く知られている。

この間、平戸市は、16 世紀中頃から東西文化融合の拠点となり、日本最古の南蛮貿易港として、一世紀にわたって栄えた。また、伊万里市は、肥前陶磁器の積出港として栄え、伊万里湾文化圏の中心として発展してきた歴史を有している。これらの豊かな歴史文化遺産は、自然景観とともに貴重な観光資源となっている。

本地域を構成する市町村は、平成 17 年から平成 22 年までに行われた市町村合併により、4 市 9 町から佐世保市（浅子地区、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ）、平戸市（旧平戸市、旧生月町、旧田平町の区域のみ）、松浦市（旧松浦市、旧福島町の区域のみ）、佐々町、佐賀県伊万里市の 4 市 1 町となっている。

図表 1 市町村合併の経過

	H17.3.31 まで	H17.4.1	H17.10.1	H18.1.1	H18.3.31 ～H22.3.31
長崎県	佐世保市 ^{※1}	佐世保市 ^{※2}	佐世保市 ^{※2}	佐世保市 ^{※2}	佐世保市 ^{※3}
	吉井町				
	世知原町				
	小佐々町	小佐々町	小佐々町	小佐々町	
	平戸市	平戸市	平戸市 ^{※4}	平戸市 ^{※4}	平戸市 ^{※4}
	生月町	生月町			
	田平町	田平町			
	松浦市	松浦市	松浦市	松浦市 ^{※5}	松浦市 ^{※5}
	福島町	福島町	福島町		
	江迎町	江迎町	江迎町	江迎町	佐世保市 ^{※6}
	鹿町町	鹿町町	鹿町町	鹿町町	
佐々町	佐々町	佐々町	佐々町	佐々町	
佐賀県	伊万里市	伊万里市	伊万里市	伊万里市	伊万里市

※1：浅子地区の区域のみ

※2：浅子地区、合併前の旧吉井町、旧世知原町の区域のみ

※3：浅子地区、合併前の旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町の区域のみ

※4：合併前の旧平戸市、旧生月町、旧田平町の区域のみ

※5：合併前の旧松浦市、旧福島町の区域のみ

※6：合併前の旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ

2. 現状及び課題

(1) 地域の現状

①人口の動向

本地域は、昭和 30 年代初頭までは、国内有数の産炭地として石炭産業を中心に発展し、昭和 30 年には人口 297,145 人を数えたが、しかし、エネルギー革命や昭和 40 年代後半には炭鉱は完全に姿を消し、激しい過疎化現象を来した。その後も雇用の場の減少などにより人口の流出が続き、平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 151,048 人となっている。従来人口増の傾向にあった佐世保市吉井町についても、平成 12 年以降減少に転じており、平成 22 年国勢調査以降平成 27 年までの 4 年間で人口が増加しているのは佐々町 1 町のみとなっている。この 4 年間の半島地域全体での人口減少率は 2.3%で、今後も減少が見込まれている。

また、本地域は就業の場が少なく、今なお、若年層の流出が続いており、高齢化率は平成 17 年の 25.1%から平成 26 年には 30.7%（いずれも佐世保市を除く）にまで達し、長崎県平均（28.7%）、佐賀県平均（26.9%）を超えて急速に高齢化が進んでいる。

②交通通信施設の現状

本地域の幹線道路は、本土部分のほぼ海岸線に沿って走る国道 204 号、平戸島を縦断する国道 383 号及び伊万里市を縦断する国道 202 号と横断する国道 498 号で、これらの国道を補完する主要地方道（13 路線）と一般県道が補助幹線となっている。また、西九州自動車道は一部供用開始されたものの、未整備区間も残っている。

しかし、本地域は複雑な海岸線と山岳丘陵地が多いため、国道をはじめとするこれらの道路は急坂や急カーブ、狭い幅員など厳しい条件の箇所が多く、また、市街地では一部に交通渋滞を来している地区もある。

本地域から、周辺の主要都市や高速交通機関まで長時間を要することが、これまで地域の産業や観光の発展を阻害してきた大きな要因となっている。

なお、佐世保から佐々、江迎を經由し、ほぼ半島の海岸沿いにたびら平戸口、伊万里から有田までの 93.8km を結ぶ第三セクターの松浦鉄道（株）は、地域住民の通勤・通学や生活路線として重要な役割を果たしている。

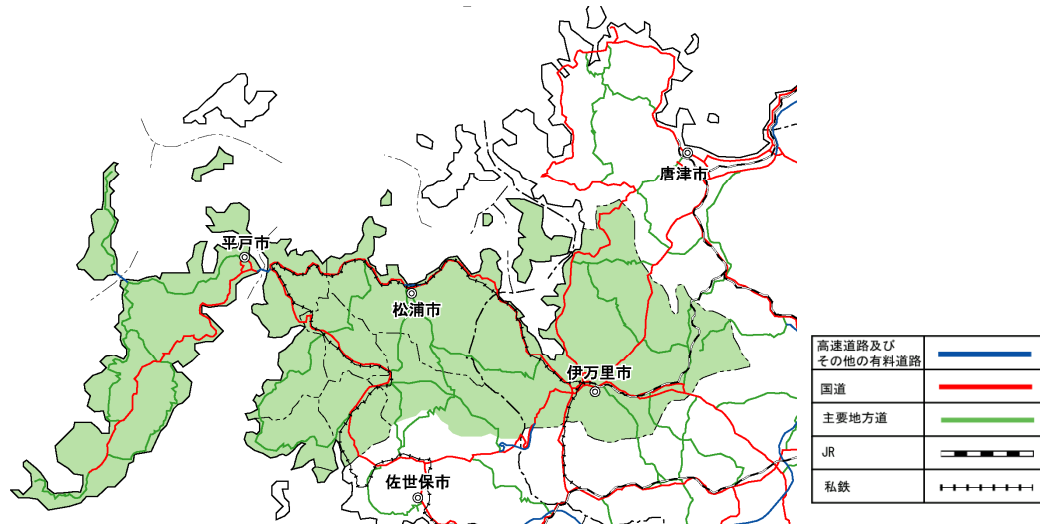
本地域には、重要港湾である伊万里港のほか、地方港湾が 14 港あり、産業基盤や周辺離島との海上交通の拠点として、重要な役割を果たしている。

伊万里港は、工業港、国際物流港としてさらに重要な機能を果たすべく、港湾施設の整備が進められている。また、松浦港は、松浦火力発電所の建設に伴い、昭和 63 年 11 月に関税法に基づく開港の指定がなされて外国貿易港となっており、このほか、平戸港は佐世保市などと結ぶ海上観光基地及び離島生活物資取扱港として、調川港（松浦市）、田平港（平戸市）及び福島港（松浦市）は生活物資取扱港と

して重要な機能を果たしており、それぞれ必要な整備が進められている。

地域内の情報通信施設に関しては、一部地域を除き、FTTH といった固定系超高速ブロードバンドの整備が遅れている。

図表 2 主要交通路



③産業の現状

本地域の平成 22 年の産業別就業人口は、第一次産業 8,972 人、12.4% (平成 17 年比△2,499 人、△21.8%)、第二次産業 19,624 人、27.1% (同△1,334 人、△6.4%)、第三次産業 42,940 人、59.2% (同△1,852 人、△4.1%) となっており、いずれも大きく減少している。

第一次産業の比率は、長崎県平均 (7.9%)、佐賀県平均 (9.2%) を大きく上回っており、稲作や畜産、野菜、果樹を主軸とする農業、沿岸漁業を中心とする水産業、造船等の製造業及び観光産業が地域の経済的基盤となっている。しかし、これらの産業を取り巻く環境は、それぞれに厳しい状況に置かれたものが多い。

農業は、米を中心に肉用牛、野菜、果樹などとの複合経営が行われている。しかし、乏しい平坦地、粘土質土壌、基盤整備の遅れなどの悪条件のため、その生産性は低い。

平成 22 年の総農家数に対する主業農家数は 17.5% で、長崎県 (31.7%)、佐賀県平均 (32.8%) のいずれをも下回っており、また、農家戸数も依然減少しており、後継者の確保は困難を伴っている。

肉用牛の飼育は全域にわたり、主要な産地を形成している。このほか、伊万里市及び佐世保市世知原町の茶も産地として定着している。

野菜については、イチゴは全域で栽培され、平戸市、松浦市のアスパラガス、メロン、伊万里市のキュウリなどの施設園芸や、タマネギ、パレイショ、ブロッコリーなどの露地野菜が主要作目となっている。また、近年、平戸市では新たに加工用たまねぎの導入が図られている。

果樹は、松浦市のブドウ、伊万里市のナシを中心に産地を形成しているほか、みかんが広範囲で生産されているが、近年、需要の減少等により生産量が大幅に減少している。

地域の森林面積は 42,999ha で総面積の約 50.6%を占め、県立公園に指定されている。

林業は、人工林が利用可能な状況となっている中、中国・韓国向けの輸出やバイオマス発電用木材需要の増加が見られるものの、住宅着工戸数の減少等による国内需要の減少、輸入材（チップを含む）との価格競争により国産材価格は低迷している。利用期を迎えた林分の増加により林業生産活動は徐々に活発化しているが、整備が行き届いていない未整備森林は多く存在しており、森林の有する公益的機能の持続的な発揮が懸念される。また、林業従事者は高齢化しているが、「緑の雇用」事業により若返りが図られている。

本地域の沿岸域は、複雑な海岸線、島しょ、内湾域を有しており、さらに対馬暖流分派の潮流と沿岸水が混じり合い、好漁場を形成している。この自然的条件を活かして中小型まき網、船曳網、延縄、一本釣り、採貝など、5t 内外の小型漁船を中心として多種多様な沿岸漁業が営まれている。

また、伊万里湾・九十九島地域を中心とするトラフグ、ブリなどの魚類養殖業や佐世保市小佐々町の煮干を中心とする水産加工業も盛んである。

平成 25 年の海面漁業漁獲量は 107,845（県全体の 44.2%）トン、漁業就業者数は 3,890 人で、漁獲量は資源水準の低下等により不安定な状態にあり、また漁業就業者数も依然減少傾向にある。（佐世保市、平戸市、松浦市の合計値）

東シナ海を中心とする遠洋まき網の水揚基地である松浦魚市場は、漁場から近いという立地上の有利な条件を生かして、隣接する松浦市水産加工団地とともに、水揚から加工・流通まで一貫した西九州地域の中核的総合水産基地として稼働している。しかしながら、松浦魚市場は開場後 36 年が経過し、施設の老朽化が顕著となっていることから、高度衛生化施設への転換を目的とし、再整備を計画しているところである。

平戸市生月町は、長崎県における漁業の主力である大中型まき網漁業の根拠地となっているが、近年国際漁場における操業規制の拡大、資源の減少、魚価の低迷などにより、その経営環境は極めて厳しいものがある。

地域における商業については、平成 19 年の商店数は、2,308 店舗、従業者数 8,804 人、年間商品販売額 2,051 億円となっている。

1 商店あたりの商品販売額は 8,886 万円で、長崎県平均（1 億 4,815 万円）、佐賀県平均（1 億 5,338 万円）に比べやや規模が小さくなっている。

地域における工業は、平成 25 年において事業所数（従業者 4 人以上の事業所、以下同様）410、従業者数 11,014 人、製造品出荷額は 2,478 億 8,900 万円となっている。

1 事業所あたりの出荷額は 6 億 461 万円で、佐賀県平均（11 億 5,339 万円）、長崎県平均（8 億 8,038 万円）を下回っている。

企業立地については、造船、半導体、自動車、木材・木製品、食品、エネルギー等が進出している。また、地場産業としては、「鍋島」の伝統を持つ伊万里市の窯業が中心である。このほかには、酒造、

かまぼこ等の水産加工品やお茶などがある。

世界金融危機以降は企業の生産活動は落ち込み、加えて円高の影響で生産設備の海外移転等が進むなど、低調な時期が続いていたが、その後の国の金融緩和政策の進展で為替も円安基調となり、国内景気に回復のきざしが見えるなかで、地域の基幹産業である造船業や半導体関連産業等にも業績改善の動きが伺える。

火力発電所(松浦市)については、平成元年6月の九州電力1号機、平成2年6月の電源開発1号機、平成9年7月の同2号機運転開始以来、地域経済の活性化に大きな役割を果たしている。九州電力2号機については、平成16年6月以降工事が中断していたが、平成27年3月に建設再開が決定され、平成28年2月に工事再開、平成32年6月に運転開始の予定となっている。

域内の観光の中心は、西洋文化、キリシタン文化の豊かな歴史を持つ平戸市であり、西九州における主要な観光拠点となっている。

域内では農漁業が盛んで、平戸市のひらめやあご(トビウオ)と平戸牛、松浦市のマーコットやアールスメロンのほか、全国有数の生産を誇るアジ、サバや養殖とらふぐなど食材が豊富である。平戸市は、平戸オランダ商館や平戸城などの観光施設の観光を核として、また年間を通して季節ごとにイベントを開催し、集客を図っており、今後、世界遺産登録に向けた機運の高まりにより観光客数が増加することが見込まれるため受入環境の体制づくりが課題となってくる。松浦市は、鷹島大橋の開通を機に観光客が増加しているが、宿泊につながる体制づくりが今後の課題となっている。

また、伊万里市は「やきものとフルーツの里」として人気を集めており、鍋島藩窯の歴史と伝統が息づく大川内山をはじめとする陶磁文化や伊万里牛、伊万里梨などの特産品が魅力である。年間の観光客数は130万人前後で推移しているが、通過型観光となっており、宿泊客の比率が低い点が課題となっている。

このほかにも、西海国立公園や玄海国定公園、北松県立公園などをはじめとする豊かな自然など地域の特性を生かした振興策が課題となっている。

④水資源の現状

本地域における水資源は、ダムや河川表流水及び地下水(伏流水)が主なものとなっている。生活水準の向上や都市化の進展、畑地かんがいの整備などに伴い水需要は増加傾向にあることから、新たな水源確保のため、近年、笛吹ダム(松浦市)、阿奈田ダム(平戸市)、井手口川ダム(伊万里市)が建設された。

⑤生活環境の現状

本地域では、下水道施設の整備が遅れており、平成26年3月31日現在における汚水処理人口普及率は56.4%で、長崎県平均77.2%、佐賀県平均78.8%を下回る状況にある。

都市公園については、田平公園、平戸公園などが整備されており、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場として活用されている。

公営住宅については、定住化を促進するため、地域の実情を考慮した計画的な整備に取り組んでいるところであるが、老朽化の進行や、高齢者に配慮した施設整備が遅れているなど、現在の住民ニーズに対応しきれていないのが実情である。

常備消防については、佐世保市消防局、平戸市消防本部、松浦市消防本部、伊万里・有田消防本部により業務が行われている（事務委託を含む）。非常備消防である消防団については、緊急時に必要不可欠な機動力となっているものの、若年層の流出などにより団員の確保が難しくなっており、団員の高齢化も進行している。また、防災行政無線施設や消防水利などの整備が遅れている地域もある。

⑥医療の現状

医療については、平成 24 年 10 月 1 日現在で病院 23 施設、一般診療所 91 施設、歯科診療所 58 施設があり、病院と一般診療所を合わせた病床数は 2,658 床となっている。（佐世保市を除く）病院数、一般診療所数、歯科診療所数、病床数を人口 10 万人あたりで県平均と比較すると、病院数では、長崎県平均 11.3、佐賀県平均 12.8 に対し 17.9、一般診療所数では、長崎県平均 101.1、佐賀県平均 82.2 に対し 71.0、歯科診療所数では、長崎県平均 53.7、佐賀県平均 50.3 に対し 45.2、病床数では、長崎県平均 2,254.4、佐賀県平均 2,114.7 に対し 2,073.0 となっており、病院数では県平均を上回っているが、一般診療所、歯科診療所、病床数はいずれも県平均を下回っている。また、本地域では、診療科目によっては医療施設が不足している状況にあり、地域住民の生活に支障をきたしている。

⑦福祉の現状

本地域は、若年層の人口流出や少子化などの影響により高齢化が深刻化しており、平成 26 年 10 月 1 日現在における高齢化率は 30.7%（佐世保市を除く）と、長崎県平均 28.7%、佐賀県平均 26.9%を上回る状況にある。また、高齢者福祉施設については、平成 26 年 12 月 1 日現在、養護老人ホーム 6 施設、特別養護老人ホーム 13 施設、軽費老人ホーム 2 施設が設置され、地域における高齢者福祉の一翼を担っている。

本格的な高齢化社会の到来に伴い、寝たきりや認知症といった要介護老人は今後も増加するものと予測され、しかも高齢者の多くが住み慣れた地域での生活を望んでいる。しかし、その一方で、核家族化の進行などにより家庭での介護力は低下の一途をたどっており、高齢者福祉に対するニーズは、高度化、多様化している状況にある。

また、少子化の進行などに伴い、本地域における児童数は減少の一途をたどっているが、平成 26 年 10 月 1 日現在における年少人口比率は 13.6%（佐世保市を除く）と、長崎県平均 13.2%、佐賀県平均 14.2%とほぼ同水準にある。児童福祉施設の中心となる保育所は、平成 26 年 6 月 1 日現在 70 施設が設置されている。

⑧教育・文化の現状

学校については、小学校 53 校、中学校 29 校、高等学校 10 校（県立 9 校、私立 1 校）が設置されており、児童生徒数については、少子化の影響により減少の一途をたどっている。

社会教育施設については、図書館 6 施設、公民館 29 施設などが、また、スポーツ施設としては体育館 21 施設などが整備されており、地域住民の生涯学習活動、スポーツ活動などの場として活用されている。

文化施設については、市民会館・公会堂 10 施設などが整備され、地域住民による活発な芸術・文化

活動が行われている。

また、本地域は、朝鮮半島や中国大陸に近く、古くから大陸との交易が行われるとともに、鎌倉時代以降は松浦氏の領地となり、松浦水軍の本拠地であった歴史を持つほか、伊万里市においては、肥前陶磁器の積出港として栄えた歴史を有しており、こうした歴史を伝える松浦氏の居城跡である長崎県指定史跡「松浦党梶谷城跡」のほか、日本におけるキリスト教の伝来・繁栄、潜伏、復活というプロセスを示す教会群やキリスト教関連遺産や国指定史跡である「大川内鍋島窯跡」など、数多くの歴史文化遺産や伝統文化などが残されている。

⑨地域間交流の現状

近年は、価値観の多様化などに伴い、都市部の住民を中心に“ゆとり”や“安らぎ”を求めて、農山漁村やUIJ ターンに対する関心が高まりを見せていることから、豊かな自然環境や、安らぎのある田園風景などを有する半島地域への需要は高まりつつある。そのため、自然環境や農林水産業などと連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムなどを積極的に実施し、農林漁業体験プログラムや農漁村民泊体験により他地域との交流促進を図っている。

⑩国土保全施設等の現状

本地域は、第三紀層が広く分布し、玄武岩などの火山岩類が上層を覆っているため、「北松型地すべり」と呼称されるほど全国でも有数の地すべり地帯となっており、石倉山（松浦市）や鷲尾岳（佐世保市江迎町）など、過去に大規模な地すべりを生じた箇所も多い。このほか、土石流危険渓流等の危険箇所も多く、土地利用の面でも制約を受けている。また、旧北松炭田や旧佐世保炭田の炭坑跡地やぼた山も各地に点在し、坑道等の崩壊によるとみられる地盤の陥没も生じている。

さらに、地域内に数多く分布するため池については、老朽化が進んでいるものも多く、計画的な整備が必要となっている。

地域内の災害危険箇所は、急傾斜崩壊危険箇所 560 箇所、地すべり危険箇所 369 箇所、土石流危険渓流 364 箇所などとなっており、所要の防災施設の整備が進められている。

⑪環境の現状

本地域は、西海国立公園、玄海国定公園、北松県立公園に指定された豊かな自然環境を有しており、伊万里湾などでは、現在は限られた地域でしかみられなくなったカブトガニも生息している。これらの豊かな自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、観光振興などの地域の活性化に必要な資源となっている。

しかしながら、伊万里湾では閉鎖性水域であることから、生活排水などによる水質汚染が懸念されている状況にある。

(2) 地域の課題

本地域は、炭鉱閉山などによる激しい過疎化を経験し、今なお、雇用の場の少なさなどから若年層の流出が続き、高齢化が急速に進んでいる。地域の活力を維持・発展させていくためには、産業振興による雇用の場の確保や所得水準の向上による若者の定住対策、都市部との交流人口の拡大が必要である。

しかしながら、本地域は、日本本土の最西端に位置し、県中枢や高速交通機関へ長時間を要する交通不便地にあることから、産業や観光の振興等を進めるためには、西九州自動車道や、周辺地域、都市部、空港・高速道路インターチェンジなどの重要交通結節点とのアクセス改善を図るための幹線道路の整備、充実が最も重要な課題となっている。

また、増加する貨物への対応など港湾の施設整備が必要であり、産業の振興や地域の情報発信を進めるための重要な基盤である情報通信施設についても、FTTH といった固定系超高速ブロードバンドの整備等都市部との情報格差を是正していく必要がある。

さらに、人口減少や少子高齢化等が進み、公共交通機関の利用者は減少し続けており、それに伴う運賃収入の減少または原油価格の高騰、人件費の増加等の要因により、公共交通機関の確保・維持が課題である。

産業については、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、企業立地の推進、既存企業の育成強化を進める必要がある。

農業については、基盤整備の促進と生産性の向上、輸送コストの低減による経営の安定化、担い手の確保、耕作放棄地の解消、米価下落対策が特に重要な課題となっており、ブランド化の推進による高付加価値化や安定した流通経路の確保、地産地消の推進などを進める必要がある。

林業については、水源のかん養や土砂流出の防止、地球温暖化防止などの森林が有する公益的機能に対する期待が高まっている一方で、経済活動としては、木材価格の低迷等で厳しい環境下にある。しかしながら多くの森林が利用期を迎えており、搬出間伐を中心に木材生産活動は徐々に活発化しているが、整備の行き届いていない未整備森林も多く存在している。水源かん養等森林の公益的機能を維持増進するには林業活動を継続させて林業従事者を確保し、適切な森林の管理を行うことが重要であり、木材需要の喚起、木材生産から加工・流通にいたる低コスト化、合理化等が課題である。また、地域林業の担い手である森林組合の体制強化も課題である。

水産業については、大中型まき網漁業が構造的不況に陥っておりその経営体質の改善を求められている。他方、沿岸漁業資源の減少、養殖ハマチ・マダイの魚価低迷が続いており、これらに対応する資源の維持培養や新たな養殖魚種の導入が課題となっている。また、大消費地から離れていることもあり、輸送コストの低減と鮮度保持対策、地産地消の推進も大きな課題である。さらに、水産加工業については、消費者ニーズに対応した技術の高度化や、新たな製品の開発が求められている。

商業については、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とロードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっている。

工業については、既存の工業団地に加え、新たな工業用地の確保が重要な課題である。また、立地企業と地場企業の連携など、その波及効果をいかに地域的に広げるかも課題である。

観光については、宿泊客が伸び悩んでおり、その原因は、従前のトレンドであった団体ツアー客をターゲットとした観光客の受入体制づくりや誘客活動から、個人型の観光客の受入体制づくりへのシフトが十分でないためであると考えられる。また、本地域は全国有数の体験型観光の盛んな地域であるが、実践者の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題となっている。これらの状況を打破するため、世界文化遺産登録を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産等を活かすとともに新たな観光資源の開発、サービス機能の向上などに取り組み、個人客の滞在時間の延長、牽いてはそれらを宿泊につなげる仕組みの構築が重要となってくる。また、ハウステンボスや九十九島パールシーリゾート、有田ポーセリンパークなど周辺のテーマパークや、他地域とも連携した広域観光の促進やグリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの取組を進め、都市との交流人口を拡大する必要がある。

水資源については、生活水準の向上や都市化の進展、畑地かんがいの整備などに伴い水需要が増加傾向にあることから、ダム建設の促進などによる新たな水資源の確保と、水資源の有効利用が必要となっている。

就業については、雇用環境は改善傾向にあるものの、全国平均の有効求人倍率を下回って推移するなど依然として厳しい状況である。また新規高卒就職者のうち、約6割が地域外へ就職するなど流出が続いている。製造業、卸小売業、医療福祉などの中小企業は深刻な採用難になっている。

生活環境については、定住化の促進を図るため、快適で魅力ある生活環境の整備を推進する必要がある。そのため、整備の遅れている下水道施設の整備などを促進するとともに、災害や犯罪から住民の生命・財産を守る体制を確立し、安心、安全に生活できるまちづくりを図ることが必要である。

医療については、二次救急医療機関まで離れている地域もあることから、救急医療体制の確保が必要であり、また、小児科、産婦人科など専門医療の提供が困難な地域もあることから、医療機関の連携により適切な医療提供体制を構築する必要がある。

現在、県では「地域医療構想」の策定を進めているところであり、高齢化の進展に伴う医療需要の変化に対応した効率的かつ質の高い医療提供体制の構築が課題である。

高齢者福祉については、高齢化の進行や家庭での介護力の低下に伴い、生活支援や介護といった高齢者福祉に対するニーズは、高度化、多様化している状況にある。しかしながら、保健、医療、福祉の連携は必ずしも十分とはいえないのが実情であるため、高齢者が地域の中でいきいきと生活できるよう、高度化、多様化する福祉ニーズに対応できる体制づくりがこれまで以上に重要となっている。

児童福祉については、未婚率の上昇や晩婚化に伴い出生数が減少しているものの、共働き世帯の増加により、多様なニーズに対応した保育サービスが求められている。また、核家族化や地域のかかわりあいの希薄化などにより孤立している家庭への相談体制の充実や支援など、地域全体で子育てを行う環境づくりなどが必要となっている。

教育文化については、学校施設の老朽化対策や、新しい時代の要請に応える創造的で個性豊かな児童生徒の育成に向けた対応等、教育環境の改善に向けた整備を推進していく必要がある。

生涯学習活動、芸術・文化活動、スポーツ活動施設については、老朽化が進行するとともに、地域によっては活動の拠点となる施設が不足している状況にあるため、整備促進が求められている。

また、歴史文化遺産の中には、調査や保存整備が進められているものがあり、後世に伝えていくために今後とも継続して保存整備を行い、有効に活用していく必要がある。また、伝統芸能、伝統行事などについては、若年層の流出などにより、後継者が不足しているため、先人から受け継いだ貴重な伝統文化が途絶える危機にさらされているものもある。そのため、保存・継承に向けた取り組みが急務となっている。

地域間交流については、都市部の住民を中心に、豊かな自然環境や農山漁村に対する関心が高まりを見せていることから、本地域の持つ豊かな地域資源を有効に活用した都市部との交流などを積極的に推進し、交流促進、地域の活性化を図っていく必要がある。

国土保全施設等の整備については、本地域は全国有数の地すべり地帯であることから、地すべり危険箇所における地すべり防止対策を徹底するとともに、土石流や山地災害防止のための砂防、治山施設の整備を進め、地域住民の安全確保と土地利用上の制約の解消を図る必要がある。

原子力災害対策については、本地域が一部UPZ圏に含まれることから、避難先となる市町と協議のうえ避難計画を策定しており、今後、関係機関との連携強化を図り、また、更なる自主防災組織の育成強化に取組み、地域が主体となった防災訓練の実施を推進するとともに、原子力災害時の避難経路として想定する道路や原子力防災資機材の整備等に向けて取り組んでいく必要がある。

環境の保全については、閉鎖性水域である伊万里湾などで水質汚濁が懸念されていることから、下水道施設の整備などによる水質改善を図り、豊かな自然環境を保全、継承していくことが課題となっている。

3. 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

都市との隔絶性の緩和のための交通網の整備や情報格差の是正を進め、地場産業の振興、企業立地の推進などにより雇用の場の確保、U I J ターン希望者の受入体制の充実や効果的な情報発信による移住・定住の促進を進めることが半島という地理的に不利な条件にある本地域においては、都市部と同様の都市化や産業の集積は困難である。したがって、地域のアイデンティティと豊かな地域資源を生かし、都市と農山漁村が連携した多自然居住地域づくりによる生活空間の充実や特色ある産業の振興と交流人口の拡大を図るとともに、半島地域の自立的発展に向けた生活上の負担の軽減に取り組むことが重要である。

本地域は西海国立公園をはじめとする豊かな自然、平戸市や伊万里市を中心とした歴史文化遺産、特色ある農林水産物などの地域資源を有し、都会では忘れられがちな心豊かな「スローライフ」が営まれている。そこで、「長崎県まち・ひと・しごと総合戦略」、「佐賀県まち・ひと・しごと総合戦略」と整合性をとりながら、これらの地域資源を最大限に活用し、都市部住民に対する憩い・癒しの提供の場として、また、体験学習や農山漁村部の地域コミュニティに触れることなどを通じた人づくりの場として都市部との交流を進めるとともに、食糧供給の場として地域の基幹産業である農業・水産業の振興を図る。

(2) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、平成27年度からおおむね10年間の計画期間として、次の施策を重点的に実施する。

【数値目標】平成27年から平成37年までの人口減少率（社会減）3.5%未満

①交通通信施設の整備

交通施設は、地域の産業や住民生活の共通の基盤であり、地域の振興を図るうえでその整備は不可欠であるため、西九州自動車道の整備、周辺の都市や高速交通施設へのアクセスの改善、地域内道路網の整備、海上交通の充実が必要であり、そのため、幹線となる道路や港湾等の整備を総合的に進める。

②産業の振興

農業は、本地域の経済的基盤の一つとなっているが、生産性が低く、その向上が最大の課題となっている。このような現状を打開し、農業の振興を図るために、農地流動化等による規模拡大、基盤整備・近代化施設整備の促進、生産物の質の向上、ブランド化の推進などによる高付加価値農業の振興及び肉

用牛の経営規模拡大等を軸として施策を進める。

林業については、森林の持つ公益的機能の増進を図りつつ、木材生産から加工、流通にいたる低コスト化、合理化の推進、森林組合作業班等の担い手の確保・育成を図るとともに、県産材の需要の喚起に努める。

水産業については、漁獲量が漸減傾向にあり、資源の維持培養が特に重要な課題となっている。また、水産加工については、消費者ニーズに合った新たな対応が必要となっている。このような課題を解決するためには、栽培漁業、資源管理型漁業の一層の展開と地域特産品づくりを推進する。

工業については、企業誘致の推進と既存企業の強化育成が重要な課題である。

特に、水産、エネルギー基地である松浦市の地域特性を生かした関連産業の立地や伊万里市への海洋温度差発電を核にした先端産業の立地等、各地に企業立地を推進する。

また、造船関連の機械金属工業を中心に各種技術開発事業を推進するとともに、主要な地場産業である窯業の先端技術との融合化、農林水産業と連携した食品加工業の推進等を進める。

また、中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工会の果たす役割はますます大きくなってきており、商工会議所及び商工会の組織強化が必要である。

③観光振興と都市部との交流

観光については、日帰り客は増加傾向にあるものの、宿泊客は伸び悩みの状況にあり、地域全体への観光客のなお一層の増加を促すために、キリスト教関連遺産などの地域資源を活用しながら、観光客の多様なニーズに応えられるサービス機能の向上、地域内外の各観光地との連携による新たな周遊ルートの形成などによる魅力の向上が必要である。また、恵まれた自然や歴史文化遺産、地域の食文化などの地域資源を生かしながら、農林水産業などとも連携した体験・滞在型観光、都市との交流人口の拡大を推進する。

④移住・定住の促進

県外からの移住希望者に対し、首都圏及び県内における仕事・住まい・暮らしやすさの相談・情報発信体制を強化するとともに、移住検討段階から地域への定住まで、移住希望者の視点に立った切れ目のない一貫した移住施策を推進する。

また、国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域活性化「人財」の誘致及び任期終了後の地域定着を進めるとともに、産業の振興、雇用の場の確保を図り、定住を促進する。

第2 振興計画

1. 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

日本本土の最西端に位置し、県中枢からも遠く離れた交通不便地にある本地域にとって、交通施設の整備は、人と物との広域的交流を促進し、地域の発展を図るうえで最も重要な課題である。特に、本地域の立地条件改善のためには、高速交通時代に対応して、長崎県内の主要都市である長崎市、佐世保市、佐賀県内の主要都市である佐賀市や九州の中核都市である福岡市のほか、長崎空港、佐賀空港、九州横断自動車道等とのアクセスの改善を図ることが急務である。また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備及びフリーゲージトレインの JR 佐世保線への乗り入れを見据え、道路網の整備による本地域と新幹線停車駅とのアクセス向上、新幹線と松浦鉄道、バスとの連携など、新たな交通ネットワークの構築についても検討を進める必要がある。このため、西九州自動車道の整備を促進するとともに、国道、県道、市町村道が一体となった半島循環道路をはじめとする地域内道路網の整備、松浦鉄道、路線バスの確保・維持・改善など、地域内交通のネットワーク化を図る。

港湾については、離島海上交通の拠点及び産業基盤として、ふ頭や防波堤などの整備を進めるとともに、陸上交通網とのアクセス改善を図る。

特に、伊万里港については、経済活動の国際化等による港湾需要が増大しているため、臨港道路の建設をはじめ物流基地としての施設整備を促進し、港湾機能の充実を図る。また、松浦港、調川港については、港湾施設の整備を促進し、水産業の発展を図る。

また、情報化の進展と情報通信需要の多様化に対応して超高速ブロードバンドの整備を図るとともに、各種情報システムの構築、ネットワーク化等を推進する。

(2) 交通施設の整備

①道路

本地域と福岡市、佐世保市等との時間距離を短縮するため、福岡市、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、武雄市を連絡する西九州自動車道については、伊万里松浦道路（伊万里市東山代町～松浦市志佐町）及び松浦佐々道路（松浦市志佐町～佐々町沖田免）の整備促進を図り、早期供用開始を目指す。

また、長崎空港へのアクセス性向上を図るため、一般国道205号針尾バイパスの整備促進を図るとともに、東彼杵道路の早期事業化を図る。

佐世保市、唐津市等周辺都市とのアクセスの改善と地域内交通のネットワーク化を図るため、一般国道202号や主要地方道佐世保日野松浦線、平戸田平線、佐々鹿町江迎線、一般県道佐世保世知原線、志方江迎線等の整備を推進する。

さらに、市町道についても、必要な整備を推進する。

なお、道路の整備にあたっては、地形的な制約にも対応した「災害に強い道づくり」、交通弱者にも

配慮した「人に優しい道づくり」を進めるとともに、公園区域など景勝地を通過する道路については、景観にも配慮した道づくりの推進を図る。

②港湾

伊万里港については、伊万里港港湾計画に基づき、臨港道路七ツ島線、航路、泊地の浚渫等の港湾整備を推進することにより、物流基地としての機能充実に努める。

調川港（松浦市）については、水産関連の船舶の利用機能を強化するため、泊地及び浮棧橋の整備を図る。

星鹿漁港（松浦市）については、漁業就労環境の改善を図るため、防波堤、岸壁および用地の整備を図る。

薄香湾漁港（平戸市）については、湾内の地区間を結ぶ臨港道路を整備し、水産関係の物流の効率化を図る。

③航路

本地域には、度島、青島などの半島地域内の離島や、的山大島、半島地域外の離島と本土とを結ぶ航路が運航されている。これらの航路については、離島地域住民の生活基盤として、利便性の向上と路線の維持を図る。

（３） 地域における公共交通の確保

持続可能な公共交通網の形成・確保のため、需要の少ないエリアにおいては、バス路線から区域運行型のデマンドタクシーへの転換など地域のニーズに合った交通不便地区対策の実施、鉄道とバスの乗り継ぎや競合区間の利用者選択の拡大、地域住民・利用者等に対する情報提供・意識啓発の推進を図ることが重要である。また、一方では、豊富な観光資源を有する本地域においては、観光客などの地域へのアクセスや、地域内での周遊を支え、人口交流の拡大を推進する役割が求められている。このようなことから、松浦鉄道については、地域の重要な交通機関として利用促進を図るとともに、県、沿線自治体一体となった支援施策を講じ、維持発展を図る。

（４） 情報通信関連施設の整備

半島地域の地理的制約を解消し、産業の振興及び生活環境の向上を図るためには、情報通信関連施設の整備を進め、都市部との情報格差を解消することが必要である。そこで、FTTH といった固定系超高速ブロードバンドが半島全域で整備されるよう、国の支援措置を活用しながら環境整備を図る。

2. 産業の振興及び観光の振興

(1) 産業の振興及び観光の振興の方針

農業については、中山間地域における水田において、需要に応じた米の計画的生産並びに良食味米の安定生産を推進するとともに、稲作に露地野菜や飼料作物などを組み合わせた高生産性農業経営の確立を推進し、活力ある中山間地水田農業の展開を図る。畑地においては、基盤整備地区を中心としてアスパラガスやイチゴなどの施設園芸を導入するとともに、葉たばこやみかん、茶、肉用牛など、地域の特性を生かした産地の維持・拡大を推進する。

また、経営規模拡大や省力化などにより生産性の向上を図るため、国営総合農地開発再編整備事業や中山間地域総合整備事業等によって整備された水田における裏作の導入拡大を目指すとともに、認定農業者、認定新規就農者等経営感覚に優れた経営体や新たに農業経営を開始する農業者の育成、集落営農組織や農林業作業受委託組織などの育成と法人化を推進することで、将来の地域農業の担い手を確保する。

さらに、消費者のニーズに対応した安全で高品質な農産物の提供や新たな産業加工品開発による付加価値の向上と農業の6次産業化に取り組むとともに、積極的な情報発信による販路拡大によるブランドの確立や農業経営の安定化を図るとともに、快適で魅力があり、明るく活力ある農山村を創造するため、集落環境の整備、女性や高齢者の地域社会への参画や能力発揮促進、農産物直売所や観光資源と連携したグリーンツーリズム等による都市住民との交流などを推進する。

林業については、木材生産の低コスト化を進めるため、林業専用道や森林作業道等の生産基盤の整備と併せて高性能林業機械の活用を図るとともに、間伐材の利用促進、加工・流通体制の合理化の促進を図る。

また、水源のかん養等公益上重要な森林は保安林等の指定を進め、適切な管理を図る。

水産業については、漁場の安定のため漁場環境の維持・向上を図るとともに、つくり育てる漁業や水産物の加工事業を展開するため、栽培漁業、資源管理型漁業、新技術導入による養殖業の推進と水産加工施設の整備を図る。また、収益性の高い漁業経営体の育成、意欲ある担い手の確保を進めるとともに地域の特性を生かした水産加工品や活鮮魚のブランド化、情報発信や流通体制の強化による販路拡大を図りながら、農業・観光業とも連携したブルーツーリズム、6次産業化の推進などにより都市部との交流を推進し、美しい海を守り、水産資源の適切な管理と利用による持続可能な水産業を目指す。

商業については、地域のにぎわいの核として魅力ある商店・商店街づくりを推進し、空洞化が進みつつある既存商店街の活性化を図る。

企業誘致の推進や技術高度化等による既存工業の育成強化は、就業の機会が少なく、過疎化に悩む本地域の活性化を図るため、不可欠の課題である。

今後成長が見込まれる環境・新エネルギー分野や、今後も国内に残り事業展開ができるような高度なものづくりの基盤技術を持つ企業の誘致を図るため、工業団地等の工場用地の確保、交通アクセスの改善、港湾の整備などを推進する。

観光については多様化する観光ニーズに柔軟かつきめ細かく対応していくとともに、本地域でしか体験することのできない感動を提供していくことが必要である。

そこで、キリスト教関連世界遺産の構成資産や西海国立公園を中心とした自然、平戸市を中心とする南蛮貿易や城下町にまつわる歴史文化、伊万里市周辺の窯業を中心とする産業文化など、この地域が持つ地域資源を最大限に活用していくとともに、新たな観光スポットの発掘、イベントの開催や積極的なPR、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムや地域の食材の活用による農林水産業との連携などを推進し、体験・滞在型観光の振興を図る。

また、西九州自動車道の整備進捗も視野に入れながら、佐世保市や有田町、唐津市など近隣の観光地との連携を強化し、本地域とこれらの地域とを結んだ広域的な観光ルートの確立を推進する。

これらの様々な産業の連携強化や6次産業化の推進を図ることで、雇用拡大、定住促進を進めるとともに、都市部との交流人口の拡大を促進することにより、地域の新しい活力の創造を図る。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

地域の基幹作目である米について、コシヒカリとヒノヒカリに加え、にこまるやさがびより等の高温耐性品種を中心とした極良食味米の計画的・安定的生産を推進するとともに、基盤整備田での暗きょ排水等の整備、機械化一貫体系の導入や労力支援組織の設立による加工用たまねぎ等の導入やコスト低減技術の確立によるWCS（稲発酵粗飼料）稲の作付面積拡大を図り、水田のフル活用を推進する。畜産については、飼料用米やWCS稲の利用による飼料基盤の拡充、遊休農地や林野、里山等を活用した放牧、低コスト牛舎の設置などによる生産コストの低減を図るとともに、飼養規模拡大、受精卵移植等新技術の活用、改良の促進などにより、繁殖基盤の強化と肥育への取組拡大による地域内一貫生産を推進する。

また、肉用牛、茶、みかん等の特産物の品質向上とブランド定着を推進するとともに、整備された広域農道を基幹とした道路網の整備を行い、生産・流通条件の改善を図る。

基盤整備完了地区を中心に産地振興計画に基づき生産性向上対策を図る等、認定農業者等、経営感覚に優れた経営体の育成や組織化を推進し、多様な担い手の育成と経営の安定化を図るとともに、和牛ヘルパー組合や無人ヘリコプター防除組合など、集落営農組織や農作業受委託組織の育成を図る。

農産物直売所や市民農園等の整備を図り、地域の観光資源やブルーツーリズムと連携したグリーンツーリズムなど、都市部との交流を促進するとともに、快適で魅力的な活力ある農山村づくりを推進する。

② 林業の振興

林業については、木材価格の長期低迷により収益性が悪化し、森林所有者の経営意欲減退に伴い適正に整備されない森林が増加するなど、林業を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

このような中、林業の活性化と水源かん養等の公益的機能を高度に発揮させるためには、地元産木材の利用を拡大することで、森林の適切な管理を促すことが必要である。

また、域内の森林については、スギ、ヒノキなどが伐採期を迎えているが、国内需要の減少により木材価格の低迷などから国産材の需要が低迷しているところであり、公共施設等の木造・木質化の推進を図るとともに、地元産木材の利用促進を図り、地元産木材の需要拡大、流通体制の整備を推進する。

特用林産物としては、全国的に良品質しいたけとして認知され高い評価を得ている「平戸ロマン」等の生産拡大を図る。

また、森林組合への施業の集約化による低コスト化をはじめ、木材搬出や施業の効率化のための路網整備を推進するなど、生産性の向上に努める。林業に対する市民の理解を深めるため、森林公園や木工芸施設など森林に親しむ機会を提供し、森林が持つ多面的機能の周知を図る。

③水産業の振興

水産業については、「獲る漁業」から「つくり育て、管理する漁業」への一層の転換と安定した養殖生産の定着を図るため、漁場環境の維持・保全による資源水準の回復、栽培漁業への取組促進、安定的な種苗放流事業や資源管理計画に基づく資源管理型漁業、新養殖魚種の導入、陸上養殖の推進などに取り組む。また、松浦魚市場における市場の機能強化、水産加工団地の形成を図るとともに、水産加工品や「長崎ふく」（養殖トラフグ）、「旬（とき）あじ」（マアジ）、「旬（とき）さば」（マサバ）、「生月はぎ」（カワハギ）などの活鮮魚のブランド化、漁業組合の広域的な連携による水産物の販路拡大、産地と消費地を結ぶ情報ネットワークや電子商取引の体制整備、活魚流通や直接販売の施設整備等により、流通機能の強化と水産加工業の育成による高付加価値化を推進する。さらに、地域の観光資源やグリーンツーリズムなどとの連携を強化して、ブルーツーリズムなどの体験型観光を促進し、都市と漁村の交流を図るとともに、漁村の生活環境整備、多様な担い手の確保育成を推進し、都市住民との交流と地域連携による開かれた漁村を創造し、安定した経営の実現と先進的な水産中核地域づくりを推進する。

（３）商工業の振興

①商業の振興

商工会議所、商工会等との連携により、商工業全体の振興、発展を図るとともに、商店街への集客や賑わいを創出するためのイベント等の開催を支援するなど、魅力ある商店・商店街づくりを進める。

また、伊万里沿岸の工業開発の中核である伊万里市においては、新たな産業の導入により経済変動に左右されにくいバランスのとれた産業構造の構築を図るため、新たな産業用地確保のための浦ノ崎地区の開発促進を図るなど、伊万里湾総合開発に基づき企業誘致活動を推進する。

②製造業の振興

九州電力㈱松浦発電所 2 号機については、松浦地区における工業開発の拠点として早期の整備が図られるよう、協力していく。

また、伊万里湾沿岸の工業開発の中核である伊万里市においては、七ツ島工業団地への企業誘致活動を積極的に推進し、需要が見込まれる工業用水についても計画的な開発を行う。また、新たな産業の導

入により経済変動に左右されにくいバランスのとれた産業構造の構築を図るため、伊万里湾総合開発に基づき企業誘致活動を推進する。

このほか、松浦市において造成された工業団地への積極的な企業誘致の推進を図る。

一方、既存工業の育成強化については、造船業の振興を図るとともに、機械金属工業及び窯業など中小企業の技術開発を目的として、異業種間の融合化等の各種事業の実施、技術開発による新分野開拓、デザイン開発などを進める。

さらに、多様な企業の誘致推進により産業構造の転換を促進するとともに、各市町と企業との連絡調整、情報の交換等を推進するほか、用地の活用・確保、地域産業との連携を推進する。

③創業・起業の促進

(公財)長崎県産業振興財団と連携して創業・起業支援を実施するほか、産業競争力強化法に基づく市町を中心とする創業支援の枠組みを活用し、市町や商工団体・金融機関などの支援機関と連携した取組を強化し、創業者の増加や育成を図る。

(4) 観光の振興

平戸市は日本の陸路最西端に位置し、歴史とロマンがあふれる城下町となっており、歴史的・文化的要素を生かした個性豊かな文化都市を形成している。

平戸市内に点在する教会群やキリスト教関連遺産などは、キリシタン文化の歴史を今に伝えており、世界遺産候補の長崎の教会群とキリスト教関連遺産の構成資産である田平天主堂や平戸島の聖地と集落をはじめとする、歴史文化と自然を生かした観光を推進する。また、「平戸牛」や「平戸ひらめ」、「ウチワエビ」など平戸の豊富な食材を旬ごとにフェアを開催し、食を通じた交流人口の拡大にも努める。

松浦地区においては、自然や産業を活用した体験型旅行を推進するとともに、平戸市などとの広域連携を促進し、中高生の修学旅行を中心とした交流人口の拡大を図る。また、「不老山花と光のフェスタ」、「おさかなまつり」、「松浦水軍まつり」など、豊かな自然環境や歴史を生かしたイベントの開催や、福島町の棚田、道の駅「松浦海のふるさと館」の活用などにより、近隣地域や都市部との交流を促進する。さらに、現在、発掘調査が進む鷹島神崎遺跡などの歴史文化遺産や養殖トラフグやマグロ、マーコットやアールスメロン等の食を活かした観光振興にも力を入れていく。

佐世保地区では、平成 25 年 4 月に国土交通大臣から認定された「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業において、リアス式海岸の優れた景観を有する九十九島北部地域や本土最西端の神崎鼻、冷水岳園地、長串山公園、江迎本陣やもと蔵など、各交流エリアの自然や歴史、文化などの魅力的な観光資源を活かし周遊できるようなプログラムの造成や実施を通じ、観光地域づくりを促進する。

内陸部の佐々川流域は、川魚が豊富な佐々川や国見山系の豊かな自然を生かして、体験・学習施設などの整備を図る。また、佐々川やサイクリングロードを生かしたイベントや佐世保市など都市等との交流事業を推進するとともに、白岳国民休養地、温泉を活用した公共の宿「山暖簾」の活用を推進する。

伊万里市では、産業観光の振興のため、伊万里焼などの特産品を広く PR するとともに、福岡都市圏を中心に有名ホテルやデパードでの「伊万里フェア」の開催また、大川内山を核とし、市内に点在する伊万里牛や梨などのポテンシャルの高い観光素材を多角的な切り口から融合し、旅行商品の価値を高め、

道の駅等も活用し、観光客の誘致と交流人口の拡大、消費拡大を図り、周辺の観光地と連携しながら広域観光を推進する。

3. 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

本地域は、西九州自動車道等の整備とともに交通サービスが向上、社会生活圏の拡大や地域の資源を活用した産業の振興が大きく期待される。良質な雇用機会の創出、就業に向けて、地場企業などに対する情報提供、労働力需給の円滑な結合の促進、職業能力開発の推進及び労働局、市町、経済団体等の連携を深め、効果的な就業促進を図る。

(2) 就業促進対策

事業所の設置・整備に伴い、地域の求職者を雇用する事業主に対し、国の地域雇用開発助成金制度をはじめ、県の地場企業工場等立地促進補助金などの雇用開発のための各種支援措置の積極的な活用を促し、雇用機会の創出を図る。

若者の就職支援について、若年者が就職して3年未満で離職する割合が高いことを踏まえ、フレッシュワークにおける各種セミナーの実施や高校・大学のインターンシップを積極的に推進し、早い時期からの職業意識の形成・啓発を促進する。新規学卒者に対しては、県内就職を促進するため、合同企業面談会を開催し、早期就職内定を支援する。

また、地域の労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供を行うため、ホームページ「総合就業支援サイト」による県内企業の求人情報やUIJターナー希望者の求職者情報を提供し、県内企業への就職及び企業の人材確保を支援する。

地場企業や誘致企業のニーズに応じた産業人材を育成・供給していくため、県立高等技術専門校において職業訓練を行うとともに、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた人材育成を推進する。

4. 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

地域における新たな水資源の開発については、旧炭坑跡地及び地すべり地域が多く存在するといった地形的要因により大規模なダム建設が難しいことから、小規模ダムの建設などによる水資源の開発を推進する。また、水資源の有効利用及び広域的活用により、安定給水の確保を図る。

(2) 水資源確保対策

地盤沈下などに配慮した地下水の開発を推進するとともに、かん養林の維持管理に努め、水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

雨水利用、雨水浸透施設及び再生水を利用する施設の設置を促進するとともに、河川表流水や地下水といった水資源の合理的な活用を図る。また、広域的な水資源の活用について、関係機関の連携による検討を進める。さらに、地域住民に対し、節水意識の高揚を図っていく。

5. 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備は、定住化の促進を図るうえで重要なものである。そのため、下水道施設の整備を促進するとともに、住民のニーズを的確に把握した住宅の供給などを推進し、魅力ある生活環境の整備を図る。また、安心、安全な生活ができるよう地域の安全対策の強化を図る。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

快適で衛生的な生活環境の整備のみならず、自然環境への負担軽減を図るため、公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、浄化槽設置事業などにより、地域の実情に応じた計画的な汚水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全を図る。

また、ごみ処理については、各地域において広域処理施設の建設や現有施設の改良を推進する。さらに、廃棄物の適正処理、ごみの減量化、リサイクルを推進し、地域住民、事業者、行政等が連携・協力し、低炭素・循環型社会の形成に努める。

(3) 公園等の整備の推進

本地域の持つ豊かな自然環境などの活用により、地域住民の交流の場及び子どもたちの安全な遊び場のみならず、観光拠点としても利用できる公園、緑地などの整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行うなど適正な管理に努める。また、環境美化や環境保全に対する意識の高揚を図り、豊かな自然とふれあえる人にやさしい生活環境づくりを図る。

(4) 住宅関連対策

本地域の豊かな自然環境や田園風景を生かした良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、空き家を活用し、空き家改修や空き家バンクへの登録を図り、移住・定住を促進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化が進行し、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、生活サービス機能を集約する「小さな拠点づくり」に加え、集落への移動手段確保や買物支援等の生活上の負担の軽減を行う取組を推進する。

(6) その他の整備

地域住民の安心、安全な生活を確保するため、住民と密接な行動を行っている交番・駐在所が地域の拠点として機能できるよう、必要に応じて施設の整備を行い、機動力の強化などを行うとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、生活環境の安全性向上に向けた取組を推進する。

6. 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、限られた医療資源の中で最善の医療を効率的に提供するため、地域のかかりつけ医と病院との連携、初期から三次までの救急医療体制の役割分担とともに、回復期リハビリ、在宅医療との連携強化が重要である。また、地域間の医師偏在解消のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置の促進などが必要である。

(2) 医療の確保を図るための対策

地域保健医療対策協議会等で地域の医療機関や医療従事者の効率的な活用方策を検討し、医療機関の機能分担と連携による医療体制の整備を推進する。特に救急医療体制については、病院群輪番制、在宅当番制等の充実を図るとともに、救急搬送については、ドクターヘリの有効かつ効果的な運航を行うとともに、県防災ヘリ、海上自衛隊ヘリとの連携を図り、救命率の向上に努める。

医師確保については、平成16年4月に長崎県が設置した「離島・へき地医療支援センター」を中心に離島・へき地の公立診療所における医師の確保を支援する。合わせてへき地医療拠点病院と離島・へき地の診療所の整備・運営を支援するとともに、ICTを積極的に活用し、医療資源の有効活用を図る。

「地域医療構想」について、今後、「地域医療構想調整会議」で議論・調整のうえ、地域で最適な病床の機能分化及び連携を推進する。

7. 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた体制づくりや、高齢福祉に関する各種取り組みを推進する。

少子化に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援法等に基づいた取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努める。

高齢者のおかれている環境やニーズに応じた生活支援サービスを実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の経済的負担の軽減や地域で安心して暮らせる住まいの支援に努める。

また、介護予防の知識の普及啓発を図り、介護予防事業により、介護予防を推進するとともに、支援を必要とする高齢者が安心して介護サービスが受けられるよう適切な情報や介護サービスの提供に努める。

さらに、今後増加が見込まれる認知症の人やその家族を支援するとともに、虐待の防止、権利擁護など地域の高齢者の様々な生活上の相談に応じ、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実を図る。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

子ども・子育て支援法等により県及び市町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育、保育の量的拡大・確保及び質的改善、さらには、地域の子ども・子育て支援の一層の充実を図り、すべての子ども・子育て家庭において、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境づくりを目指す。

子育てと仕事の両立を支援するため、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターを中心とした子育てに関する相談対応や情報提供など、地域の子ども・子育てを支援する。

また、児童手当の支給や医療費助成など、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むとともに、ひとり親家庭等への自立に向けた支援に取り組む。

8. 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

学校教育については、施設の計画的な整備により教育環境の改善を図るとともに、子どもたちの個性や地域の特性を生かした特色ある教育活動などを推進し、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、余暇時間の増加や、価値観の変化などにより多様化、高度化する学習ニーズに対応できる環境づくりに取り組むとともに、スポーツや地域文化の振興を図る。

特に、地域や保護者との連携を図り、教育に対する理解を深め、教員が子どもと向き合う時間を多く確保するため、組織運営体制や指導体制の確立に努めるとともに、全国学力・学習状況等の調査結果をふまえた具体的な指導方法の成果と課題について検証を行う。

また、豊かな人間性を育む学校教育を推進するため、その基盤となる温かな人間関係を育む心の教育の充実を図る。特に、愛と信頼を基盤としたいじめのない思いやりの心あふれる学校・学級づくりを通して「人間文化の創造」に積極的に取り組む。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

小学校・中学校・高校を通して、学校、家庭、地域の連携のもと、豊かな自然環境や多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、これからの変化の激しい社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、社会教育にあつては自治公民館役員・公立公民館職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する市民の育成を目指すとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市民の主体的な生涯学習活動やさまざまな団体との連絡調整などの拠点となる公民館活動の活性化に促進し、地域の特色を活かした講座や情報教育講座など、各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めていく。

さらに、図書ボランティアの養成講座を実施し、ボランティア人口の増加を図る一方、自らの学習の成果、経験、知識及び特技などを学校や地域の活動に活かしてみたいという人材を募集及び登録して、生涯学習をはじめ地域振興に関する事業を支援していく。

(3) 教育・文化施設等の整備

学校施設については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、建物の耐震性能を確保しつつ、老朽化した施設の改修や、教育内容の多様化に対応した施設整備などを計画的に推進し、教育環境の改善を図る。また、児童生徒数の減少に対応するため、学校の適正配置について検討を行うとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進める。

教育活動については、学校、家庭、地域の連携強化を図り、豊かな自然環境や、多彩な歴史文化などを活用した体験学習を推進するとともに、国際化社会、情報化社会にも対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、また、変化の激しいこれからの社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の拠点となる図書館などの整備を促進するとともに、地区公民館を地域に密着した社会教育活動や地域づくり活動の拠点として充実させる。

スポーツの振興に関しては、地域住民が年齢や適性に合ったスポーツ活動が行えるよう、施設の充実を図るとともに、各種団体の育成と組織強化に努める。

文化施設の整備にあたっては、地域住民の芸術・文化活動や創造活動に応えられるよう整備を促進していく。

なお、生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設などの整備にあたっては、既存施設の有効活用を図るとともに、広域的な利活用にも配慮した整備を進めていく必要がある。

(4) 地域文化の振興

地域の歴史や文化に対する郷土意識の高揚を図るため、地域住民が多彩な歴史文化に触れる機会の充実に努める。また、大陸との交易や松浦氏の歴史、キリスト教の伝来・繁栄、潜伏、復活の歴史など多彩な歴史文化を今に伝える貴重な歴史文化遺産などについては保存整備を進め、観光への活用など地域振興にもつなげていく。

各地に残る伝統芸能、伝統行事などについては、保存・継承及び活用を図るため、後継者の育成を図るとともに、発表機会の充実に努める。また、新たな地域文化の創造に努める。

さらに、地域住民による芸術・文化活動を支援するため、創造の場及び活動の成果を発表できる場の提供に努めるとともに、芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努める。

9. 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域の活性化を図るため、本地域の有する豊かな自然環境や特色ある歴史・文化・伝統、優れた農林水産物等の地域資源を活かし、地域間交流を促進する。

(2) 地域間交流の促進のための方策

自然環境の保全、歴史文化遺産の保存、伝統技術や地域文化の継承など、本地域が持つ豊かな地域資源の保存と一層の磨き上げを図りつつ、農林水産業などと連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムなど、地域資源を活用し、都市住民のニーズに対応した多彩な体験メニューの開発や内容の充実を図るとともに、インターネットなどの活用により魅力ある地域の情報を積極的に発信することで、地域

振興の原動力として都市部との交流人口の拡大を推進する。

また、本地域の近郊に位置する佐世保市や福岡市都市圏との社会的、経済的な交流を促進し、地域の活性化につなげる。

10. 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

全国有数の地すべり地帯で、土石流危険渓流等も多く、地質的、地形的に災害を受けやすい条件にある本地域の振興を図るうえでの基礎的な条件として、災害防除対策を講じることとも地域の重要な課題となっている。そのため、計画的な治水対策、土砂災害対策等による安全な地域づくりを推進する。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

治水対策や土砂災害防止対策として、河川改修や治水を目的とした多目的ダム建設、砂防堰堤、治山ダム、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの整備を進めるとともに、高潮等の対策として、海岸保全施設の整備を推進する。さらに、ぼた山の崩壊防止対策として、処理済みのぼた山防護施設の維持管理を行う。

また、地域内の老朽ため池については、計画的な整備を推進する。

(3) 防災体制の強化

地域の防災体制の強化を図るため、常備消防・消防団・自主防災組織等の組織力強化、組織間の連携強化を図るとともに、消防機関同士の相互応援協定の円滑な運用など、広域的な消防防災体制の強化を図る。また、今後の人口動向や地理的・地形的条件を勘案しながら、地域防災力の強化に努め、自主防災組織等の育成を図りながら、その機能が十分に発揮できるような体制とともに、消防車両などの消防施設・機械の計画的な整備を進める。

さらに、伊万里市は玄海原子力発電所から最短で12kmに位置し、また本地域の一部がUPZ圏に入ることから、原子力災害時における迅速な避難を推進するため、防災行政無線を含めた情報伝達手段の強化や避難経路として想定する道路の整備を図る。

11. その他半島振興に必要な事項

西海国立公園、玄海国定公園、北松県立公園に指定された優れた自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活や観光の振興などによる地域の活性化に欠くことのできない大切な資源であることから、その

保存に努める。

そのため、「長崎県環境基本計画」、「佐賀県環境基本計画」との整合を図りながら、自然環境の適正な保全及び利用に努めるとともに、環境への負担を軽減するため、循環型社会の形成、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり、新エネルギーの導入などを促進する。また、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、公害の防止に努め、自然と地域住民が共生する快適な環境整備を推進する。

現在稼働中の火力発電所（松浦市）の環境保全対策については、常時監視体制や環境保全協定などに基づき大気汚染や水質汚濁などの防止を図る。

また、伊万里湾の水質保全については、伊万里湾流域市町の下水道施設整備の促進を図るとともに、水質汚濁防止のための啓発などを推進し、水質の保全に努める。

島原地域半島振興計画

平成27年12月

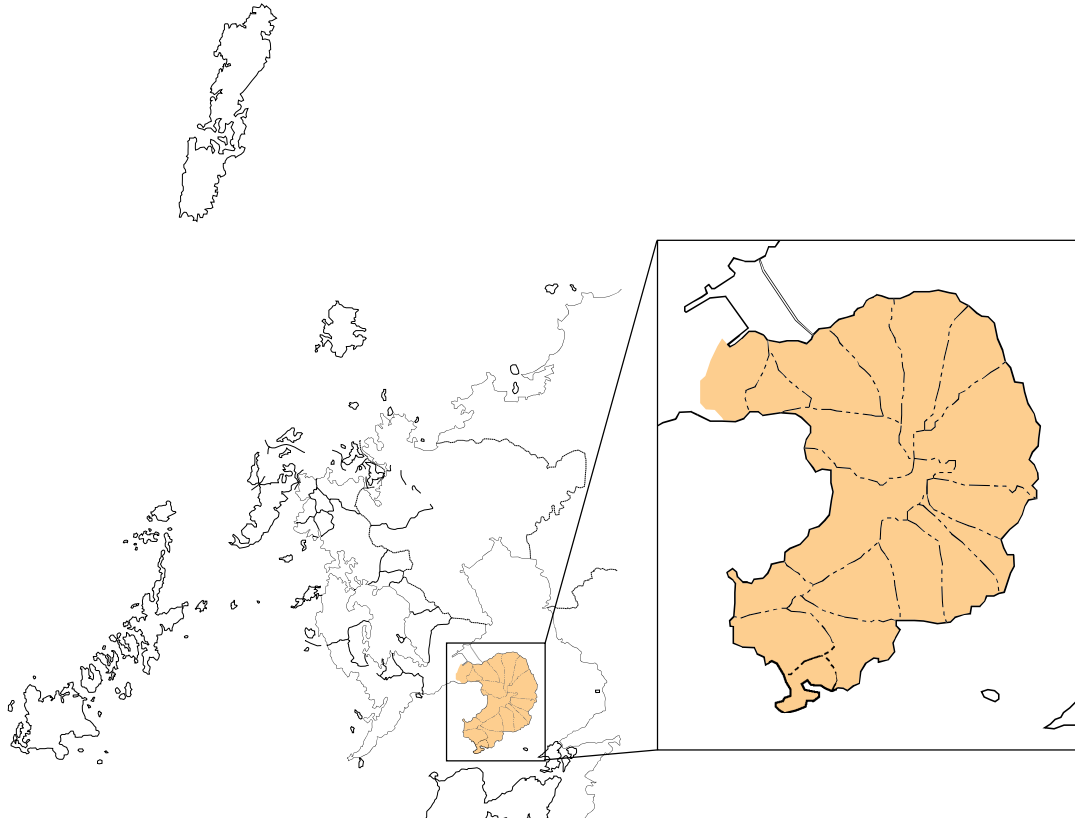
長崎県

平成27年12月 全部変更

－ 目 次 －

第 1	基本の方針	1
1.	地域の概況	1
2.	現状及び課題	3
(1)	地域の現状	3
(2)	地域の課題	8
3.	振興の基本的方向及び重点とする施策	12
(1)	基本的方向	12
(2)	重点施策	12
第 2	振興計画	14
1.	交通通信の確保	14
(1)	交通通信の確保の方針	14
(2)	交通施設の整備	14
(3)	地域における公共交通の確保	15
(4)	情報通信関連施設の整備	15
2.	産業の振興及び観光の振興	15
(1)	産業の振興及び観光の振興の方針	15
(2)	農林水産業の振興	17
(3)	商工業・環境エネルギー産業の振興	18
(4)	観光の振興	19
3.	就業の促進	20
(1)	就業の促進の方針	20
(2)	就業促進対策	20
4.	水資源の開発及び利用	20
(1)	水資源の開発及び利用の方針	20
(2)	水資源確保対策	20
(3)	水資源の利用	21
5.	生活環境の整備に関する事項	21
(1)	生活環境の整備の方針	21
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	21
(3)	公園等の整備の推進	21
(4)	住宅関連対策	21
(5)	生活サービスの持続的な提供	22
(6)	その他の整備	22
6.	医療の確保等	22
(1)	医療の確保の方針	22
(2)	医療の確保を図るための対策	22
7.	高齢者の福祉その他福祉の増進	23
(1)	高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	23
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	23
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	23
8.	教育及び文化の振興	24
(1)	教育及び文化の振興の方針	24
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	24
(3)	教育・文化施設等の整備	24
(4)	地域文化の振興	25
9.	地域間交流の促進	25
(1)	地域間交流の促進の方針	25
(2)	地域間交流の促進のための方策	25
10.	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	26
(1)	災害防除の方針	26
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	26
(3)	防災体制の強化	26
11.	その他半島振興に必要な事項	26

島原地域位置図



島原地域の構成市町（平成 27 年 4 月 1 日現在）

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
島原市	82.97	47,402
諫早市	23.26	5,487
雲仙市	214.27	46,436
南島原市	170.11	49,632
計 4 市	490.61	148,957
長崎県	4,132.32	1,412,317

(注) 諫早市は、旧森山町の区域に限る。

(出典) 人口：住民基本台帳人口 平成 27 年 1 月 1 日現在

面積：全国都道府県市区町村別面積調 平成 26 年 10 月 1 日現在

第1 基本的方針

1. 地域の概況

本地域は、県本土の南東に位置し、面積は490.61km²で県土の11.8%を占め、平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口は148,957人で県全体の10.5%を占めている。

地域は袋地型をなす半島で、北東部は有明海、南西部は橘湾に囲まれ、中央部には普賢岳、平成新山をはじめとした雲仙火山群があり、その火山景観や変化に富んだ海岸線などの美しい自然は、我が国最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されている。

地勢は、雲仙山系の急峻な山地と、それに連なる穏やかな丘陵地及び海岸沿いに広がる平野部に分かれ、丘陵地は農耕地に適し、平野部は肥沃な水田地帯を形成しており、気候は、雲仙地域を除き温暖で、年間の平均降水量は1,800～2,200mm前後である。

また、平成2年11月17日の198年ぶりの噴火に始まる雲仙・普賢岳噴火災害では、度重なる火砕流・土石流により、44名の死者・行方不明者、2,000棟以上の家屋被害をはじめとして、農産品や農業施設、道路等公共施設被害など、総額748億円に上る直接被害を生じたほか、観光客の減少、商工業の沈滞など、半島全域に大きな間接的被害が発生し、人口の流出も加速された。火山活動は、平成7年にはほぼ沈静化し、平成8年には「噴火活動の終息宣言」がなされ、復興対策が実施された。

本地域を構成する市町村は、平成17年から平成18年に行われた市町村合併により、1市17町から、島原市、諫早市（旧森山町の区域のみ）、雲仙市、南島原市の4市となっている。

図表 1 市町村合併の経過

H17.2.28まで	H17.3.1	H17.10.11	H18.1.1	H18.3.31
島原市	島原市	島原市	島原市	島原市
有明町	有明町	有明町		
(諫早市) ※1	諫早市※2	諫早市※2	諫早市※2	諫早市※2
森山町				
国見町	国見町	雲仙市	雲仙市	雲仙市
瑞穂町	瑞穂町			
吾妻町	吾妻町			
愛野町	愛野町			
千々石町	千々石町			
小浜町	小浜町			
南串山町	南串山町			
加津佐町	加津佐町	加津佐町	加津佐町	南島原市
口之津町	口之津町	口之津町	口之津町	
南有馬町	南有馬町	南有馬町	南有馬町	
北有馬町	北有馬町	北有馬町	北有馬町	
西有家町	西有家町	西有家町	西有家町	
有家町	有家町	有家町	有家町	
布津町	布津町	布津町	布津町	
深江町	深江町	深江町	深江町	

※1：合併前の諫早市は半島地域外

※2：合併前の旧森山町の区域のみ

2. 現状及び課題

(1) 地域の現状

①人口の動向

本地域の人口は、昭和 25 年には 233,655 人を数えたが、就職、進学などにより人口の流出が続いており、平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は、148,957 人となっている。平成 22 年国勢調査以後の 4 年間では、半島地域全体での人口減少率は△2.3%で、年々減少し今後も減少が見込まれている。

高齢化率も平成 7 年の 21.1%から平成 26 年には 32.7%になっており、県平均の 28.7%を超えて高齢化が進行している。

②交通通信施設の現状

この地域の道路網は、諫早市森山町から小浜に南下し、口之津・島原を経て諫早市森山町に至る循環型の国道 251 号、小浜から雲仙を経て島原に至る国道 57 号及び雲仙市国見町から雲仙を経て南島原市口之津町に至る国道 389 号などの内陸部横断・縦断型の道路、雲仙市愛野町から島原市まで半島の北東部を国道 251 号の山手側を並行して走る広域農道などを基幹とし、これをその他の県道、市道が補完している。

なかでも、一般国道 57 号は島原、雲仙、小浜を結んでいた幹線道路として機能を有するほか、観光地であるこれらの地域を結ぶ道路として重要な役割を果たしている。なお、地域高規格道路「島原道路」は一部供用開始されたものの未整備区間も残っている。

県道は、主要地方道の 3 路線を含め 18 路線あり、半島中心部の雲仙から海岸部に向かって放射状に伸びている。

市道は、地形的制約による建設費の増嵩のため、改良率は極めて低い状況にある。

また、諫早市から南島原市加津佐町までを結ぶ島原鉄道は、バスと同様に沿線住民の通勤、通学の重要な交通手段となっていたが、利用者減少等で鉄道事業が悪化したことなどを理由に、全区間 78.5km のうち島原外港から加津佐間 35.3km を平成 20 年 4 月 1 日に廃止している。

この地域は地勢的、歴史的に古くから有明海を介して福岡県、熊本県との深いつながりを有している。半島からは、福岡県、熊本県との間に、島原港～熊本新港、多比良港～長洲港、口ノ津港～鬼池港、島原港～三池港の 4 航路に 5 本の定期航路があり、このほか半島内のバス路線については、県営バス、島鉄バスが運行している。

地域内の情報通信施設に関しては、民間における FTTH などのサービス未提供地域がある。

図表 2 主要交通路



③産業の現状

本地域の平成 22 年の産業別就業人口は、第一次産業 15,407 人、21.5% (平成 17 年比 Δ 2,516 人、 Δ 14.0%)、第二次産業 14,401 人、20.1% (同 Δ 2,472 人、 Δ 14.6%)、第三次産業 40,849 人、57.0% (同 Δ 2,018 人、 Δ 4.7%) となっており、いずれも大きく減少している。

本地域の基幹産業は農業と観光業であり、特に農業については農業就業者が全就業人口の 20.0% を占め、県平均の 5.9% と比べ高い割合となっている。

地域のほぼ全域において盛んな農業は、野菜、畜産、ばれいしょをはじめとするいも類、花き、葉たばこ、果樹などが主体であり、平成 22 年の総農家数に対する主業農家数は 53.6%（県平均 31.7%）、で県平均を大きく上回っている。

地域の森林面積は 19,835ha で総面積の約 43.1%を占めている。このうち民有林が 12,757ha(64%)、雲仙国立公園を中心とする国有林が 7,078ha（36%）となっている。民有林における人工林面積は、7,802ha で、人工林率は 61%（県平均 41%）に達しており、これら人工林は 36 年生以上が 83%を占めており、本格的な利用期を迎えている。

なお、雲仙・普賢岳噴火災害では、赤松谷、おしが谷、垂木台地など雲仙岳山頂周辺から東麓部を中心に火砕流による森林焼失や降灰などの被害を受けており、森林復元のための治山事業を進めている。

水産業は、橘湾海区と有明海区における沿岸漁業が中心で、特に有明海区におけるアサリ、ノリ、ワカメの養殖収穫量は、県全体の 80%以上を占めている。

漁業経営体の規模は、5 トン未満の小型漁船による中小経営体が中心で、平成 25 年の海面漁業漁獲量は 4,392 トン（県全体の 1.8%）、漁業就業者数は 1,265 人であり、漁獲量、漁業就業者数とも漸減し、高齢化している。（島原市、雲仙市、南島原市の合計値）

さらに、近年は海底の底質の変化や泥化、有機物のたい積など漁場環境の悪化により、赤潮や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、海面漁業生産量は減少を続けている。

地域における商業は、島原市を中心とした島原商業圏、半島西部が含まれる諫早商業圏、加津佐、口之津、小浜の小規模商業圏で形成されており、平成 19 年の商店数は、2,523 店舗、従業者数 12,051 人、年間商品販売額 2,240 億円で、県全体に対する割合はそれぞれ 12.3%、10.1%、7.4%となっている。

1 商店あたりの商品販売額は 8,878 万円で、県平均（1 億 4,815 万円）に比べ規模が小さくなっている。

地域における工業は、平成 25 年において事業所数（従業者 4 人以上の事業所、以下同様）365、従業者数 6,202 人、製造品出荷額は 627 億 1,288 万円で、それぞれ県全体の 19.7%、10.9%、3.9%となっている。

1 事業所あたりの出荷額は 1 億 7,595 万円で、県平均（8 億 8,038 万円）に比べ規模が小さくなっている。

地域における地場産業の代表的なものとしては、麺類製造業の手延べそうめんが最も規模が大きく、兵庫県に次ぐ全国第 2 位の生産量を占める代表的な地場産業となっており、「島原手延そうめん」としてブランド化が進められている。

本地域には、わが国で最初に指定された雲仙天草国立公園や島原半島県立公園があり、四季を通じて多くの観光客が訪れている。諫早市を除く島原半島の平成 26 年の観光客数は 705 万人（延数）で、うち宿泊客数 187 万人（延滞在数）となっており、観光消費額は 563 億円で、県全体のそれぞれ 21.6%、16.0%、16.3%と大きな割合を占めている。雲仙・普賢岳噴火災害の影響により大幅に減少した観光客は、宿泊者数がピーク時の半分程度と低迷しているものの、日帰り客を合わせた観光客数（延数）は、

3年連続で増加し、平成26年は過去最高となるなど増加傾向にある。

④水資源の現状

本地域では河川の流域が狭く、河川水の安定した取水が困難であることから、水資源の多くを地下水（深井戸）に依存している。また、島原市近郊の地域では、水資源が豊富であるものの、半島南部地域では水資源が乏しいため、慢性的な水不足の状況にある。そのため、渇水時には、都市用水のみならず、水稲などの農作物にも大きな被害を与えている。

⑤生活環境の現状

本地域では、汚水処理施設の整備が遅れており、平成26年3月31日現在における汚水処理人口普及率は51.2%で、県平均（77.2%）を下回っている。

都市公園については、広域公園の百花台公園などが整備されており、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場として活用されている。しかしながら、地域によっては、気軽に遊べる公園、広場などが不足している状況にある。

公営住宅については、定住化を促進するため、地域の実情を考慮した計画的な整備に取り組んでいるところであるが、老朽化の進行や高齢者に配慮した施設整備が遅れているなど、現在の住民ニーズに対応しきれていないのが実情である。

常備消防については、県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合により業務が行われている。非常備消防である消防団については、緊急時に必要不可欠な機動力となっているものの、若年層の流出により団員の確保が難しくなっており、団員の高齢化も進行している。また、防災行政無線施設に関しては、地域住民に防災情報などを伝える重要な施設であるものの、地域によっては難聴地域が存在するため、改善が求められている。また、本地域は、火山活動が続く雲仙普賢岳を有しており、現在は安定した状態が続いているものの、火山性地震は依然として発生している状況にあることから、今後も引き続き地震災害、火山災害に対する警戒が必要となっている。

⑥医療の現状

医療については、平成24年10月1日現在で病院17施設、一般診療所107施設、歯科診療所73施設があり、病院と一般診療所を合わせた病床数は2,818床となっている。（諫早市を除く）また、病院数、一般診療所数、歯科診療所数、病床数を人口10万人あたりで県平均と比較すると、病院数では、県11.3に対し12.0、一般診療所数では、県平均101.1に対し75.5、歯科診療所数では、県平均53.2に対し51.5、病床数では、県平均2,254.4に対し1,989.2となっており、病院数を除く全ての項目で県平均を下回る状況にある。なお、本地域では、診療科目によっては医療施設が不足している状況にあり、地域住民の生活に支障をきたしている。

⑦福祉の現状

本地域では、若年層の人口流出や少子化の影響などにより高齢化が深刻化しており、平成26年10

月 1 日現在における高齢化率は 32.7%と、県平均の 28.7%を上回る状況にある。また、高齢者福祉施設については、平成 26 年 12 月 1 日現在、養護老人ホーム 6 施設、特別養護老人ホーム 15 施設、軽費老人ホーム 4 施設があり、地域における高齢者福祉の一翼を担っている。

本格的な高齢化社会の到来に伴い、寝たきりや認知症といった要介護老人は今後も増加するものと予測され、しかも高齢者の多くが住み慣れた地域での生活を望んでいる。しかしながら、その一方で、核家族化の進行などにより家庭での介護力は低下の一途をたどっており、高齢者福祉に対するニーズは、高度化、多様化している状況にある。

また、少子化の進行などに伴い、本地域における児童数は減少の一途をたどっている。平成 26 年 10 月 1 日現在における年少人口比率は 12.6%で、県平均の 13.2%をやや下回る状況にある。また、児童福祉施設を中心とする保育所については、平成 26 年 6 月 1 日現在で 77 施設が設置されている。

⑧教育・文化の現状

学校については、小学校 50 校（内 5 校は分校）、中学校 21 校、高等学校 10 校（県立 9 校、私立 1 校）が設置されている。児童生徒数は減少傾向にあり、統廃合の必要性が出ている学校もある。

社会教育施設については、図書館 10 施設、公民館 32 施設などが、また、スポーツ施設については、体育館 24 施設などが整備されており、地域住民の生涯学習活動やスポーツ活動などの場として活用されている。

文化施設については、市民会館・公会堂 14 施設などが整備され、地域住民による活発な芸術・文化活動が行われている。

また、本地域には、島原藩領時代の町並みや、旧鍋島邸をはじめ、江戸時代の地割りや屋敷構成等の歴史的風致をよく今日に伝えている神代小路地区の町並み、キリスト教の布教と迫害の歴史を今に伝え、世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である「日野江城跡」、「原城跡」などの歴史的文化遺産及び各地に伝わる貴重な伝統芸能、伝統行事などが数多く残っており、これらの保存・継承に努めている。

⑨地域間交流の現状

近年は、価値観の多様化などに伴い、都市部の住民を中心に“ゆとり”や“安らぎ”を求めて、農山漁村や UIJ ターンに対する関心が高まりを見せていることから、豊かな自然環境や、安らぎのある田園風景などを有する半島地域への需要は高まりつつある。そのため、本地域でも、農家民泊のほか自然環境や農林水産業と連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムなどを積極的に実施し、他地域との交流促進を図っている。

⑩国土保全施設等の現状

本地域は雲仙岳から有明海、橘湾に放射状に広がる山麓や洪積台地から構成されており、地域の表層地質は大部分が安山岩質凝灰角礫岩からなり、北部・東部では火山灰が覆っている。

地域内の災害危険箇所は、急傾斜崩壊危険箇所 307 箇所（県全体の 6.0%）地すべり防止箇所 89 箇所

所（同 6.9%）、ため池危険箇所 62 箇所、土石流危険溪流 218 箇所（同 7.8%）、山地災害危険箇所 414 箇所（同 12.2%）などとなっている。

半島中央にそびえる雲仙岳は、平成 2 年 11 月 17 日、198 年ぶりに噴火を開始し、度重なる噴火や火砕流によって赤松谷、おしが谷などの谷部や周辺の山腹に大量の火山灰が堆積した。その火山灰は、降雨により水無川（島原市、南島原市）、中尾川（島原市）、眉山六溪（島原市）、湯江川（島原市）などにたびたび土石流を発生させており、噴火が終息した現在においても山頂周辺に形成された溶岩ドームの地震などによる崩落の危険性が残ると共に、大雨による土石流発生が懸念されている。

また、眉山（島原市）は、1792 年、地震による山体の大崩壊を起こし、有明海に流入した土砂による津波と併せ、約 1 万 5 千人にも上る犠牲者を出し、「島原大変肥後迷惑」として我が国火山災害史に刻まれているが、その山体はもろく、今なお小崩落を繰り返している。

これらの危険に備え、砂防堰堤、治山ダムの建設や河川改修など、所要の防災施設の整備が進められている。

⑪環境の現状

本地域は雲仙普賢岳や雲仙地獄といった雄大な自然環境を有しており、雲仙天草国立公園、島原半島県立公園の 2 つの自然公園に指定され、また、島原半島は平成 21 年 8 月に日本で始めて「世界ジオパーク」として認定されている。また、雲仙山系には多くの国指定天然記念物の植物群落があり、森林性の野鳥も豊富であるほか、島原市には名水百選にも選ばれた湧水群があり、地域住民の生活用水としても利用されている。これらの優れた自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、本地域の主要産業である観光業を振興するうえでも、なくてはならない重要な資源となっている。

しかしながら、地域全般において污水处理施設の整備が遅れているほか、本地域が県下有数の農業地帯であり、生産性の高い農業や畜産業が盛んに行われていることから、肥料の適正使用や家畜ふん尿の適正処理・利用により、環境保全に努める必要がある。

また、有明海においては富栄養化の進行や赤潮の発生など、水質環境の悪化が進行しており、漁業へも深刻な影響を及ぼしている。

（２）地域の課題

本地域は、長期にわたる雲仙・普賢岳噴火災害により半島全体の活力の低下を来し、また、進学、就職などのため若年層の流出が続く、高齢化が急速に進んでいる。地域の活力を維持・発展させていくためには、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、企業立地の推進、地場産業の育成強化及び地域に新しい雇用と活力を生み出す新たな産業の創出を進め、産業振興による雇用の場の確保や若者の定住対策、都市部との交流人口の拡大を図っていくことが必要である。

しかしながら、本地域は、袋地状をなす半島の形態から、地域外との陸上交通は半島基部の諫早市森山町を通る国道 57 号、251 号、島原鉄道などに限られ、県中枢や高速交通機関へのアクセス性が低くなっており、産業や観光の振興、都市との交流を進めるためには、周辺地域や都市部、空港や高速道路

インターチェンジなどの重要交通結節点とのアクセス改善を図るための島原道路等幹線道路の整備が最も重要な課題となっている。また、鉄道、路線バスなど域内交通の路線の維持と効率化、域内各地の観光地を結ぶ周遊型観光の振興のための半島内の交通ネットワークの充実が必要である。

さらに、産業の振興や地域の情報発信を進めるための重要な基盤である情報通信施設についても、民間におけるF T T Hなどのサービス未提供地域が一部あり、都市部との情報格差を是正していく必要がある。

産業については、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、企業立地の推進、地場産業の育成強化及び地域に新しい雇用と活力を生み出す新たな産業の創出を進める必要がある。

農業については、産地間競争の激化や生産コストの高止まり、農産物価格の低迷、労働力不足、担い手の高齢化が進んでおり、効率的な農業生産を行うための生産基盤整備や先端技術の導入、作業の省力化・軽作業化・農地集積を推進することにより農業経営の規模拡大を図り、収益性の高い農業を確立することが課題である。

また、近年、国内外において、P E D（豚流行性下痢）、口蹄疫や鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生が確認されていることから発生予防対策の徹底と併せて、万一の発生時に備えた初動防疫体制の強化が求められている。

林業については、スギ・ヒノキの人工林は資源として利用可能な時期を迎えているが、木材価格の低迷や森林所有者の意識低下・高齢化により、依然として手入れの行き届かない森林が多く存在している。今後、森林経営計画の策定を支援し、施業の集約化を進め、計画的な搬出間伐による木材生産の拡大と、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るための適切な森林整備が必要である。

水産業については、水産資源の減少に対応するために、漁場環境の改善、魚礁の設置、種苗放流の実施などにより、資源の維持・増大を図るとともに、本地域の特産品である養殖ノリ、ワカメ等をはじめとする水産物の付加価値向上や販路拡大等の推進が必要である。

商業については、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とロードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっており、商業機能の維持・活性化の取り組みが必要である。

工業については、地場産業の育成強化、「島原手延そうめん」のブランド化の推進や企業誘致の促進を図るとともに、消費者のニーズの多様化、食の安全・安心に対応した生産性重視から質や独自性を高める取り組みへの転換が必要である。

観光については、観光客の志向の変化や近年増加している外国人観光客に対応する新たな観光資源の開発と、施設の整備やサービス機能の向上などが必要である。また、従来からの自然や温泉、歴史文化中心の観光に加え、国内で始めて認定された島原半島世界ジオパークを活かした半島全域を結ぶ周遊型観光ルートの開発や農林水産業とも連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの取り組みを進

め、都市との交流人口の拡大と体験、滞在型観光の定着を促進する必要がある。また、熊本、天草地方など、他地域とも連携した広域観光ルートの確立を推進する必要がある。

さらに、世界遺産登録を見据え、「日野江城跡」「原城跡」を中心に半島地域を周遊させるのための受入体制の整備や熊本、天草を含めたルートの開発並びに情報発信を進めていく必要がある。

就業については、雇用環境は改善傾向にあるものの、全国の有効求人倍率を下回って推移するなど依然として厳しい状況である。労働力の高齢化に伴う働き手の減少とともに、若年層の人口流出により今後労働力人口の確保が課題となっている。

水資源については、生活水準の向上や都市化の進展、畑地かんがいの整備などに伴い水需要が増加傾向にあるほか、半島南部地域では慢性的な水不足の状況にあるため、水資源の有効活用と新たな水資源の開発などによる安定給水体制の確立が課題となっている。

生活環境については、定住化の促進を図るため、快適で魅力ある生活環境の整備を推進する必要がある。そのため、整備の遅れている污水处理施設の整備などを促進するとともに、災害や犯罪から住民の生命・財産を守る体制を確立し、安心、安全に生活できるまちづくりを図ることが必要である。

医療については、救急医療体制を引き続き確保することが必要であり、また、小児科など医師数の少ない診療科目もあることから、医療機関の連携により適切な医療提供体制を構築する必要がある。

現在、県では「地域医療構想」の策定を進めているところであり、高齢化の進展に伴う医療需要の変化に対応した効率的かつ質の高い医療提供体制の構築が課題である。

高齢者福祉については、高齢化の進行や家庭での介護力の低下に伴い、生活支援や介護といった高齢者福祉に対するニーズは、高度化、多様化してきている。しかしながら、保健、医療、福祉の連携は必ずしも十分とはいえないのが実情であるため、高齢者が地域の中でいきいきと生活できるよう、高度化、多様化する福祉ニーズに対応できる体制づくりがこれまで以上に重要な課題となっている。

児童福祉については、未婚率の上昇や晩婚化に伴い出生数が減少しているものの、共働き世帯の増加により、多様なニーズに対応した保育サービスが求められている。また、核家族化や地域のかかわりあいの希薄化などにより孤立している家庭への相談体制の充実や支援などが必要となっている。

教育文化については、学校施設の老朽化対策や、新しい時代の要請に応える創造的で個性豊かな児童生徒の育成に向けた対応等、教育環境の改善に向けた整備を推進していく必要がある。

また、生涯学習活動、芸術・文化活動、スポーツ活動施設では老朽化が進行するとともに、地域によっては活動の拠点となる施設が不足している状況にあるため、整備促進が求められている。

歴史的文化遺産については、調査や保存整備が進められているものがあり、後世に伝えていくために今後とも継続して保存整備を行い、有効に活用していく必要がある。また、伝統芸能、伝統行事などについては、若年層の流出などにより、後継者が不足しているため、先人から受け継いだ貴重な伝統文化が途絶える危機にさらされているものもある。そのため、保存・継承に向けた取り組みが急務となっている。

地域間交流については、都市部の住民を中心に、豊かな自然環境や農山漁村に対する関心が高まりを見せていることから、本地域の持つ豊かな地域資源を有効に活用した都市部との交流などを積極的に推進し、交流促進、地域の活性化を図っていく必要がある。

また、海外からの観光客への対応を始め、国際的な人材や国際交流団体の育成が求められている。

国土保全施設等の整備については、雲仙岳周辺を中心とした土砂災害・山地災害防止のための施設整備により地域住民の安全を確保して災害に強く、火山と共生できるまちづくりを推進するとともに、災害防除の徹底による土地利用上の制約解消を図る必要がある。

また、近年消防団員数も減少傾向にあり、定数充足、担い手の確保が課題となっている。

環境の保全については、地域全般における生活排水処理施設整備の遅れを解消するとともに、窒素負荷低減対策への対応や、公共下水道整備の早期完了及び浄化槽設置整備の促進、また、肥料や家畜ふん尿などによる環境悪化を防止するため、農業、畜産業をとりまく環境の改善などが課題となっている。

3. 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

都市との隔絶性の緩和のための交通網の整備や情報格差の是正を進め、地場産業の振興、企業立地の推進などにより雇用の場の確保、U I J ターン希望者の受入体制の充実や効果的な情報発信による移住・定住の促進を進めることが必要であるが、一方、半島という地理的に不利な条件にある本地域においては、都市部と同様の都市化や産業の集積は困難である。したがって、地域のアイデンティティと豊かな地域資源を生かした特色ある産業の振興と交流人口の拡大を図るとともに、半島地域の自立的発展に向けた生活上の負担の軽減に取り組むことが重要である。

本地域は雲仙天草国立公園をはじめとする豊かな自然や温泉、武家屋敷などの歴史的な町並み、世界遺産構成資産や島原半島世界ジオパークに加え、生産性が高い農業や有明海、橘湾の特色ある農水産物などの地域資源を有し、都会では忘れられがちな心豊かな「スローライフ」が営まれている。また、古くから有明海を介して福岡、熊本などと深いつながりを有している。

そこで、「長崎県まち・ひと・しごと総合戦略」と整合性をとりながら、これらの地域資源を最大限に活用し、生産性の高い農業を軸にした農林水産業の振興を図るとともに、都市部住民に対する憩い・癒しの提供の場として、また、体験学習や農山漁村部の温かい地域コミュニティに触れることなどを通じた人づくりの場として都市部との交流人口の拡大を推進する。

(2) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、平成27年度からおおむね10年間を計画期間として、次の施策を重点的に実施する。

【数値目標】平成27年から平成37年までの人口減少率（社会減）2.6%未満

①交通通信施設の整備

交通施設は、地域の産業や住民生活の共通の基盤であり、地域の振興を図るうえでその整備は不可欠である。特に、地域産業や観光の振興、都市部との交流の促進を図るためには、地域高規格道路「島原道路」の整備促進、「島原・天草・長島連絡道路」の早期実現、周辺の都市や高速交通施設へのアクセスの改善、地域内道路網の整備、海上交通の充実が必要であり、そのため、幹線となる道路や港湾等の整備を総合的に進める。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業を見据えた2次交通対策にかかる交通ネットワークづくりを図る。

②産業の振興

農業は、畑作露地園芸の作付拡大とともに、技術革新・新品種導入・生産基盤の整備等により露地野菜・施設園芸・畜産等の収益性の向上を図る。また、新技術の導入や基盤整備の加速化・地域や産地レベルでの農地流動化の促進・労働力支援システムの強化等により、規模拡大を推進し、大型経営の育成・法人化を進める。さらに、新規就農希望者に対し、受入団体登録制度を有効に活用することにより、農業後継者や新規就農者の確保に努める。

林業は、公益的機能の維持・向上を図りつつ、健全な森林へ誘導するために森林整備を推進し、利用可能な木材については、木材市場等へ搬出することで木材の安定供給体制の強化と県産材の利用拡大に取り組む。

水産業は、海底耕耘などによる漁場環境の改善や種苗放流などによる水産資源の維持・増大を図るとともに、水産物の販路拡大や水産加工・ブランド化など付加価値の向上を図る。

製造業は、「島原手延そうめん」のブランド化をはじめとして、豊富な農林水産物を活用した食品加工業など、地域の特色を生かした振興を図る。

また、中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工会の果たす役割はますます大きくなってきており、商工会議所及び商工会の組織強化が必要である。

③観光振興と都市部との交流の促進

観光については、宿泊客や観光消費額の一部回復傾向が見られるものの、地域全体への観光客のなお一層の増加を促すために、観光客の多様なニーズに応えられる施設の整備やサービス機能の向上を進めるとともに、従来からの自然、温泉、歴史文化史跡などに加え、国内で始めて認定された世界ジオパーク、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である「日野江城跡」、「原城跡」などの地域資源を活用しながら、地域内外の各観光地との連携による新たな周遊ルートの構築などによる魅力の向上を図ることが必要である。また、エコツーリズムやジオツーリズム、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、修学旅行などをターゲットとした体験学習、体験型観光の推進に努め、恵まれた地域の食文化などの地域資源も活かしながら交流人口の拡大を推進する。

④移住・定住の促進

県外からの移住希望者に対し、首都圏及び県内における仕事・住まい・暮らしやすさの相談・情報発信体制を強化するとともに、移住検討段階から地域への定住まで、移住希望者の視点に立った切れ目のない一貫した移住施策を推進する。

また、国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域活性化「人財」の誘致及び任期終了後の地域定着を進めるとともに、産業の振興及び雇用の促進を図り定住を促進する。

第2 振興計画

1. 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

袋地状の形状から県中枢など他地域とのアクセスが制限された交通不便地にある本地域にとって、交通施設の整備は、人と物との広域的交流を促進し、地域の発展を図るうえで最も重要な課題である。特に、本地域の立地条件の改善のためには、県内一の都市である長崎市や、県内交通の要衝である諫早市中心部とのアクセス改善を図り、長崎空港、九州横断自動車道等との移動時間短縮を進めることが急務である。また、半島地域内交通のネットワーク及び海上交通の充実を図るとともに、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業を見据え、道路網の整備による本地域と新幹線停車駅とのアクセス向上、新幹線と島原鉄道、バスとの連携など、2次交通対策にかかる交通ネットワークづくりを推進する。さらに、長期的には、西九州、中・南九州の振興を図るため、九州西岸地域との連携の強化を図る必要がある。これらの地域を結ぶ、島原・天草・長島架橋構想の推進を図っていく。

そのため、半島循環道路や地域高規格道路「島原道路」等の主要な幹線道路の整備の推進、半島各地とこれらの道路を有機的に連結する道路をはじめとする地域内道路の整備を進める。

鉄道については、地域の基幹的交通機関であり、恒久的な安全対策と路線維持のための施策を講じる。また、海上交通の拠点として陸上交通網とのアクセス改善も含めた港湾の整備を進める。

また、情報化の進展と情報通信需要の多様化に対応して高速情報通信網の整備を図るとともに、各種情報システムの構築、ネットワーク化等を推進する。

(2) 交通施設の整備

①道路

「県内2時間交通圏」の実現と半島地域の復興、振興施策を強力に支援するため、南島原市深江町から島原市を経て諫早市にいたる地域高規格道路の計画路線である「島原道路」の早期整備を図る。

また、「島原天草長島連絡道路」の早期事業化を目指す。

域内交通ネットワーク化を図るため、一般国道57号の整備を促進するとともに、一般国道251号、389号や主要地方道小浜北有馬線などの県道整備を推進する。特に、国道57号の森山地域については県央地域との連携並びに交通混雑の解消のため、整備の促進を図る。

基幹的な市道については、国道、県道との有機的な連携を図りつつ整備を進める。

なお、道路の整備にあたっては、地形的な制約にも対応した「災害に強い道づくり」、交通弱者にも配慮した「人に優しい道づくり」を進めるとともに、公園区域など景勝地を通過する道路については、景観にも配慮した道づくりの推進を図る。

これらの道路のうち、高潮地域における防災機能強化を図るため、被害が発生した場合の救助・救援活動や生活支援に資する道路の整備等を推進する。

②港湾

島原港（島原市）・多比良港（雲仙市）については、フェリー施設における機能維持のための対策を図る。

ロノ津港（南島原市）については、フェリー埠頭の再編を図る。

③航路

本地域は、福岡県（三池港）、熊本県（長州港、熊本新港、鬼池港）との間に定期航路を有している。本地域とこれらの地域とは歴史的にも深いつながりを持ち、観光、地域間交流の重要な基幹交通路となっているため、適切なダイヤ設定などにより、これらの航路の維持と利用促進を図る。

（３） 地域における公共交通の確保

地域社会の活力を維持・向上させるためには、市民の通学、通院、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動など外出機会の増加を図ることが重要である。また、一方では、豊富な観光資源を有する本地域においては、観光客などの地域へのアクセスや、地域内での周遊を支え、人口交流の拡大を推進する役割が求められている。

このようなことから、路線バスの維持や、鉄道等を活用した市民の生活交通の利便性向上と交通弱者の足の確保に向けた対策、さらには観光やまちづくりと連携した公共交通網の整備を図る。

また、島原鉄道については、地域の重要な交通機関として利用促進を図るとともに、県、沿線自治体一体となった支援施策を講じ、維持発展を図る。

（４） 情報通信関連施設の整備

半島地域の地理的制約を解消し、産業の振興及び生活環境の向上を図るためには、情報通信関連施設の整備を進め、都市部との情報格差を解消することが必要である。そこで、積極的にF T T Hなどの民間サービスを促し、半島全域における超高速ブロードバンド網の推進を図る。

2. 産業の振興及び観光の振興

（１） 産業の振興及び観光の振興の方針

肥沃な土壌、温暖な気候を生かし、地域の基幹産業として、農地の基盤整備や新技術の導入等により環境と調和した収益性の高い農業を推進する。

露地野菜については、集出荷施設の整備・機械化の推進・労力支援システムの強化及び、担い手への農地集積を進めることにより、経営規模の拡大を図る。施設園芸については、優良品種の導入・施設の高度化・環境制御技術の導入等による生産性の向上を図る。肉用牛については、増頭対策の推進、放牧による低コスト化、長崎型肥育技術の普及や家畜伝染病の発生予防対策等に努め、生産性を確保することで所得向上を図る。また、担い手確保対策として、受入団体登録制度を活用し、新規就農者の受け入れと育成確保を進める。

さらに、有機農業をはじめとする環境にやさしい持続的な農業の実践による安全で安心な農畜産物の生産や、食品加工産業との連携による多様な農畜産物を活用した新商品の開発、農業・農村の多面的機能の維持・発揮による快適で豊かな田園空間の整備を進め、魅力ある島原半島農林業・農村の飛躍的な発展を目指す。

林業については、小規模で分散している複数の森林を取りまとめた施業（集約化施業）を進め、林業事業体に対し、高性能林業機械の導入・リースによる支援により木材生産性の向上を図り、搬出間伐による木材生産性の拡大を推進するとともに、保安林等の整備を促進して森林の公益的機能を増進し、防災対策の推進と水資源の安定的確保を図る。特に雲仙・普賢岳噴火災害対策として治山ダムなどの治山事業を推進し、被災森林の早期回復に努めている。

水産業については、漁場環境の保全に努めるとともに、栽培漁業、資源管理型漁業、新しい対象種の養殖などの推進を図る。また、収益性の高い漁業経営体の育成、意欲ある担い手の確保を進めるとともに水産加工やブランド化、6次産業化などによる販路拡大を図りながら、農業・観光業とも連携したブルーツーリズムなどによる都市部との交流を通じて漁村の活性化を図り、水産資源の適切な管理と利用による持続可能な水産業を目指す。

工業については、今後成長が見込まれる環境・新エネルギーの分野や、今後も国内に残り事業展開ができるような高度なものづくりの基盤技術等をもつ地場産業の育成強化や企業誘致を推進する。

観光については、多様化する観光ニーズに柔軟かつきめ細かく対応していくとともに、地域独自の資源を生かした差別化を図り、本地域でしか体験することのできない感動を提供していくことが必要である。

そこで、雲仙天草国立公園を中心とした自然、温泉、世界遺産候補構成資産、島原半島世界ジオパークなど、この地域が持つ地域資源を最大限に活用していくとともに、新たな観光資源の発掘、効果的な情報発信、エコツーリズムやジオツーリズム、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムや地域の食材の活用による農林水産業との連携などを推進し、体験・滞在型観光の振興を図る。

また、福岡県や天草など熊本県との連携を強化し、本地域とこれらの地域とを結んだ広域的な観光ルートの確立を推進する。

これらの様々な産業の連携を強化し活性化を図ることで、雇用拡大、定住促進を進めるとともに、都市部との交流人口の拡大を促進することにより、地域の新しい活力の創造を図る。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備、本地域と新幹線停車駅とのアクセス向上などを見据え、企業誘致の促進、新たな観光ルートの構築やふるさと産品の開発など、新幹線の効果を最大

限發揮していけるようにするための方策についても検討を進める。

(2) 農林水産業の振興

①農業の振興

地域の基幹産業である農業を更に発展させるため、新技術の導入や収益性の高い品目の導入等により生産性の向上を図り、農業経営の安定化を図る。

ばれいしょ、ブロッコリー、レタス、にんじん等の露地野菜については、作型に応じた品種の導入、栽培・出荷面での省力化対策を進め、規模拡大を進める。

いちごについては、多収性品種「ゆめのか」への転換を進めるとともに、収量増加に対応できる集出荷体制の強化を進める。トマトでは、施設の高度化や環境制御技術の導入により、作期の拡大・生産性向上を図る。

花きについては、ロットの維持・拡大に向け、施設の高度化と防除や施肥の自動化を進める。

みかんについては、シートマルチの普及によるブランド率の向上を図る。

肉用牛については、畜産クラスターの取り組みにより経営の効率化、牛舎整備放牧の拡大、長崎型肥育技術の普及や出荷の適正化等により増頭を図るとともに家畜伝染病の発生予防と初動防疫体制を確立し、生産性の確保を図る。

農地の基盤整備を強力に進めるとともに、農地流動化の促進や労力支援システムの強化、アシストスーツ等新技術の活用を検討し、大型経営の育成・法人化を進める。また、受入団体登録制度を活用した多様なルートからの新規就農者の確保に加え、女性・高齢者の活躍、マネジメント組織（集落営農・機械利用組合等）の設立など地域を支える人や組織の確保・育成を図る。

農山村においては、多面的機能を維持しながら、有害鳥獣被害防止対策の実施や環境保全型農業の推進により安全・安心で快適な地域づくりを進めると共に、豊富な地域資源を活用した新たな地域特産品・販売方法の開発、農家体験民宿によるグリーン・ツーリズムの推進、販売交流拠点施設の整備検討などコミュニティビジネスの展開により農山村の活性化を図る。

②林業の振興

林業生産の増進を図るため、保育等の推進、林業経営、森林管理の基幹となる林道・作業道等道路網の整備を図り、間伐の促進等を推進するとともに、県産材の利用促進に努める。また、雲仙・普賢岳噴火等の災害で被害を受けた森林の復旧と公益的機能の維持増進を図るため、保安林整備、水源地域整備等の治山事業を推進する。

域内の森林については、スギ、ヒノキなどが伐採期を迎えているが、輸入木材との競争による木材価格の低迷などから国産材の需要が低迷しているところであり、県下全域において公共建築物木材利用促進法における「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」による公共施設等の木造・木質化の推進を図るとともに「長崎県地域材供給倍増協議会」において、原木窓口の一本化の推進により、製材用、輸出用、バイオマス用など、規格・品質別の販路を開拓し、有利販売につなげていくことにより、県産材の生産・流通・利用を倍増させ、地域活性化を目指す。

また、この地域では、菌床しいたけの生産が盛んで、県（全国4位（H25年）の76%を占めており、地元雇用の確保・拡大にもつながっている。今後は、低コスト化と品質向上のための取組について、情報提供や試験研究により支援していく。

③水産業の振興

有明海海域においては、海底の底質の変化や赤潮の発生、水産資源の減少等漁場環境の悪化が深刻なことから、国及び長崎、佐賀、福岡、熊本4県の連携による漁場環境改善への取り組みや種苗の共同放流、漁業者等による種苗放流などとともに藻場の造成を推進し、海の生産力の回復と資源の維持・増大を図る。

次に橘湾海域においては、藻場の回復など漁場環境の保全に取り組むとともに、クルマエビやクマエビ、ヒラメ、アワビ等の種苗放流やアラカブの保護区・保護期間の設定等の資源管理の定着を促進し、栽培漁業と資源管理型漁業の推進強化を図る。

また、漁協合併等の推進により経営基盤の強化を図り、資源管理や担い手育成、流通改善等を推進するとともに、中核となる意欲ある担い手の確保、漁業者のグループ活動や高齢者の技術伝承等により新規就業者の参入・定着促進を図る。

さらに、漁家所得の向上を図るため、特産品である魚介類の鮮度保持や新魚種養殖の展開、食品加工業との連携による水産加工品づくり、ブランド化の取組みなど付加価値の向上と販路拡大を推進する。

（3） 商工業・環境エネルギー産業の振興

①商業の振興

商業については、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とロードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっており、商工会議所、商工会などと連携しながら、店舗共同化、駐車場等共同施設の整備、店舗の更新などを進めるとともに、商店主の経営意識の向上、消費者ニーズの変化に的確に対応した魅力ある商店・商店街づくりを進める。

また、地域住民の暮らしの場及び観光客のプロムナードとして商店街を活性化するため、ソフト的な取組を組み合わせながら、商店街の基盤施設整備を推進する。

②製造業の振興

多様な企業の誘致推進により産業構造の転換を促進するとともに、各市と企業との連絡調整、情報の交換等を推進するほか、用地の活用・確保、地域産業との連携を推進する。

地場産業では、「島原手延そうめん」の産地ブランドの確立、販路の拡大のため、組織体制の再編強化を図るとともに、観光と連携した共同施設等の整備を推進する。

また、特色ある農林水産物などの地域資源を生かした新たなふるさと製品の発掘と育成を図る。

③再生可能性エネルギー関連事業の創出

未利用温泉水などの地熱や木質バイオマスをはじめとする地域特有の資源を有効利用した発電・熱供給事業を創出するとともに、余熱については、農業などへの二次利用モデルの構築にも取り組み、再生可能エネルギーの活用による産業の新たな創出や生産性と付加価値の向上を図る。

④創業・起業の促進

(公財)長崎県産業振興財団と連携して創業・起業支援を実施するほか、産業競争力強化法に基づく市を中心とする創業支援の枠組みを活用し、市や商工団体・金融機関などの支援機関と連携した取組を強化し、創業者の増加や育成を図る。

(4) 観光の振興

島原市においては、島原城を核に、武家屋敷通り、湧水を利用したまちづくりを推進するとともに、世界ジオパークに認定された島原半島の国指定天然記念物「平成新山」を中心として、雲仙岳災害記念館(がまだすドーム)、大野木場砂防みらい館、平成新山ネイチャーセンター、土石流被災家屋保存公園、道の駅「みずなし本陣ふかえ」などを含んだ世界ジオパークの活用を図る。

雲仙市では、緩やかな丘陵地という自然や農業を活用し、スポーツ施設、キャンプ場、森林公園、農業体験施設等の整備の推進を図るとともに、広域公園の百花台公園との有機的連携を図る。また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている鍋島藩の屋敷地であった神代小路地区において、武家屋敷や石垣・生垣等の歴史資産を生かした町並みの整備を推進する。

南島原市では、世界遺産候補の「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である長崎県最大の戦国大名であった有馬氏の居城跡である国指定史跡「日野江城跡」、「島原の乱」の最後の舞台として著名な国指定史跡「原城跡」のほか、キリシタン神学校であるセミナリヨとコレジヨ、キリシタン墓碑、キリシタン布教と南蛮文化の窓口であった口之津港等キリシタン文化や海外との窓口という歴史、文化遺産をメインに、史跡等の整備とストーリー性のある広域的な周遊観光を推進するとともに、農林漁業体験民泊をはじめ、海水浴やイルカウォッチングなどの体験型観光を推進する。

雲仙地区では、国立公園「雲仙」指定100周年に向けて、地域再生と国立公園再生を目的としたアクションプラン「雲仙プラン100プロジェクト」を実現させるため、「雲仙プラン100地域づくり委員会」のもと、景観整備、自然活用、人材育成などの取り組みを推進する。

雲仙天草国立公園や有明海、橘湾などの美しい自然、平成新山を中心としたジオパークや雲仙・小浜・島原などの温泉、キリスト教関連遺産や城下町としての歴史文化、豊かな食文化とそれを支える農水産品など、この地域が持つ多様で魅力的な観光資源を有機的に結合し、従来からの見る観光からグリーンツーリズム・ブルーツーリズム、ヘルスツーリズム、ジオツーリズムなどの体験型、滞在型の観光への転換を図り、都市部との交流を促進する。

3. 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

本地域の豊富な農林水産資源、地震が少ないこと、人材が豊富であること。アジアとの歴史的・地理的近接性などの強みを活かした産業の振興が大きく期待される。良質な雇用機会の創出、就業に向けて、地場企業などに対する情報提供、労働力需給の円滑な結合の促進、職業能力開発の推進及び労働局、市町、経済団体等の連携を深め、効果的な就業促進を図る。

(2) 就業促進対策

事業所の設置・整備に伴い、地域の求職者を雇用する事業主に対し、国の地域雇用開発助成金制度をはじめ、県の地場企業工場等立地促進補助金などの雇用開発のための各種支援措置の積極的な活用を促し、雇用機会の創出を図る。

若者の就職支援について、若年者が就職して3年未満で離職する割合が高いことを踏まえ、フレッシュワークにおける各種セミナーの実施や高校・大学のインターンシップを積極的に推進し、早い時期からの職業意識の形成・啓発を促進する。新規学卒者に対しては、県内就職を促進するため、合同企業面談会を開催し、早期就職内定を支援する。

また、地域の労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供を行うため、ホームページ「総合就業支援サイト」による県内企業の求人情報やUIJ ターン希望者の求職者情報を提供し、県内企業への就職及び企業の人材確保を支援する。

地場企業や誘致企業のニーズに応じた産業人材を育成・供給していくため、県立高等技術専門校において職業訓練を行うとともに、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた人材育成を推進する。

4. 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水の安定供給と、半島南部地域における慢性的水不足の抜本的解決を図るため、新たな地下水源の調査・開発など、水資源の確保に努めるとともに、水資源の有効利用及び広域的利用を図る。

また、地域住民の関心が高まっている水質対策については、水道原水（地下水）水質保全対策の推進を図り、衛生的な生活環境の整備に努める。

(2) 水資源確保対策

新たな地下水源に関する調査、開発を進める。また、かん養林の維持管理に努め、水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

雨水利用、雨水浸透施設及び再生水を利用する施設の設置を促進する。また、河川表流水の合理的な利用を図るとともに、地下水の水系分布や利用状況の総合的調査を行い、効率的な水利用体系や利用調整のあり方について検討する。また、広域的な水資源の利用について、関係機関の連携による検討を進める。さらに、地域住民に対し、節水意識の高揚を図っていく。

5. 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備は、定住化の促進を図るうえで重要なものである。そのため、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、魅力ある生活環境の整備を図る。また、安心、安全な生活ができるよう地域の安全対策の強化を図る。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

快適で衛生的な生活環境の整備のみならず、自然環境への負担軽減を図るため、公共下水道整備事業、浄化槽設置整備事業などにより、地域の実情に応じた計画的な汚水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全を図る。

また、ごみ処理については、各地域において広域処理施設の建設や現有施設の改良を推進する。さらに、廃棄物の適正処理、ごみの減量化、リサイクルを推進し、地域住民、事業者、行政等が連携・協力し、低炭素・循環型社会の形成に努める。

(3) 公園等の整備の推進

本地域の持つ豊かな自然環境などの活用により、地域住民の交流の場及び子どもたちの安全な遊び場のみならず、観光拠点としても利用できる公園、緑地などの整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行うなど適正な管理に努める。また、環境美化や環境保全に対する意識の高揚を図り、地域住民との協働により、豊かな自然とふれあえる人にやさしい生活環境づくりを図る。

(4) 住宅関連対策

本地域の豊かな自然環境や田園風景を生かした良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに空き家を活用し、空き家改修や空き家バンクへの登録を図り、移住・定住を促進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化が進行し、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、生活サービス機能を集約する「小さな拠点づくり」に加え、集落への移動手段確保や買物支援等の生活上の負担の軽減を行う取組を推進する。

(6) その他の整備

地域住民の安心、安全な生活を確保するため、住民と密接な行動を行っている交番・駐在所が地域の拠点として機能できるよう、必要に応じて施設の整備を行い、機動力の強化などを行うとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、生活環境の安全性向上に向けた取組を推進する。

6. 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、限られた医療資源の中で最善の医療を効率的に提供するため、地域のかかりつけ医と病院との連携、初期から三次までの救急医療体制の役割分担とともに、回復期リハビリ、在宅医療との連携強化が重要である。また、地域間の医師偏在解消のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置の促進などが必要である。

(2) 医療の確保を図るための対策

救急搬送時の地理的条件に起因する不利性や医師の不足、診療科目の偏在、半島地域における特定診療科（耳鼻咽喉科等）不足など依然として多くの課題を抱えていることから、救急医療体制の整備促進のほか、医師確保、診療科目や診療機能などの質的向上、診療科目の偏在の是正、看護職員の確保及び資質向上、医療水準の向上や効率化を図るための地域医療ネットワークの推進、住民の医療や看護に対する意識の向上等に取り組み、半島地域の医療の確保を目指す。

7. 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた体制づくりや、高齢者福祉に関する各種取り組みを推進する。

少子化に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援法等に基づいた取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努める。

高齢者のおかれている環境やニーズに応じた生活支援サービスを実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の経済的負担の軽減や地域で安心して暮らせる住まいの支援に努める。

また、介護予防の知識の普及啓発を図り、介護予防事業により、介護予防を推進するとともに、支援を必要とする高齢者が安心して介護サービスが受けられるよう適切な情報や介護サービスの提供に努める。

さらに、今後増加が見込まれる認知症の人やその家族を支援するとともに、虐待の防止、権利擁護など地域の高齢者の様々な生活上の相談に応じ、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実を図る。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

子ども・子育て支援法等により県及び市町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育、保育の量的拡大・確保及び質的改善、さらには、地域の子ども・子育て支援の一層の充実を図り、すべての子ども・子育て家庭において、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境づくりを目指す。

子育てと仕事の両立を支援するため、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターを中心とした子育てに関する相談対応や情報提供など、地域の子ども・子育てを支援する。

また、児童手当の支給や医療費助成など、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むとともに、ひとり親家庭等への自立に向けた支援に取り組む。

8. 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

学校施設の計画的な整備により教育環境の改善を図るとともに、子どもたちの個性や地域の特性を生かした特色ある教育活動などを推進し、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、地域住民の多様化、高度化する学習ニーズに対応できる環境づくりに取り組むとともに、スポーツや地域文化の振興を図る。

特に、地域や保護者との連携を図り、教育に対する理解を深め、教員が子どもと向き合う時間を多く確保するため、組織運営体制や指導体制の確立に努めるとともに、全国学力・学習状況等の調査結果をふまえた具体的な指導方法の成果と課題について検証を行う。

また、豊かな人間性を育む学校教育を推進するため、その基盤となる温かな人間関係を育む心の教育の充実を図る。特に、愛と信頼を基盤としたいじめのない思いやりの心あふれる学校・学級づくりを通して「人間文化の創造」に積極的に取り組む。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

小学校・中学校・高校を通して、学校、家庭、地域の連携のもと、豊かな自然環境や多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、これからの変化の激しい社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、社会教育にあつては自治公民館役員・公立公民館職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する市民の育成を目指すとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市民の主体的な生涯学習活動やさまざまな団体との連絡調整などの拠点となる公民館活動の活性化に促進し、地域の特色を活かした講座や情報教育講座など、各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めていく。

さらに、図書ボランティアの養成講座を実施し、ボランティア人口の増加を図る一方、自らの学習の成果、経験、知識及び特技などを学校や地域の活動に活かしてみたいという人材を募集及び登録して、生涯学習をはじめ地域振興に関する事業を支援していく。

(3) 教育・文化施設等の整備

学校施設については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、建物の耐震性を確保しつつ、老朽化した施設の改修や、教育内容の多様化に対応した施設整備などを計画的に推進し、教育環境の改善を図る。また、児童生徒数の減少に対応するため、学校の適正配置について検討を行うとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進める。

教育活動については、学校、家庭、地域の連携強化に努めるとともに、豊かな自然環境や、地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷

士愛を持ち、また、変化の激しいこれからの社会を自らの力で生き抜いていける人材の育成に努める。

また、多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の拠点となる図書館などの整備を促進するとともに、地区公民館を地域に密着した社会教育活動や地域づくり活動の拠点として充実させる。

地域住民が年齢や適正に応じたスポーツ活動が行えるよう、活動施設の充実を図るとともに、各種団体の育成と組織強化に努める。

文化施設の整備にあたっては、地域住民の芸術・文化活動や創造活動に応えられるよう整備を促進していく。

なお、生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設などの整備にあたっては、既存施設の有効活用を図るとともに、広域的な利活用にも配慮した整備を進めていく必要がある。

(4) 地域文化の振興

地域の歴史や文化に対する郷土意識の高揚を図るため、地域住民が多彩な歴史文化に触れる機会の充実に努める。また、南蛮船来航やキリシタン文化など多彩な歴史を今に伝える貴重な歴史文化遺産などについては保存整備を進め、人々の心のよりどころや地域に対する誇り、愛着を育むとともに、観光への活用など地域振興にもつなげていく。

各地に残る伝統芸能、伝統行事などについては、保存・継承及び活用を図るため、後継者の育成を図るとともに、発表機会の充実に努める。また、新たな地域文化の創造に努める。

さらに、地域住民による芸術・文化活動を支援するため、創造の場及び活動の成果を発表できる場の提供に努めるとともに、芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努める。

9. 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域の活性化を図るため、本地域の有する豊かな自然環境や特色ある歴史・文化・伝統、優れた農林水産物等の地域資源と現有の都市型観光との融合による新たな周遊型観光メニューの創出や官民の枠を超えた連携体制の拡充、ソーシャルメディア等を活用した効果的な情報発信手段の確立などにより地域間交流を促進する。

(2) 地域間交流の促進のための方策

自然環境の保全、歴史文化遺産の保存、地域文化の継承など、本地域が持つ豊かな地域資源の保存と一層の磨き上げを図りつつ、農林水産業などと連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムや温泉等の健康素材を活用したヘルスツーリズムやジオツアーなど、地域資源を活用し、都市住民のニーズに対応した多彩な体験メニューの開発や内容の充実を図るとともに、インターネットなどの活用により魅力ある地域の情報を積極的に発信することで、地域振興の原動力として都市部との交流の促進と交流人

口の拡大を推進する。

また、有明海を挟んで隣接し、古くから交流が行われている福岡県・熊本県の社会的、経済的な交流を一層促進し、地域の活性化につなげる。

さらに、近年増加傾向にある「体験型修学旅行」の受入体制の強化を図り、宿泊施設の整備を推進するとともに、地域間における関係団体の連携を深め、旅行需要にきめ細かに対応する。

10. 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

長期にわたる雲仙・普賢岳噴火災害の結果、半島中央の雲仙岳周辺の山腹には大量の土砂、火山灰が堆積している。このため、特に水無川、中尾川、湯江川流域などにおける土石流災害の発生が懸念されるところであり、これらの地域における土砂災害防止対策の徹底を図り、火山と共生する地域づくりを進める。

また、その他の地域についても、計画的な治水対策、土砂災害対策等による安全な地域づくりを推進する。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

水無川、中尾川、湯江川流域において、治山・治水事業や直轄砂防事業などによって治山ダム、砂防堰堤、導流堤、河川改修などをはじめとする防災施設の整備とともに、治山事業による被災森林の早期復元を推進する。

その他の地域においても、土砂災害防止対策として、砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設などの整備を進めるとともに、一部の地すべり地域においては、地すべり防止施設の整備を推進する。

また、山腹の浸食防止、山脚の安定化対策のための治山ダムや、治水対策のための治水ダム、河川の整備を促進するとともに、老朽化したため池の整備促進、高潮対策として、海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 防災体制の強化

地域の防災体制の強化を図るため、常備消防・消防団・自主防災組織等の組織力強化、組織間の連携強化を図るとともに、消防機関同士の相互応援協定の円滑な運用など、広域的な消防防災体制の強化を図る。また、今後の人口動向や地理的・地形的条件を勘案しながら、地域防災力の強化に努め、自主防災組織等の育成を図りながら、その機能が十分に発揮できるような体制とともに、消防車両などの消防施設・機械の計画的な整備を進める。

11. その他半島振興に必要な事項

雲仙天草国立公園、島原半島県立公園に指定された優れた自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活や観光業をはじめとする地域の活性化に欠くことのできない大切な資源であることから、その保全、継承に努める。

そのため、「長崎県環境基本計画」との整合を図りながら、自然環境の適正な保全に努めるとともに、環境への負担を軽減するため、循環型社会の形成、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり、新エネルギーの導入などを促進する。また、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため公害の防止に努め、自然と地域住民が共生する快適な環境整備を推進する。また、雲仙周辺地区においては、雲仙・普賢岳の噴火活動により荒廃した自然環境の修復を図るとともに、新たな火山景観を含む多様な資源を生かし、自然情報を発信する雲仙お山の情報館等のビジターセンターや園地や歩道、キャンプ場等の自然公園施設、再整備された雲仙地獄等の利活用を進める。

西彼杵地域半島振興計画

平成27年12月

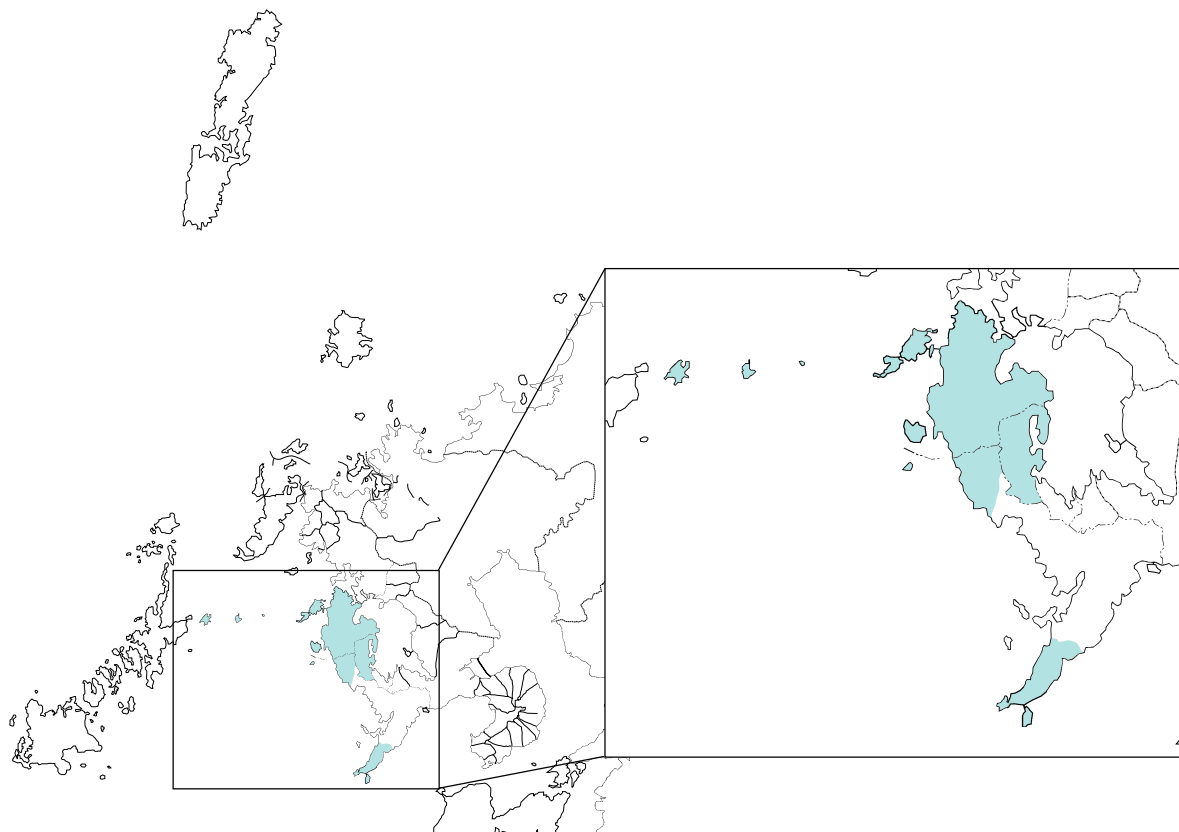
長 崎 県

平成27年12月 全部変更

— 目 次 —

第 1	基本の方針	1
1.	地域の概況	1
2.	現状及び課題	2
(1)	地域の現状	2
(2)	地域の課題	7
3.	振興の基本的方向及び重点とする施策	11
(1)	基本的方向	11
(2)	重点施策	11
第 2	振興計画	13
1.	交通通信の確保	13
(1)	交通通信の確保の方針	13
(2)	交通施設の整備	13
(3)	地域における公共交通の確保	14
(4)	情報通信関連施設の整備	14
2.	産業の振興及び観光の振興	15
(1)	産業の振興及び観光の振興の方針	15
(2)	農林水産業の振興	16
(3)	商工業の振興	18
(4)	観光の振興	19
3.	就業の促進	19
(1)	就業の促進の方針	19
(2)	就業促進対策	19
4.	水資源の開発及び利用	20
(1)	水資源の開発及び利用の方針	20
(2)	水資源確保対策	20
(3)	水資源の利用	20
5.	生活環境の整備に関する事項	20
(1)	生活環境の整備の方針	20
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	21
(3)	公園等の整備の推進	21
(4)	住宅関連対策	21
(5)	生活サービスの持続的な提供	21
(6)	その他の整備	21
6.	医療の確保等	22
(1)	医療の確保の方針	22
(2)	医療の確保を図るための対策	22
7.	高齢者の福祉その他福祉の増進	22
(1)	高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	22
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	23
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	23
8.	教育及び文化の振興	23
(1)	教育及び文化の振興の方針	23
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	24
(3)	教育・文化施設等の整備	24
(4)	地域文化の振興	24
9.	地域間交流の促進	25
(1)	地域間交流の促進の方針	25
(2)	地域間交流の促進のための方策	25
10.	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	25
(1)	災害防除の方針	25
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	26
(3)	防災体制の強化	26
11.	その他半島振興に必要な事項	26

西彼杵地域位置図



西彼杵地域の構成市町（平成 27 年 4 月 1 日現在）

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
長崎市	156.92	32,660
西海市	241.59	29,942
計 2 市	398.51	62,602
長崎県	4,132.32	1,412,317

(注) 長崎市は、旧野母崎町、三和町、外海町、琴海町の区域に限る。

(出典) 人口：住民基本台帳人口 平成 27 年 1 月 1 日現在

面積：全国都道府県市区町村別面積調 平成 26 年 10 月 1 日現在

第1 基本の方針

1. 地域の概況

本地域は、県本土の西南部に位置し、面積は 398.51km² で県土の 9.6% を占め、平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 62,602 人で県全体の 4.4% を占めている。

地域は、本来は一つの半島であるが、一つの基部半島である長崎火山地域を介し、それに連なる二つの枝半島である西彼杵半島及び長崎半島から構成されている。

地勢は、両半島とも海拔 500m 内外の隆起準平原の山地であり、幅が狭いため大きな河川はなく海岸線が複雑多岐で、西彼杵半島県立公園、大村湾県立公園、野母崎半島県立公園を有し、西海市崎戸町平島の一部は西海国立公園に指定されるなど、優れた自然景観を有している。

地質的には、古生層の変成岩（結晶片岩）からなり、砂質土で急傾斜地が多い。

気候は、対馬暖流の影響を受け温暖で、年間の平均降水量は 1,600mm 前後である。特に長崎半島の南部は、海洋性の気候の影響から亜熱帯性の樹林が自生している。

歴史的には、中世には石鍋製作が盛んで、国指定史跡「ホゲット石鍋製作遺跡」をはじめとして、当時の石鍋製作の工程を伝える遺跡が数多く点在している。また、中近世における南蛮貿易の歴史を今日に伝える横瀬浦の県指定史跡「南蛮船来航の地」や「中浦ジュリアン出生の地」などがあり、近代においてはフランス人宣教師であるド・ロ神父が主に外海地区で行った布教活動や慈善事業にまつわる世界遺産候補の「出津教会堂と関連施設」・「大野教会堂」などがある。このように、この地域には後世に伝えるべき貴重な歴史文化遺産を数多く残している。

本地域を構成する市町村は、平成 17 年から平成 18 年に行われた市町村合併により 9 町から 2 市（長崎市は旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ）となっている。

図表 1 市町村合併の経過

H17.1.3 まで	H17.1.4	H17.4.1	H18.1.4
(長崎市) ※1	長崎市※2	長崎市※2	長崎市※3
野母崎町			
三和町			
外海町			
琴海町	琴海町	琴海町	
西彼町	西彼町	西海市	
西海町	西海町		
大島町	大島町		
崎戸町	崎戸町		
大瀬戸町	大瀬戸町		

※1：合併前の長崎市は半島地域外

※2：合併前の旧野母崎町、旧三和町、旧外海町の区域のみ

※3：合併前の旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ

2. 現状及び課題

(1) 地域の現状

①人口の動向

本地域の人口は昭和30年には128,588人を数えたが、炭鉱の閉山や雇用の場の減少などにより人口の流出が続き、平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口は62,602人となっている。従来長崎市のベッドタウンとして人口増加の傾向にあった長崎市三和地区（旧三和町）、琴海地区（旧琴海町）についても、それぞれ平成7年、平成12年以降減少に転じており、半島全域で人口が減少している。平成22年国勢調査以後の4年間での減少率は4.2%で今後も減少が見込まれている。

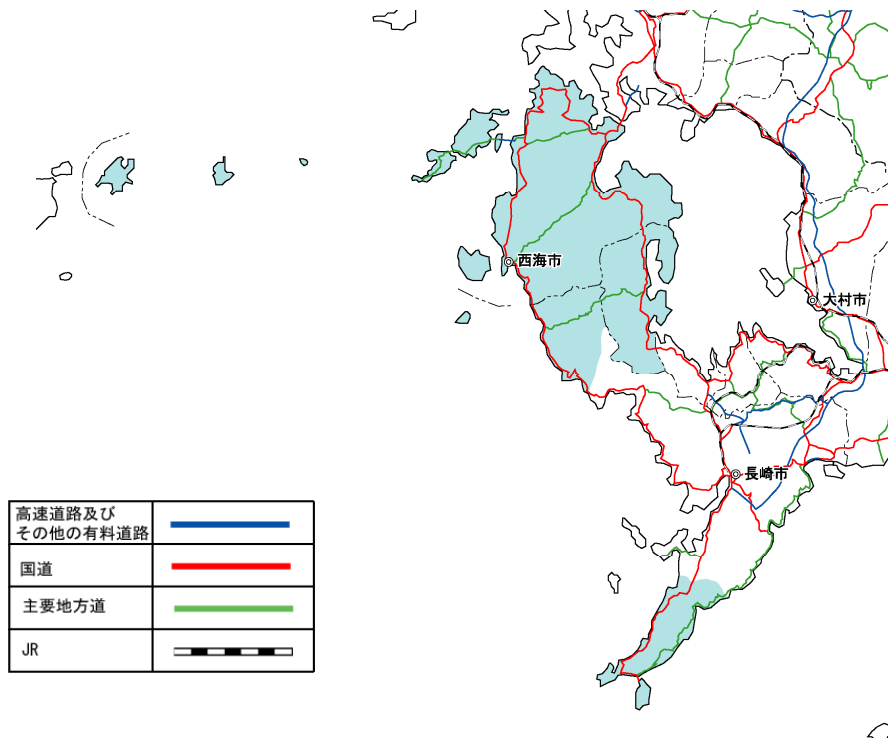
また、本地域は就業の場が少なく、今なお、若年層の流出が続いており、高齢化率は平成7年の21.5%から平成26年には34.3%にまで達し、県平均の28.7%を超えて急速に高齢化が進んでいる。

②交通通信施設の現状

地域内の主な道路としては、西彼杵半島東岸（大村湾沿い）の国道 206 号と西岸（角力灘沿い）の国道 202 号及び長崎半島の国道 499 号、主要地方道野母崎宿線がある。長崎半島の 2 路線は、複雑な海岸線と山岳丘陵地が多く、急カーブや幅員が狭いなどの厳しい条件の箇所が多い。

また、地域に隣接する長崎市は、陸上、海上ともに交通の要として重要な地位にありながら、近年、特に市街地周辺の交通混雑が激しい状況にある。港湾は、脇岬港（長崎市野母崎地区）、神ノ浦港（長崎市外海地区）など地方港湾 15 港があり、離島及び沿岸航路の海上輸送の拠点として、物資の安定供給の確保など地域経済の振興を図る重要な役割を担っている。

表 2 主要交通路



地域内の情報通信施設に関しては、一部地域を除き、FTTH といった固定系超高速ブロードバンドの整備が遅れている。

③産業の現状

本地域の平成 22 年の産業別就業人口は、第一次産業 3,950 人、13.2%（平成 17 年比△1,232 人、△23.8%）、第二次産業 8,099 人、27.0%（同△500 人、△5.8%）、第三次産業 17,368 人、58.0%（同△1,402 人、△7.5%）となっており、第一次産業と第二次産業が大きく減少している。

かつては産炭地を抱えて鉱業の比率も高かったが、エネルギー革命により次々と閉山に追い込まれ、地域経済に大きな影響を及ぼした。

なお、西海市大瀬戸町松島に 100 万 kw の石炭専焼火力発電所である電源開発（株）松島発電所、西海市大島町に（株）大島造船所、西海市崎戸町にはダイヤソルト（株）が立地しており、地域の基幹産業となっている。

農業は、養豚や肉用牛などの畜産、みかん、びわなどの果実、野菜などが主体であり、平成 22 年の総農家数に対する主業農家数は 32.6%（県平均 31.7%）である。

本地域は、大村湾沿岸など温暖な気候に恵まれているものの、大部分が中山間地域で、地形が急傾斜であることなどから農業の基盤整備が遅れており、農地の流動化も困難で、耕作放棄率は 28.2%と県平均（13.6%）の 2 倍以上に達している。全国有数のみかん、びわの産地であるとともに、果樹、野菜、畜産など複合経営を主体に、都市近郊型の多彩な集約農業が行われており、近年では農産物直売所も数多く開設されている。

地域の森林は、県立公園とともに、都市近郊の観光資源としても活用されている。しかしながら、収穫可能な森林が少なく収益性が低いこと、農山村の過疎化・高齢化により担い手が減少していることなどから放置森林が増加している。

水産業は、西彼杵地域、橘湾地域の一部及び大村湾地域にまたがり、西彼杵地域ではアジ・サバを主とした中小型まき網、マグロ・タイ類を主とした魚類養殖を中心に、小型定置網、刺網、延縄、採貝藻漁業などが営まれている。大村湾地域では、ナマコ、エビ類を主とした小型底引網、真珠・カキを主とした貝類養殖を中心に、刺網、小型定置網、採貝藻漁業などが営まれている。橘湾地域では、エビ類・ヒラメを主とした小型底びき網、トラフグ・マダイを主とした魚類養殖及びカキ養殖を中心に刺網、定置網、延縄漁業などが営まれている。

経営規模は、5t 内外の小型漁船による中小経営体を中心である。平成 20 年の海面漁業漁獲量は、2,398 トン（県全体の 2.0%）で、全般的に漁獲量は減少している。また、漁業就業者数も漸減し、高齢化の傾向にある。

地域における商業については、平成 19 年の商店数は、763 店舗、従業者数 3,350 人、年間商品販売額 393 億円で、県全体に対する割合はそれぞれ 3.7%、2.8%、1.3%となっている。

1 商店あたりの商品販売額は 5,151 万円で、県平均（1 億 4,815 万円）に比べ規模は小さくなっている。

地域における製造業は、平成 25 年において事業所数（従業者 4 人以上の事業所、以下同様）47、従業者数 2,368 人、製造品出荷額は 1,665 億 7,221 万円で、それぞれ県全体の 2.5%、4.2%、10.2%となっている。

1 事業所あたりの出荷額は 35 億 4,401 万円で、大島造船所などの大企業が立地していることから県平均（8 億 8,038 万円）を上回っている。

刃物、食品製造業などの地場産業の多くは経営規模が零細で資金力が弱く、また消費者ニーズの把握や販路の確保に課題がある。工業については、地形に急傾斜地が多く、平坦地に乏しいことや交通上の制約から、新たな企業立地及び地場産業の育成には不利な状況にある。

観光は、農業、水産業と並ぶ基幹的産業である。観光客数は、地域における中核的観光施設であった長崎オランダ村が平成 13 年 10 月に閉園したことなどから、平成 12 年の 294 万人をピークに減少に転じているが、近年、長崎、佐世保など都市部との近接性を生かし、従来からの農産物直売所に加え、農家民泊、農業体験などのグリーンツーリズムの取り組みも進められている。

④水資源の現状

本地域は、大きな山がないなどの地形的要因により地下水に乏しいことから、水資源の多くを河川表流水に依存している。また、神浦ダム、雪浦ダムについては、長崎市内（半島地域外の地域）へ送水を行っている現状にあるものの、河川については流路延長の短い小規模なものがほとんどであるため、本地域の水資源は長期的に見ると不足の傾向にある。また、西海市崎戸町では、地域に立地する製塩所の蒸留水に原水を依存しているが、近年は、塩自由化の影響により生産量が減少傾向にあるため、水の安定供給を確保しにくい状況にある。

⑤生活環境の現状

本地域では、平成 26 年 3 月 31 日現在における汚水処理人口普及率は 83.0%と、県平均（77.2%）は上回っているが、全国平均（88.9%）を下回っている状況にある。

都市公園については、針尾瀬戸の両岸に整備された西海橋公園などがあるほか、長崎市外海地区、西海市大瀬戸町にまたがる地域には、豊かな自然環境を活用した県民の森が整備されており、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場として、また、観光の拠点としても活用されている。

公営住宅については、定住化を促進するため、地域の実情を考慮した計画的な整備に取り組んでいる。しかしながら、中には、老朽化の進行や高齢者に配慮した施設整備が遅れているなど、現在の住民ニーズに対応しきれていないものもある。

常備消防は、長崎市消防局、佐世保市消防局により業務が行われている（事務委託を含む）。非常備消防である消防団については、緊急時に必要不可欠な機動力となっているものの、若年層の流出により団員の確保が難しくなっており、団員の高齢化も進行している。また、防災行政無線施設に関しては、地域住民に防災情報などを伝える重要な施設であるものの、地域によっては難聴地域が存在するなどの状況にあるため、改善が求められている。

⑥医療の現状

医療については、平成 24 年 10 月 1 日現在で病院 2 施設、一般診療所 24 施設、歯科診療所 12 施設があり、病院と一般診療所を合わせた病床数は 473 床となっている。（長崎市を除く）病院数、一般診療所数、歯科診療所数、病床数を人口 10 万人あたりで県平均と比較すると、病院数では、県平均 11.3 に対し 6.6、一般診療所数では、県平均 101.1 に対し 79.1、歯科診療所数では、県平均 53.2 に対し 39.6、病床数では、県平均 2,254.4 に対し 1,559.5 となっており、病院数、病床数いずれも県平均を下回っている。

⑦福祉の現状

本地域では、若年層の人口流出や、少子化などの影響により高齢化が深刻化しており、平成 26 年 10 月 1 日現在における高齢化率は 34.3%と、県平均の 28.7%を上回る状況にある。また、高齢者福祉施設については、平成 26 年 12 月 1 日現在、養護老人ホーム 4 施設、特別養護老人ホーム 7 施設があり、地域における高齢者福祉の一翼を担っている。

本格的な高齢化社会の到来に伴い、寝たきりや認知症といった要介護老人は今後も増加するものと予測され、しかも、高齢者の多くが住み慣れた地域での生活を望んでいる。しかしながら、その一方で、核家族化の進行などにより家庭での介護力は低下の一途をたどっており、高齢者福祉に対するニーズは、高度化、多様化している状況にある。

また、少子化の進行などに伴い、本地域における児童数は減少の一途をたどっている。平成 26 年 10 月 1 日現在における年少人口比率は 11.6%で、県平均の 13.2%を下回る状況にある。また、児童福祉施設の中心となる保育所については、平成 26 年 6 月 1 日現在 34 施設が設置されている。

⑧教育・文化の現状

学校については、小学校 27 校、中学校 10 校、県立高校 4 校が設置されている。また、児童生徒数は減少傾向にあり、一部の学校では複式学級を実施している。

社会教育施設については、図書館 2 施設、公民館 23 施設などが、スポーツ施設については、体育館 10 施設などが整備されており、地域住民の生涯学習活動、スポーツ活動などの場として活用されている。

文化施設については、文化センター等 4 施設などが整備され、地域住民による活発な芸術・文化活動が行われている。

また、本地域は、南蛮貿易やキリシタン文化、キリスト教に深い関係があるとともに、エネルギー革命以前は炭鉱の地として栄えた歴史を持っていることから、各地に往時を偲ばせる歴史文化遺産や産業遺産が数多く残されている。また、古より伝わる貴重な伝統芸能や伝統行事なども数多く有り、これらの保存・継承に努めている。

⑨地域間交流の現状

近年は、価値観の多様化などに伴い、都市部の住民を中心に“ゆとり”や“安らぎ”を求めて、農山漁村や UIJ ターンに対する関心が高まりを見せていることから、豊かな自然環境や、安らぎのある田園

風景などを有する半島地域への需要は高まりつつある。そのため、本地域でも、自然環境や農林水産業と連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムなどを積極的に実施し、他地域との交流促進を図っている。

⑩国土保全施設等の現状

本地域は、西彼杵、長崎両半島ともに古生層の変成岩（結晶片岩）から成り、地域の大部分が急傾斜地であることから、土石流危険渓流等危険箇所が多く、土地利用でも制約を受けている。

地域内の災害危険箇所は、急傾斜崩壊危険箇所 492 箇所（県全体の 9.6%）地すべり防止箇所 148 箇所（同 12.6%）、土石流危険渓流 319 箇所（同 11.5%）、などとなっており、所要の防災施設の整備が進められている。

⑪環境の現状

本地域は、野母崎半島県立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園に指定された豊かな自然環境に恵まれており、国指定天然記念物「七釜鍾乳洞」など多くの天然記念物も有している。また、これら自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、観光振興をはじめとする地域の活性化に必要な資源となっている。

しかしながら、大村湾においては、閉鎖性水域であることから、生活排水や工場排水などによる水質汚濁が深刻化しており、水産資源にも影響を及ぼしている。

（２）地域の課題

本地域は、炭鉱閉山などによる激しい過疎化を経験し、今なお、雇用の場の少なさなどから若年層の流出が続き、高齢化が急速に進んでいる。地域の活力を維持・発展させていくためには、産業振興による雇用の場の確保や所得水準の向上による若者の定住対策、都市部との交流人口の拡大が必要である。

本地域は、県内の二大都市である長崎市、佐世保市に隣接しているという比較的恵まれた地理的条件にあるものの、全般的には交通基盤の整備が遅れている。また、北部の西彼杵半島地区と南部の長崎半島地区に分かれていることから広域的な施策の推進に支障を来しており、地域一体となって産業や観光の振興、都市との交流を進めるためには、周辺都市部、空港や高速道路インターチェンジなどの重要交通結節点とのアクセス改善のための幹線道路の整備と共に、域内交通の円滑化、域内各地の観光地を結ぶ観光ルート構築のための半島内の交通ネットワークの充実を図ることが重要な課題となっている。また、沿岸離島と本土とを結ぶ航路の確保・維持・改善を進める必要がある。

さらに、産業の振興や地域の情報発信を進めるための重要な基盤である情報通信施設についても、民間における F T T H などのサービス提供開始が遅れており、都市部との情報格差を是正していく必要がある。

産業については、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、企業立地の推進、既存企業の育成強化を進める必要がある。

農業については、都市近郊という立地を生かすため、野菜、花き等の高品質化や団地化を図る必要がある。また、畑、樹園地のかんがい施設、農道網の整備など畑地の総合的な整備と、水田のほ場整備などの中山間地域の総合的な整備を推進しつつ、複合経営を主体に安定した農業経営を進める必要がある。

さらに、農業就業者についても減少傾向にあり、高齢化が進む中、その担い手の育成・確保対策が課題であるとともに、農業集落排水施設の整備など生活環境の整備に努める必要がある。

また、農作物や家畜に対する有害鳥獣による被害は、農家の営農意欲を低下させるだけでなく、耕作放棄地の増加など地域の活力低下にもつながることが懸念される。特にイノシシによる農作物被害は防護対策が進んでいない地域では被害が拡大している。

林業については、スギ・ヒノキの人工林は資源として利用可能な時期を迎えているが、木材価格の低迷や森林所有者の意識低下・高齢化により、依然として手入れの行き届かない森林が多く存在している。今後、森林経営計画の策定を支援し、施業の集約化を進め、計画的な搬出間伐による木材生産の拡大と、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るための適切な森林整備が必要である。

水産業は、比較的漁場に恵まれているものの、藻場の減少が深刻化しており、資源管理型漁業を推進するとともに、漁場の整備開発や藻場の再生など、漁場環境の保全資源管理栽培漁業への転換を図る必要がある。

また、漁業就業者の確保・育成が大きな課題であり、収益性の向上を図るため、協業化や複合化の促進、就労状況の整備・改善が必要である。

環境面では、閉鎖性水域で水深の浅い大村湾において、海水交換率が低いこともあり、周辺都市部の開発による富栄養化による、赤潮や貧酸素水塊の発生等により漁業生産に悪影響を及ぼしており、漁場環境の浄化保全対策が課題となっている。

商業については、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とロードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっている。

工業については、造船、製塩、火力発電などの技術力を生かした企業支援への取り組み、地場産業の育成強化や企業誘致の推進が必要である。

観光については、3つの県立公園を有する自然に恵まれた地域であり、周辺都市からの行楽の場となっているが観光客の集客はあまり進んでおらず、観光客の伸び悩み傾向を打破するため、観光客の志向の変化に対応する新たな観光資源の開発と、施設の整備やサービス機能の向上などが必要である。

また、平成28年の世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産がある外海地区と世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」の構成資産である端島炭坑（軍艦島）を望む野母崎地区では、来訪者に対する受入態勢の充実が課題である。

本地域は、県観光の中核的存在として豊富な観光資源を持つ長崎市及び佐世保市と隣接していることから、域内の観光資源の整備、再発見を進め、観光ルートを構築していくことで、これら両地域からの

観光客の誘引を進めていく必要がある。また、農林水産業とも連携しつつ、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの取り組みを進め、都市との交流による交流人口の拡大を図るとともに、都市近郊という恵まれた立地と自然を生かし、森林体験や観光農園、農産物直売所など身近な行楽地として誘客を図る必要がある。

就業については、雇用環境は改善傾向にあるものの、全国平均の有効求人倍率を下回って推移するなど依然として厳しい状況である。労働力の高齢化に伴う働き手の減少とともに、若年層の人口流出により今後労働力人口の確保が課題となっている。

水資源については、長崎市内（半島地域外の地域）への送水が可能な状況にあるものの、生活水準の向上や都市化の進展、畑地かんがいの整備などによる水需要の増加に伴い、地区によっては長期的には不足する傾向にあるため、新たな水資源の開発などによる安定給水の確立が課題となっている。

生活環境については、定住化の促進を図るため、快適で魅力ある生活環境の整備を推進する必要がある。そのため、下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図るとともに、災害や犯罪から住民の生命・財産を守る体制を確立し、安心、安全に生活できるまちづくりを図ることが必要である。

医療については、救急医療体制を引き続き確保することが必要であり、また、地域には医師数の少ない診療科目もあることから、医療機関の連携により適切な医療提供体制を構築する必要がある。

現在、県では「地域医療構想」の策定を進めているところであり、高齢化の進展に伴う医療需要の変化に対応した効率的かつ質の高い医療提供体制の構築が課題である。

高齢者福祉については、高齢化の進行や家庭での介護力の低下に伴い、生活支援や介護といった高齢者福祉に対するニーズは、高度化、多様化してきている。しかしながら、保健、医療、福祉の連携は必ずしも十分とはいえないのが実情であるため、高齢者が地域の中でいきいきと生活できるよう、高度化、多様化する福祉ニーズに対応できる体制づくりが課題となっている。

児童福祉については、少子化の進行に加え、家庭や地域での子育て力の低下が大きな問題となっていることから、保育サービスなどの子育て支援の充実や、地域全体で子育てを行う環境づくりなどが求められている。

教育文化については、学校施設の老朽対策や新しい時代の要請に応える創造的で個性豊かな児童生徒の育成に向けた対策等、教育環境の改善に向けた整備を推進していく必要がある。

また、生涯学習活動、芸術・文化活動、スポーツ活動施設の老朽化が進行するとともに、地域によっては活動の拠点となる施設が不足している状況にあるため、整備促進が求められている。

歴史的文化遺産については、調査や保存整備が進められているものがあり、後世に伝えていくために今後とも継続して保存整備を行い、有効に活用していく必要がある。また、伝統芸能、伝統行事などについては、若年層の流出などにより、後継者が不足しているため、先人から受け継いだ貴重な伝統文化が途絶える危機にさらされているものもある。そのため、保存・継承に向けた取り組みが急務となっている。

地域間交流については、都市部の住民を中心に、豊かな自然環境や農山漁村に対する関心が高まりを見せていることから、本地域の持つ豊かな地域資源を有効に活用した都市部との交流などを積極的に推進し、交流促進、地域の活性化を図っていく必要がある。

国土保全施設等の整備については、本地域は平野が少なく急峻な地形が多いことから、土砂災害・山地災害防止のための施設整備を進め、地域住民の安全確保と土地利用上の制約の解消を図る必要がある。

環境の保全については、本地域の有する豊かな自然環境を保全、継承していくとともに、水質汚濁が深刻な問題となっている大村湾については、湾に面する市町の広域的な連携により、水質の改善を図っていく必要がある。

3. 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

都市との隔絶性の緩和のための交通網の整備や情報格差の是正を進め、地場産業の振興、企業立地の推進などにより雇用の場の確保、U I J ターン希望者の受入体制の充実や効果的な情報発信による移住・定住の促進を進めるが、半島という地理的に不利な条件にある本地域においては、都市部と同様の都市化や産業の集積は困難である。したがって、地域のアイデンティティと豊かな地域資源を生かした特色ある産業の振興と交流人口の拡大を図るとともに、半島地域の自立的発展に向けた生活上の負担の軽減に取り組むことが重要である。

本地域は3つの県立公園をはじめとする豊かな自然、南蛮貿易やキリシタン文化、キリスト教に関連のある歴史文化遺産、特色ある農林水産物などの地域資源を有し、都会では忘れられがちな心豊かな「スローライフ」が営まれている。さらに、県内の二大都市である長崎市、佐世保市に隣接しているという半島地域としては比較的恵まれた地理的条件を有している。そこで、「長崎県まち・ひと・しごと総合戦略」と整合性をとりながら、これらの地域資源や都市との隣接性を最大限に活用し、都市部住民に対する憩い・癒しの提供の場として、また、体験学習や農山漁村部の温かい地域コミュニティに触れることなどを通じた人づくりの場として都市部との交流を進めるとともに、食糧供給の場として地域の基幹産業である農業・水産業の振興を図っていく。

(2) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、平成27年度からおおむね10年間の計画期間として、次の施策を重点的に実施する。

【数値目標】平成27年から平成37年までの人口減少率（社会減）3.1%未満

①交通通信施設の整備

交通施設は、地域の産業や住民生活の共通の基盤であり、地域の振興を図るうえでその整備は不可欠である。特に、地域産業や観光の振興、都市部との交流の促進を図るためには、地域高規格道路「西彼杵道路・長崎南北幹線道路」の整備、長崎市・佐世保市など周辺の都市や交通結節点へのアクセスの改善、地域内道路網の整備、海上交通の充実など交通ネットワーク強化が必要であり、そのため、幹線となる道路や港湾等の整備を総合的に進める。

また、情報通信施設については、高度情報化社会における重要な基盤であり、産業の振興、地域の情報発信など、今後ますますその重要性が高まっていくと予想されることから、積極的にF T T Hなどの民間サービスを促し、都市部との情報格差是正を図る。

②産業の振興

農業の振興を図るために、畜産と果樹や野菜等との複合経営の確立、土地改良事業を中心とした生産基盤の整備促進及び生活環境整備の促進を図る。また、都市との近接性を生かし、観光・レクリエーション施設との連携を図りながら農産物直売所などを活用し、都市近郊型の農業を目指す。

林業については、森林の持つ公益的機能の増進を図りつつ、憩いや癒しの場としての活用を進めるとともに、木材生産から加工、流通に至る低コスト化、合理化、近代化の推進、森林組合作業班等の整備を図る。

水産業については、水質の悪化が著しい大村湾については、漁場環境の浄化保全を図りつつ、藻場の造成や資源管理型漁業の推進、漁村地域加工や鮮魚のブランド化、活魚流通による高付加価値化や産地と消費地を結ぶネットワークの構築、漁港・漁場の一体的整備を推進するとともに、漁村集落内の生活環境整備に努める。

③観光振興と都市部との交流の促進

観光については、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数あることから、地域内外の各観光地との連携による新たな周遊ルートの構築や受入体制の推進が必要である。また、都市との近接性を生かしつつ、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの体験型観光の推進に努め、豊かな自然環境や農林水産物、都市部との交流人口の拡大を図る。

④移住・定住の促進

県外からの移住希望者に対し、首都圏及び県内における仕事・住まい・暮らしやすさの相談・情報発信体制を強化するとともに、移住検討段階から地域への定住まで、移住希望者の視点に立った切れ目のない一貫した移住施策を推進する。

また、国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域活性化「人財」の誘致及び任期終了後の地域定着を進めるとともに、産業の振興及び雇用の確保を図り、定住を促進する。

第2 振興計画

1. 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

交通通信施設の整備は、産業や観光の振興、地域住民の生活の向上など地域の振興を図るうえで最も重要な課題となっている。

本地域のうち、長崎半島地区は、県内第一の都市である長崎市の一部となっており、西彼杵半島地区は県内の二大都市である長崎市、佐世保市の間に位置している。この地理的優位性を生かし、地域の持続的発展を実現していくためには、空港、港湾、高速インターチェンジなどの交通結節点へのアクセスの改善や歴史文化遺産をはじめとした地域内外の観光拠点を連係させる広域観光周遊ルートの構築により都市部との交流の基盤を強化していくことが必要であり、合併前の各市町村間を結ぶ地域内交通ネットワークの拡充が不可欠である。さらに、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備及びフリーゲージトレインの JR 佐世保線への乗り入れを見据え、道路網の整備による本地域と新幹線停車駅とのアクセス向上、新幹線とバスとの連携など、新たな交通ネットワークの構築についても検討を進めることが必要である。

そのため、地域集積圏相互の連絡等に資する地域高規格道路や一般国道及び交通結節点へのアクセス強化に資する道路並びに半島を循環する道路をはじめとする地域内道路網の整備を進めるとともに、住民生活の重要な足となっている路線バスの確保・維持・改善に努める。

また、本地域は、江島・平島（西海市崎戸町）、松島（西海市大瀬戸町）、池島（長崎市外海地区）などの有人離島を有しており、離島航路が地域住民の生活線として重要な役割を果たしていることから、離島海上交通の拠点として、陸上交通網とのアクセス改善を含めた港湾整備を進め、航路の確保・維持を図るとともに、利便性向上についても検討を進める。

(2) 交通施設の整備

①道路

長崎市及び佐世保市などとのアクセス改善や広域観光周遊ルートの構築などを図るため、九州横断自動車道の4車線化、地域高規格道路「西彼杵道路・長崎南北幹線道路」、一般国道202号、206号、499号、長崎外環状線、主要地方道野母崎宿線などの県道の整備を推進する。

また、地域高規格道路の整備進捗に合わせ、当該道路と地域内の既存道路とのアクセス道路の整備を検討するとともに、地域内交通のネットワーク化を図るため、市道等については、県の代行制度も活用して、国道、県道との有機的な連携を図りつつ、整備を進める。

なお、道路の整備にあたっては、地形的な制約にも対応した「災害に強い道づくり」、交通弱者にも配慮した「人に優しい道づくり」を進めるとともに、公園区域など景勝地を通過する道路については、景観にも配慮した道づくりの推進を図る。

②港湾

瀬戸港（西海市大瀬戸町）については、漁船の安全航行対策のため、防波堤等の整備を図る。

肥前大島港（西海市大島町）については、鋼材及び建設資材を取り扱う岸壁、道路等の整備を図る。

松島港（西海市大瀬戸町）については、フェリーの発着港としての機能強化のため、防波堤、浮棧橋等の整備を図る。

③航路

江島・平島（西海市崎戸町）、松島（西海市大瀬戸町）、池島（長崎市外海地区）など、離島と本土を結ぶ生活航路については、利便性の向上と維持を図るとともに、大村湾においては、地域内外の観光施設間あるいは長崎空港とを結ぶ航路の実現についても検討を進める。

（３） 地域における公共交通の確保

地域社会の活力を維持・向上させるためには、市民の通学、通院、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動など外出機会の増加を図ることが重要である。また、一方では、豊富な観光資源を有する本地域においては、観光客などの地域へのアクセスや、地域内での周遊を支え、人口交流の拡大を推進する役割が求められている。

このようなことから、路線バスの維持、コミュニティバス、乗合タクシー等地域の生活交通の確保・維持、さらには観光やまちづくりと連携した公共交通の利便性の向上を図る。

（４） 情報通信関連施設の整備

半島地域の地理的制約を解消し、産業の振興及び生活環境の向上を図るためには、情報通信関連施設の整備を進め、都市部との情報格差を解消することが必要である。そこで、FTTH といった固定系超高速ブロードバンドが半島全域で整備されるよう、国の支援措置を活用しながら環境整備を図る。

さらに、遠隔地の病院においては情報ネットワークを活用した遠隔医療の整備を行う。

2. 産業の振興及び観光の振興

(1) 産業の振興及び観光の振興の方針

本地域においては温暖な気候を基にした農業及び恵まれた漁場による水産業をさらに発展させるためには、地理的条件などの特色を十分生かしつつ振興を図る必要がある。

農業については、新品種や省力化等によるみかん・びわ産地等の体質強化と高品質生産、畜産経営の基盤強化を推進するとともに、地域特産品や有機農産物等の認証制度の導入、マーケティング活動等によるブランド化を推進し、消費宣伝活動や量販店等への販売活動の強化、農産物直売所等の交流施設を核とした直販活動を推進する。また、認定農業者の確保・育成及び家族経営協定の締結を推進するとともに、多様な新規就農者等の確保を図るため、就業環境の整備を推進する。さらに、農道の整備など、生産基盤の充実を図り、日本一のびわとみかん産地を目指した都市近郊農業を推進する。

さらに平成 24 年度開催の「全国和牛能力共進会（肉牛の部）」で優秀な成績をおさめた「長崎和牛」の肥育牛経営において、肉質高品質維持による低コスト飼料導入や素牛導入への支援等により経営の安定化を図る。

林業については、森林整備や森林基幹道などの林業生産基盤整備を促進するとともに、水源かん養等森林の公益的機能を高めるなど、県民の森の整備と活用を促進し、農山村の活性化や安全で豊かな県土づくりを推進する。

水産業については、漁場の安定のため漁場環境の維持・向上を図るとともに、つくり育てる漁業や水産物の加工事業を展開するため、栽培漁業、資源管理型漁業、新技術導入による養殖業の推進と水産加工施設の整備を図る。また、収益性の高い漁業経営体の育成、漁協合併による経営強化、意欲ある担い手の確保を進めるとともに地域の特性を生かした水産加工品や活鮮魚のブランド化、情報発信や流通体制の強化による販路拡大を図りながら、農業・観光業とも連携したブルーツーリズム、6次産業化の推進などにより都市部との交流を推進し、美しい海を守り、水産資源の適切な管理と利用による持続可能な新世紀の水産業を目指す。

工業については、造船、製塩、火力発電などの技術力を生かした企業支援に取り組むとともに、地場産業の育成強化や企業誘致を推進する。

また、中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工会の果たす役割はますます大きくなってきており、商工会の組織強化が必要である。

観光については、近年、「見る観光」から「体験・交流型観光」へ大きく変化しており、その形態も観光ツアーなどによる集団観光から個人・小グループでの観光に比重が移っている。さらに、観光地間の競争も激化している中、高齢化と人口減少が進み、定住人口の増加が見込めない本地域においては、観光の振興による交流人口の拡大が地域活性化の重要な鍵となるが、このような環境の変化に的確に対

応し、都市部との交流を進めていくためには、多様化する観光ニーズに柔軟かつきめ細かく対応していくとともに、地域独自の資源を生かした差別化を図り、本地域でしか体験することのできない感動を提供していくことが必要である。

本地域の観光は、従来、長崎、佐世保、平戸、島原といった有名観光地の陰に隠れがちであったが、変化に富んだ海岸線や緑豊かな山々の自然、南蛮船来航やキリシタンなどに関連のある歴史文化、教会群、日本の産業を支えた多くの炭鉱遺跡など、豊かな地域資源を有している。特に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」や平成 28 年の世界遺産登録に向けて取り組んでいる「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数所在していることから、これらを最大限に活用するとともに、池島の炭鉱体験や新たな観光スポットの発掘、イベントの開催や積極的な PR、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムや地域の食材の活用などによる農林水産業との連携を進め、本地域独自の魅力を積極的に発信していくことで、他の観光地との差別化を図り、都市部との交流拡大を促進する。

また、長崎市や佐世保市など近隣の観光地との連携を強化し、本地域とこれらの地域とを結んだ広域的な観光ルートの確立を推進する。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備及びフリーゲージトレインの JR 佐世保線への乗り入れ、本地域と新幹線停車駅とのアクセス向上などを見据え、企業誘致の促進、新たな観光ルートの構築やふるさと産品の開発など、新幹線の効果を最大限発揮していけるようにするための方策についても検討を進める。

（２） 農林水産業の振興

① 農業の振興

みかん産地の再編強化を図るため、させば温州、デコポン等の高糖度系統への更新による品種構成を改善するとともに、施設化やマルチ栽培等による高品質安定生産及び販売体制の強化を進め、園内作業道やかん水・防除施設等の設置による作業の省力化と受委託等機械共同利用組織育成による低コスト化の推進、非破壊選果機の導入による有利販売と蓄積されたデータを利用した産地の再編整備を促進する。びわについては、露地びわの優良品種「なつたより」を地域ブランドとして位置づけており、改植補植事業等の支援や栽培技術指導の強化等により、高品質生産と産地拡大を進めるとともに、狭地直し等の園地改良と改植による産地若返り、園内道整備と低樹高化等による省力化を推進し、日本一のびわ産地の維持・発展を図る。

イチゴ多収性品種の普及、アスパラガスの共同選別体制強化、ミニトマトの優良品種導入と品質向上管理技術の徹底などにより、省力化、規模拡大、ブランド化を推進し、施設野菜の推進を図る。

畜産については、肉用牛の低コスト化生産による繁殖から肥育までの地域一貫生産を推進するとともに、新生産方式による養豚団地の造成によるブランド化推進、新鮮卵の直売方式による養鶏経営の安定を図り、畜産の維持発展を推進する。

農村の快適な生活空間整備と集落排水整備により、農村の環境づくりを推進するとともに、農道の建設促進、直売所・農家レストラン等を核とした交流拠点づくりやふれあい市の拡充、野菜・花き産地の

拡大などにより、都市との交流を促進し、都市近郊型農業の育成と経営の安定を図るなど、農村環境の整備と都市、農村交流の推進を図る。また、認定農業者の組織化等による担い手農家の確保・育成、兼業農家、定年帰農者、パート労働者等による地域内労働力の調整機能確立、作業環境の整備と家族経営協定推進による就業条件整備、担い手公社の効率的な運営による農業参入者の定着など、地域ぐるみの多様な担い手の確保・育成を推進する。

遊休農地の利活用による観光・体験農園の開設や、直接支払制度の効果的活用によるミカン産地の再生など、中山間地域農業の活性化を図る。畜産、耕種農家連携による堆肥供給システムを確立し、資源の有効活用を図るとともに、「新鮮」「安心」「安全」な農産物生産による環境保全型農業を推進し、持続的農業の普及を図る。

さらに、商工業と連携し、新たな農産加工品の開発など6次産業化の取り組みを支援するとともに、消費増進を図るため、農産物の対外的なプロモーションの展開やイベントなどを積極的に推進する。

②林業の振興

森林基幹道西彼杵半島線の建設を促進するとともに、県民の森の活用と水源かん養等、森林の持つ公益的機能の強化を推進する。

域内の森林については、スギ、ヒノキなどが伐採期を迎えているが、輸入木材との競争による木材価格の低迷などから国産材の需要が低迷しているところであり、県下全域において、公共建築物木材利用促進法における「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」による公共施設等の木造・木質化の推進、「長崎県地域材供給倍増協議会」において、原木窓口の一本化の推進により、製材用、輸出用、バイオマス用など、規格・品質別の販路を開拓し、有利販売につなげていくことにより、県産材の生産・流通・利用を倍増させ、地域活性化を目指す。

③水産業の振興

角力灘、五島灘海域においては、沖合の低利用漁場におけるマウンド魚礁等設置による大規模漁場の整備開発、沿岸部における藻場の回復促進と種苗放流推進などによる水産資源の適正な管理と持続的利用を進める。また、地域に隣接する新長崎漁港地区の水産加工団地との連携強化や長崎半島地区の漁村地域における水産加工業の振興を推進し、長崎、佐世保などの観光地との連携による水産品の PR、域内消費の推進、「ごんあじ」、「野母んあじ」（マアジ）などの産地ブランドの強化などによる高付加価値化と販路拡大を進めるとともに、漁協合併による経営基盤の強化を推進し、産地における流通拠点づくりと水産加工業の育成を図る。さらに、新しい高級魚種の導入による複合型養殖業への転換、パソコンによる養殖管理システムの導入等による効率的な養殖手法への改善などにより、持続的、安定的な養殖業の育成を図るなど、水産物の安定生産と産地における流通・加工拠点づくりを推進する。

閉鎖性水域である大村湾海域においては、漁場環境の悪化が深刻なことから、藻場の保全・回復、真珠やカキ等の養殖漁場における底質悪化防止、漁村における下水道等の整備を促進して水産資源にやさしい生息環境づくりを推進する。また、エビ類等の資源回復を図るため、地域栽培漁業推進基金の造成などにより資源管理体制づくりを推進するとともに、重要資源であるナマコとシャコについては、小型

個体の再放流を中心とした資源管理の実践を強化し、アオナマコ種苗の生産体制整備と商品価値の低いクロナマコの有効利用を促進する等、バランスのとれた資源利用を推進し、湾全体の資源管理と効率的な栽培漁業の展開を図る。さらに、漁協合併による経営基盤の強化や意欲ある担い手の育成を推進するとともに、都市部との交流による新しい漁村づくりを目指して、自然を生かした交流拠点の整備や直売所、地元の水産物を味わえる施設の開設を行い、個性ある漁村環境づくりや交流推進の体制整備を進め、漁協機能の強化と新しい漁村づくりに取り組む。

橘湾海域においては、藻場の回復などの漁業環境の整備を推進し、エビ類、ヒラメ、アワビ、ウニ等の資源回復のため、放流種苗の安定確保を推進するとともに、イセエビの禁漁区設定や抱卵エビの再放流等の資源管理手法の定着を促進し、栽培漁業と資源管理型漁業の推進強化を図る。

また、地域の漁獲物の付加価値向上と漁村地域の水産加工業の振興を図るため、既に商品化されている煮干し、カラスミ、塩干品等の加工品の品質向上、地域の新製品の開発とブランド化を組織的に進める。また、長崎市、諫早市等の都市に近接する有利な条件を生かして、関連業界との連携強化や産地直販施設の整備等を行い、地元の新鮮で多彩な魚介類や浜の加工品を有利に販売する体制づくりを進め、多様化する市場動向や消費ニーズを的確に捉え、クルマエビ、ハモ、トラフグ等の特色ある水産物の有利な販売を目指して、産地と消費地を結ぶ情報ネットワークや流通業界との連携による効率的な集出荷体制の整備、漁協の広域合併等による経営基盤の強化を推進し、水産資源の安定と都市に隣接する有利性を生かした販売体制の強化を図る。

(3) 商工業の振興

①商業の振興

消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とロードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっており、商工会などと連携しながら、店舗共同化、駐車場等共同施設の整備、店舗の更新などを進めるとともに、商店主の経営意識の向上、消費者ニーズの変化に的確に対応した魅力ある商店・商店街づくりを進める。

また、飲食店活性化のため、西海市内で収穫された海山の幸を井として提供する「さいかい井フェア」を食の観光振興として推進するほか、地域の素材を活かした土産商品の開発及び製造品の知名度向上による販路拡大を図るため、情報発信体制の整備等支援に努める。

②製造業の振興

多様な企業の誘致推進により産業構造の転換を促進するとともに、各市と企業との連絡調整、情報の交換等を推進するほか、用地の活用・確保、地域産業との連携を推進する。

また、潮流・造船技術等、多様な地域資源を活かした中小規模の潮流発電システムの開発等を通じて、エネルギー地産地消モデルの構築を目指す。

さらに、特色ある農林水産物などの地域資源を生かし、観光業とも連携した新たなふるさと商品の発掘と育成を図る。

③創業・起業の促進

(公財)長崎県産業振興財団と連携して創業・起業支援を実施するほか、産業競争力強化法に基づく市を中心とする創業支援の枠組みを活用し、市や商工団体・金融機関などの支援機関と連携した取組を強化し、創業者の増加や育成を図る。

(4) 観光の振興

西彼杵半島地区においては、長崎市、佐世保市の中に位置するという優位性を生かし、七ツ釜鍾乳洞、西海岸の夕陽と道の駅「夕陽が丘そとめ」、世界文化遺産への登録を目指している教会群、外海地区のキリシタン文化、遠藤周作文学館など、地域の自然や歴史文化を活用した集客を進めるとともに、道の駅「さいかい」みかんドーム、伊佐ノ浦公園、県民の森、西海橋周辺地区などを核として、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムなどの体験型観光や農産物直売所の整備などによる交流人口の拡大を推進する。

長崎半島地区においては、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である端島炭坑(軍艦島)を望む立地を活かし、軍艦島資料館や軍艦島上陸や周辺を遊覧するクルーズ船をはじめ、近隣の温浴宿泊施設や観光施設などとの連携を図り、西彼杵炭田に関する産業遺産を一体のものとして活用した滞在型観光地のまちづくりを目指す。

また、着地型観光商品開発には、地域住民の協力が不可欠であり、市民参加による観光ガイドやボランティアや体験型インストラクター等の人材育成及びネットワーク化を推進するとともに、旧長崎オランダ村(おもてなしステーション)を情報発信拠点とした効果的なPRの取り組みや観光関連事業者と連携しながら観光客の意向に応じたきめ細やかな観光受入体制の充実を図る。

3. 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

本地域の豊富な農林水産資源、地震が少ないこと、人材が豊富であること。アジアとの歴史的・地理的近接性などの強みを活かした産業の振興が大きく期待される。良質な雇用機会の創出、就業に向けて、地場企業などに対する情報提供、労働力需給の円滑な結合の促進、職業能力開発の推進及び労働局、市町、経済団体等の連携を深め、効果的な就業促進を図る。

(2) 就業促進対策

事業所の設置・整備に伴い、地域の求職者を雇用する事業主に対し、国の地域雇用開発助成金制度をはじめ、県の地場企業工場等立地促進補助金などの雇用開発のための各種支援措置の積極的な活用を促し、雇用機会の創出を図る。

若者の就職支援について、若年者が就職して3年未満で離職する割合が高いことを踏まえ、フレッシュワークにおける各種セミナーの実施や高校・大学のインターンシップを積極的に推進し、早い時期か

らの職業意識の形成・啓発を促進する。新規学卒者に対しては、県内就職を促進するため、合同企業面談会を開催し、早期就職内定を支援する。

また、地域の労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供を行うため、ホームページ「総合就業支援サイト」による県内企業の求人情報やU I J ターン希望者の求職者情報を提供し、県内企業への就職及び企業の人材確保を支援する。

地場企業や誘致企業のニーズに応じた産業人材を育成・供給していくため、県立高等技術専門校において職業訓練を行うとともに、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた人材育成を推進する。

4. 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

本地域の水資源については、現在は長崎市（半島地域外）への送水を行っている状況にあるものの、生活水準の向上や都市化の進展、畑地かんがいの整備などにより増加する水需要を考慮した場合、地区によっては長期的には不足の傾向にある。そのため、ダム建設などによる新たな水源開発を視野に入れながら、長期的な水資源の賦存量等を適正に見極めるとともに、地域の実情に応じた対策を推進する。

(2) 水資源確保対策

地下水等による農業用水源や水道水源の確保、水源かん養林等の整備による機能強化及びダム周辺整備等を実施することにより水源の保全を図りながら、水資源の確保に努める。

(3) 水資源の利用

雨水利用、雨水浸透施設及び再生水を利用する施設の設置を促進するとともに、河川表流水や地下水などの有効利用を図る。また、広域的な水資源の利用について、関係機関の連携による検討を進める。さらに、地域住民に対し、節水意識の高揚を図っていく。

5. 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備は、定住化の促進を図るうえで重要なものである。そのため、下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図るとともに、住民のニーズを的確に把握した住宅の供給などを推進し、魅力ある生活環境の整備を図る。また、各種災害から住民の生命、財産を守るため、消防・防災体制の整備充実を促進するとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、安心、安全な生活ができるよう地域の安全対策の強化を図る。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

快適で衛生的な生活環境の整備のみならず、自然環境への負担軽減を図るため、公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、浄化槽設置事業、し尿処理施設整備事業などにより、地域の実情に応じた計画的な汚水処理施設の整備し、公共用水域の保全を図る。

また、ごみ処理については、各地域において現有施設の改良、閉鎖施設の解体を推進する。さらに、廃棄物の適正処理、ごみの減量化、リサイクルを推進し、地域住民、事業者、行政等が連携・協力し、低炭素・循環型社会の形成に努める。

(3) 公園等の整備の推進

県民の森については、森林アメニティ機能の強化などにより、整備、活用を促進する。

また、老朽化した公園施設等の計画的な改修を行うとともに、森林公園や河川公園等については、本地域の持つ豊かな自然環境などの活用により、地域住民の交流の場及び子どもたちの安全な遊び場のみならず、観光拠点としても利用できる公園、緑地などの整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行うなど適正な管理に努める。また、環境美化や環境保全に対する意識の高揚を図り、地域住民との協働により、豊かな自然とふれあえる人にやさしい生活環境づくりを図る。

(4) 住宅関連対策

移住・定住を促進するため、本地域の持つ豊かな自然環境や田園風景を生かした良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、空き家を活用し、空き家の改修や空き家バンクへの登録を図り、住宅・宅地の供給にあたっては、住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅の他に所得制限のない中堅所得層世帯向けや若者向けの単独住宅を供給し、本地域外からの移住を促進するなどの住宅政策を推進する。また、高齢化社会の進行に対応するため、高齢者向け住宅を供給するなど地域住民が安心して生活を営むことができるよう快適な住環境の整備に取り組む。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化が進行し、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、生活サービス機能を集約する「小さな拠点づくり」に加え、集落への移動手段確保や買物支援等の生活上の負担の軽減を行う取組を推進する。

(6) その他の整備

地域住民の安心、安全な生活を確保するため、住民と密接な行動を行っている交番・駐在所が地域の

拠点として機能できるよう、必要に応じて施設の整備を行い、機動力の強化などを行うとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、生活環境の安全性向上に向けた取り組みを推進する。

6. 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、限られた医療資源の中で最善の医療を効率的に提供するため、地域のかかりつけ医と病院との連携、初期から三次までの救急医療体制の役割分担とともに、回復期リハビリ、在宅医療との連携強化が重要である。また、地域間の医師偏在解消のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置の促進などが必要である。

(2) 医療の確保を図るための対策

医師確保については、平成16年4月に長崎県が設置した「離島・へき地医療支援センター」を中心に離島・へき地の公立診療所の確保を支援する。合わせてへき地医療拠点病院と離島・へき地の診療所の整備・運営を支援するとともに、ICTを積極的に活用し、医療資源の有効活用を図る。

救急医療の確保のため、ドクターヘリの有効かつ効果的な運航を行うとともに、県防災ヘリ、海上自衛隊ヘリとの連携を図り、救命率の向上に努める。

「地域医療構想」について、今後、「地域医療構想調整会議」で議論・調整のうえ、地域で適切な病床の機能の分化及び連携の推進と在宅医療の充実を図る。

7. 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高度化、多様化する高齢者福祉へのニーズに対応するとともに、高齢者が尊厳を保持し自立生活の支援を受けながら、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう在宅福祉の充実を図り、いくつになっても安心して暮らすことができるよう「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を図る。

少子化に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援法等に基づいた取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努める。

高齢者のおかれている環境やニーズに応じた生活支援サービスを実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の経済的負担の軽減や地域で安心して暮らせる住まいの支援に努める。

また、介護予防の知識の普及啓発を図り、介護予防事業により、介護予防を推進するとともに、支援を必要とする高齢者が安心して介護サービスが受けられるよう適切な情報や介護サービスの提供に努める。

さらに、今後増加が見込まれる認知症の人やその家族を支援するとともに、虐待の防止、権利擁護など地域の高齢者の様々な生活上の相談に応じ、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実を図る。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

子ども・子育て支援法等により県及び市町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育、保育の量的拡大・確保及び質的改善、さらには、地域の子ども・子育て支援の一層の充実を図り、すべての子ども・子育て家庭において、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境づくりを目指す。

子育てと仕事の両立を支援するため、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターを中心とした子育てに関する相談対応や情報提供など、地域の子ども・子育てを支援する。

また、児童手当の支給や医療費助成など、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むとともに、ひとり親家庭等への自立に向けた支援に取り組む。

8. 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

学校教育については、施設の計画的な整備により教育環境の改善を図るとともに、子どもたちの個性や地域の特性を生かした特色ある教育活動などを推進し、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、余暇時間の増加や、価値観の変化などにより多様化、高度化する学習ニーズに対応できる環境づくりに取り組むとともに、スポーツや地域文化の振興を図る。

特に、地域や保護者との連携を図り、教育に対する理解を深め、教員が子どもと向き合う時間を多く確保するため、組織運営体制や指導体制の確立に努めるとともに、全国学力・学習状況等の調査結果をふまえた具体的な指導方法の成果と課題について検証を行う。

また、豊かな人間性を育む学校教育を推進するため、その基盤となる温かな人間関係を育む心の教育の充実を図る。特に、愛と信頼を基盤としたいじめのない思いやりの心あふれる学校・学級づくりを通して「人間文化の創造」に積極的に取り組む。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

小学校・中学校・高校を通して、学校、家庭、地域の連携のもと、豊かな自然環境や多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、これからの変化の激しい社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、社会教育にあつては自治公民館役員・公立公民館職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する市民の育成を目指すとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市民の主体的な生涯学習活動やさまざまな団体との連絡調整などの拠点となる公民館活動の活性化を促進し、地域の特色を活かした講座や情報教育講座など、各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めていく。

さらに、図書ボランティアの養成講座を実施し、ボランティア人口の増加を図る一方、自らの学習の成果、経験、知識及び特技などを学校や地域の活動に活かしてみたいという人材を募集及び登録して、生涯学習をはじめ地域振興に関する事業を支援していく。

(3) 教育・文化施設等の整備

学校施設については、老朽化した施設の改修や、教育内容の多様化に対応した施設整備などを計画的に推進し、教育環境の改善を図る。また、児童生徒数の減少に対応するため、学校の適正配置について検討を行うとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進める。

教育活動については、学校、家庭、地域の連携強化に努めるとともに、豊かな自然環境や、多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、また、変化の激しいこれからの社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の拠点となる図書館などの整備を促進するとともに、生涯学習推進本部及び生涯学習推進会議などの推進体制の整備、機能強化を図る。

スポーツの振興に関しては、地域住民が年齢や適性に応じたスポーツ活動が行えるよう、体育館などの施設の充実を図るとともに、各種団体の育成と組織強化に努める。また、本地域の海の特性を生かした海洋スポーツの振興により地域の活性化を図る。

文化施設の整備にあつては、地域住民の芸術・文化活動や創造活動に応えられるよう整備を促進していく。

生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設などの整備については、既存施設の有効活用を図るとともに、広域的な利活用にも配慮した整備を進めていく必要がある。

(4) 地域文化の振興

地域の歴史や文化に対する住民意識の高揚を図るため、地域住民が多彩な歴史文化に触れる機会の充実に努める。また、南蛮船来航やキリシタン文化、世界遺産の登録を目指す「長崎の教会群とキリスト

教関連遺産」の構成資産をはじめとした多彩な歴史を今に伝える貴重な歴史文化遺産などについては保存整備を進め、人々の心のよりどころや地域に対する誇り、愛着を育むとともに、観光への活用など地域振興にもつなげていく。

各地に残る伝統芸能、伝統行事などについては、保存・継承及び活用を図るため、後継者の育成を図るとともに、発表機会の充実に努める。また、新たな地域文化の創造に努める。

さらに、地域住民による芸術・文化活動を支援するため、創造の場及び活動の成果を発表できる場の提供に努めるとともに、芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努める。

9. 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域の活性化を図るため、本地域の有する豊かな自然環境や特色ある歴史・文化・伝統、優れた農林水産物等の地域資源と現有の都市型観光との融合による新たな周遊型観光メニューの創出や官民の枠を超えた連携体制の拡充、ソーシャルメディア等を活用した効果的な情報発信手段の確立などにより地域間交流を促進する。

(2) 地域間交流の促進のための方策

自然環境の保全、世界遺産構成資産の保存、地域文化の継承など、本地域が持つ豊かな地域資源の保存と一層の磨き上げを図りつつ、農林水産業などと連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムなど、地域資源を活用し、都市住民のニーズに対応した多彩な体験メニューの開発や内容の充実に努めるとともに、インターネットなどの活用により魅力ある地域の情報を積極的に発信することで、地域振興の原動力として都市部との交流の促進と交流人口の拡大を推進する。

また、隣接する佐世保市や長崎市中心部などの都市部との社会的、経済的な交流を促進し、地域の活性化につなげる。さらに、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指していることから、長崎市中心部と外海地区との地域間交流を促進する。

なお、近年増加傾向にある「体験型修学旅行」の受入体制の強化を図り、地域間における関係団体の連携を深め、旅行需要にきめ細かく対応する。

10. 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

地域の大部分が急傾斜地で、土石流危険渓流等も多く、地質的、地形的に災害を受けやすい条件にある本地域の振興を図るうえでの基礎的な条件として、災害防除対策を講じることが地域の重要な課題となっている。そのため、計画的な治水対策、土砂災害対策等による安全な地域づくりを推進する。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

土砂災害防止対策として、砂防堰堤、治山ダム、急傾斜地崩壊防止施設などの整備を進めるとともに、一部の地すべり地域においては、地すべり防止施設の整備を推進する。

また、治水対策として治水ダム、河川の整備を促進するとともに、高潮等の対策として、海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 防災体制の強化

地域の防災体制の強化を図るため、常備消防・消防団・自主防災組織等の組織力強化、組織間の連携強化を図るとともに、消防機関同士の相互応援協定の円滑な運用など、広域的な消防防災体制の強化を図る。また、今後の人口動向や地理的・地形的条件を勘案しながら、地域防災力の強化に努め、自主防災組織等の育成を図りながら、その機能が十分に発揮できるような体制を整えるとともに、防災行政無線及び消防車両などの消防・防災施設や機械の計画的な整備を進める。

また、地域住民が一堂に会して、地域の地図を使用し、危険箇所や避難所などを確認しながら作成する「地域防災マップづくり」を推進し、情報を共有することにより、地域コミュニティを基盤とした防災力の向上を図るとともに、地域住民への情報伝達手段である防災行政無線の整備と併せて防災情報メールやテレホンサービス、テレビのデータ放送などの多様な伝達手段の周知を図る。

1.1. その他半島振興に必要な事項

野母崎半島県立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園などに指定された豊かな自然環境は、地域住民の生活や地域の活性化に欠くことのできない大切な資源であることから、その保全に努める。

そのため、「長崎県環境基本計画」との整合を図りながら、自然環境の適正な保全に努めるとともに、環境への負担を軽減するため、循環型社会の形成、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり、新エネルギーの導入などを促進する。また、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、公害の防止に努め、自然と地域住民が共生する快適な環境整備を推進する。

さらに、水質汚濁が進む大村湾については、「大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、海、山、川を一体としてとらえた総合的な環境保全などを推進し、環境の改善を図る。

宇土天草地域半島振興計画

平成27年12月

熊 本 県

平成27年12月 全部変更

目 次

第1 基本方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	1
(1) 地域の実情	1
ア 人口	
イ 交通通信	
ウ 産業	
エ 観光	
オ 就業	
カ 水資源	
キ 都市・生活環境	
ク 医療・福祉	
ケ 教育・文化	
コ 防災	
サ 周辺地域との関連	
(2) 地域の課題	4
3 振興の基本的方向及び重点とする施策	5
(1) 基本的方向	5
(2) 重点施策	5

第2 振興計画

安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり

1 交通通信の確保	6
(1) 交通通信の確保の方針	6
(2) 交通施設の整備	6
ア 道路交通網の整備	
イ 海上交通網の整備	
ウ 地域空港ネットワークの形成	
(3) 地域における公共交通の確保	7
(4) 情報通信関連施設の整備	7
2 都市・生活環境の整備	7
(1) 都市・生活環境の整備の方針	7
(2) 水道施設、生活排水処理施設等の整備	8
ア 水道施設等の整備	
イ 生活排水処理施設の整備	
ウ 廃棄物処理施設の整備	
(3) 住宅関連対策	8
(4) 都市基盤の整備	8
(5) 生活サービスの持続的な提供	9
(6) 地域安全対策の推進	9
3 水資源の開発利用	9
(1) 水資源の開発及び利用の方針	9
(2) 水資源の確保対策	9
(3) 水資源の利用	9
4 自然環境の保全	9
(1) 自然環境保全の方針	9
(2) 自然環境保全のための方策	9
地域資源を活かした産業の振興	
1 産業の振興	10
(1) 産業の振興の方針	10
(2) 農業の振興	11
ア 立地を活かした多彩な農業生産の展開	
イ 農業生産基盤の整備	

ウ 多様な農業担い手の確保と育成	
(3) 林業の振興	1 1
ア 生産基盤の整備	
イ 森林の適正な整備	
ウ 林業担い手育成確保対策の推進	
エ 効率的な生産体制と需要に応じた流通体制の整備	
オ 特用林産物の振興	
(4) 水産業の振興	1 2
ア 資源管理型漁業の推進	
イ 養殖業の振興	
ウ 流通・加工対策の強化	
エ 漁場環境の整備	
オ 漁港の整備	
(5) 商業の振興	1 2
ア 魅力ある商店街づくり	
イ 支援機能の充実、人材の育成	
(6) 工業の振興	1 2
ア 地域の特性、資源を活かした工業の振興	
2 観光の開発	1 3
(1) 観光の開発の方針	1 3
(2) 観光の振興	1 3
ア 体験型観光の推進	
イ テーマ性のある観光ルートの開発	
ウ 特色ある観光ルートづくり	
エ 地産地消を活かした「食」の開発と観光朝市の育成	
オ アジアを中心とした海外からの観光客誘致の促進	
カ 高速交通網を活用した観光客誘致の促進	
キ 地域イベントの開発	
(3) 広域観光ルートの開発	1 4
(4) 地域産業との連携	1 4
3 就業の促進	1 4
(1) 就業の促進の方針	1 4
(2) 就業の促進対策	1 4
4 地域間交流の促進	1 4
(1) 地域間交流の促進の方針	1 4
(2) 地域間交流の促進のための方策	1 4
安心して暮らせる地域社会の形成	
1 医療の確保	1 4
(1) 医療の確保の方針	1 4
(2) 医療の確保を図るための対策	1 5
2 高齢者の保健・福祉その他の保健・福祉の増進	1 5
(1) 高齢者の保健・福祉その他の保健・福祉増進の方針	1 5
(2) 高齢者の保健・福祉の増進を図るための対策	1 5
(3) 母子保健、児童福祉その他の保健・福祉の増進を図るための対策	1 5
3 教育及び文化の振興	1 5
(1) 教育及び文化の振興の方針	1 5
(2) 地域振興に資する多様な人材の育成	1 5
(3) 教育・文化施設等の整備	1 6
ア 学校教育施設の整備	
イ 社会教育及び文化施設の整備	
(4) 地域文化の振興	1 6
4 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	1 6
(1) 災害防除の方針	1 6
(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	1 6
(3) 防災体制の強化	1 7

第1 基本方針

1 地域の概況

本地域は、熊本県の南西部に位置し、宇土市・宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域）からなる宇土半島部と上天草市・天草市（旧御所浦町を除く区域）・苓北町からなる天草島しょ部で構成（4市1町）されており、宇土半島部と天草島しょ部が天草五橋によって結ばれた極めて特殊な立地条件下にある地域である。

面積は、1,007 km²（平成22年）で県土面積の13.6%を占め、人口は、179,699人（平成22年）で県人口の9.9%を占めている。

地勢としては、宇土半島部は、中央を宇土山系が東西に連なり、北岸は傾斜が急であるが南岸は比較的傾斜が緩やかな丘陵地帯となっており、平地は宇土市を除いて少ない。天草島しょ部は、大矢野島、天草上島、天草下島等大小約120の島々からなり、標高400m～600mの山麓が連なり平坦地が少ない。河川は延長が短く保水力に乏しいため、水不足の要因となっている。また、東と南に八代海、北に有明海、西に東シナ海と四方を海に囲まれており、全市町に渡って海岸風景が広がっている。

気候は、西海型気候区に属し温暖多雨である。全体的に沿岸部では対馬暖流の影響を受け温暖であり、冬は暖かく夏は比較的涼しいという海洋性気候である。

また、歴史・文化的には、キリシタン文化をはじめ外国文化の影響を受けた文化圏を有している。現在でも、それに関連した史跡や資料など多数の歴史遺産が継承されており、地域の重要な観光資源となっている。

宇土天草地域の構成市町

市町村名	人口（人）	面積（km ² ）
宇土市	37,727	74.20
上天草市	29,902	126.15
旧大矢野町	15,041	37.95
旧松島町	7,848	51.20
旧姫戸町	2,777	19.34
旧龍ヶ岳町	4,236	17.49
宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域）	17,854	77.13
旧三角町	8,589	48.30
旧不知火町	9,265	28.83
天草市（旧御所浦町を除く区域）	85,902	662.68
旧本渡市	38,834	144.82
旧牛深市	14,669	89.76
旧有明町	5,510	59.63
旧倉岳町	3,085	25.59
旧栖本町	2,489	32.87
旧新和町	3,387	55.20
旧五和町	9,137	50.05
旧天草町	3,572	85.46
旧河浦町	5,219	119.30
苓北町	8,314	67.08
合計	179,699	1,007.24

国勢調査（平成22年）

2 現状及び課題

（1）地域の実情

ア 人口

本地域の人口は、天草五橋開通前年の昭和40年の時点で255,284人であったのに対し、平成22年には179,699人と45年間で75,585人（29.6%）の減少をみている。平成12年から平成22年の10年間の減少率も10.6%と、県全体（2.3%）を大きく上回っており、人口減少が著しく進んでいる。

年齢別人口比率は、平成22年で、年少人口（0～14歳）が全体の12.9%、生産年齢人口（15～64歳）が55.6%、老年人口（65歳以上）が31.3%となっている。老年人口は、県全体（25.6%）を大

きく上回っており、高齢化が進行している地域である。
また、4市1町のうち3市が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けている。

イ 交通通信 (交通)

本地域は、幹線道路(天草五橋幅員7.5m)一本で地域住民約18万人の生活を支えているという極めて特殊な立地条件にある。また、天草島しょ部には鉄道がないため、生活圏の重要な足である自動車の交通量は橋梁部に集中する傾向にある。

さらに、九州縦貫自動車道(松橋IC)から最も遠い日牛深市(天草市)までは、114kmの距離にあり所要時間は2.5時間を要し、阿蘇くまもと空港や九州縦貫自動車道の高速度交通体系の利便性の低い地域ではあるが、本地域における高速度交通手段の確保及び地域振興策の核として平成12年3月に通勤用空港として天草空港が開港した。

海上交通については、港湾施設の整備を年々行ってきたところであるが、近年求められている海上輸送の大型化や輸送時間の短縮化に対応できる整備水準には至っていない。

(情報通信)

超高速ブロードバンドの情報通信基盤の整備について、1町では公設により全域でサービスが提供されており、また4市では主に民間事業者によりサービス提供エリアの拡大が行われている。しかしながら、平成26年3月末時点で整備率は81%と県内平均(92%)を下回っており、現在でもサービス未提供地域が点在する。

また、携帯電話等の移動系通信基盤については、2市1町では全域で利用可能であるが、2市の一部の地域(5地区)では利用できない状況にある。

ウ 産業

本地域の産業別就業構造の構成は、平成22年で第一次産業が14.6%、第二次産業が20.1%、第三次産業が65.3%であり、第一次産業の占める割合が県全体(10.5%)より高い。

また、本地域の一人あたりの所得は、平成22年で2,113千円と県全体(2,441千円)の86.6%であり、特に天草島しょ部では2,009千円(県全体の82.3%)と水準が低い。

(農業)

本地域では、温暖な気候を生かして農業生産が行われているが、耕地は宇土市等の一部に平坦地があるものの、傾斜地が多く、農業用水の確保が困難など厳しい条件下にある。

宇土半島部は、県内有数の柑橘地帯であり、平地部は、集約的な施設型農業への再編成が図られている。

天草島しょ部は、良質な早期米が栽培され産地化が図られている。また、畜産、野菜のほか花き等も栽培され多彩な農業が営まれているが、地形条件に恵まれず、経営規模も零細で農地や農業用水などの生産基盤の整備が遅れている。

また、農業労働力では、担い手の減少とともに、高齢化が急速に進行している状況にある。

(林業)

本地域の森林は、総面積の60%を占めているが、降雨量が比較的少なく、乾性及び弱乾性の褐色森林土が広く分布し、谷密度が高いなど土地条件には恵まれていない。また、他地域より人工林率が低く、路網等の生産基盤整備が遅れている中、間伐等が遅れている森林が多数存在する。

木材の生産を含め、水源かん養や半島地域特有の優れた自然景観を構成するなどの本地域の森林が持つ多面的機能の維持増進を図るため、適正な森林整備が必要である。

(水産業)

本地域の水産業は、有明海、八代海、天草灘等の豊かな漁場に恵まれ、天草島しょ部の基幹産業であるとともに、平成25年の漁業センサスによると県全体に占める就業者数の割合も61.3%と、県水産業の中心地域である。

特に、海面養殖は地形条件等に恵まれており、マダイ、ブリ、クルマエビ、真珠、ノリ等の養殖が盛んで全国有数の養殖産地となっている。

しかしながら、近年は水産資源の減少、魚価の低迷、赤潮による養殖業への被害の発生、漁業就業者の減少など水産業を取り巻く環境は厳しくなっている。

(商工業)

商業について、宇土半島部においては宇土市を中心に商圈が形成されているが、広域型商圈であ

る熊本市と、大型商業施設が立地している嘉島町などへの購買の流出が見られる。天草島しょ部では、一部、熊本市への購買の流出が見られるが、全体としては、旧日本渡市（天草市）を中心に独立した商圈を形成している。

現況は、平成 24 年の経済センサスによると、商店数 3,354 店、従業者数 16,401 人、年間販売額は 2,637 億円であり、一店舗あたり販売額は 7,862 万円（県全体の 50.7%）、従業者一人あたりの販売額は 1,608 万円（県全体の 69.1%）と、ともに県全体を下回っている。また、商店数及び年間販売額等は、全体的に減少しており、各市町の商店街を含め商業活動は停滞傾向にある。

工業について、宇土半島部においては、輸送用機器や電気機器等、天草島しょ部においては、繊維や窯業等を主要産業として発展してきた。

現況は、平成 25 年の工業統計調査によると、事業者数 367（対県シェア 16.9%）、従業者数 10,777 人（同 11.7%）、製造品出荷額 2,107 億円（同 9.8%）であり、一事業所あたり製造品出荷額は 5 億 7423 万円と、県全体の 9 億 8607 万円を大きく下回っている。また、業種的には、食料品製造関連が事業所数全体の 34.6%を占め、同地域の産業の中心となっている。

また、企業誘致については、これまで食品製造業や半導体関連製造業、輸送機器製造業等の立地が見られ、国の経済対策の効果もあり、近年は順調に推移している。一方で、生産拠点の海外移転や企業誘致を巡る国際間競争の激化などの課題もある。

エ 観光

本地域は、熊本県・長崎県両県にまたがる雲仙天草国立公園に指定されており、その風光明媚な海岸線やキリシタン文化に代表される南蛮文化、国の伝統的工芸品の指定を受けた陶磁器、新鮮な海の幸等多くの観光資源に恵まれ、県を代表する観光地のひとつとなっている。

また、美しい海と温暖な観光を活かし、海洋性スポーツやレジャーも年間を通して楽しむことができるとともに、天草エアラインの就航等により交通アクセスも向上し、九州各地からのアクセスにかかる時間的な制約も小さくなりつつある。

そのような中、「熊本県観光統計表」によると、本地域における最近 10 年間の宿泊客数は減少傾向にあるものの、観光客数はやや増加傾向にある。

世界文化遺産登録や国際スポーツ大会等大型イベントの波及効果等も視野に入れ、「ようこそくまもと観光立県推進計画」に基づき、「『選ばれる熊本』観光キャンペーン」の展開や外国人観光客の誘致など本地域の観光振興に取り組んでいる。

オ 就業

少子高齢化の進展により生産年齢人口は減少を続けており、平成 22 年の国勢調査では、人口全体に占める割合は 55.6%と県全体（60.5%）より低く、地域経済を支える労働力の確保が課題である。

また、平成 27 年 3 月の新規高卒者の県外就職率について、本県は 39.1%と全国 6 番目に高い数値であるが、本地域は 50.8%とさらに高い水準になっており、若年層の地域外への流出により地域経済に与える影響が懸念される。

さらに、有効求人倍率については、平成 27 年 4 月時点で、県全体が 1.09 のところ、本地域においては、宇城地域（旧三角町及び旧不知火町を含む宇城市の他、宇土市、下益城郡及び熊本市の一部を含む）で 1.05、天草地域（天草市、上天草市及び苓北町）では 0.70 と県内で最も低い値となっている。企業数が少ない本地域については、雇用の受け皿不足を解消するための雇用の創出が課題である。

カ 水資源

本地域は、平地が少なく河川の規模も小さく地下水にも恵まれていないことから、安定的な水源の確保が求められてきた。

本地域には、飲料水及びかんがい用のダムとして 15 基のダム（県：完成 10 基、市町：完成 5 基）が建設されており、利水容量は約 9,100 千 m^3 である。

また、宇土市及び上天草市、旧倉岳町（天草市）の 3 市の上水道が、他地域から送水を受けており、送水量は日量約 10,950 m^3 となっている。

水源かん養のための森林整備や限りある水の有効・循環利用を進めるとともに、湯水や災害等の危機対策に取り組んでいる。

キ 都市・生活環境

（都市構想）

半島地域における貴重な平地部には、地域の拠点となる市街地を含む都市が形成されているが、都市基盤整備の立ち遅れ等により、人口が県央都市圏に流出し、人口減少・高齢化、地域活力の低下が進行している状況にある。

また、天草市、宇土市、宇城市において都市計画区域が指定されており、地域の中心となる市街地の都市基盤の整備が求められている。

(生活環境)

半島及び島しょ部の特徴として地下水が乏しいため、水源を表流水等に求めざるを得ない状況である。一部の地域では、水道用水供給事業により安定的な水道水の確保が実現しているが、それ以外の地域では、渇水期の水不足や降雨時の濁り等、水量・水質の両面において不安定であり、安全で安定的な飲用水を確保するためには、水道の整備を促進する必要がある

また、本地域の汚水処理人口普及率は66.9%（平成25年）であり、県全体の83.7%に比べて大きく下回っている。このため、地域の生活環境の改善に加え、公共用水域の水質を保全するためにも、生活排水処理対策事業の更なる推進を図る必要がある。

ク 医療・福祉

(医療)

本地域は、対人口比医師数が県平均より低い水準にあり、また、医療施設及び医師の地域的偏在や、特定の診療科目（小児科、産婦人科等）の不足が見られる。特に、天草島しょ部については、地理的な制約から、他の医療圏と医療提供体制を相互補完することが困難な状況にある。

(高齢者福祉)

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、宇土市及び宇城市では後期高齢者（75歳以上の高齢者）が2014年と比較して15%以上増加するのに対し、天草島しょ部ではほぼ横ばいと見込まれている。また、高齢化率については、宇土市を除いて県全体を上回る状況にあり、今後更なる高齢化に伴い、自宅での療養が困難な高齢者が増加する可能性がある。

(児童福祉・障がい者福祉)

本地域は、平成22年の国勢調査では、人口全体に占める年少人口の割合が12.9%と県全体(13.8%)より低く、少子化が進んでいる地域である。また、核家族化・地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も増加し、加えて、女性就業率の上昇や共働き世帯の増加に伴い保育ニーズも増大している。

障がい者福祉については、地域における障害福祉サービスの提供体制が十分ではない状況にある。

ケ 教育・文化

教育については、年少人口の減少と市街地周辺への人口集中に伴う学校規模の格差が大きい。

また、本地域は、歴史・文化的には、キリシタン文化をはじめ外国文化の影響を受けた文化圏を有している。現在でも、それに関連した史跡や資料など多数の歴史遺産が残っている。

その他にも伝統芸能、歴史的景観、食文化など特色ある地域の文化資源が存在するが、近年は過疎化、少子高齢化、住民意識等の変化により継承が危ぶまれ、地域の活力の衰退が懸念されている。

コ 防災

本地域における自主防災組織率は、平成26年4月現在、全国平均80%、県全体70.8%に対し、宇土市91.0%、宇城市60.6%、上天草市85.2%、天草市84.1%、苓北町65.7%となっており、一部平均を下回っており、地域防災リーダー養成講座の開催や自主防災組織への補助制度など、組織率向上に向けて取組みを進めている。

サ 周辺地域との関連

宇土半島部は、国道3号及び57号、JR鹿児島本線及び三角線の分岐点にあたる交通の要所であるとともに、半島島しょ部と県内の主要地域を結ぶ重要な地域である。生活圏としては、地理的に熊本市に近く、熊本市を中心とした熊本中央生活圏に属している。そのため、熊本市内への通勤・通学者も多く、特に宇土市ではベッドタウン化が進んでいる。

天草島しょ部は、旧本渡市（天草市）や旧牛深市（天草市）等を中心に独自の生活圏を有しており、地理的に長崎県、鹿児島県に近いこともあって、古来から文化、経済的に交流が盛んである。また、このような地理的条件と豊富な観光資源を有していることなどから、熊本県内の観光や海洋レジャー基地としてだけでなく、九州横断観光ルート（大分 熊本 天草 長崎）九州西海岸ルート（鹿児島 天草 長崎）の拠点としての重要な役割を持っている。さらに、天草地域は、質、量ともに世界有数といわれる陶石を有しており、有田焼など高級磁器原料の供給基地となっている。

(2) 地域の課題

本地域は、社会経済情勢の変化や前述のような立地条件の制約などから、地域開発は大きく遅れ、恒常的な人口の減少、高齢化の進行、地域経済の停滞、所得格差の拡大等多くの課題を抱えている。

産業においては、地域の基幹産業である農林水産業を取り巻く環境は厳しいものがあり、特に高齢化の進行に伴う担い手の育成・確保、農業土地基盤の整備など課題は多い。その他、地場産業については、零細企業が多く新製品の開発・育成、技術の高度化、人材の育成が課題となっている。

観光については、多様化する観光ニーズに対応しながら、ツーリズムや健康志向等の視点も加え、地域の「宝」(特性)に更なる磨きをかけるとともに、歴史・文化や天草陶石、陶磁器、新鮮な海の幸などの素材の活用とテーマ性をもった観光ルートの開発や、長崎県等との連携による国内外への積極的な情報発信を行っていく必要がある。

都市・生活環境については、生活様式が都市化するなかで、若者層の定住促進を図るためには、地域経済の発展に寄与するとともに生活する上での利便性を向上させる生活排水や、都市生活を送るうえでこころのゆとりを与える公園、文化施設など生活環境のさらなる整備・充実が求められる。

また、本地域では、全国レベル以上に高齢化が進行しており、一人暮らし老人の支援体制を始めとした高齢者対策も大きな課題となっている。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

本地域が抱えるさまざまな課題を解決し地域の自立的発展を図っていくには、地域住民、企業・団体、行政がそれぞれの特性に応じた役割を發揮し、お互いに信頼関係を持ち協力し合い、社会資本整備や産業振興はもとより、本地域が有する温暖な気候、豊かな漁場、景観に富んだ海岸、天草陶石等の地域資源やキリシタンの歴史に代表される文化遺産等を活かした取組みによる地域振興を進める必要がある。

今後の本地域の振興については、「特殊な立地条件の克服と地域の自立的発展による移住・定住の促進」を基本目標とし、一人ひとりが幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち誇りに満ちた暮らしが送れる地域づくりを進める。

また、「移住・定住の促進」については、「全国移住定住促進センター」の活用や、市町村や関係団体で構成する「くまもと移住定住促進戦略協議会」との緊密な連携による効果的な情報発信を行うなど、「くまもと移住定住促進戦略」に基づく施策を推進する。

【数値目標】

本地域における 2024 年の社会減は 512 人

宇城市のうち旧松橋町・旧小川町・旧豊野町、天草市のうち旧御所浦町を含む。

2014 年の社会減(1,024 人)を半減する。

「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況も勘案し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 重点施策

以上のような基本的方向に沿って、平成 27 年度からおおむね 10 年間を計画期間とし、以下の点を重点施策として推進する。

安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり

本地域において住民が安全で快適な生活を送り、地域産業の振興や他地域との交流・連携を行っていくための基礎的条件として、交通通信の確保、都市・生活環境の整備、水資源の開発利用、自然環境の保全が重要であることから、今後とも引き続きこうした基盤づくりを推進する。

地域資源を活かした産業の振興

本地域は、海に囲まれた環境と温暖な気候、豊かな自然や産物、キリシタンの歴史といった独自の文化など、地域資源に恵まれていることから、基幹産業である漁業・農業のほか、地域独自の資源を活かした産業の振興を図るとともに、第一次産業と連携した観光の開発や、就業の促進、地域間交流の促進を図る。

安心して暮らせる地域社会の形成

本地域は県内でも特に高齢化が進んでおり、また、誰もが地域社会の一員として生きがいを持って安心して暮らすために、医療をはじめとした地域保健福祉の充実を図るとともに、教育及び文化の振興、国土保全施設等の整備及び防災体制の強化を図る。

第2 振興計画
安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり
1 交通通信の確保
(1) 交通通信の確保の方針
<p>(交通)</p> <p>本地域は、幹線道路一本(天草五橋、幅員7.5m)で地域住民18万人の生活を支えているという、極めて特殊な立地条件にある。また、本地域は、九州縦貫自動車道(松橋IC)から旧本渡市(天草市)までが約80km、旧牛深市(天草市)まで約114km所要時間は2.5時間を要し、高速交通体系の利便性の低い地域である。</p> <p>一方、本県では、均衡ある県土づくりを進めるために、県内の幹線道路網の強化を図ることとしている。</p> <p>従って、本地域の道路交通網の整備については、地域高規格道路、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路、域内の生活、産業ルートなどの整備を進めるとともに、大分、宮崎、長崎、鹿児島等を結ぶ広域観光ルートの整備を進める。</p> <p>なお、これらの道路整備にあたっては、本地域の道路交通事情を考慮して、本地域及びその周辺地域の交通環境に及ぼす影響を十分に配慮して進めるとともに、必要な交通安全施設等の整備を図っていく。</p> <p>また、半島地域の地理的特性を生かし、海、空の活用を含めた多角的な交通体系の確立に努める。</p>
<p>(情報通信)</p> <p>情報通信基盤は、地域の抱える地理的な格差を克服し、観光、産業、地域振興等を図る上で、有効な手段である。</p> <p>今後、超高速ブロードバンドの情報通信基盤について、サービス未提供地域の解消を図るため、市町と協力しながら民間事業者等への整備を働きかけていく。また、少子高齢化により人口減少が著しい同地域においては、情報通信基盤を利用した産業、医療福祉、文化活動、交通弱者への移動手段確保などの生活の利便性向上等、都市部との地域間格差を是正するために必要な仕組みづくり等を支援していく。</p> <p>また、行政事務の効率化と住民サービスの向上に向け、電子自治体の一層の推進と情報化を支える地域の人材育成に取り組んでいく。</p>
(2) 交通施設の整備
<p>ア 道路交通網の整備</p> <p>(ア)地域高規格道路の整備</p> <p>半島地域と熊本都市圏との交流・連携を強化するとともに、重要港湾である熊本港や三角港、さらには阿蘇くまもと空港等の広域交通拠点と相互に連結する道路として、地域高規格道路熊本天草幹線道路の整備を進める。</p> <p>(イ)広域観光拠点ネットワーク道路の整備</p> <p>大分、宮崎、長崎、鹿児島を結ぶ広域観光ルートの整備を目指し、地域高規格道路島原天草長島連絡道路の実現に向けて熟度を高めるとともに、長期的には天草・八代架橋についても検討する。</p> <p>(ウ)幹線道路の整備</p> <p>現在、本地域へのアクセス道路及び地域の幹線道路となっている国道3号(宇土市内)、国道57号(宇土市 旧三角町(宇城市)間)、国道266号(旧三角町(宇城市) 旧松島町(上天草市)間)、旧本渡市(天草市) 旧牛深市(天草市)間)、国道324号(旧松島町(上天草市) 旧本渡市(天草市)間)の整備を促進する。</p> <p>(エ)半島を循環する主要な道路の整備</p> <p>半島一周ルートを形成する道路として、国道266号(旧不知火町(宇城市) 旧三角町(宇城市)間)、旧松島町(上天草市) 旧本渡市(天草市)間)、国道324号(旧本渡市(天草市) 苓北町間)、国道389号(旧河浦町(天草市) 苓北町間)及び主要地方道本渡牛深線の整備を促進する。</p> <p>(オ)生活道路の整備</p> <p>域内の生活、産業のルートとして、重要な役割を果たしている国道501号及び主要地方道本渡下田線、松島馬場線、牛深天草線、本渡苓北線、本渡五和線、有明倉岳線、宇土不知火線の整備を促進する。</p> <p>また、港湾、空港等の拠点施設と生活圏を結ぶ路線や半島を縦、横断する県道の整備を促進するとともに、市町村道については、国道、県道との有機的な連携を図りつつ、整備を進める。</p>

<p>イ 海上交通網の整備</p> <p>(ア) 海上交通網の整備 本地域の交通体系の中で、海上交通は重要な役割を果たしているため、天草島しょ部と各地域を結ぶ航路を含めた地域の総合的な活性化に向けて、検討を進める。</p> <p>(イ) 港湾の整備 重要港湾である三角港については、宇土、天草地域の産業に直結した海上輸送の拠点港として、また、阿蘇から天草雲仙に至る観光ルートとの交通結節点及び世界文化遺産である西港地区の歴史的資源を活かした観光拠点港として、市民や観光客の交流の場となるよう整備を進め、美しく親しまれる港づくりを促進する。 また、本渡港等の地方港湾については、地場産業等の振興を図るための係留施設などの整備や、既存ストックを安全かつ持続的に活用するための防災・減災対策及び老朽化対策を促進する。</p>
<p>ウ 地域空港ネットワークの形成</p> <p>天草空港については、福岡空港、阿蘇くまもと空港、大阪（伊丹）空港との航空ネットワークが形成されているが、これらのネットワークを活用した他地域との交流の促進を図る。 また、平成 27 年度には航空機の大形化（最大搭乗旅客数 39 人 48 人）を予定しており、国内外からのインバウンド旅客増により、観光産業等の地域経済活動の一層の促進を図る。 なお、安全・安定運航の継続のために、引き続き地元市町等と連携し支援を行う。</p>
<p>(3) 地域における公共交通の確保</p> <p>地域住民の足として、路線バス等の交通は必要不可欠で、総合的な交通体系の整備も含め、その確保維持及び改善に向けた取組みを行う。 また、本地域の交通体系の中で、海上交通は重要な役割を果たしているため、天草島しょ部と各地域を結ぶ航路を含めた地域の総合的な活性化に向けて、検討を進める。</p>
<p>(4) 情報通信関連施設の整備</p> <p>市町が所有する防災無線等のデジタル化を進め機能強化を図り、安心・安全なまちづくりを進めていく。 また、情報通信基盤を活用して、遠隔地で学習講座を受講するための教育環境の整備、遠隔地の病院と本地域の医療機関とを結んだ遠隔医療環境の整備などの取組みを促進する。 さらに、住民のニーズを捉えて、総合的、広域的視点から調査・検討を進め、地域に有用なシステムの導入を図るなど域内の電子自治体の実現に向けた取組みを行う。</p>
<p>2 都市・生活環境の整備</p>
<p>(1) 都市・生活環境の整備の方針</p> <p>生活様式の都市化や多様化、また、高齢者の増加等社会環境の変化に伴い、豊かで潤いのある生活環境の形成が重要な課題である。 このため、生活環境の整備あたっては、本地域の恵まれた自然、美しい景観と調和を図りながら、上水道や生活排水処理施設の整備など総合的な都市・生活基盤の整備を促進する。</p>
<p>(水道施設等)</p> <p>本地域は、地下水が乏しいため、安全で安定的な飲用水を確保するためには、水道の未普及地域における施設整備を促進していく必要がある。 また、既設の水道事業についても、水質の低下や施設の老朽化等各事業の実態に応じて、施設の更新等的確な対応を支援していく。</p>
<p>(生活排水処理施設)</p> <p>公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設は、汚水の排除及び処理、便所の水洗化といった生活環境の改善のみならず、公共用水域の水質保全、雨水の排除による浸水の防除などその役割は多方面にわたり、水環境の重要な構成要素である。住民が健康で安全かつ快適な生活をするうえで欠くことのできない基幹的な社会基盤であることから未普及地域について事業の推進を図る。</p>
<p>(廃棄物処理施設)</p> <p>本地域において循環型社会の形成を促進するため、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用を推進する。また、ごみ、し尿処理については、広域的な視点に立った総合的かつ効率的な処理体制を構築していくとともに計画的な施設整備により、その適正処理を推進する。</p>

<p>(住宅)</p> <p>熊本県及び市町村住宅マスタープランに基づき、地方定住対策や、子どもや高齢者が安心して暮らすことができる住宅の整備を進める。また、地域産材の活用等、地域のニーズに対応した良好な住宅や、空き家等の対策を含めた住環境の整備を促進する。</p>
<p>(都市基盤)</p> <p>半島地域における貴重な平地部には、地域の拠点となる市街地を含む都市が形成されているが、都市基盤整備の立ち遅れ等により、人口が県央都市圏に流出し、人口減少・高齢化、地域活力の低下が進行している状況にある。このため、半島地域における都市の生活基盤の整備等を効率的に進めるとともに、都市間又は都市とその周辺拠点との円滑なネットワークの構築を進め、宇土天草地域の魅力ある景観を生かした特色あるまちづくりを進めることが重要となる。</p> <p>もっとも、基盤整備に当たっては、本地域に多く存在する自然豊かな景観を破壊することなく、都市機能と自然との調和が求められる。</p>
<p>(地域安全対策)</p> <p>本地域は、県内でも有数の交通の要所や、県を代表する行楽地を有する地域性から、年間を通じて事件・事故が発生している状況にある。また、高齢化の進行に伴い、高齢者が被害者となる事件・事故の増加が懸念されるとともに、三方を海に囲まれた地理条件から、不法入国、密輸など、住民の安全・安心な生活環境の維持に多大な影響を与える事件が発生するおそれがある。</p> <p>そのため、本地域の住民が安全で安心して暮らせる社会環境が保証されるよう、住民と自治体、警察等が一体となり、犯罪の起きにくい社会環境の整備や、安全・安心な交通環境の整備等を積極的に推進する。</p>
<p>(2) 水道施設、生活排水処理施設等の整備</p>
<p>ア 水道施設等の整備</p> <p>関係市町においては、国庫補助金等を活用しながら水道施設の整備に取り組んでいる。</p> <p>また、水道事業においては広域化が今後の課題であるため、簡易水道の統合や施設の共同化、管理の一体化等の整備も推進していく。</p>
<p>イ 生活排水処理施設の整備</p> <p>生活排水処理施設の整備にあたっては、平成15年に策定した「熊本県生活排水対策基本方針」及び「くまもと生活排水処理構想2011」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、し尿処理施設、合併処理浄化槽等、それぞれの地域の実情にあわせた経済的かつ効率的な手法による施設の整備と維持更新を進める。</p>
<p>ウ 廃棄物処理施設の整備</p> <p>ごみ処理については、広域的な視点に立った総合的かつ効率的な処理体制を構築し、国の交付金等を活用しながら計画的な整備を進める。</p> <p>海洋ごみの処理については、平成23年度に策定した「熊本県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係市町等と連携、協働を図り、海洋ごみの回収・処理及び発生抑制に係る啓発活動について推進する。</p>
<p>(3) 住宅関連対策</p> <p>現在、本地域には約3,200戸の公営住宅等が整備されているが、ゆとりと活力のある快適な生活を送れるよう、熊本県及び市町村住宅マスタープランに基づき、社会資本整備総合交付金等を活用し、地方定住や少子高齢化対策、地域産材の活用等、地域のニーズに対応した良好な市町村営公営住宅等の普及に努める。</p>
<p>(4) 都市基盤の整備</p> <p>本地域については、天草市、宇土市、宇城市において都市計画区域が指定されており、地域の中心となる市街地の都市基盤の整備が求められている。このため、これらの地域については、人口減少・高齢化という現状を踏まえ、都市基盤の根幹となる都市計画道路や都市公園等の積極的な整備をさらに促進する。</p> <p>また、上天草市については、都市化の動向を勘案して、必要に応じて都市計画区域を指定し、各種都市基盤の整備を進め、地域住民の生活レベルの向上を促進する。</p> <p>なお、各種都市基盤の整備については、天草の特色ある景観に十分に配慮し、豊かな自然と調和</p>

するよう事業を進めることが求められる。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化に伴い、福祉の担い手不足や、いわゆる買い物難民の増加など住民の生活に必要な生活サービス機能の提供に支障が生じてくる恐れがある。

このため、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及や、地域住民や民間事業者等が参画した組織的な見守り活動を発展させる形で買い物支援・外出支援等を充実させ、市町等と連携して生活支援を推進する。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心していきいきと暮らすことができる住まいの実現に向けて、医療、福祉、商業等の機能が集約した地域（小さな拠点）に、サービス付き高齢者向け住宅が効率良く供給されるよう支援を行い、持続可能な地域づくりを推進する。

(6) 地域安全対策の推進

安全で安心して暮らせる生活環境は、定住や交流の促進を図り、本地域の振興を進めていく上で重要な要素である。このため、警察、自治体、防犯ボランティア団体、事業者、住民等が連携して、防犯パトロールの強化、自主防犯意識の向上のための広報啓発活動、防犯カメラ等の防犯設備の設置促進等を推進する。

また、被害に遭いやすい高齢者を事件・事故から守るため、防犯意識の向上につながる取組や、高齢者に優しい交通安全施設等を整備する。

3 水資源の開発利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

本地域は、半島及び島しょ部という地理的条件から河川や地下水に恵まれておらず、安定的な水資源の確保が求められてきた。

今後の水需要については、当面、需要量が増加する状況とは認められないものの、水の公共的側面を重視し、かつ水は有限であるとともに、環境を構成する基本的な循環資源であることを踏まえ、長期的・広域的展望に立った水利用の合理化を進める。

(2) 水資源の確保対策

本地域の水資源の確保は、生活用水及び農業用水供給のためのダムの建設や生活用水供給のための他地域からの送水など対応が図られてきた。今後は、節水や水利用の合理化等により、できる限り抑制に努め、既存水源の有効活用等により水源の確保を図る。

また、本地域は、総面積の 60% を森林が占めており、これらの森林を適正に整備・管理して、水源かん養機能の保全を図っていく。

(3) 水資源の利用

渇水、災害時等の水不足を解消するにあたっては、生活用水、工業用水及び農業用水の節水や循環利用を推進する。

また、水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えると同時に動植物などの生態系にも貴重な役割を果たしており、潤いのある地域をつくるために、貴重な水辺環境の保全に取り組む。

4 自然環境の保全

(1) 自然環境保全の方針

本地域は、海岸線が長く変化に富んでおり、対馬海流の影響により気候が温暖で、多様性に富んだ動植物が多く生育している。また、有明海・八代海に面した海岸は干満の差が大きく、湾奥部等では干潟が発達し、県内でも特色ある自然環境が形成されている。

この優れた自然環境の保全を図るため、今後とも定期的、継続的な調査を基に状況に応じた保護と適正な利用を図るとともに、自然とのふれあいの促進やよりよい環境の創造のための施策を進める。

(2) 自然環境保全のための方策

本地域は変化に富んだ自然が形成されているが、自然環境は一度破壊されれば修復が困難であるため、公共事業等の開発行為においては事業主体が十分な事前調査を行い、できる限り自然環境に影響を与えないよう細心の配慮をして事業を執行することが肝要である。

また、自然環境保全是県民の英知と様々な分野の協力で達成されるものであり、地域住民や県民の熱意と支援・協力体制の確立、環境教育の推進等の自然環境保全のための啓発普及に努めるとともに体制整備を推進する。

地域資源を活かした産業の振興

1 産業の振興

(1) 産業の振興の方針

(農業)

本地域は、温暖な気候を活かした農業生産が行われているが、耕地は、宇土市等の一部に平坦地があるものの、全体として傾斜地が多く、土壌は土層が薄くて痩せており、農業用水の確保が困難など厳しい条件下にある。また、農業労働力では、担い手が減少するとともに、高齢化が急速に進行している。

このような状況のもと、本地域における農業の振興を図るためには、農業生産の担い手の確保・育成とともに、温暖な気候条件を活かした営農体系の確立を図ることが重要であることから、傾斜地では、柑橘類を中心とした果樹産地を育成・強化するとともに、放牧利用により傾斜地を有効活用した持続可能な肉用牛繁殖経営の推進、有機農業や小物野菜などの付加価値の高い農業を推進し、また、平坦地では、早期水稻や野菜・花き・施設果樹等を組み合わせた活力のある水田農業を推進する必要がある。

このため、今後は、担い手への農地集積を加速化し優良農地の確保を図りながら、土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等の取組み（グリーン農業）や水田有効活用の取組みなどの地下水と土を育む農業を推進するとともに、田・樹園地等の整備や農道・作業道の整備、農業用水の確保とかんがい排水施設の整備等地域の実態に即した農業生産基盤の整備を進める

また、地域農業の担い手確保のため、新規就農者や認定農業者、地域営農組織等多様な担い手の育成に努める。さらに、地域特産物としてのブランド化を目指し、優良品種や商品性の高い品目の導入、加工品の開発などを進める。

(林業)

本地域は、地形的に起伏に富み、急峻なところが多い。また、他地域に比べて人工林率も低く、所有形態も小規模分散型であるうえ、間伐等が必要な森林が多数存在するため、森林の集約化や機械化の推進による適正な森林整備を推進してきたところである。

今後は、地域の森林資源の有効な活用を図り、近年高まりつつある木材需要につなげるため、森林施業の集約化を加速させ、間伐等の適正な森林整備に努める。さらに、林道・森林作業道等の基盤整備や林業の担い手育成・確保に努めるとともに、地域材の産地化等を図るため、生産から加工・流通に至る一貫した安定供給体制づくりを推進する。

(水産業)

本地域は、有明海、八代海及び外洋性の天草灘に囲まれ、漁業種類は多岐にわたり、全国からみても屈指の好漁場を有し、県内でも漁業の中心的な役割を果たしている。

また、水産業は海・陸複合型地域振興の中核をなす部門であり、地域の振興を図るうえでも期待される所は大きい。

しかしながら、近年は水産資源の減少、魚価の低迷、漁場環境の悪化、漁業就業者数の減少等水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。

そこで、「つくり育て管理する漁業」の地域への定着・拡大を図るためマダイ・ヒラメ・イサキ・クルマエビ・ガザミを対象とした栽培漁業や資源の持続的な利用を目指した資源管理型漁業を推進していくほか、漁港、漁場、生産、流通関連施設等の整備を重点的に進め、生産・流通体制の充実を図るとともに、水産振興の推進母体である漁協の基盤強化を進める。

(商業)

宇土半島部においては、宇土市を中心に商圈を形成しているものの、熊本市や嘉島町へかなりの購買が流出しており、天草島しょ部においては、地理的条件により独立した商圈を有しているものの他の市町村からの購買の流入がほとんど見られず、いずれも大幅な拡大は望めない状況にある。

人口減少や消費者ニーズの多様化等により、商店街をはじめとした地域商業を取り巻く環境は厳しい状況が続くと考えられるが、商業機能のみならず、地域の歴史・文化の継承、高齢者や子育て支援などのコミュニティ機能を担う商店街の活性化は、まちづくりの観点からも重要な課題である。今後も、地域の特性や資源を活かした魅力ある商店街づくりを進める。

(工業)

本地域の工業は、宇土半島部においては、プラスチックや電子部品、輸送用機器を、天草島しょ部においては、繊維や窯業等をそれぞれ主要産業とし発展してきたが、零細企業が多く、下請型、労働集約型のウエイトが高い。

また、企業誘致については、これまで食品製造業や半導体関連製造業、輸送機器製造業等の立地が見られ、国の経済対策の効果もあり、近年は順調に推移している。一方で、生産拠点の海外移転や企業誘致を巡る国際競争の激化などの課題もある。

雇用機会の少ない本地域において、工業が雇用面、経済面に及ぼす影響は大きく、地域経済の発展に重要な役割を担っている。経済のグローバル化の進展に伴う経営環境の変化などにより、産業構造の転換を余儀なくされることが予想されるため、これまで以上に工業の技術力の強化、高度化、新分野進出等を推進し、地場産業の育成を図る。

あわせて、九州縦貫自動車道松橋ICや現在整備中の地域高規格道路(熊本天草幹線道路)IC周辺、三角港などの交通インフラを活かした流通産業や地域資源に関連した業種を中心に企業誘致を推進する。

(2) 農業の振興

ア 立地を活かした多彩な農業生産の展開

本地域においては、温暖な気候を活かして多彩な農業生産を展開していくこととする。

米については、多様なニーズに対応した売れる米づくりを推進し、消費者や市場を重視した安全安心で高品質、良食味の米生産技術の徹底と低コスト生産及び販売体制の整備を進める。

果樹については、省力化・低コスト化推進のため、園地の利用調整などによる園地再編・基盤整備を推進しつつ、肥の豊(デコボン)等需要が見込める品種の導入、施設栽培の拡大を進めるとともに、多様な消費者ニーズに対応できる生産出荷体制の整備を図り、産地の構造改革を進める。

また、野菜については、安全で安心な栽培を基本とし、新技術導入によるきゅうり等施設野菜の生産性向上やレタス等露地野菜の作柄安定等のための生産基盤の整備や効率的な集出荷体制の整備を進める。

花きについては、トルコギキョウ、宿根カスミソウ、洋ランなど需要拡大が見込まれる品目の生産性向上や作柄安定等のための施設の高度化や新技術の導入を進める。

畜産については、耕作放棄地や不作付地の採草・放牧利用による地域資源に立脚した畜産経営を推進する。また、堆肥のストックヤードの整備等を推進し、耕種農家と畜産農家の有機的連携による土づくりの推進を図る。

イ 農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備については、まとまった農地の集積を加速化することにより農業の競争力を強化するため、平地では農地の大区画化や用排水対策等を推進するとともに、中山間地では畑・樹園地の整備やかんがい施設、農道など地域のニーズを踏まえたきめ細かい整備を推進する。

ウ 多様な農業担い手の確保と育成

多様な農業担い手の確保・育成のため、次代の地域農業を担う新規就農者への支援に重点的に取り組む。また、意欲ある農業者については地域農業の核となる認定農業者に誘導し、経営改善や円滑な経営継承を支援するとともに、経営の法人化を推進する。

また、米・麦・大豆等の土地利用型農業については、地域営農組織の育成に取り組み、組織リーダーの育成を通じ、新たな組織づくりや法人化を促進するほか、畜産農家の高齢化に対応するため、飼料生産にかかるコントラクターや肉用牛ヘルパー等の外部支援組織の育成を図る。

さらに、農業経営における女性の役割の明確化と地域における意思決定の場への女性の参画を促進する。

(3) 林業の振興

ア 生産基盤の整備

林業施設の集約化や素材生産コストの低減を図るため、森林環境保全整備事業等により林道・森林作業道等の整備を推進する。

イ 森林の適正な整備

森林の適正な整備を図るため、森林環境保全整備事業等において保育、間伐等を実施するとともに、施業の集約化を図る。さらに、森林が持つ公益的機能を維持増進させるため、複層林や育成天然林の造成などを行う。

ウ 林業担い手育成確保対策の推進

森林整備を適切に進め、林業生産活動を継続するため、林業担い手の社会保険等加入促進による就業環境の整備や、若年層、Uターン者等の新規就業者の参入支援等を行う。

エ 効率的な生産体制と需要に応じた流通体制の整備

地域産材の低コスト安定供給体制を確立するため、高性能林業機械等の機械化の推進及び製材加工施設の更新・拡充や付加価値を高める高次加工を推進するとともに、供給者と需要者の情報の共有化によるマーケットインの流通体制の整備を推進する。

オ 特用林産物の振興

シイタケ・タケノコ等の特用林産物の振興を図るため、竹林の園地化等による生産量の増大や温暖な気候を利用した早掘りタケノコや原木しいたけの生産等を推進するとともに、生産者の組織化及び生産体制の整備を図る。

また、本地域においては広葉樹の占める割合が大きく、これらの広葉樹資源を活かした木炭生産などが行われており、さらに生産拡大を図るとともに、特用林産物における新たな産物の掘り起こしを進める。

(4) 水産業の振興

ア 資源管理型漁業の推進

重要魚介類の資源維持、増殖を図るため、積極的に種苗の放流を行うとともに、本県にとって重要な、アサリやマダイ等9魚種及びまき網等10漁業種類について、県が作成する「資源管理指針」に基づき、獲る魚の大きさの制限や休漁日の設定など漁業者や漁協が自ら作成する「資源管理計画」の実践を推進していく。

イ 養殖業の振興

漁場の適正行使等による養殖漁場の改善を図り、環境に優しく持続的生産が可能な養殖業を育成するとともに、新しい養殖対象魚種の導入や養殖管理手法の改善等を進める。

ウ 流通・加工対策の強化

荷捌、保管、貯蔵、輸送施設等の流通関連施設については、既存施設の有効利用を図りながら、必要に応じて新たな施設の整備を促進するとともに、漁獲物の付加価値向上のための施設整備や取組みを支援していく。

エ 漁場環境の整備

覆砂等による干潟域の環境改善や投石等による藻場の造成などを行うとともに、覆砂漁場や増殖場等の既存施設の維持管理を行っていく。

オ 漁港の整備

水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、漁港の整備事業の実施により漁港施設の整備を推進する。

また、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、老朽化した施設の長寿命化対策を推進する。

(5) 商業の振興

ア 魅力ある商店街づくり

市町村と連携しながら、商店街における買物環境の整備や、地域の特性を活かした活性化の取組みなど魅力ある商店街づくりを推進する。

イ 支援機能の充実、人材の育成

商業者支援の中核となる商工会議所や商工会の機能の充実・強化に努めるとともに、商店街等の活性化活動の中心となる人材を育成する。

(6) 工業の振興

ア 地域の特性、資源を活かした工業の振興

地域の特性を活かした独自の技術力、研究開発力を強化し、新規市場を開拓するとともに、高度技術者の確保・育成を図り、地場産業の高度化を推進する。

特に、国指定伝統的工芸品である天草陶磁器については、さらなる製造技術の開発・研究を行うとともに、ブランド化を推進し、販路の拡大を進める。

2 観光の開発

(1) 観光の開発の方針

「観光」は、宿泊施設、飲食施設、観光施設、交通機関のみならず、農林水産業やサービス産業等幅広い分野に関わる総合産業であり、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地方において需要を生み出し、雇用を創出する「地方創生」の推進力としても期待されるものである。このため、地域の基幹的な産業である農林業や水産業などと有機的な連携を図ることによって、交流人口の拡大と地域経済の発展を目指す。

本地域は、阿蘇とともに本県を代表する観光地のひとつであり、その美しい海とキリシタン文化に代表される歴史は、本地域の観光イメージを形成する上で大きな力となっている。

そこで、これらの豊かな地域資源を掘り起こし、魅力ある観光素材として磨き上げ、体験、交流、食、健康・癒しなどの要素も盛り込んだ着地型観光の開発を推進する。

特に天草島しょ部については、海洋資源やマリナー、九州オルレ等を活用したスポーツ・レクリエーション、世界遺産登録を目指す崎津集落などキリシタン関連の史跡や施設、天草陶石の産地や陶磁器の窯元などに新鮮な海の幸を加えた新しい観光ルートの開発に取り組む。

また、宇土半島部では、熊本都市圏との近接性を活かし、農林水産業や食育、地産地消をコンセプトとした体験交流型観光を推進するとともに、フットパス、観光列車「A列車で行こう」や世界文化遺産である「三角西港」などを活用し、テーマ性のある観光ルートの開発を図る。

(2) 観光の振興

ア 体験型観光の推進

海洋資源やフィッシャリーナ天草、宇土マリナー等を活用したスポーツ・レクリエーション、農林水産業等の体験型観光を推進する。

イ テーマ性のある観光ルートの開発

地域の歴史（「天草・島原の乱」など）や文学（「五足の靴」など）、南蛮文化（キリシタン紀行）、自然（ジオパーク）など、物語性やテーマ性を持った観光ルートを開発する。

ウ 特色ある観光ルートづくり

キリシタン関連の史跡や施設、国の伝統的工芸品の指定を受けた天草陶磁器の窯元、日本ジオパーク認定を受けたジオサイトなどに新鮮な海の幸を加えた新しい観光ルートを開発する。

また、タラソセラピーや健康食、温泉等を組み込んだ特色ある観光ルートを開発する。

エ 地産地消を活かした「食」の開発と観光朝市の育成

地域の歴史の中ではなくまれた伝統的郷土料理の発掘や地域の食材を利用した新しいメニューの開発を進めるとともに、新鮮な魚介類等を活かした観光朝市を育成する。

また、現在実施されている「あまくさ井井フェア」等の充実を図るとともに、観光遊漁船や地引網など漁業体験と海の幸を組み合わせた新たなイベントの開発を進める。

オ アジアを中心とした海外からの観光客誘致の促進

九州オルレ、イルカウォッチング、クルージング、温泉、キリシタン文化、ゴルフなど、海外からの観光客に人気の高いテーマによる地域の観光ルートづくりと積極的なPRを進め、アジアを中心とした外国人観光客誘致を促進する。

カ 高速交通網を活用した観光客誘致の促進

天草エアラインや九州新幹線とともに、観光列車「A列車で行こう」なども活用し、国内外からの観光客誘致を促進する。

キ 地域イベントの開発

「ハイヤ祭」、「天草パールラインマラソン大会」等の既に定着しているイベントについても、一層の工夫と演出を凝らすとともに、フカ狩りやタイ漁などの伝統行事、地域の祭り等の伝統文化、海洋スポーツ、音楽祭、さらには、本地域の特産品である花をテーマにしたイベント等地域イメージの創出に役立つ新しいイベントの開発を進める。

<p>(3) 広域観光ルートの開発</p> <p>九州横断国際観光ルート（大分 - 熊本 - 天草 - 長崎）や、九州西海岸ルート：サンセットライン（鹿児島 - 天草 - 長崎）等について、長崎県、鹿児島県など隣県や隣接地域との連携を強化し、新たな広域観光ルートの開発を行う。</p> <p>また、地域内においては、地域独自の観光の魅力アピールするため、世界遺産関連施設や天草ジオパーク、キリシタン文化、郷土料理、海洋性アウトドアスポーツ、九州オルレ等地域の観光資源を活用した新たな観光ルートの開発を行う。</p>
<p>(4) 地域産業との連携</p> <p>本地域の基幹産業である農林業や水産業をはじめとした既存の地域産業と観光産業を有機的に結びつける。</p> <p>例えば、地域特産の柑橘類の観光農園をはじめとする農業体験施設の整備や観光客の土産品となる商品の開発を進める。</p> <p>また、天草陶磁器のさらなる高付加価値化を進め、観光資源として活用する。</p>
<p>3 就業の促進</p>
<p>(1) 就業の促進の方針</p> <p>働きたいと思う県民誰もが働くことができるよう、特に就職が厳しい状況にある者に対して、そのニーズに対応した就労支援を行うとともに、誰もが働きやすい就業環境整備の促進を図る。</p> <p>また、次世代を担う人材を育成するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育への支援を図る。これらを通して、地域内での就職を促進し、地域経済を支えるための労働力を確保する。</p>
<p>(2) 就業の促進対策</p> <p>若年者をはじめ、女性、高齢者、障がい者などの多様な就労ニーズに対応した就労支援を行うために、地域の就労支援関係機関と連携しながら求人開拓や就職相談等の取組みを行うとともに、企業の快適な職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援等、企業への支援や普及啓発の取組みを行う。</p> <p>また、発達段階に応じたキャリア教育を支援するため、職業講話、職場体験あるいはインターンシップの機会提供等産業界と連携した取組みを行う。</p> <p>さらに、地域外への人材流出抑制及び地域内への人材還流に資する取組みを実施する。</p> <p>公共職業安定所等の関係機関と連携し、地域のニーズに対応した公共職業訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材を育成する。</p>
<p>4 地域間交流の促進</p>
<p>(1) 地域間交流の促進の方針</p> <p>本地域は、緑豊かな山々や樹園地、美しい海岸線、天草島しょ部における南蛮文化、陶磁器を代表とする伝統工芸など豊富な地域資源を有している。</p> <p>近年、農村地域等において、ゆとりややすらぎのある生活、豊かな自然を求めて、農林漁業体験を希望する都市住民が増加している。本地域が有する資源を活かし、第一次産業と連携を取りながら、本地域ならではの自然や農林漁業、歴史文化に触れ、体験できるツーリズムの確立を進め、他地域との交流を促進することが重要である。</p>
<p>(2) 地域間交流の促進のための方策</p> <p>地域間交流の促進を図るため、地域資源を活用した農林漁業体験や交流施設の整備を支援する。</p> <p>また、本地域内の地域づくり推進体制の整備に努め、交流コーディネーターの育成などの人材育成や東アジア地域まで視野に入れた地域一体となった情報発信の取組みなどへの支援を行う。</p>
<p>安心して暮らせる地域社会の形成</p>
<p>1 医療の確保</p>
<p>(1) 医療の確保の方針</p> <p>医療については、住民及び医療従事者の高齢化、疾病構造の変化に対処するとともに、医療に恵まれない地域への的確な対応が必要であり、平成 24 年度に策定した第 6 次熊本県保健医療計画を踏まえて医療の確保を図る。</p>

<p>(2) 医療の確保を図るための対策</p> <p>県民が適切な医療を等しく受けることができるよう、大学・医療機関等と連携し、地域医療機関及びへき地診療所への医師派遣や財政的な支援の実施などにより医療提供体制の整備を図る。</p> <p>また、ドクターヘリと県防災消防ヘリ「ひばり」が連携して活動する「熊本型」ヘリ救急搬送体制を運用し、無医地区における救急医療体制を支援する。</p>
<p>2 高齢者の保健・福祉その他の保健・福祉の増進</p>
<p>(1) 高齢者の保健・福祉その他の保健・福祉増進の方針</p> <p>少子高齢化の進行、家族機能やライフスタイルの変化などにより住民の福祉に求めるニーズも増大・多様化している状況の中、住民誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステム構築の推進など、2次保健医療圏を基本とした市町の広域的な連携のもと、保健・福祉サービスの充実や生活環境等の整備を進めるとともに、健康づくりや生きがい対策を推進する。</p>
<p>(2) 高齢者の保健・福祉の増進を図るための対策</p> <p>宇土市や宇城市では2025年までに75歳以上の高齢者が15%以上増加すると見込まれている一方、天草島しょ部ではほぼ横ばいと見込まれている。このような各地域の実情を踏まえ、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け在宅サービスとその支援体制の充実を図るとともに、介護予防や健康・生きがいづくり、認知症関連施策を総合的に推進する。</p> <p>また、高齢者のみの世帯（高齢者夫婦世帯及び高齢者単身世帯）の増加や、介護する家族の高齢化により、自分自身や配偶者等が病気になった場合等の緊急時の対応などが高齢期の大きな不安要因となっている。このため、市町村が実施する生活支援サービス等の充実を図るなど、地域の福祉資源を活用し、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進していく。</p>
<p>(3) 母子保健、児童福祉その他保健・福祉の増進を図るための対策</p> <p>母子保健については、乳幼児健診・相談活動の充実のための関係者の研修会や、地域における母子関係者の連携会議の開催等により、母子保健の向上を支援する。</p> <p>また、児童福祉については、地域における幼児教育や保育、子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援を計画的に進めていく子ども・子育て支援新制度のもと、くまもと子ども・子育てプランに沿って、市町村と連携し、保育所や認定こども園、小規模保育などの整備や地域子育て支援拠点事業等の地域の子育て支援の充実を進める。</p> <p>加えて、障がい者福祉については、障がいのある方が施設、病院等から地域生活へ円滑に移行し、安心して生活できるよう、施設整備や障害福祉サービスの提供体制の整備を図る。</p>
<p>3 教育及び文化の振興</p>
<p>(1) 教育及び文化の振興の方針</p> <p>本地域の活性化を図るためには、郷土を愛し、人間性豊かで創造性に富んだ人材の育成が必要である。</p> <p>そのため、生涯にわたる人間形成の基礎を培う就学前教育の充実をはじめ、コミュニティ・スクール等の推進による学校、家庭、地域の一層の連携・協力のもと、一人一人の個性等に合ったきめ細かな指導の充実や本地域が有する豊かな地域資源を活かした体験的な学習等の充実、さらには地域の歴史や伝統文化に対する理解を深めることにより、子どもたちの「確かな学力」と「豊かな心」の育成を図る。</p> <p>スポーツ面では、子どもから高齢者まで、地域住民一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じ、生活の一部としてスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」を中心とした生涯スポーツの振興を図る。</p> <p>また、新しい地域文化の創造及び文化資産の継承と発展に向けて、住民の文化意識の高揚と総合的な施策を展開する。</p>
<p>(2) 地域振興に資する多様な人材の育成</p> <p>魅力的な地域づくりや街づくりが持続的に進められるためには、地域の中心となって様々な事業者、団体間のコーディネートを行う地域づくりのリーダーとなる人材の育成や、各団体間、地域間の連携が不可欠である。</p> <p>そのため、大学や企業等と連携し、旅行商品づくりのノウハウや、マーケティング、ホスピタリ</p>

ティ等、観光や地域づくりに関するスキルや知識を専門的に学ぶ機会の提供や受講の支援、人材交流の推進等に取り組む。

また、地域づくり団体の相互交流及び自治体等との連携を促進し、地域づくり団体の自主的・主体的な取組みを支援する。

(3) 教育・文化施設等の整備

ア 学校教育施設の整備

高等学校教育については、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指すこととし、今後の人口減少及び適正な学校規模に留意しながら、総合的、広域的視点から環境の整備を図る。

イ 社会教育及び文化施設の整備

多様化する社会教育や自主的な文化活動への住民のニーズに対応するため、学習機会の拡大や情報提供等に努めるとともに、施設間のネットワークの拡充や人材交流など既存施設の機能充実や活用を促進する。

(4) 地域文化の振興

地域文化を振興していくためには、地域住民一人一人が地域の風土や歴史・文化の伝統を継承するとともに、それらをよりどころにした地域ならではの個性ある文化を創造していくことが重要である。そのため、市町村や民間文化団体等と連携協力し、これらの活動を促進するため、文化活動の主体である地域住民の自主的な活動支援や優れた芸術文化の鑑賞機会の提供などの条件整備を進める。

さらに、地方都市を支えるものは、風土であり地域文化であるとの観点に立ち、芸術分野、伝統芸能、文化財、歴史的景観、食文化等の地域の文化資源の再発見と活用を促進し、広く地域のデザインや産業活動等を含めた特徴的な地域文化の形成を促進する。

4 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は、気象や地形・地質などの自然条件から、台風や集中豪雨による土砂災害や洪水、高潮などの自然災害を受けやすい地域であり、地域振興の面からも災害に強い地域づくりに取り組む必要がある。

そこで、土砂災害、風水害、地震災害等から地域住民の生命・財産を守り、安心して暮らすことができるようにするため、土砂災害対策として災害防止施設の整備や、洪水・高潮・津波等対策として河川や海岸整備、漁港施設や漁港海岸施設の機能強化等を行う。土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区については詳細調査を実施し、危険度及び事業効果の高い箇所・地区から施設の整備を図る。道路については、主要幹線道路や緊急輸送を確保するために必要な道路で、道路利用者への被害が予想される箇所、災害が発生すれば迂回路がなく日常生活が困難になる箇所、異常気象時に事前に通行規制を実施する必要のある箇所等を重点取り組み箇所として絞り込み、着実に道路防災対策を進捗させる。

また、ソフト対策として、豪雨や台風等の災害がまさに発生しようとしている場合において、事前通行規制を実施することにより、通行車両等の安全を確保するとともに、当該通行規制区間や落石発生のおそれが高い箇所等に、道路情報表示板、警戒標識等を設置し、地域住民や道路利用者への周知を図り第三者への被害を防止する。

加えて、国土保全施設の能力を超えた災害に対処するために、防災情報の収集・迅速かつ的確な情報伝達・警戒避難体制の強化に向け、関係市町村と連携を図り、土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区に係るインターネット等を活用した情報提供、ハザードマップ等の作成の推進と、地域住民による自主防災組織の結成促進と地域防災力の強化を図り、行政と住民が一体となった防災・減災のための取組みを進める。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

山地災害の防止に向けた治山施設の整備、土砂災害の防止に向けた砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策といった施設の整備、洪水の防止に向けた治水施設の整備、高潮の防止に向けた海岸保全施設の整備などを推進するとともに、保安林の指定、土砂災害警戒区域等の指定などを推進する。

そして、半島地域の道路災害を未然に防止するため、落石対策施設や法面崩壊対策施設を整備し、交通の安全を図る。

加えて、低平野部の水田地域において、大雨時の湛水や台風時の高潮等による農地や農作物、農村への被害を未然に防ぐため、排水機場等の排水対策及び堤防等の海岸保全施設の整備を推進する

とともに、漁港施設及び漁港海岸施設の診断・調査を行い、必要な機能強化の整備を進める。

また、ソフト対策として、災害発生時の住民避難活動等に役立つ情報提供を充実させるための観測機器の整備や、洪水・高潮・津波のハザードマップの作成支援を行うなど、市町村による警戒避難体制の強化を支援するとともに、ライフラインの途絶等非常時においても的確に防災情報が伝達されるように、防災行政無線等伝達機器の整備に努めるとともに、地域自主防災組織の充実強化に努める。

さらに、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で集中取組期間として、土砂災害特別警戒区域にある住宅の安全な場所への移転を支援する。

(3) 防災体制の強化

様々な災害から地域住民の生命・身体を守るためには、防災関係機関による「公助」のみならず、住民が自らの身は自らで守る「自助」、さらには、地域の住民が互いに助け合って守る「共助」が重要である。

自助を支援する取組みとして、住民が最新の防災情報を入手し、迅速かつ安全な避難等につながるよう、防災情報メールサービスなど各種通信基盤整備に取り組む。特に、県防災行政無線システムについては、現在、機器の再整備を行っており、これまでの衛星系無線から、大雨に強い地上系無線への変更など、各市町村や消防本部との連携強化を図る。

共助の取組みとしては、核となる自主防災組織の結成を促進するため、地元市町と連携し、県から未結成の自治会等に職員を派遣し、結成に向けた研修等を行う。また、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、危険の差し迫っていない昼間に住民の予防的避難を促すなど地域防災力の強化に努める。

公助の取組みとしては、市町村が職員の災害対応能力の強化を目的として実施する図上訓練の支援や、防災担当職員を対象とした研修等を実施し、市町村の防災体制の強化を図る。

これらの「自助」、「共助」、「公助」の取組みを進め、併せてこれらの連携を深めることによって、半島地域における地域防災力の向上に努める。

国東地域半島振興計画

平成27年12月

大分県

平成27年12月 全部変更

目 次

第1 基本の方針	1
1 地域の概況	1
2 地域の現状	3
3 振興対策の成果	7
4 振興の基本的方向及び重点施策	7
(1) 基本的方向	7
(2) 重点施策	8
第2 振興計画	11
1 交通通信基盤の整備	11
(1) 交通通信の確保の方針	11
(2) 交通施設の整備	11
ア 空港の整備	11
イ 道路の整備	12
ウ 鉄道の整備	14
エ 港湾の整備	14
(3) 地域における公共交通の確保	15
(4) 情報通信環境の整備	15
2 産業の振興及び観光の開発	16
(1) 産業の振興及び観光の開発の方針	16
(2) 農林水産業の振興	17
ア 農業	17
イ 林業	18
ウ 水産業	19
(3) 商工業等の振興	20
ア 商業	20
イ サービス産業	21
ウ 工業	22
(4) 観光の振興	24
3 就業の促進	25
(1) 就業の促進の方針	25
(2) 就業促進対策	25
4 水資源の開発及び利用	26
(1) 水資源の開発及び利用の方針	26
(2) 水資源確保対策	26

	(3) 水資源の利用	27
5	生活環境の整備	27
	(1) 生活環境の整備の方針	27
	(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備	27
	(3) 公園等の整備の推進	28
	(4) 住宅関連対策	28
	(5) 生活サービスの持続的な提供	29
6	医療の確保等	30
	(1) 医療の確保の方針	30
	(2) 医療の確保を図るための施策	30
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	31
	(1) 高齢者の福祉その他の福祉の増進の方針	31
	(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	31
	(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	32
8	教育及び文化の振興	35
	(1) 教育及び文化の振興の方針	35
	(2) 地域振興に資する多様な人材の育成	35
	(3) 教育・文化施設等の整備	38
	(4) 地域文化の振興	39
9	地域間交流の促進	39
	(1) 地域間交流の促進の方針	39
	(2) 地域間交流の促進のための方策	39
10	国土保全設備等の整備及び防災体制の強化	40
	(1) 災害防除の方針	40
	(2) 災害防除のための国土保全設備等の整備	40
	(3) 地域防災体制の充実強化	41
	(4) 環境の保全	42

第1 基本の方針

昭和60年に半島振興法が制定されて30年が経過した。この間、半島地域に住む人々の生活の向上と国土の均衡ある発展を図るため、3回の半島振興に関する計画（以下「半島振興計画」という。）が半島振興対策実施地域を有する道府県において策定され、それぞれ地域の特性に応じた振興策が講じられてきた。

本県においては、昭和61年に国東地域が半島振興対策実施地域に指定され、半島振興計画に基づき、社会基盤の整備をはじめとする各種施策を総合的に推進してきた。その結果、空港周辺整備や道路整備、産業の振興等、着実に成果も現れているところである。

しかしながら、依然として半島地域は産業基盤や生活環境の整備等の面で多くの課題が残されており、これらの問題の克服と、地域の自立的発展に向け一層の施策の推進が重要であるとのことから、このたび法期限がさらに10年間延長され、半島地域における定住の促進を新たに目的規定に追加した、半島振興法の一部を改正する法律（平成27年法律第6号）が、平成27年3月31日公布、同年4月1日に施行された。

本計画は、この法律の制定、施行を受けて、引き続き半島振興関係施策を実施するため、地域の実態を踏まえ、かつ定住の促進という視点を加味し、国東地域に係る新たな半島振興計画を策定するものである。

1 地域の概況

本地域は、瀬戸内海に臨む大分県の北部に位置し、その北部・西部は周防灘、東部は伊予灘、南部は別府湾にそれぞれ面し、南西部の陸地側は宇佐市、別府市に接しており、豊後高田市、杵築市、国東市、日出町の3市1町からなっている。総面積は877.7k㎡、人口は116,212人で、それぞれ県全体の13.8%、9.7%を占めている。

地形は、ほぼ円形で両子山系から放射状にのびた尾根と、その間の深い谷や峰々からなり、火山特有の奇岩景勝に富み、多様な植生など独特の環境を形成している。沿岸部は、変化に富んだ美しい海岸景観を有し、半島北部から東部一帯は県立自然公園に指定されている。

また、半島中央に位置する両子山周辺は、遠く瀬戸内海を望むことができ、四季折々の自然の織り成す景勝の地として知られ、瀬戸内海国立公園に指定されている。気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は16℃前後で温暖であるが、降水量は少なく、沿岸部の年間降水量は1,500mm前後で県内で最も少ない地域となっている。

歴史的には、古くから瀬戸内海ルートを中心に中央との結びつきが強く、奈良時代末頃より、宇佐神宮の勢力との関わりの中で、国東地域に次々寺院が建立されていった。これらの寺院は、平安時代には、天台宗系山岳寺院として整備されるとともに、いわゆ

る六郷満山と呼ばれる独特な山岳仏教文化の繁栄をもたらした。今なお、国宝富貴寺大堂、長安寺の銅板法華経、真木大堂の木造阿弥陀如来坐像、国東塔などの文化財が多数残るとともに、修正鬼会などの伝統行事が受け継がれている。

【 国東地域の位置図 】



【 国東地域の構成市町図 】

市町名	面積 (k m ²)	人口 (人)
豊後高田市	206.24	23,906
杵築市	280.06	32,083
国東市	318.07	32,002
日出町	73.33	28,221
(県全体に占める割合)	(13.8%)	(9.7%)
計 3市1町	877.70	116,212

資料 面積 国土地理院市町村別面積調 (H26.10.1)

人口 平成22年度国勢調査

2 地域の現状

- ・国東地域では、大規模な農業への企業参入も見られる一方で、高齢化率が県平均を大きく上回り、担い手不足が深刻となっている地区が増加している。そのため地域経済を支えていく経営体の誘致、育成が急務となっている。
- ・国東地域には、瀬戸内海国立公園や国東半島県立自然公園に代表される豊かな自然がある。またクヌギ林とため池群によって持続的に維持されている豊かな農林水産業の営みと、それに伴う伝統的な農文化、多様な生態系等が評価され、平成25年5月30日に国連食糧農業機関により世界農業遺産に認定された。
- ・国東地域には、神仏習合やケベス祭りに代表される奇祭など古くからの文化がある。また、近年、工芸や現代アートなども集積しつつある。
- ・国東地域には、企業誘致により多くの工場が立地しているが、最近では海外や国内の最新工場との競争が厳しくなっている。

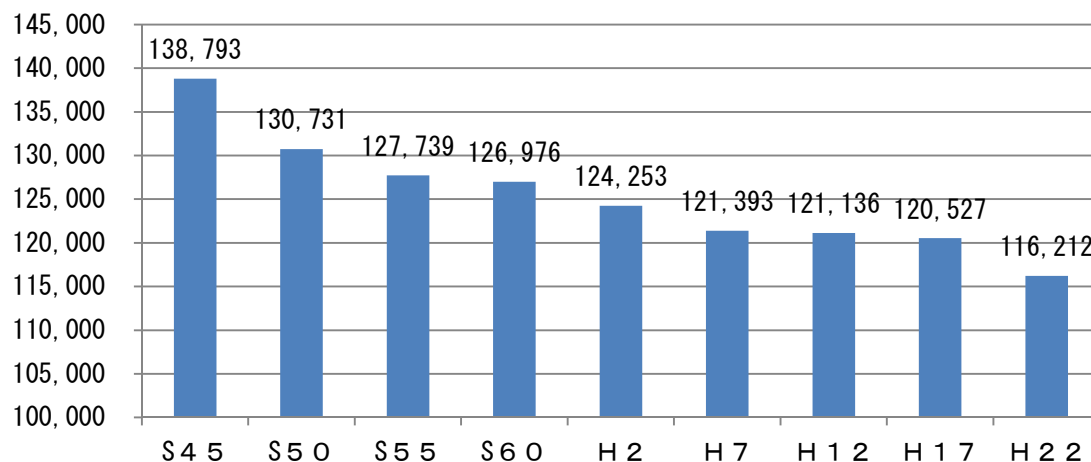
ア 人口の動向

本地域の人口は、昭和45年の138,793人から平成22年には116,212人へと過去40年間に22,581人(16.3%)減少している。平成17年から平成22年では4,315人(3.6%)の減少で、県全体の減少率(1.1%)を上回っている。

平成22年の本地域の年齢階層別人口構成比は、14歳までの年少人口12.2%、15～64歳の生産年齢人口55.9%、65歳以上の老年人口31.9%で、老年人口の割合が高くなっている。県平均の老年人口の割合は26.6%、全国平均は23.0%であることから、本地域の老年人口の割合が高く、高齢化が進んでいることがうかがえる。

【 国東地域の人口の推移 】

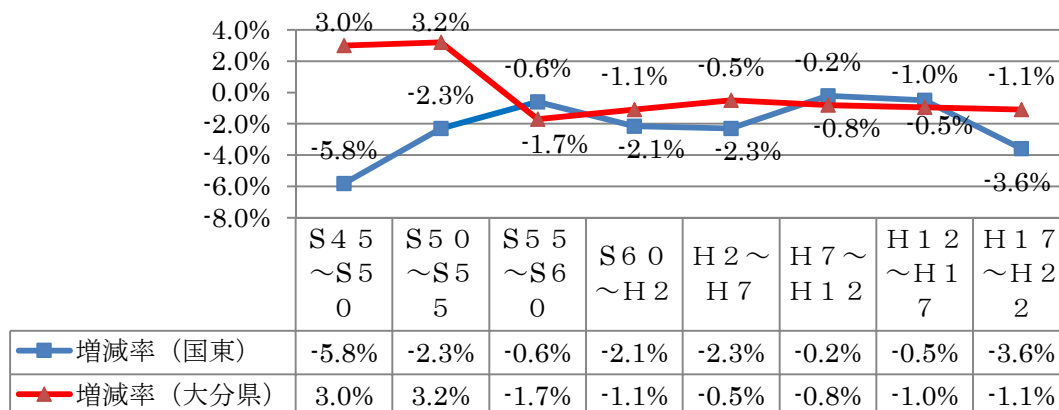
(人)



資料：平成22年国勢調査

【 人口の増減率 】

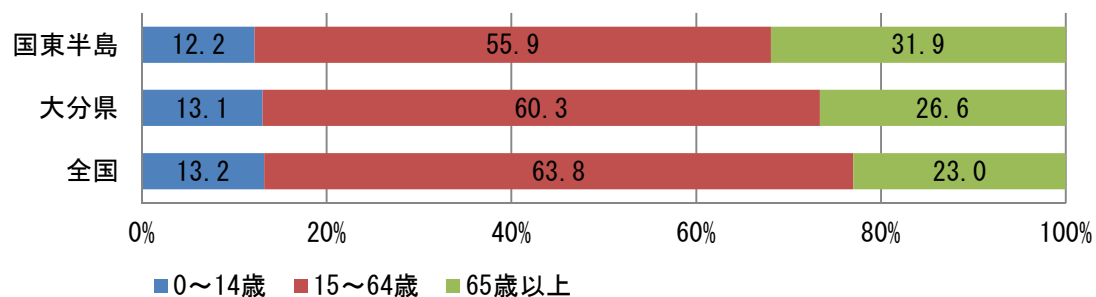
(%)



資料：平成 2 2 年国勢調査

【 年齢別人口構成 (H 2 2) 】

(%)



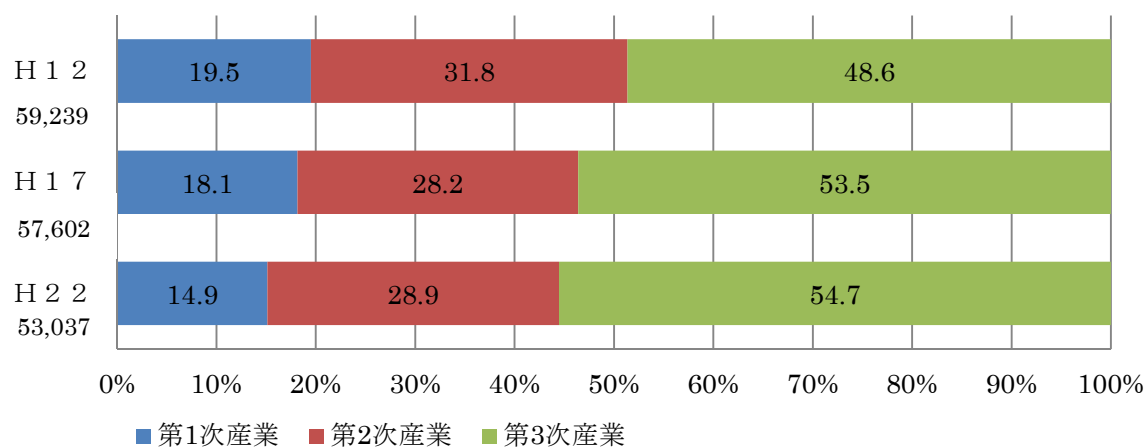
資料：平成 2 2 年国勢調査

イ 就業構造

平成 2 2 年における本地域の就業人口の総数は、5 3 . 0 3 7 人で、昭和 4 5 年に比べ 2 1 . 7 2 4 人 (2 9 . 0 %) 減少している。

産業別の構成比では、昭和 4 5 年に第 1 次産業が 5 8 . 3 %、第 2 次産業が 1 1 . 8 %、第 3 次産業が 2 9 . 9 %となっていたのに対し、平成 2 2 年には第 1 次産業が 1 4 . 9 %、第 2 次産業が 2 8 . 9 %、第 3 次産業が 5 4 . 7 %と、第 1 次産業就業人口の割合の大幅な減少と、その反面として第 2 次・第 3 次産業就業人口の割合の増加がみられる。

【 産業別就業人口割合の推移（国東地域） 】 (%)



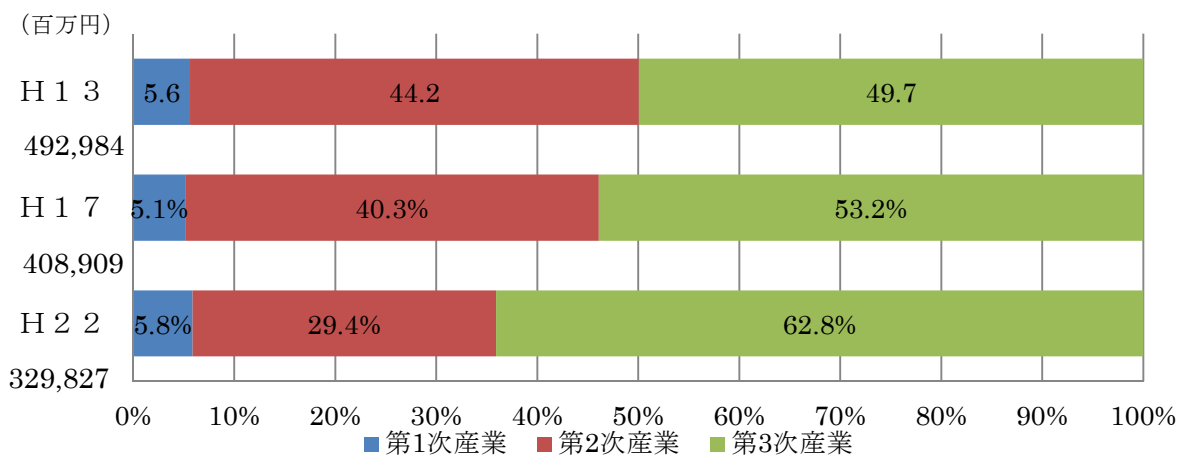
資料：平成22年国勢調査

ウ 産業構造

本地域の総生産額は、平成17年度408,909百万円、平成22年度329,827百万円となっており、減少がみられる。

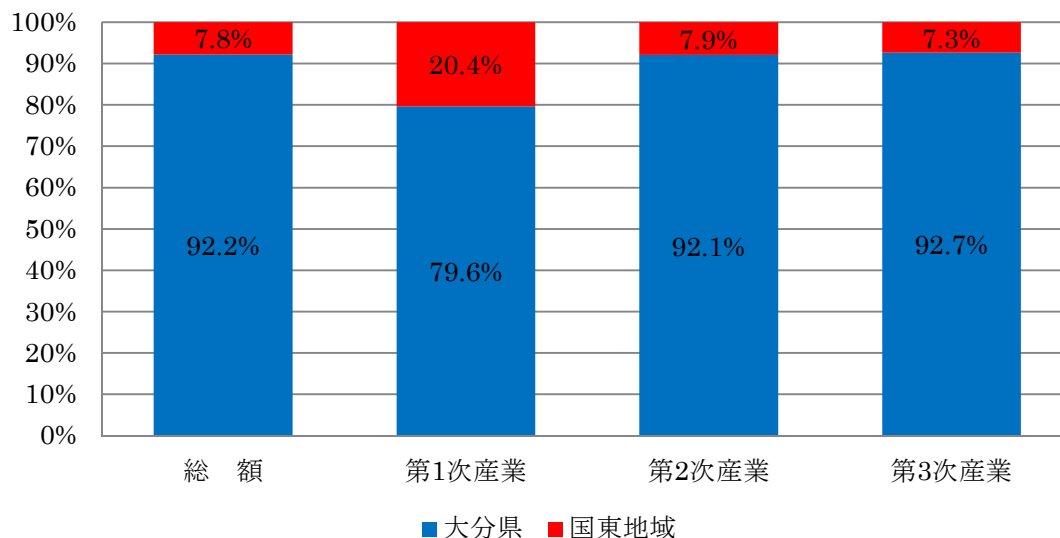
平成22年度の産業別総生産額の構成比をみると、第1次産業5.8%、第2次産業29.4%、第3次産業62.8%となっており、第3次産業の占める割合が大きい。他方、本地域の総生産額の全県に占める割合をみると、7.8%で、産業別では、第1次産業が20.4%、第2次産業が7.9%、第3次産業が7.3%となっており、比較的、第1次産業の県全体に占めるウエイトが高いことがうかがえる。

【 産業別総生産額（国東地域） 】 (%)



資料：平成24年度 大分の市町村民経済計算

【 産業別総生産額の全県に占める割合 】 (%)

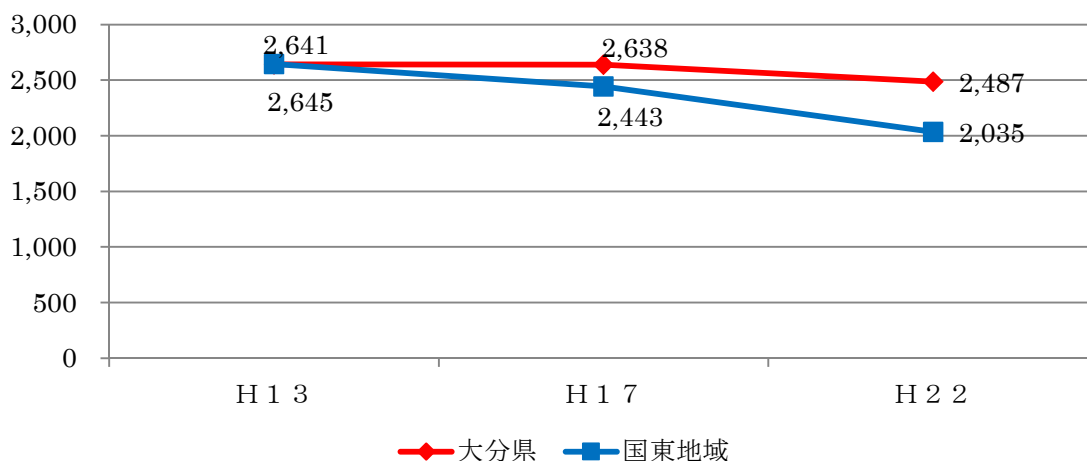


資料：平成24年度 大分の市町村民経済計算

エ 所得

平成22年度の本地域住民一人当たりの分配所得は2,035千円で、平成13年度の2,645千円に比較して0.77倍の伸びを示している。平成22年度一人当たり分配所得の県平均を100とした場合、本地域は81.8で県平均を18.2ポイント下回る。

【 住民一人当たり分配所得 】 (千円)



資料：平成24年度 大分の市町村民経済計算・平成22年国勢調査

※基準改定により比較可能な年度(H13、H17、H22)の数値を使用

3 振興対策の成果

国東地域における振興対策は、昭和61年に半島振興対策実施地域として指定されて以来、法律及び法律の規定を受けて策定した振興計画に基づき積極的に推進してきた。

半島振興施策の全体の特徴としては、半島循環道路の改良や大分空港道路の整備、空港及び空港周辺施設の整備等、交通施設の整備に関する事業が多く、次いで農業農村の基盤整備や河川改修、砂防工事等の産業基盤、国土保全に関する事業が多くなっている。

これまでの各種事業により、半島を循環する国道や県道の改良率は向上し、また観光・レクリエーション施設や生活環境の公共施設、福祉施設等の整備も進み、着実にその成果を上げてきた。

しかし、少子高齢化の進行、地域経済の停滞、依然として残る生活環境基盤の格差、地域間競争の激化等、本地域が活力に富む自立した地域社会となるには、なお厳しい状況が続いている。

4 振興の基本的方向及び重点施策

(1) 基本的方向

本地域は、本県の空の玄関である大分空港を有し、地理的には北九州市と大分市の中間に位置し、半島北部には周防灘フェリーが、また半島南部には九州横断自動車道とそれに連結する宇佐別府道路（東九州自動車道）、大分空港道路、さらにJR日豊本線が通るなど、交通の要衝の地として恵まれた条件を有している。

また、本地域には、豊かな自然と美しい景観、多数の歴史的文化遺産が残されており、心の豊かさを求める人々の余暇の場として、都市住民等の新しいライフスタイルの受け皿として大きな可能性を有している。これらの国東地域の特性を活かした地域間交流の促進や、地域資源を活かした産業の振興を通じて、若年層の人口流出の防止、UIJターンの促進等、定住の促進を図る。

本地域の振興については、これまで空港を中心とした広域交通体系を軸として、若者が定住する魅力ある地域づくりを目指し、各種施策を総合的に推進してきたところであり、その結果、道路網の整備など各種公共施設の整備も着実に進んでいる。

しかしながら、人口の減少と高齢化の進展に伴い、地域の基幹産業である農林水産業では後継者問題や担い手の高齢化が課題となっており、また個人経営による中小商店などでも同様の状況で、商店街の空洞化や集客力の低下をきたすなど、地域社会・経済全体の活力の低下を招くといった状況になっている。

このような中で、今後、活力に富んだ真に豊かな地域社会を形成するには、本地域の持つ有形・無形の資源を活かし、地域自らの責任で、地域の魅力を高め、他の地域と競い合っていく自立した地域社会をつくることが重要である。このため、本計画では、地域の特性を活かし、将来にわたって地域が主体となって魅力ある地域社会をつ

くっていくため、「地域間競争に打ち勝つ個性豊かな地域づくり」を基本目標として、各種施策を総合的に推進するものとする。

また、本計画の基本的方向は、平成27年度に策定する本県の新長期総合計画の基本目標である「県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県」と同一基調とし、「健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県」「いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県」「人を育み基盤を整え発展する大分県」の三つの視点から、地域の持ち味を生かした、個性豊かな地域づくりを推進するものとする。

(2) 重点施策

計画期間を平成27年度から概ね10年間とし、本計画の基本的方向の実現に向け、特に、平成37年の本地域における社会増減率が平成26年を下回らないよう、社会減に歯止めをかけることを目指しながら、次の施策を重点的に推進する。

(ア) 健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県

- ・急速に少子化が進行する中、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、子育て支援に関わる多様な人材の確保を図るほか、子育てサークル等の設置を促進するなど、子育てを社会全体で支援する体制を整備する。
- ・障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がい者の生活を支えるサービス提供基盤の整備と住まいの場、経済基盤となる働く場の確保を図るとともに、相談支援体制の充実や芸術・文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動を推進する。
- ・高齢者が生涯現役として活躍し、生きがいを持って安心して暮らせる社会を実現するため、スポーツや学習、就労など様々な社会活動への参加を促進するとともに、福祉、保健・医療にわたる施策を総合的に推進する。
- ・水環境を保全し、快適な居住環境を構築するため、他地域に比べて低位にある生活排水処理施設を計画的に整備促進するとともに、廃棄物の適正処理を図る。
- ・様々な災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の育成・強化を図り、地域防災の担い手としての人材育成を推進するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。
- ・住民のくらしと生産活動を守るため、河川の改修や海岸保全施設・砂防施設等の整備を推進するとともに、治山事業の実施や土砂流出防備保安林などの維持保全に努め、災害に強い県土づくりに努める。
- ・国東地域の特性を活かした地域間交流の促進や、地域資源を活かした産業の振興を通じて、若年層の人口流出の防止、UIJターンの促進等、定住の促進を図る。

(イ) いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県

〈農林水産業〉

- ・人口減少やグローバル化などの情勢の変化に対応した強い農林水産業を創出する。
- ・雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進する。
- ・気候特性を活かした果樹、茶、施設園芸等への企業参入の促進と農業者による企業の経営への転換。
- ・花きのファーマーズスクールの運営支援等による新規就農者の確保。
- ・白ねぎ、トマトの周年安定供給体制を強化するとともに、高品質化を図り、「大分白ねぎ」、「塩トマト」のブランド力を強化。
- ・バジルやカボス、オリーブなどの小売業や食品関連企業と連携した品目生産による経営安定化。
- ・そば、ギンナン等地域産品の加工品開発と販路拡大の推進。
- ・七島イやしいたけに続く世界農業遺産ブランドの海外展開。
- ・ガザミ等の水産資源の回復とカキなど新たな水産資源のブランド確立。
- ・漁船漁業を補完するカキやワカメ等の養殖漁業の振興による複合経営の促進と車えびしゃぶしゃぶなど食べ方の提案等による地元消費の拡大。

〈商業〉

- ・地域資源や芸術文化及び空き店舗等を活用した商店街の活性化など、商業・サービス業を通じた地域活性化に取り組む商業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業サービス業をリードする人材の育成を図る。

〈工業〉

- ・産業活力を創造し、地域経済の発展を図るため、地域企業の経営革新や技術開発への支援、ベンチャー企業の発掘と育成に努め、ものづくり産業の振興を図る。また、大分北部中核工業団地等へ企業誘致を促進するとともに、人材の育成に努め、より魅力ある立地環境の整備を進める。
- ・誘致企業へのフォローアップと地域の特性を活かした企業の誘致。
- ・企業訪問の強化による誘致企業への適切かつ迅速な対応。
- ・空港の利便性を活用した企業の誘致。
- ・豊富な農林水産物等の地域資源を活かした企業の誘致。

〈観光〉

- ・地域資源を活かした観光を推進し交流人口の増大を図るため、観光と地域づくり

を一体化したツーリズムを振興するとともに、観光客の来訪を促進し、誰もが安心して楽しめる、もてなしあふれる観光地づくりを推進する。

- ・開山1300年を迎える六郷満山文化や世界農業遺産など国東半島ならではの素材を活用した効果的な観光施策の展開。
- ・ゆっくり巡り文化・自然・食・温泉を楽しむ「豊の国千年ロマン観光圏」との連携による戦略的な誘客・情報発信。
- ・航空機、フェリー等の利用客を周遊観光へ導く交通システム整備。
- ・地域の魅力をつなぐ観光プロデューサーやガイド等の人材育成。
- ・外国人観光客の増加を目的に、海外でのプロモーションを行うとともに、多言語対応等受入れ体制の整備を推進。
- ・国東半島地域及び近隣市町村が密接に連携して、広域的・多角的な観光施策の展開。

〈地域振興のための基盤づくり〉

- ・産業の振興や地域間交流の促進、地域の活性化を図るため、空港や半島地域と県内各地や九州全体を結ぶ高速交通ネットワークの整備、国東地域を循環する国道213号や県道の整備を推進する。また、情報格差の是正を図るため、情報通信関連施設の整備を促進する。

〈野生鳥獣被害対策〉

- ・集落住民自らが捕獲に取り組み集落を餌場とさせない「集落環境対策」、防護柵等の設置を行う「予防対策」、計画的かつ効果的な捕獲活動を行う「捕獲対策」等の取り組みを支援し、鳥獣被害の軽減を図る。

（ウ）人を育み基盤を整え発展する大分県

- ・児童生徒の生きる力を育むため、家庭、地域と連携して地域に開かれた安全で楽しい学校づくりに取り組むとともに、学校施設の充実など教育環境の整備を図る。
- ・豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育成するため、学校における生徒指導・教育相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域社会と連携し、体験活動を実施するなど地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。
- ・住民一人ひとりが、いつでも、主体的に学ぶことができる生涯学習社会を形成するため、住民の学習機会の拡充やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するとともに、学習活動の拠点となる社会教育施設等の機能の充実を図る。
- ・地域のニーズにきめ細やかに対応することができるNPO・ボランティアの育成を図るため、NPO関連情報の提供などにより、NPOに対する地域住民の理解を深めるとともに、横の連携を深め、NPO・ボランティアの活動の促進を図る。

- ・文化財の保存・活用・継承とその活用を図るため、文化財を愛護する意識の醸成を図り、次代の文化を担う人づくりを推進する。また、文化財の整備・活用によって魅力的な地域づくりを推進する。
- ・六郷満山文化や伝統的な祭の維持・伝承と情報発信。
- ・アーティスト等の移住促進やNPO等と連携したアートプロジェクトの実施など、芸術文化の創造性を活かした地域づくりを展開する。
- ・サイクリングやマラソン等の大規模スポーツ大会の支援強化。

第2 振興計画

1 交通通信基盤の整備

(1) 交通通信の確保の方針

本地域の交通の拠点である空港については、平成14年に新旅客ターミナルが供用を開始するなど利用者の利便性の向上が図られたところであるが、利用者数の増加と空港機能の強化を図るため、既存の国際線の維持定着化及び新規路線の誘致等に努めるとともに、空港の施設整備や空港までのアクセス改善を推進する。また、地域住民の生活を支え、産業の振興を図り、都市との交流等を促進するため、高速交通ネットワークをはじめとする交通基盤の整備並びに港湾の整備を推進する。また、県民や企業等のさまざまなニーズに対応する高速通信環境の整備を進める。

(2) 交通施設の整備

ア 空港の整備

空港利用者数の増加と利便性の向上を図るため県内各地から空港までのアクセス改善を図るとともに、空港と県内各地や九州全体とを有機的に結びつける高速交通ネットワークの整備を推進する。

また、ソウル便の維持定着化を図るとともに、新たな国際路線の誘致、国内航空路線の増便や新規路線の誘致に取り組む。

(現状と課題)

- ・大分空港は、3,000mの滑走路、10バースの駐機場が整備され、東京、成田、大阪、名古屋に向けた国内定期路線（4路線）があり、1日25便が就航している。また、ソウルに向けた国際定期便が就航しており、国内外で年間約177万人が利用している。
- ・本県の空の玄関口として、本地域の産業振興、人口の定住化、交流人口の増加等に寄与している。また、約2万人の外国人が利用するなど、地域の国際交流に果たす役割

は大きい。

- ・ 21世紀の本県の空の玄関としてふさわしい空港となるよう空港機能の強化、世界に開かれた海上空港としての整備が求められている。

(振興施策)

①空港アクセス及び周辺の整備

- ・ 県内各地や九州全体とを連結する高速交通ネットワークの整備を促進する。

②大分空港の国際化及び利用促進

- ・ 韓国からの団体観光客や修学旅行の誘客などにより搭乗率を上げ、ソウル線の維持定着化を図る。
- ・ 新規国際定期便の誘致については、チャーター便の運航実績の積み上げが必要であるため、航空各社等に対するPR・誘致活動を行い、運行拡大に取り組む。
- ・ 大分空港のCIQ体制についても、職員数の拡充等を関係機関に要望し、大分空港の国際化の一層の促進に向けた取組を行う。
- ・ 国内航空会社に対するPR・要望活動をはじめ、適切な施策を講じることで利用者数の増加を図り、国内路線の拡充に取り組む。

イ 道路の整備

(ア) 国道・県道・市町道等の整備

道路整備に対するニーズは依然として強く、行政の広域化や少子高齢化に対応した医療サービスの向上など、県内の社会・経済情勢、道路行政の取り巻く環境の変化を踏まえて道路整備を推進する。

(現状と課題)

- ・ 幹線道路網については、地域高規格道路大分空港道路及び日出バイパスにより、半島東南部と九州横断自動車道長崎大分線、宇佐別府道路（東九州自動車道）が連結された。
- ・ 「生活の安全・安心を高める道路整備、地域の活力を高め発展を支えるネットワーク整備」に基づき、高規格幹線道路から国道、県道、更には市町村道に至る体系的な整備に取り組んできた結果、半島地域内の国道、県道の改良率は、県平均を上回る状況となっている。
- ・ 半島北部及び西部は、高速交通ネットワークの整備が遅れており、観光において結つきの強い福岡県、大分市等からのアクセスが弱い。
- ・ 出入りの激しい半島の海岸線に沿って循環する一般国道213号は、カーブが多い路線であるため、時間的ロスが多く、安全で快適な走行が妨げられている。

- ・国道・県道を補完し、地域住民の生活道路として利用される市道・町道は、大部分が歩道も無く幅員の狭い1車線道路であるため、日常生活に支障をきたしているとともに、災害時における脆弱性が課題となっている。

(振興施策)

①幹線道路網の整備

- ・半島西部の高速交通ネットワークを整備するため、地域高規格道路である宇佐国見道路を見据え、当面現道路活用区間として利用可能な幹線道路の整備に取り組む。

②国・県道・市町道等の整備

- ・国道・県道は、大分県中長期道路整備計画「おおいたの道構想21」に基づき道路整備を行う。
- ・市道・町道は、豊後高田市、国東市、杵築市、日出町が組織している国東半島振興対策協議会の策定した「国東半島地域道路整備構想」に基づき市町において整備推進する。
- ・観光や産業の振興を支援するため、拠点間又はこれらと幹線道路等を結ぶ道路のネットワーク強化を推進する。また、防災機能強化を図るため、災害発生時の避難ルートや救助・救援活動、生活支援等に資する以下のような路線の整備も推進する。

- 1) 半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶ路線
国道213号、両子山武蔵線 等
- 2) 最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資すると認められる路線
八坂真那井線、日出真那井杵築線 等
- 3) 災害発生時に孤立する可能性のある地域の解消に資すると認められる路線
地蔵峠小田原線、赤根富来浦線 等
- 4) 異常気象時通行規制区間及び特殊交通規制区間のうち迂回路なしの区間の解消等に資すると認められる路線
成仏杵築線 等

(イ) 農道・林道等の整備

生産活動や流通の合理化・広域化、農山村地域の生活環境の改善、森林の適正な維持管理を図るため、農道、林道等の整備を促進する。整備にあたっては、一般道路との調整を図り、実情にあった規格設定、地元の意向や一般交通量などを考慮し、開設コストの低減、整備の迅速化を図る。

(現状と課題)

- ・本地域の林道等の整備状況は、平成26年度末で林内路網密度、林道密度、作業道密

度のいずれも県平均を下回っている。

(振興施策)

- ・ 基幹農道の整備及び維持保全により、消費者ニーズに即した農畜産物の流通の効率化を図るとともに、隣接した各谷間の集落間の交流にも配慮した農道整備を促進する。
- ・ 林業経営の合理化と森林の適正な維持管理・利用を図るため、林道・林業専用道・作業道の整備拡充を推進する。

ウ 鉄道の整備

(現状と課題)

- ・ 本地域を通る J R 日豊本線には単線区間が残っており、複線化が望まれている。
- ・ J R 九州は、複線化に多額の工事費を要し、投資効果が期待できないため、現行施設を利用したダイヤの改善等により、一層の快適性や利便性の向上に取り組むとしている。

(振興施策)

- ・ 日豊本線の複線化は県政の重点課題として位置付けており、沿線自治体等で構成する「日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会」と共に、国や J R 九州に対して高速化や複線化の実現を要望していく。

エ 港湾の整備

港湾が物流や産業の拠点として十分に機能を発揮できるよう、自然環境保全等のため地域住民の意見を聞きながら所要の整備を図る。また、施設整備については、老朽化した施設に改良を加えるなど、既存施設の有効活用を図りながら、計画的に進める。

(現状と課題)

- ・ 本地域には、守江港をはじめ地方港湾が 7 港、知事が指定する 5 6 条港湾が 2 港あり、地域の産業や住民の生活を支える基盤施設として利用されている。
- ・ 地域産業の物流拠点としての機能は十分ではなく、今後も整備が必要となっている。
- ・ 施設の老朽化により利用効率が低下しているため、適切な改良による有効活用が必要となっている。
- ・ 自然環境への関心の高まりなどから、港湾施設周辺の環境整備や空間整備が求められている。
- ・ 道路交通網の発達等により港湾背後地の住民の生活圈や産業活動の広域化が進んでいる。
- ・ 物流、交流、観光、レクリエーションなど、港湾への要請が多様化している。

(振興施策)

- ・港湾が物流や産業の拠点として十分に機能を発揮できるよう、所要の施設整備を進める。
- ・施設の老朽化等により陳腐化し利用効率の低下した施設に適切な改良を加え、施設の有効活用を図る。また、国東港伊美地区や日出港等局所的な施設整備により、短期間で事業効果を発揮できる港湾整備事業の推進を図る。

(3) 地域における公共交通の確保

(現状と課題)

- ・乗合バスの輸送実績は昭和40年代のピーク時と比べ20%程度に落ち込んでおり、不採算路線の廃止や減便などにつながっている。
- ・通勤・通学・買い物や通院などの社会生活を営むためには安心・安全な交通手段の確保は極めて重要であり、地域公共交通を維持していくことが必要である。
- ・少子高齢化や過疎化の進行に伴い、通院や買い物等に係る移動の困難を抱える人が増加している。
- ・港湾が地域における公共交通として十分に機能を発揮できるよう、適切な維持管理を行う。本地域には、離島航路が国東伊美地区－姫島港間に12便/日（冬期は11便/日）あり、地域住民の日常生活・社会生活の移動手段として利用されている。
- ・離島フェリーの乗降に利用される可動橋は、供用開始後20年以上経過しており、老朽化が進行している。

(振興施策)

- ・地域における公共交通の維持のためにバス事業者及び、コミュニティバスを運行する市町村に対し、運行費補助などを行う。
- ・公共交通の維持、活用と併せ、NPO等による福祉有償運送の推進を図る
- ・港湾施設が老朽化しているため、定期点検を行い適切な維持管理を実施する。

(4) 情報通信環境の整備

超高速ブロードバンドサービス提供地域や携帯電話通話エリアの拡大を図るとともに、地域ケーブルテレビ網の整備促進による情報化の均衡ある発展、地域公共ネットワークの電気通信事業者の利用促進による地域間の情報通信格差の是正を図る。

(現状と課題)

- ・超高速ブロードバンドサービス（ケーブルテレビ、F T T H、L T E）については、現在、ほぼ全域でサービスが提供されている。
- ・山間地が多いなどの地理的要因による携帯電話の不感地域を解消し、通話エリアの拡大を図ることが求められている。
- ・ケーブルテレビについては、現在、ほぼ全域でサービスが提供されている。
- ・光ファイバによる地域公共ネットワークの整備については整備が完了し、全県を結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」に接続しているが、今後、地域公共ネットワークの

民間利用を促進することが求められている。

(振興施策)

- ・電気通信事業者などと連携し、全域での超高速ブロードバンドサービス提供に向け、取組を進める。
- ・携帯電話不感地域の解消に向け、移動通信用鉄塔施設の整備を促進する。
- ・地域公共ネットワークとして整備した光ファイバを電気通信事業者に利用させることにより、超高速ブロードバンドサービス提供地域や携帯電話通話エリアの拡大を図る。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

農林水産業については、変化に対応し生産者の挑戦と努力が報われる農林水産業を実現するため、構造改革の更なる加速、マーケットインの商品づくり、観光業等他産業と連携し多角的な農業等、経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成、元気で豊かな農山漁村の継承に取り組む。

商業については、地域資源や芸術文化を活用した商店街の活性化など、商業・サービス業を通じた地域活性化に取り組む事業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業・サービス業をリードする人材の育成を図る。また、観光、ヘルスケアなど新たな需要が見込まれるサービス産業を育成するほか、新サービスの提供を目指す創業や経営革新の支援、飲食店等サービス産業の海外展開の支援を行う。

工業については、ものづくり企業がこれまでに培った技術や設備等を活用して取り組む新分野への挑戦を支援し、新たな産業の創出を目指すとともに、企業のニーズに的確に対応できるような立地環境の整備を進め、企業誘致を積極的に推進する。

観光の開発については、住んでいる人々が誇りを持ち、魅力を感じる地域が形成されれば、その評判が周囲に広がり、観光客が訪れるようになることから、観光と地域づくりを一体のものとし、関連分野が連携した総合的なツーリズムを振興すると共に、国東地域の豊かな自然や歴史・文化を生かした体験型商品づくりや、今後増加が見込まれる海外からの観光客をしっかりと取り込んでいくための受入態勢整備などに加え、サイクリング、トレッキング、マリンスポーツなどスポーツ観光の誘致なども積極的に進める。

また、国東地域及び近隣市町村が密接に連携して、広域的・多角的な観光施策を展開し、個性豊かな魅力を多様な手段で国内外に情報発信することによって、観光客の来訪を促進するとともに、誰もが安心して観光を楽しめる、おもてなしにあふれる観光地づくりを推進する。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

変化に対応した先駆的な経営体の育成や、新たな経営体の確保・育成、中核的な担い手の育成、産地間競争に勝ち抜く生産力の強化等を推進する。また、県独自の認証制度などにより食の安全・安心の確保を図り、エコファーマー制度など、生産者の顔が見える農産物の生産を推進するとともに、グリーン・ツーリズムの展開など、地域資源を活用した付加価値の高い取組を推進する。

(現状と課題)

- ・平成22年の農家数は9,111戸（対県比19.5%）、平成26年の耕地面積は11,444ha（対県比20.1%）となっている。
- ・平成26年度までの水田のほ場整備率は76.6%で、県平均（76.0%）よりも高くなっている。
- ・畜産については、中山間地域を中心に肉用牛、乳用牛、豚、鶏等が飼育され、一部地域では混住化が進んでいるが、全体的には環境に配慮した振興が図られている。
- ・農業農村文化の情報発信基地、都市と農村の交流施設として、大分農業文化公園が整備されている。
- ・安価な輸入農産物の増加などにより農産物価格が低迷し、高齢化や担い手の減少が加速する中、農業生産力の停滞や耕作放棄地の増大が問題となっている。
- ・BSEの発生や輸入農産物等の残留農薬、食品の不正表示など、食に対する不安を著しく増大させる事態の発生を背景として、食の安全・安心への関心が高まっており、こうした消費者の視点を踏まえた施策展開が求められている。
- ・循環型社会の構築や地球環境保全の観点から、環境保全を重視する農業への移行に加え、農業・農村の有する国土保全、水源かん養など、多面的機能の維持、増進が求められている。

(振興施策)

①生産基盤・生活基盤の整備

- ・担い手への農地集積や集落営農組織の育成に向け、ほ場の大区画化とともに水管理省力化を図る地下水位制御システムや水路のパイプライン化等を推進する。
- ・集落道、汚水処理施設、防災施設等の整備を進め、住民が健康で安心して暮らせる生活環境基盤の整備を図る。
- ・農地・農業用水利施設などの地域資源を適正に管理・更新することにより、環境保全と多面的機能の維持・増進を図る。
- ・大分農業文化公園や直販所等を拠点に、都市住民に豊かな自然や農山漁村に関する情

報を提供し、都市と農山漁村との交流を促進する。

②園芸（野菜・果樹・花き）の振興

- ・戦略品目（白ねぎ、小ねぎ、いちご、カボス、ハウスみかん、キク等）を定め、ブランド化を図る。
- ・規格・技術の統一や集出荷施設の集約・整備により、産地間連携による規模拡大を図る。

③畜産の振興

- ・省力管理技術の導入や飼養管理技術の向上により、経営の安定を図る。
- ・米・麦農家等と連携し、飼料と堆肥の交換等、地域循環型農業を推進する。

④担い手の育成

- ・就農学校やファーマーズスクールでの研修を通じて、新規就農者の確保を図る。
- ・中山間地域等直接支払制度の対象集落や人・農地プラン策定集落を中心に、水田農業の担い手として集落営農の組織化・法人化を推進する。
- ・新規就農のための情報発信を積極的に行い、農家の子弟や他産業からの従事者等の確保を図る。また、女性の経営参画や起業など経営強化を推進する。
- ・体験学習や出前講座等、幼少期から農業との関わりを深める取組を進める。

イ 林業

効率的な林業生産体制の確立を図るとともに、林業生産基盤の整備を推進する。また、指定管理鳥獣等の野生生物の適正管理を行い、野生鳥獣との共生を目指す。

(現状と課題)

- ・本地域の森林面積は、約5万1千haと総土地面積の約60%を占め、そのうち約40%が人工林である。
- ・県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止など、森林の公益的機能の発揮に対する住民の関心が高まっている。
- ・山村地域の過疎化に伴う担い手の減少や高齢化などにより、生産活動が停滞している。
- ・本地域では、瀬戸内型乾燥地帯の気候を生かし、良質な乾しいたけを生産している。また、マダケ等の主要産地として良質な竹材を造園や製品加工用として供給している。
- ・本地域のイノシシ、シカ等による農林作物被害は、平成26年度で38,672千円となっており、過疎、高齢化に悩む地域にとって深刻な問題となっている。
- ・森林の持つ公益的機能の発揮には、林業生産活動と山村地域の活力維持が不可欠であり、地域内の林業・木材産業の振興を図る必要がある。

(振興施策)

①林業生産基盤の整備

- ・林道・林業専用道・作業道などの路網整備等を推進するとともに、集団的かつ効率的な間伐や高性能林業機械の導入による低コスト化などを推進する。

② 特用林産の振興

- ・しいたけ生産者の高齢化に対応した作業負担の軽減と経営の安定、生産量の増加、品質の向上を図るため、簡易作業路の開設、人工ほだ場や散水施設など、生産基盤の整備を推進する。
- ・造園用や製品加工用などとして良質な竹材の生産拡大を図るとともに、新たな用途開発や新商品の開発を促進する。

③ 担い手の育成確保

- ・域内の意欲ある林家の活動を支援し、地域リーダーの養成を図るとともに、研修等により、林業後継者及び新規参入者を育成する。
- ・森林組合など、林業事業体の経営体質改善を図り、林業事業体への管理や施業の委託による不在村者や自ら管理できない者が所有する森林の適切な管理体制を構築する。

④ 野生鳥獣被害対策

- ・集落住民自らが捕獲に取り組み集落を餌場とさせない「集落環境対策」、防護柵等の設置を行う「予防対策」、計画的かつ効果的な捕獲活動を行う「捕獲対策」等の取り組みを支援し、鳥獣被害の軽減を図る。

ウ 水産業

資源の回復による漁業の安定、流通体制の強化と人づくり、組織づくりを柱に漁家経営の安定と漁村の活力再生を図る。

(現状と課題)

- ・本地域の平成25年の漁業経営体数は557経営体、海面漁業・養殖業生産量は6,613t（推計）、生産額は約37億円（推計）で、それぞれ県全体の23.5%、10.6%、9.8%を占めている。
- ・小型底びき網や船びき網、刺し網、釣りなどが盛んに営まれ、タチウオやカレイ類、エビ類、シラスなどが漁獲されている。
- ・養殖業では、浅海干潟域を利用してクルマエビやノリ、カキなどが生産されている。
- ・域内には、県管理漁港2港、市町村管理漁港28港が存在する。
- ・地域の主要漁業は漁船漁業であるが、資源水準の低下により、漁獲量は総じて減少傾向にあり、資源回復が急務となっている。
- ・水産物価格が低迷していることから、漁家経営、漁協経営ともに悪化しており、漁業従事者の減少と高齢化が進み、漁村の活力が低下している。
- ・タチウオやハモなど重要魚種の販売促進及び消費拡大に取り組んでいるが、さらなる販売力の強化が求められている。

(振興施策)

①資源管理型漁業の推進と養殖業の持続的発展

- ・魚礁・増殖場などの造成や海底堆積物の除去など、魚介類の産卵・育成場となる生産基盤の整備を推進し、海域の基礎生産力の増進を図る。
- ・造成漁場への種苗放流の重点実施による効率的な栽培漁業と休漁期間の設定などの漁獲規制による資源管理の強化を推進し、水産資源の回復を図る。
- ・新規養殖魚種の導入や環境に配慮した養殖業を推進し、養殖業の持続的な発展を図る。

②戦略魚種の流通対策

- ・産地間連携を推進し、安定的な集出荷体制の確立による市場競争力の強化を図る。
- ・消費者ニーズに対応した水産物の生産・加工・流通を促進し、漁業経営の改善を図る。

③中核的漁業者等の育成

- ・水産業の持続的発展に対し先導的役割を担う中核的漁業者の育成を図る。
- ・漁業後継者の確保、漁村女性の活動支援など、担い手の総合的な育成対策を講じ、漁業を担う人づくりを図る。

④魅力ある漁村づくり

- ・漁業生産基地の役割を担う漁港とその後背地における生活環境基盤の整備を進める。
- ・直販所やブルー・ツーリズムへの取組などを通じて地域資源の活用を推進し、漁業を核とした魅力ある地域づくりを図る。

(3) 商工業等の振興

ア 商業

- ・地域資源や芸術文化を活用した商店街の活性化など、商業・サービス業を通じた地域活性化に取り組む商業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業・サービス業をリードする人材の育成を図る。
- ・空き店舗を活用した「チャレンジショップ」の展開など、既存の資源を活用して商店街の活性化を図る。

(現状と課題)

- ・本地域は、多くの谷筋に分断された半島特有の地形から、人口が分散しており、大きな商業集積の少ない地域である。
- ・平成19年商業統計調査によると、本地域における商店数は、1,587店（県全体の9.8%）、年間商品販売額は、1,264億円（県全体の4.9%）となっており、1店当たりの販売額は、県平均に比べて低くなっている。
- ・各市町の商品販売額のこの地域におけるシェアは、豊後高田市23.2%、杵築市31.0%、国東市21.4%、日出町24.4%となっている。

- ・本地域には零細な商店が多く、中心市街地においても空き店舗が増加するなど、空洞化が進行していることから、商業の振興を推進し、商業機能の維持・向上を図る必要がある。
- ・豊後高田市では中心市街地活性化法に基づく第2期計画の事業に取り組んでいる。

(振興施策)

①商店街の活性化

- ・芸術文化など地域の特性を生かした、個性的で魅力ある商店街や商業の活性化を推進する。

②商業機能の維持

- ・高齢者など地域住民の買物利便を確保するため、商業者グループによる宅配サービスなどのコミュニティビジネスの後押しなど、よりソフト面を重視した支援策を進めていく。

③地域商業人材の育成

- ・次代を担う意欲的な商業人材を育成するため、若手や後継者を対象とした商人塾を開催する。

イ サービス産業

観光、ヘルスケアなど新たな需要が見込まれるサービス産業を育成するほか、コミュニティビジネスを実践しようとする事業を発掘し、その立ち上がりと事業展開に対し支援する。

(現状と課題)

- ・人口減少による域内消費の減退が懸念される一方、県立美術館や大分駅ビルのオープン、また東九州自動車道の開通等により「おんせん県おおいた」を訪れる観光客等の増加が見込まれるなど、商業をはじめ県内のサービス産業は大きなビジネスチャンスを迎えている。
- ・このチャンスを実際に消費につなげるため、顧客満足度の高いサービスの提供や魅力ある個店づくりなど、サービス産業全体の質の向上が求められている。
- ・また少子高齢化などの社会構造の変化や規制緩和等の進展は、消費者や企業の多様なニーズを生み、サービス産業の県内経済に占めるウエイトは、今後益々大きくなることが予想されている。しかし、その生産性は製造業等に比べ相対的に低く、今後は効率化に加え、付加価値を高め生産性向上を図ることが重要である。
- ・コミュニティビジネスは、地域自らが持つ固有の資源・得意分野を生かして、地域の活性化、雇用の確保を図る有効な手段として、その普及が大いに期待されている。
- ・コミュニティビジネスの立ち上げに当たっては、必要な人材や資金が不足しがちであ

り、事業展開の仕組みが未成熟なままになっている。

(振興施策)

- ・観光、ヘルスケアなど新たな需要が見込まれるサービス産業を育成するほか、新サービスの提供を目指す創業や経営革新の支援、飲食店等サービス産業の海外展開の支援を行う。
- ・福岡市にアンテナショップを開設し、商品販売や市場調査、観光情報の発信を行う。
- ・コミュニティビジネスの立ち上げなどに対する助成や普及のための研修会・交流会を実施する。

ウ 工業

中小企業の活躍の場を広げる「産業集積の深化」、次世代を担う「産業の育成」、中小企業の活力創造と競争力強化のため「チャレンジする中小企業の活力強化」を推進する。このため、中小企業の総合的な支援機関である（公財）大分県産業創造機構やものづくり現場の技術支援機関である産業科学技術センター等の充実に努める。

(現状と課題)

- ・平成25年の事業所数は204で、主な内訳は、食料品製造業36、生産用機械20、プラスチック製品製造業31、繊維11などとなっている。
- ・本地域では、先端技術産業を中心に企業誘致が進められ、昭和59年度から平成26年度末までに84社が立地している。
- ・平成25年の製造品出荷額等は、2,855億円で、平成15年の6,233億円に比べ、10年間で約54%減少しており、県全体に占める割合も、20.6%から6.5%へと14.1ポイント低下している。
- ・半導体関連産業は、平成17年に大分県LSIクラスター形成推進会議を設立し、研究開発や人材育成、販路開拓等の各種事業を実施している。グローバル競争下において今後とも成長を続けていくためには、新分野等へのチャレンジ、台湾や中国等のアジア市場をにらんだ海外展開に取り組む必要がある。
- ・自動車関連産業は、平成18年に大分県自動車関連企業会を設立し、県内企業の技術力向上や受注機会の拡大につながる取組を行っている。県内企業は、一層のコスト競争力を強化するとともに、技術力に磨きをかけ高品質の機能部品やユニット部品への参入に取り組む必要がある。
- ・中小企業においては、省エネルギー対策などの情報やノウハウ、資金的余裕の不足から環境対応への取組が遅れている。
- ・ベンチャー企業については、技術や商品、サービスに新規性や競合との差別化要素があり、高い成長が期待されるものの、経営ノウハウや資金等経営資源の不足、認知度

が低いことによる市場開拓の困難性など、特有の問題を抱えている企業が多く見られる。

(振興施策)

①ものづくり産業の振興

- ・大企業の本社や産業技術総合研究所等との連携による新製品の開発支援や国内外の市場情報を持つ商社と地場中小企業との連携による販路開拓支援を行う。
- ・進出企業から地場企業への技術移転の促進や地場企業間の連携を強化し、最先端の技術を持つ進出企業を支える地場部品・材料産業の育成と集積を図るとともに、インフラの整備や高度技術者等の人材育成への支援を積極的に行う。
- ・半導体関連産業のグローバル競争力強化に向けた企業間連携の強化や海外展開への支援及びこれまでに培った技術の活用による新分野への挑戦支援を行う。
- ・自動車産業の競争力強化に向けた現場改善指導、コストマネジメント強化や九州域外から調達されている付加価値の高い機能部品など受注獲得に向けた支援を行う。
- ・東九州メディカルバレー構想のさらなる推進により、医療・福祉機器・ロボット関連産業など、成長が見込まれる産業への参入を支援するための製品開発・販路開拓支援等を行う。
- ・省エネコーディネーターによる省エネ関連情報の提供等により、中小企業への一層の省エネルギー対策の浸透を図る。
- ・企業の経営革新を段階に応じて支援するとともに、新しい技術やビジネスモデルに挑戦する企業の育成を図るなど産業集積に活力を与える環境の整備を推進する。
- ・地域資源の高度化や高機能化に取り組む企業を支援し、地域資源活用型産業の育成・集積を進める。また、農産物の高付加価値化や中小企業のビジネスチャンスの拡大による地域経済の活性化が期待できる農工連携への取組を推進する。

②企業の誘致対策

- ・スピード重視の経営や資産効率重視の経営など企業ニーズの動向を踏まえ、立地ニーズへの迅速な対応、工場用地や空工場の賃貸制度の創設、企業の初期投資軽減のための補助制度の充実、人材育成による労働力の確保等、より魅力ある立地環境の整備を進める。
- ・本地域内に立地の可能性のある企業について、業種、業態にこだわらず、情報収集及び訪問活動を積極的に実施する。特に、自然環境との調和に配慮しながら、地域の特性を活かした企業立地の促進を図るとともに、地域産業と密着した分野等にも着目した企業誘致を推進する。

(4) 観光の振興

住んでいる人々が誇りを持ち、魅力を感じる地域が形成されれば、その評判が周囲に広がり、観光客が訪れるようになることから、観光と地域づくりを一体のものとし、関連分野が連携した総合的なツーリズムを振興すると共に、国東地域の豊かな自然を活かした体験型商品づくりや、今後増加が見込まれる海外からの観光客をしっかりと取り込んでいくための受入態勢整備などに加え、サイクリング、トレッキング、マリンスポーツなどスポーツ観光の誘致なども積極的に進める。

また、国東地域及び近隣市町村が密接に連携して、広域的・多角的な観光施策を展開し、個性豊かな魅力を多様な手段で国内外に情報発信することによって、観光客の来訪を促進するとともに、誰もが安心して観光を楽しめる、おもてなしにあふれる観光地づくりを推進する。

(現状と課題)

- ・本地域は、白砂青松の海岸、なだらかで優美な山岳とそれとは対照的な奇岩奇峰の山々など美しい自然景観を有し、半島中央部にある両子山から夷耶馬・鷲巣岳地域及び文殊山にかけては瀬戸内海国立公園に、またその周辺部一帯及び海岸線に沿った地域は国東半島県立自然公園に指定されている。
- ・半島一円に点在する寺院、石仏、石塔などの「六郷満山」と呼ばれる仏教文化遺跡、城址や武家屋敷などの歴史的文化遺産、昭和30年代の町並みをよみがえらせた「昭和の町」など、魅力的な観光資源が豊富で、訪れる人々にとって大きな魅力となっている。
- ・トレッキングやマラソン大会、サイクリングなどのスポーツが楽しめるスポット、工房やギャラリー、温泉宿泊施設など、様々な分野の観光資源に恵まれている。
- ・九州横断自動車道と大分空港道路を結ぶ日出バイパスが開通したことから、域外から大分空港への交通アクセスが容易になった。
- ・旅行形態が団体から個人・グループに移行するなど、観光スタイルが大きく変化する中、地域にある資源を見つめ直し、磨き上げて地域の魅力を高めていくことが求められている。
- ・国際化の進展に伴い、外国人観光客の誘致や受け入れ環境の整備を図る必要がある。
- ・交通基盤の整備が図られ、アクセス条件が向上していることは、観光や地域間交流を促進させる一方で、地域間の競争も激しくなっていることから、他地域との差別化を図ることが必要である。

(振興施策)

- ・観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進。
- ・地域資源を活かした民間の自主的・主体的な地域づくり活動を支援するとともに、地

域の特性や景観に配慮したまちづくりを推進する。

- ・農林水産業や工業、商業、サービス業などの産業や地域の伝統的民俗行事や祭り、音楽祭、トレッキングやマラソン大会、ビーチバレーボール大会など、文化・スポーツと融合させた総合的なツーリズムを推進する。
- ・本地域の天然自然や仏教文化遺産等を活かした、広域観光ルートの設定を行う。(歴史・文化をたどるルート、スポーツイベント、芸術ルート、テーマパークを訪れるルート等)
- ・地域の特性や景観を活かした町並みづくりや、手話通訳者などのサポートボランティアの育成支援、複数言語による案内システムの整備など、観光客をやさしくもてなす受け入れ体制を構築する。
- ・域内にある大分空港では、韓国との国際定期便が運航されていることから、東アジアからの観光客を国東地域に周遊させる体制づくりを進める。
- ・ツーリズム環境の整備に資するため、宿泊客数・交流客数の把握や傾向分析を行う。
- ・九州観光推進機構との連携のもと、国内外に向け情報発信を行う。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

- ・地元で働きたいと考える若者の県内就職・定着を支援するとともに、都市圏を中心とする県外からのU I J ターン希望者へのきめ細やかな支援を行う。
- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方(固定的性別役割分担意識)は、女性の就業の促進を阻害する可能性があるため、意欲のある女性が就労しやすい職場環境の整備とともに、家庭・職場、地域の意識改革を進める。

(2) 就業促進対策

(現状と課題)

- ・人口減少の進展や国内外での競争が激化する中、本県の産業の維持・発展のためには、優秀な人材の育成・確保が重要である。
- ・若年者、女性、高齢者、障がい者など様々な層に対する就業支援など、社会参加を促進することが必要とされている。
- ・誰もが働きながら子育てや介護ができる環境を実現するとともに、女性が結婚・出産の際でも就労を継続できるような職場環境を整えるなどの取り組みが必要となっている。

(振興施策)

- ・産業界との連携を強化し、高校生をはじめとする若年者の人材育成や在職者の技術・技能の向上に努める。
- ・県外からのU I J ターン希望者へのきめ細やかな支援を行うため、交流・定住促進のための支援施策や雇用、住宅情報並びに地域情報、地域づくり情報等のU I J 関連情報について一元化し、移住コンシェルジュ等と連携した相談体制を構築するとともに効果的な情報発信を行う。
- ・人材を確保、定着させ、生産性の向上を図るため、仕事と仕事以外の生活(育児、介

護、自己啓発等)を希望するバランスで行うことができるよう、企業のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進する。

- ・キャリアアップや将来管理職を目指す女性を対象にした研修を行う。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水は、地域住民の日常生活に直結し、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものであり、また、農業、工業などの産業活動を支える基本的な資源である。

このため、水質及び水量の安定した水資源確保を図るとともに、水道については、計画的な整備と施設の適正な管理を行うことにより、安心して飲める水の供給を図る。

(2) 水資源確保対策

(現状と課題)

- ・本地域の水道普及率は、平成25年度末現在で71.9%となっており、県平均の91.1%を大きく下回っている。規模が小さな簡易水道事業、特に組合営の簡易水道は、経営が脆弱なため施設の老朽化が進んでいる。
- ・本地域は、桂川、八坂川をそれぞれ水源とする豊後高田市、杵築市のほかは、大きな河川に恵まれず、浅井戸、深井戸の地下水源に頼っている。
- ・本地域は、県下でも降水量が少なく、地形的にも大きな川に恵まれていない地域であることから、生活用水の確保が困難であり、早期に水道の普及率向上を図る必要がある。
- ・水道の普及を進めるためには、水質及び水量の安定した地下水源や海水淡水化施設等の水源の確保が必要である。
- ・本地域には、多くのため池が存在し、その大半は、築造年数の経過により老朽化が進行していることから、洪水や地震が発生した場合には、決壊により下流に甚大な被害を及ぼす恐れがある。

(振興施策)

- ・新たな水道資源を開発する市町村に対し、国費・県費による事業費の助成を行い、水源確保の促進を図る。
- ・営農用水の水源対策はもとより、住民の安全を確保する観点からも既設ため池の改修等を行う。
- ・森林の水源かん養機能の発揮のため、水源かん養保安林や干害防備保安林の指定を推進するとともに、グリーンダムの設置、治山事業等を積極的に行い、水源地域における森林の整備を推進し、水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

- ・水道広域化の施設整備を行う市町村に対し、国費・県費による事業費の助成を行い、水道施設の整備促進を図る。
- ・下水、産業排水等の再生利用等水資源の有効利用を促進するとともに、合理的な水利用について啓発活動を行い、節水意識の高揚を図る。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

安心で快適な居住環境を整備することは、そこに住む人々の生活に潤いと豊かさをもたらすだけでなく、若者の定住や都市との交流、企業の誘致等を促進するうえでも重要である。

このため、水環境を保全し、廃棄物を適正に処理するため、下水道、廃棄物処理施設等の整備を進めるとともに、住民のふれあいや余暇活動の場としての公園の整備、新しいライフスタイルに対応したデザイン、設備等を有する賃貸住宅の供給を促進する。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

ア 下水道等の整備

下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備を「大分県生活排水対策基本方針」並びに「大分県生活排水処理施設整備構想」に基づき、効率的かつ計画的に推進する。

(現状と課題)

- ・本地域の生活排水処理率は、平成25年度末で67.7%と、県平均(71.2%)、全国平均(88.9%)に比べかなり低い状況にある。
- ・本地域の恵み豊かな水環境を保全するため、生活排水処理施設を整備する必要がある。

(振興施策)

- ・生活排水処理施設を整備する市町村に対し、事業への助成を行い、その促進を図る。

イ 廃棄物処理施設等の整備

「第2次大分県ごみ処理広域化計画」(平成18年度策定)の見直しを行い、各市町村で策定される廃棄物処理計画との整合性を保ちながら、廃棄物処理施設を整備する。

(現状と課題)

- ・「第2次大分県ごみ処理広域化計画」(平成18年度策定)においては、国東市、杵

築市、日出町は別府市と同じ別杵国東ブロックに、豊後高田市は中津市、宇佐市等と同じ県北ブロックに分かれており、それぞれの一般廃棄物処理計画に基づいてごみ処理等が行われている。

- ・宇佐市、豊後高田市、国東市の3市が一部事務組合を設立し、新たなごみ処理施設を整備する計画を進めており、引き続き、当該地域の廃棄物の広域処理体制を見直していく必要がある。

(振興施策)

- ・平成27年度に改定する「第4次廃棄物処理計画」に基づき、当該地域に必要な中間処理施設、最終処分場の整備を進める。
- ・また、本地域では畜産業が盛んであるため、家畜ふん尿等畜産系産業廃棄物についてたい肥化等により適正処理を推進する。

(3) 公園等の整備の推進

少子高齢化社会に対応し、また若者の定住促進を図り豊かな地域づくりを進めるため、住民のふれあい・余暇活動の場として魅力ある公園の整備を推進する。

(現状と課題)

- ・都市公園等の整備は、これまでも計画的に進められてきたが、本地域の1人当たりの都市公園等面積は、平成25年度末で15.1㎡と、県平均(12.8㎡)よりやや高い状況にある。
- ・少子高齢化社会への対応や生活環境の改善及び自然との共生への対応などが求められている。

(振興施策)

- ・豊かな緑とオープンスペースの確保を図り、本地域の歴史と自然、さらに防災に配慮した公園等の整備を計画的に推進する。

(4) 住宅関連対策

住民一人ひとりが豊かさを実感できる居住生活を営むことができるよう、ニーズに対応した良質な住宅建設及び良好な住環境の形成を促進する。また、空き家情報の提供や空き家居住の促進による移住受入など、空き家の利活用を推進する。

(現状と課題)

- ・本地域の高齢化率は高く、高齢者対策や定住促進のための支援や整備が必要である。
- ・豊かな居住生活を実現するため、住民一人ひとりが多様な選択肢の中からそれぞれの

生活にあった住まいを選択できることが求められている。

- ・ 本地域は高齢化が急速に進んでおり、高齢化に対応した仕様、設備を備えた住宅の整備が必要となっている。
- ・ 所有者の管理が不十分で放置された空き家等は増加傾向にあり、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響など、さまざまな課題を抱えている。
- ・ 利用可能な空き家を移住・定住のための環境整備の面からも、これらの空き家の利活用につながる取り組みを強化していくことが必要である。

(振興施策)

- ・ 居住水準の向上や住宅性能の向上及び良好な住環境の確保を目指す。
- ・ 若者等の UIJ ターンによる移住・定住促進を図るため、豊かな自然環境や広い敷地等、地域の特性を生かしながら、新しいライフスタイルに対応したデザイン、設備等を有する良質な賃貸住宅等の供給を促進する。
- ・ 高齢化社会に対応した、高齢者の身体機能の低下に配慮した公営住宅等の建設・改善を促進する。
- ・ 空き家適正管理の啓発及び相談体制の充実や地域活動などでの利活用の促進。
- ・ 空き家バンクの情報充実や空き家を含めた住宅取得等の住宅対策の推進。

(5) 生活サービスの持続的な提供

- ・ 人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いをかなえるため集落の特徴的機能の強化と連携によるネットワーク・コミュニティの形成を推進する。
- ・ 安心、安全な地域社会の構築や賑わい創出のため、小規模集落対策に引き続き取り組む。
- ・ 公共交通の確保・維持に加え、より少ない交通需要に対応したデマンド交通の導入や、NPO等地域のさまざまな団体との協働による移動手段の確保等により、地域の実状に応じた取組を進める。

(現状と課題)

- ・ 少子高齢化や過疎化の進行に伴う公共交通機関の廃止や商業施設の閉店等により、通院や買い物等の移動手段に困難を抱える人が増えている。

(振興施策)

- ・ NPO等による福祉有償運送を推進するとともに、社会福祉法人による買い物支援等の社会貢献活動の推進を図る。
- ・ 集落同士が機能を補い合うネットワーク・コミュニティを構築する。
- ・ 社会福祉法人やNPO等集落の多様な担い手の育成・多機能の推進。
- ・ ネットワークづくりのための住民組織の立ち上げや活動拠点の整備等自発的・持続的な畝伊を支援。

- ・近隣地域に居住する地域の出身者など新たな担い手として活用。
- ・ネットワーク化のためのデマンド交通など地域公共機関の確保やICTの活用。
- ・買い物拠点づくりや廃校等を活用した地域の賑わいの場づくりの促進。
- ・社会福祉法人やNPO法人、自治会などによる自家用有償旅客運送の活用も含め地域の多様な担い手による住民の移動手段の確保。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

医療の充実と健康づくりの推進を基本理念に、平成25年3月に策定した「大分県医療計画」に基づき質が高く効率的な医療提供体制の整備を推進する。

また、急速に少子高齢化が進行する中で、容易に医療機関で受診できない地域において、住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院の機能強化を図るとともに、半島地域内の他の医療機関等との連携を図るなど、各種の対策を推進する。

(2) 医療の確保を図るための施策

(現状と課題)

- ・本地域は、人口10万人対の病床数、医師数とも、県平均を下回っている。
- ・本地域の中核病院である4つのへき地医療拠点病院（国東市民病院、宇佐高田医師会病院、高田中央病院、杵築市立山香病院）の医師の確保と設備の充実により、更に専門性の高い医療を受けることができるようにするとともに、プライマリ・ケアを担う半島地域内の医療施設との連携を推進していく必要がある。
- ・本県では、6市町村に産婦人科がないが、このうち半分の3市町村（豊後高田市、日出町、姫島村）が国東地域となっている。

(振興施策)

- ・医療機関の医師確保については、自治医科大学卒業医師及び大分大学地域卒卒業医師を国東市民病院や杵築市立山香病院等に派遣する。
- ・医学生に早くから、へき地医療に関心を持ってもらい、将来へき地医療に進む動機付けとするために、へき地の医療機関での体験研修を実施するなど、大分大学医学部とも連携しながらへき地勤務医師の確保に努める。
- ・へき地医療拠点病院の施設・設備の整備を促進するとともに、無医地区に対する巡回診療の取組を支援し、へき地拠点病院の機能を充実する。
- ・へき地診療所の施設・設備の整備を促進し、へき地診療所の診療機能を強化する。
- ・へき地住民の受診機会を確保するため、市町村が実施する福祉バス事業などと連携し、患者輸送体制を整備する。
- ・産婦人科が無い豊後高田市、日出町での産婦人科の確保に努める。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

県平均を上回る高齢化が進む本地域において、高齢者が心身ともに健康で、地域社会の中で積極的な役割を果たしながら、自立し、生きがいをもって暮らしていけるよう、介護サービス基盤の整備や保健・医療体制について整備するとともに、地域活動への参加機会を拡充し、社会参加を促進する。

次世代の育成支援については、少子化が進む中、子どもを生み育てやすい環境づくりは地域を挙げて取り組まなければならない課題であることから、子育てを地域全体で支援し、健やかな発育のための環境を整備する。

障がい者の自立と社会参加を促進するため、サービス提供基盤の整備と働く場の確保に努めるとともに、芸術文化・スポーツなどの振興を図る。

また、地域住民の健康増進を図るため、地域保健機能を強化するなど健康を支える環境づくりを進める。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が生きがいを持って健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進（地域包括ケアシステムの構築）のため、「おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」に基づき、高齢者がいつまでも心身ともに健康で、住み慣れた地域で長く安心して暮らし、地域社会の中で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できる環境を整備する。また、介護の必要な高齢者が自らの意思に基づき自立した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤を整備する。

(現状と課題)

- ・本地域の高齢化率は、平成26年10月1日現在で34.5パーセントと、全国平均（26.0%）、県平均（29.6%）を上回っており高齢化が進行している。
- ・核家族化の進行や女性の社会進出等により、従来高齢者の介護に中心的役割を果たしてきた家庭における介護機能が低下している。
- ・要介護者が増加するとともに、75歳以上の後期高齢者の割合が高いことから、寝きりや認知症等、介護の長期化・重度化が予想され、必要な介護体制や生活支援サービスの充実が求められている。
- ・元気な高齢者については、これまで地域で培ってきた経験や知識を生かして積極的な役割を果たすことが求められている。

(振興施策)

- ・介護の必要な高齢者が、自らの意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、

必要な介護サービスの基盤を質と量の両面にわたって整備するとともに、保健や医療を含む総合的・包括的な相談・支援等の体制整備を図る。

- ・高齢者が、いつまでも心身ともに健康で、地域社会の中で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できるよう、福祉、保健・医療にわたる施策を総合的に推進する。
- ・寝たきりや認知症等の要介護状態にならないための介護予防事業を、地域の実情に応じて積極的に推進する。
- ・一人暮らしや高齢者のみの世帯の在宅生活に対する支援を行うとともに、認知症高齢者に対する介護研修などの支援施策を推進する。
- ・元気な高齢者のスポーツ・学習・就労など様々な活動への参加機会を拡充し、生きがいと社会参加を促進する。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

① 子どもを生き育てやすい環境づくり対策

次世代育成支援対策は、子育て支援サービスの充実にとどまらず、働き方の見直しや経済的負担の軽減など、国・地方自治体・企業等が一体となって取り組まなければならない課題であるため、平成27年3月に策定した「大分県次世代育成支援行動計画～おおいた子ども・子育て応援プラン」（第3期計画）に基づき、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援し、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会を目指す。

(現状と課題)

- ・夫婦の持つ子どもの数についての理想と現実には、大きなギャップがある。
- ・本地域の平成26年の出生数は739人（平成15年：928人）と、減少傾向にある。
- ・地域の繋がりが希薄化し、地域で子育てを支える力が弱まっている。
- ・子育ての孤立感、不安感が増大しており、子育ての喜びを感じにくい社会になっている。
- ・社会的な支援を必要とする子どもや家庭は増加傾向にある。
- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困に対策を推進する必要がある。
- ・県民の希望が叶うよう結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が求められている。
- ・母子保健施策の充実による妊娠・出産の安全性の確保や子どもの健やかな発育のための環境整備が求められている。

(振興施策)

- ・子ども及びその保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う「利用者支援事業」を推進する。
- ・地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点」の充実

を図る。

- ・就業形態の多様化などに対応するため、「延長保育」「休日保育」等の保育サービスの充実を図る。
- ・労働等により、保護者が昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の充実を図る。
- ・労働講座の実施等により、子育てにやさしい就労環境の普及・定着を図る。
- ・育児休業制度の周知・啓発や労働時間短縮の促進を図る。
- ・市町村における要保護児童対策地域協議会等のネットワーク体制の整備を促進する。また、里親制度の充実などによる被虐待児などに対する支援体制の強化を図る。
- ・教育や生活、保護者に対する就労、経済的支援などの総合的な子どもの貧困対策を推進する。
- ・妊娠・出産の安全性の確保と不妊への支援や子どもの小児医療体制の整備など、健やかな発育のための環境整備を図る。
- ・医療費や保育料など子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子育て家庭を支援する。

② 障害者の自立と社会参加の促進対策

障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、共に支え合い、いきいきと生活していける社会を実現するため、身近な地域で障がい者の生活を支えるサービス提供基盤の整備とグループホームなどの住まいの場、経済基盤となる働く場を確保するとともに、相談支援体制の充実や芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動を推進する。また、障がいの有無に関わらず、すべての人が自らの意思で自由に安心して行動できるようにするため、「ユニバーサルデザイン」の理念により、まちづくりを総合的に推進する。

(現状と課題)

- ・本地域における障害者（児）数は、平成26年3月31日現在、身体障がい者（児）7,041人、知的障がい者（児）907人（療育手帳所持者）、平成26年6月30日現在、精神障がい者2,850人となっている。
- ・就労、芸術文化、スポーツなどあらゆる分野において障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会の中で障がい者が自立し、参加できる環境づくりが必要となっている。
- ・障がい者や養護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も変化しており、障がい者が安心して日常生活を送るため、また、養護者の負担を軽減するため、障がいの種類や程度に応じた適切な障害福祉サービスの提供が求められている。
- ・障がいの有無に関わらず、すべての人が自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除

く「福祉のまちづくり」への取組が必要である。

(振興施策)

- ・障がい者が暮らす身近な地域で、生活を支える障害福祉サービスが十分に提供されるよう、サービス提供基盤の整備や、グループホームなどの住まいの場と経済的基盤となる働く場の確保を図る。
- ・施設入所から地域での自立した生活への移行促進や相談支援体制の整備、苦情解決や権利擁護の制度の周知・利用促進を図る。
- ・就労支援に力を入れるとともに、芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動の推進を図る。
- ・ライフステージに応じた施策の連動を図り、一貫した支援体制づくりを推進する。
- ・公的サービスだけでなく、地域住民をはじめ自治会などの地縁型団体や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など、様々な活動主体が相互に連携をとりながらサービスを提供できるようネットワーク化を図る。
- ・安心して生活し、活動できるやさしい福祉のまちづくり（バリアフリーのまちづくり）を推進する。

③ 元気に暮らす健康づくりの推進

県民一人ひとりが「健康寿命」を延長し、生涯にわたり健康で自立して暮らすことができるよう、平成25年3月に策定した「第二次生涯健康県おおいた21」を基本とし、県市町村だけでなく、健康づくり団体や医療保険者、企業等とも連携し、総合的な健康づくりを推進する。

(現状と課題)

- ・本地域は高齢化が進行する中、三大生活習慣病の平成25年の死亡率が790.7人（平成15年716.4人）となっており、県平均（平成25年597.4人、平成15年553.8人）を上回るテンポで増加している。〈死亡率＝人口10万人当たり〉
- ・人口の高齢化に伴い、がん、脳卒中等の生活習慣病で健康を害し、認知症や寝たきりとなる人の増加が予想されており、日常生活習慣を改善し、疾病の発病を予防する「一次予防」及び疾病の重症化予防に重点を置いた対策が求められている。

(振興施策)

- ・日常生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発病を予防する「一次予防」及び疾病の重症化予防に重点を置いた対策を推進するとともに、家庭、地域、学校、職場、保健所など社会全体で個人の健康を支える環境づくりを推進する。
- ・健康づくり推進のための環境づくりとして、市町村における健康づくり拠点の整備、

健診機会を活用した健康学習等多彩な保健サービスメニューの提供、健康づくりに積極的に取り組んでいる事業所等の認定、健康づくりのための住民組織、リーダーの育成等の基盤整備を進める。

- ・ 県民の健康づくりを推進するため、生涯を通じた健康づくりを行うほか、食習慣の確立のための食育を通じた健康づくり、精神保健対策のためのこころの健康づくり、身体健康保持に欠かせない歯の健康づくり対策等に努める。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

活気あふれる地域を担う人づくりを進めるため、学校教育においては、地域に開かれた安全で楽しい学校づくりに取り組むとともに、学校施設の充実など教育環境の整備を図り、児童生徒の生きる力を育む。

また、住民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学ぶことができる生涯学習社会の形成を図るとともに、だれもが気軽にスポーツに参加できる環境づくりを進める。また、文化財を愛護する意識の醸成及び伝統芸能の振興を図ること等により、次代の文化を担う人材の育成に努めるとともに、魅力ある地域づくりを推進する。さらに、地域の幅広いニーズに対応することができ、魅力ある地域づくりに取り組むNPO・ボランティアとの協働を進めるため、これら団体等の育成を図る。

多彩で質の高い芸術文化活動が行われるよう、優れた芸術文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境整備の充実を図るとともに、将来の芸術文化の担い手や鑑賞者をはぐくむために、若者や子どもたちの豊かな感性や創造力を育成する機会を充実する。さらに地域のアート拠点や団体、行政等が連携して、芸術文化の創造性を活かした地域づくりを推進する。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

ア 教育の振興

家庭、地域社会と連携して地域に開かれた安全で楽しい学校づくりを推進し、児童生徒の生きる力をはぐくむ。

また、住民一人ひとりが生涯にわたり、いつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の形成を図るとともに、子どもから高齢者、障害のある人も含め、だれもが気軽に自分のレベルに合わせてスポーツに親しむことができる環境づくりを進める。

(現状と課題)

- ・ 児童生徒の倫理観や社会性の不足、規範意識の低下、自立の遅れなどがみられ、不登

校及び暴力行為、いじめ、少年非行など、問題行動等は多様化・深刻化し、依然として憂慮すべき状況にある。

- ・地域づくり、福祉・介護、環境問題等、社会に共通した問題についての住民の学習ニーズが高まっている。
- ・家庭、学校、地域社会が連携協力して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくことが求められている。
- ・児童・生徒数の減少は著しく、また中学校卒業者のほとんどが高校に進学する中で、教育水準の維持・向上が求められている。
- ・余暇時間の増大や健康志向の高まりなどから、多くの人々が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が求められている。

(振興施策)

- ・自分の可能性を信じ、明日の学校生活や将来への夢をいただき、何事にも果敢に挑戦する児童生徒の育成を図る。
- ・学校の情報を保護者や地域に積極的に提供して学校の説明責任を果たすとともに、地域の人材を活用するなど、地域に開かれた学校づくりを行う。
- ・おおいた県民アカデミア大学における主催講座及び市町村や大学等と連携する連携講座を通じて、住民の学習機会の拡充、生きがいの創出及び地域リーダーとなる人材の育成を図る。
- ・地域住民が主体的に運営し、地域のだれもが参加できる「総合型地域スポーツクラブ」を創設・育成する。また、学校体育施設の共同利用を促進する。
- ・「協育」ネットワークを活用した子ども支援等を通して、自らの課題を解決し他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を図る。

イ 青少年の健全育成

学校や家庭、地域社会が協働して豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育成するため、有害環境の除去など安全・安心な環境づくりや社会奉仕活動・自然体験活動等の豊かな体験活動を推進する。

(現状と課題)

- ・少子化に伴い多数の子どもが異年齢集団を形成して様々な体験をする機会が減少している。
- ・子どもたちの暴力行為やいじめ、少年非行などの問題行動は多様化・深刻化し、依然として憂慮すべき状況にある。この背景や要因として、子どもたちの日常生活において、実体験が欠けていることからくる社会性や対人関係能力が十分身に付いていない

こと、家庭において子どもたちに基本的な生活習慣等が十分しつけられていないこと、また大人の規範意識が低下していることなど、子どもを取り巻く地域の環境が悪化していること等があげられ、それらの対応が強く求められている。

- ・『協育ネットワーク』を活用して、子どもが安全で安心して土曜日や放課後を過ごす場所づくりが進んできたが、さらなる取り組みが必要である。
- ・児童生徒の集団体験や生活体験等の体験活動の充実が求められている。

(振興施策)

- ・学校、家庭、地域が連携して家庭の教育力向上を図る取り組みを推進し、学習機会の提供等の家庭教育支援の充実を図る。
- ・父親の子育て参加の促進や、保護者の学習機会の充実等による家庭教育力の向上を図る。
- ・学校における生徒指導・教育相談体制を充実し、子どもたちが抱える心の問題や問題行動の兆候をとらえ、一人ひとりに応じた指導・支援を行うとともに、学校が家庭や地域社会と連携を強め、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。
- ・スクールカウンセラーの配置拡充などの教育相談体制の確立を図る。
- ・体験活動などを取り入れ、全ての教育活動を通じて豊かな心を育む教育を進める。

ウ NPO・ボランティアとの協働

地域において高齢者や子育て支援、環境保全、地域づくりなど、幅広い分野のニーズにきめ細やかに対応することができるNPO・ボランティアの役割は重要であり、連携を強化して協働を推進するため、NPO・ボランティアの育成を図る。

(現状と課題)

- ・地域における諸問題について、行政や企業で対応できないサービスの提供について、NPO・ボランティアが大きな役割を担っている。
- ・本地域の特定非営利活動法人（NPO法人）数は36（平成27年3月末現在）で、大分県全体（508）の約7%となっている。現在、NPO法人設立の相談も多く、法人設立を支援する必要がある。
- ・自由な発想やきめ細やかなサービスの提供など、NPOやボランティアが果たしている役割に対する地域住民の理解を深め、その活動を活性化させることが必要である。
- ・各種のボランティア活動について、横の連携を深め、総合的に調整することが求められている。

(振興施策)

- ・NPO活動を活性化し、持続発展させるため、特定非営利活動促進法（NPO法）の

趣旨や法人設立手続きのPR、法人運営についての講座の開催により、人材の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援の充実を図るとともに、NPO関連情報の提供などにより、地域住民のNPO法人に対する理解を深め、参加と協力を促進する。

- ・NPOやボランティアの活動を促進するため、情報の提供を行う。
- ・各種のボランティア活動について、横の連携を深め、総合的に調整を図る。

(3) 教育・文化施設等の整備

教育水準の維持・向上のため、地域の実情を十分に考慮しながら、学校施設の整備・充実など教育環境の整備を図る。

(現状と課題)

- ・本地域には、全日制高等学校4校、分校1校、特別支援学校1校、計6校の県立学校が設置されており、高等学校では普通科以外に農業科、工業科、商業科及び総合学科がある。
- ・恵まれた自然を生かした海型の青少年教育施設である香々地青少年の家が整備され、利用されている。
- ・生徒の多様な学習ニーズに対応するため、新しいタイプの学校を設置・導入することにより、特色ある学校づくりを進めてきた。今後の全県的な少子化による生徒数の減少が見込まれる中、地域に根ざした学校づくりを進めていくことが課題である。
- ・教育内容等の変化に対応した環境の整備や改修、更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められている。

(振興施策)

- ・グローバル人材等の育成や地域に根ざした高等学校づくりなど特色ある高等学校づくりを推進する。
- ・香々地青少年の家では施設の特色や地理的条件を活かしつつ、世界農業遺産を活用するなど、より魅力的な事業を提供し、施設の利用促進を図る。
- ・住民の学習活動の拠点となる公民館、図書館等の社会教育施設や青少年教育施設などの機能の充実を進める。
- ・県民の生涯学習活動を推進・支援するため、大分県の生涯学習情報提供システムによる学習情報を充実させ、地域に情報を提供する。
- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備を図るとともに、中長期の施設保全計画に基づく建物の長寿命化等に努める。

(4) 地域文化の振興

文化財を愛護する意識の醸成を図るとともに、伝統芸能の後継者を育成するなど、文化財の保存・活用・継承に努める。

特に、文化財の積極的な整備・活用による文化財を活かしたまちづくり等により、魅力的な地域づくりを推進し、観光等の振興を図る。

(現状と課題)

- ・ 本地域には、六郷満山文化と称される歴史的文化遺産が数多く残されており、連綿として継承されてきた様々な伝統行事が今なお生活の中に息づいている。
- ・ また、そうした豊かな文化遺産と恵まれた自然に惹かれて県内外から多くの人々が訪れている。
- ・ 地域社会が大きな変貌を遂げようとしている中、伝統文化の保存継承が求められるとともに、変化に対応した地域社会を支える文化の創造が求められている。
- ・ ゆとりや潤いの感じられる快適な暮らし、心の豊かさや生きがいを求めるなど生活の質が重視されるようになり、文化を通じた真の豊かさが求められている。
- ・ 歴史的建造物をはじめとする文化遺産の老朽化や損傷が著しく、その維持、管理、整備の必要がある。

(振興施策)

- ・ 文化財愛護意識を高め、地域に残る文化財を保護、継承する。
- ・ 国東地域に散在する六郷満山文化の史跡、寺社、石造物等の保存修復に努め、文化財の保護と保全を図る。
- ・ 若者・子どもの参加する文化活動や文化ボランティア活動を通じて次代の文化を担う人づくりを推進するとともに、文化活動指導者等の育成を図る。
- ・ 文化財の積極的な整備・活用による文化財を活かしたまちづくり等により、魅力的な地域づくりを推進し、観光等の振興を図る。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

今後も人口減少が予想される中、都市住民等との交流が地域活性化につながるものと期待される農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムによる交流等、地域の自然景観や地域資源を活用した振興策を推進し、交流人口の増大に努める。

さらに、U J I ターンによる移住・定住を促進するため、雇用や住宅情報、地域づくりなどの地域情報を発信し、交流人口や移住・定住人口の増加に取り組む。

(2) 地域間交流の促進のための方策

(現状と課題)

- ・大都市圏に在住する高度技術者や若年層にとって、良好な生活環境や地方と大都市の情報、技術、文化格差の縮小などから地元志向・ふるさと志向が高まっている。
- ・中世荘園の姿を現代に残す田染の水田、村落を「荘園の里」として整備し、都市と農村の交流を行っている。また、「道の駅」「里の駅」などの交流拠点の整備も進んでいる。
- ・自然志向やふるさと回帰志向の高まりの中、滞在型余暇活動の場を求めて訪れる人々のニーズを把握し、それらのニーズを踏まえた取組が必要である。

(振興施策)

- ・農林水産体験施設や道の駅、里の駅など交流拠点の整備や、施設間のネットワーク化を推進する。
- ・農山漁村の景観や地域資源を活用し、体験交流等を通じたグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを推進する。
- ・韓国との国際定期便を活かした国際情報発信など、地域の魅力の効果的な発信を行う。
- ・交流・定住促進のための支援施策や雇用、住宅情報並びに地域情報、地域づくり情報等のU I J 関連情報について一元化し、移住コンシェルジュ等と連携した相談体制を構築するとともに効果的な情報発信を行う。

10 国土保全設備等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園などの優れた自然環境に恵まれている。これらは観光開発等の地域振興を図るうえで貴重な資源であるとともに、健康で快適な生活に欠くことのできないものであり、将来へと引き継がなければならない貴重な財産・資源である。このため、自然とのふれあいを重視し、環境との調和に配慮した地域開発を行うなど、その保全に努めるものとする。また、地域住民の健康を守るとともに、生活環境を保全するため、公害の防止に努めるものとする。

また、近年多発する自然災害などから地域住民の暮らしと生産活動を守るため、災害に強い県土づくりを進める。

(2) 災害防除のための国土保全設備等の整備

災害に強い県土づくりを進めるため、過去に河川の氾濫や土砂災害等の発生した箇所などを中心に河川改修、砂防施設等の整備を行うとともに、海岸沿いの家屋や田畑を波から守るため離岸堤等の整備を推進する。

河川等の改修にあたっては、動植物の多様な生息・生育環境に配慮するとともに、水辺に親しめる環境づくりなど、関係機関や地域住民等と連携しながら環境と調和の

とれた整備に努める。

(現状と課題)

- ・本地域は、両子山を中心として、放射状に海岸部に至る丘陵部の間に農耕地、居住地が広がり、河川は短く、過去、豪雨による河川の氾濫や土砂災害などにより大きな被害が生じている。
- ・近年、間伐の停滞や伐採後の再生林放棄地の問題が生じており、水源かん養や土砂の崩壊・流出の防止など、森林の公益的な機能の低下が懸念されている。
- ・台風時の越波により、平成9年、10年及び16年に海岸線背後の家屋及び田畑等が浸水し、多大の被害を受けている。
- ・地域振興を図る上での基礎的条件として、災害に強い県土づくりを進める必要がある。
- ・人々の意識は、物の豊かさの追求から心の豊かさやうるおい、ゆとりを求める方向に変化しており、水辺空間には水と緑の貴重なスペースとしての期待が寄せられている。
- ・多自然川づくり等、人間生活と調和する豊かな自然の保全と創造に配慮した防災施設を整備することが求められている。
- ・本地域には、白砂青松で表現される松林が海岸部を中心に分布しているが、依然として松くい虫等の被害が続いている。

(振興施策)

- ・過去に豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生した八坂川や武蔵川等の河川の改修、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設等の整備を推進する。
- ・山地災害危険地区における治山事業の実施や、土砂流出防備保安林などの維持保全に努めるとともに、間伐の遅れた森林や再生林放棄地については、間伐や再生林など適正な管理を推進する。
- ・越波による背後の家屋及び田畑への被害を軽減するため、高潮対策として武蔵港海岸や富来港海岸等に離岸堤等を設置し、後背地の保全と民生の安定を図る。
- ・堤防の耐震調査などの機能診断を行い、長寿命化計画を策定し、それに基づく堤防の耐震・老朽化対策を推進する。
- ・侵食が進んでいる海岸に対し、人工海浜等により海浜本来の機能回復を図るとともに、遊歩道等を設置することで、景観及び親水性に優れた海岸空間の創出を推進する。
- ・海岸部における飛砂防備や防風機能及び景勝地としての風致機能を有するような公益的機能の高い松林に対し、重点的に松くい虫の防除や伐倒駆除を実施する。

(3) 地域防災体制の充実強化

自らを災害から守る「自助」、地域住民が災害時に互いを助け合う「共助」の役割

分担を重視しながら、災害に強い人づくり、地域づくりを推進する。また、行政などによる「公助」については、南海トラフ巨大地震や豪雨等による大規模災害への備えを充実するなど、災害事案に対する即応力を強化する。

(現状と課題)

- ・南海トラフ巨大地震や、近年の異常気象により増加傾向にある洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを軽減するため、地域が主体となった、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要がある。
- ・地震・津波時における早期避難を確保するためには、県民の防災意識の醸成とともに、避難路、避難場所の整備と実践的な訓練を積み重ねていくことが必要である。
- ・洪水や土砂災害などに対しては、住民自らが適切に安全行動を判断し、避難行動に繋がっていくことが重要である。
- ・過疎化や少子高齢化の進行などにより消防団員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されている。
- ・大規模災害時における、ヘリなどによる救助活動や医療活動、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を、迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。
- ・住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を、住民へ確実に伝達する体制の整備などを推進していく必要がある。

(振興施策)

- ・さまざまな災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く機会を捉えて発信し、県民の防災意識の醸成を促進する。
- ・防災士の養成とその育成、ネットワーク化を通じて、自主防災組織の活性化を推進する。
- ・津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに、避難訓練の定着を図る。
- ・風水害、火山災害など災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを図るとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進する。
- ・常備消防の市町村区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。
- ・市町村や事業所などと連携し、消防団の充実強化を図る。
- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害による甚大な被害を想定し、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制を充実強化する。
- ・市町村と連携し、防災情報の収集・伝達体制を充実強化する。

(4) 環境の保全

本地域においては、これまでも自然保護と適正利用の観点から開発が進められてきたところであるが、今後も本地域の特性を考慮し、環境と開発の調和に配慮しな

がら、自然環境の保全と快適な環境の確保を図る。瀬戸内海的环境保全については、「瀬戸内海的环境の保全に関する大分県計画」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、各種施策を推進し、公害の防止を図る。

(現状と課題)

- ・ 本地域の地形はほぼ円形で、両子山群に代表される優美な山岳と山麓に岩峰群の林立する耶馬溪式景観を有する半島内陸部、岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る東部海岸と、特徴ある様々な自然景観を有している。
- ・ 本地域の多くは国立公園、県立自然公園のほか、自然環境保全地域や自然海浜保全地区などに指定されているが、保護と適正利用による、環境と開発に配慮した地域づくりが求られている。
- ・ 閉鎖性海域である瀬戸内海は、環境保全に対して特別な配慮が必要である。

(振興施策)

- ・ 本地域の貴重な財産である自然環境を保全し快適な環境を確保するため、自然公園等の保護と適正利用を推進する。
- ・ 瀬戸内海的环境を守るため、環境の保全等に関する県計画に基づき、海域に流入する汚濁物質の削減等、各種施策を計画的に推進する。

大隅地域半島振興計画

平成27年12月

宮崎県
鹿児島県

平成27年12月 全部変更

目 次

第1 基本の方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	4
(1) 人口の動向	4
(2) 経済・財政力	4
(3) 交通及び情報通信	5
(4) 産業	6
(5) 水資源	9
(6) 生活環境等	10
3 振興の基本的方向	13
(1) 基本的方向	13
(2) 重点施策	13

第2 振興計画

1 交通通信の確保	17
(1) 交通通信の確保の方針	17
(2) 交通施設の整備	18
(3) 地域における公共交通の確保	20
(4) 情報通信関連施設等の整備	20

2 産業の振興及び観光の開発	22
(1) 産業の振興及び観光の開発の方針	22
(2) 農林水産業の振興	24
(3) 商工業の振興	30
(4) 観光の振興等	32
(5) その他の施策	34
3 就業の促進	35
(1) 就業の促進の方針	35
(2) 就業促進対策	35
4 水資源の開発及び利用	37
(1) 水資源の開発及び利用の方針	37
(2) 水資源確保対策	37
(3) 水資源の利用	37
5 生活環境の整備	38
(1) 生活環境の整備の方針	38
(2) 汚水処理施設, 廃棄物処理施設等の整備	38
(3) 公園等の整備の推進	39
(4) 住宅関連対策	39
(5) 生活サービスの持続的な提供	39

6 医療の確保等	41
(1) 医療の確保の方針	41
(2) 医療の確保を図るための方策	41
7 高齢者の福祉その他福祉の増進	43
(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	43
(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	43
(3) 児童福祉・障害者福祉その他の福祉の増進を図るための対策	45
(4) 安心して子どもを産み育てるための対策	45
8 教育及び文化の振興	46
(1) 教育及び文化の振興の方針	46
(2) 地域振興に資する多様な人材の育成	47
(3) 教育・文化施設等の整備	48
(4) 地域文化の振興	49
9 地域間交流の促進	51
(1) 地域間交流の促進の方針	51
(2) 地域間交流の促進のための方策	51
10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	54
(1) 災害防除の方針	54
(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	54

(3) 防災体制の強化	55
11 桜島火山との共存	57
(1) 桜島火山との共存の方針	57
(2) “火山を知る”ための施策の推進	57
(3) “火山とともに生きる”ための施策の推進	57
(4) “火山を生かす”ための施策の推進	57
12 自然環境・地域環境の保全等	58
(1) 自然環境・地域環境の保全等の方針	58
(2) 自然環境の保全	58
(3) 地域環境の保全と管理	58

第1 基本的方針

1 地域の概況

本地域は、宮崎県の日南市（南郷区域）、串間市、鹿児島県の鹿児島市（東桜島地区、桜島区域）、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町の7市5町で構成された、九州東南端の南に突き出した半島であり、その面積は2,540.96 km²、人口は286,972人（平成22年国勢調査）で、宮崎、鹿児島両県の総面積の15.0%、両県総人口の10.1%を占め、人口密度は、両県全体の人口密度167.9人/km²を大きく下回る113.0人/km²となっている。

気候は、概して温暖多雨（年平均気温17℃前後、年降水量2,952mm）で、日照にも恵まれており、常緑広葉樹林、亜熱帯植物群落等生物資源の豊富な地域となっている。

本地域の大部分が肝属、高隈、鰐塚の山地と、シラス（軽石凝灰角礫岩）からなる台地によって占められており、土地はやせている。

半島は、霧島の山麓から細長く南北に伸び、佐多岬を最南端として東岸は日向灘に連なり、西岸は鹿児島湾に面しており、笠野原をはじめとする広大な畑地や、森林、高原等利用可能な土地資源を多く有する地域となっている。

また、鹿児島湾内では、桜島が大正3年の大噴火の際流出した溶岩で大隅半島と地続きとなっている。

河川は、霧島山麓に端を発する大淀川の上流が、北部を東進して宮崎県側に流れ込み、高隈山地の小渓は、肝属平野で合流して肝属川等となり鰐塚山地からの福島川等とともに志布志湾に注いでいる。

鹿児島湾岸の雄川、神之川流域及び志布志湾岸に、縄文、弥生時代の遺跡や古墳も数多く存在するほか、大化の改新頃は、熊襲あるいは隼人の本拠地といわれたところでもある。その後幾多の消長を経て、中世島津氏により統一され、藩政時代も大部分は薩摩藩の所領として明治維新に至っている。

また、藩政時代から肝属平野，笠野原，野井倉原などの開拓，用水が行われているが，シラス，ボラの特殊土壌に阻まれ，所得，生産性の低い地域であった。こうした状況を打開するため，大隅熊毛総合開発計画（昭和23年），全国総合開発法に基づく南九州特定地域総合開発計画（昭和26年），地域住民との長年にわたる意見交流を踏まえて策定された新大隅開発計画（昭和55年）などに基づき，国，県による地域振興のための取組が行われてきている地域である。

大隅地域の構成市町

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
日南市 (南郷区域)	63.16	10,642
串間市	294.98	20,453
宮崎県小計	358.14	31,095
鹿児島市 (東桜島地区)	46.44	1,418
(桜島区域)	32.20	3,907
鹿屋市	448.33	105,070
垂水市	162.03	17,248
曾於市	390.39	39,221
志布志市	290.01	33,034
大崎町	100.82	14,215
東串良町	27.69	6,802
錦江町	163.15	8,987
南大隅町	213.61	8,815
肝付町	308.15	17,160
鹿児島県小計	2,182.82	255,877
計7市5町	2,540.96	286,972

鹿児島市（東桜島地区）の面積は、「2010 世界農林業センサス」による。

上記以外は、「平成 22 年国勢調査」による。

2 現状及び課題

(1) 人口の動向

本地域の人口は、昭和 30 年国勢調査の 466,128 人をピークに、平成 17 年 302,616 人、平成 22 年 286,972 人と減少を続けており、この 55 年間に 179,156 人、38.4% の減少となっている。この減少率は両県全体の約 3.6 倍という高いものであり、その結果、7 市 5 町全てが過疎関係市町として公示されている。

また、このような著しい人口減少が若年層を中心としたものであるため、人口減少に伴い高齢化が進んできており、南部地域においては 50%を超える高齢化率となっているところもあり、若年層の定着が今後の大きな課題となっている。

地域間においては、平成 17 年と平成 22 年を比較してみると、鹿屋市（鹿屋区域）を除くすべての地域で人口が減少し、南部地域の錦江町（田代区域）、南大隅町（佐多区域）などにおいては、10%を超える非常に高い率で人口減少が続いており、地域間で大きな格差が生じてきている。

(2) 経済・財政力

産業別就業人口比率を平成 17 年と平成 22 年で比較してみると、第 1 次産業就業人口比率は 23.0%から 20.9%へ、第 2 次産業就業人口比率は 20.6%から 18.9%へ、第 3 次産業就業人口比率は 55.4%から 58.0%へと変化している。

平成 22 年における宮崎、鹿児島両県平均の数字と比較すると、第 1 次産業就業人口比率が高く（宮崎、鹿児島両県平均 10.6%）、第 3 次産業就業人口比率が低い（宮崎、鹿児島両県平均 66.0%）ことがわかる。

本地域の平成 24 年度一人当たりの市町村所得額は 214 万円（鹿児島市（桜島区域及び東桜島地区）、日南市（南郷区域）を含まない）と、両県平均の 233 万円を下回っている。また、本地域（鹿児島市（桜島区域及び東桜島地区）、日南市（南郷区域）を含まない）の財政力指数（平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年平均）は 0.32 であり、全国平均の 0.49 と比較して低い。

(3) 交通及び情報通信

ア 交通

本地域は、東九州自動車道の曾於弥五郎 I C から鹿屋串良 J C T 間及び大隅縦貫道の串良鹿屋道路が平成 26 年 12 月に開通したところである。

今後、高速交通網のミッシングリンクの解消を図るため、東九州自動車道、都城志布志道路、大隅縦貫道の広域幹線交通網の調査・整備を促進し、鹿児島空港、宮崎空港など域外との時間短縮が必要である。

また、現状では、地理的な制約もあり、広域幹線交通網へのアクセスになお相当の時間を要しており、この解消のために、今後とも、広域幹線交通網の整備と併せアクセスの強化、域内のネットワークを形成する半島循環道路等の整備を推進する必要がある。

地域内の道路網については、半島中央の鹿屋市を交通の要衝として、国道 220 号等が半島内各地を結んでいる他、国道 269 号、448 号、504 号、224 号や主要地方道鹿屋吾平佐多線、志布志福山線、南之郷志布志線、垂水南之郷線、内之浦佐多線、日南志布志線、市木串間線等が地域の主要交通路線となっている。

このうち、国道 448 号、主要地方道内之浦佐多線は、肝属山地や大隅沿岸及び日南海岸の出入りの多い海岸線が南部及び東部の交通の大きな障害となっており、未改良区間も多く残されていることから、この区間の整備が課題となっている。

一方、高度経済成長期等に集中整備された道路施設が急速に高齢化するため、適切な老朽化対策を推進する必要がある。

港湾については、志布志港は、九州唯一の国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されており、南九州地域の物流拠点港湾として重要な役割を果たしている。背後圏においても東九州自動車道等の広域交通体系の整備が進むなど、その重要性はさらに高まっており、取扱貨物量は年々増加している。また、近年は外貿コンテナ貨物が急増しており、新若浜地区多目的国際ターミナルの整備等、一層の国際物流拠点港

湾としての機能向上が期待されている。

その他の地方港湾については、地域の活性化と再生のため、その利用促進を図る必要があり、防波堤等の整備や港湾施設の機能を維持するための整備など、各港湾の状態に応じた整備が必要となっている。

また、港湾施設の老朽化が進んでいることから、機能保全のための計画的な維持管理が必要となっている。

また、利用者の利便性向上のためのアメニティ空間の整備や薩摩半島及び宮崎県南部地域との交通ネットワークの充実が課題となっている。

地方バス路線については、地域住民の貴重な交通手段として運行されているが、過疎化やモータリゼーションの進展に伴う利用者の減少などから、運行維持が困難な状況となっており、地域住民の交通利便性を確保することが課題となっている。

イ 情報通信

情報通信については、情報化の進展に対応するため、携帯電話や光ファイバ網等の整備など、高度情報通信ネットワークの整備を促進する必要がある。

また、インターネットを活用した情報発信やコンテンツ(情報の内容)制作に係る人づくりなどを進める必要がある。

(4) 産 業

ア 農 業

農業については、本地域の大部分がシラス等不良土壌に覆われているが、笠野原台地をはじめ国営かんがい排水事業などによる農業基盤整備が進められ、水を利用した生産性の高い営農が展開され、野菜等の産地化も進んでいる。

また、我が国でも有数の畜産地帯で肉用牛、豚、ブロイラーについては、大規模な畜産経営が展開されている。

今後とも、本地域の農業が持つ有利性を最大限生かしながら、「かごしま食と農

の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」, 「第七次宮崎県農業・農村長期計画」等に基づく施策を総合的に展開し, 「安心・安全・新食料供給基地」の実現を目指して, 本地域の農業の一層の振興を図る。

イ 林業

林業については, 森林面積が 1,625 km²と総面積の 64%を占め, スギを主体に人工林化が進み, 他の地域に比べて成熟度の高い林業地帯が形成され, 今後, 国産材の供給基地としての発展が期待されている。一方, 近年, 木材需要は増大しているものの, 林業就業者数の伸び悩みや木材価格の低迷など, 引き続き厳しい経営環境にある。このため, 担い手の確保・育成や森林施業の集約化の促進, 生産基盤の整備, 木材の流通・加工体制の整備など, 国産材の産地形成に向けた一層の取組が必要となっている。

特用林産物については, 主にシイタケ, エノキタケの生産が行われるとともに, 近年はシキミなど枝物の生産が伸びてきている。

また, 半島南部には, 原生的な照葉樹林等貴重な森林資源が保全されており, これらの総合利用による林業・山村の活性化が期待されている。

ウ 水産業

水産業については, 鹿児島湾海域でカツオ餌料としてのカタクチイワシを対象とした小型まき網, マダイ主体の一本釣漁業等が営まれている。半島東部海域は, アジ・サバ・イワシ等を対象とするまき網漁業の主漁場となっており, 内之浦湾では定置網漁業も盛んである。また, 志布志湾では, ヒラメ等を対象とした小型底びき網, シラスを対象とした船曳漁業が盛んである。

また, 鹿児島湾の桜島周辺, 垂水市, 鹿屋市及び南大隅町(根占区域)や内之浦湾, 串間市ではカンパチ, ブリを主体とした養殖業が盛んである。

一方, 近海においては, カツオ一本釣漁業やまぐろ延縄漁業が, 盛んに営まれて

いる。

しかし、近年、水産資源の小型化や減少傾向、漁場環境の悪化などが見られ、資源管理や漁場整備が課題となっている。

このため、地域特性を生かした資源管理型漁業を進めるとともに、漁場の整備開発の推進、養殖業の振興を図るなど、競争力の強い特色ある産地づくりを進める必要がある。

また、ニーズの多様化に対応し、新製品の開発や流通・加工体制の整備を進める必要がある。

なお、内水面養殖業については、志布志市や大崎町、鹿屋市等において、ウナギ養殖が盛んで全国有数の産地となっているが、ウナギ資源が減少していることから、資源の保護・増殖対策が課題となっている。

エ 商工業

商業については、鹿屋市を中心に広い商圈が形成され、高い吸引力を示しているが、消費者ニーズの多様化、大型店舗の進出などにより市場競争の激化が進み、鹿児島圏や都城圏への商品購買力の流出も見られる。

工業については、志布志港臨海工業用地に穀物貯蔵施設、倉庫・運送業や配合飼料製造業などが立地し、本地域の農畜産物の物流拠点を形成しており、内陸部には、金型などの自動車関連企業及び電子関連企業が立地している。また、志布志港の港湾機能と豊富な農林水産物等を生かした食品関連企業や飼料製造企業の立地が進んでいる。

さらに、広大な畑作地帯や平成 27 年度に新設された大隅加工技術研究センター、鹿屋体育大学等の機能を生かし、豊富な農林水産物を活用した食品関連産業や健康・医療産業のさらなる振興や、内之浦宇宙空間観測所の立地を生かした航空・宇宙関連産業の立地が期待される。

オ 観光・国際交流

観光については、本地域は佐多岬，都井岬，広大な照葉樹林，くにの松原，悠久の森，猿ヶ城溪谷，神川大滝，雄川の滝，都井岬の野生馬，幸島の文化猿等の豊かな自然環境・景勝地，全国で唯一の国立の体育大学「鹿屋体育大学」で展開される様々なスポーツ活動，山陵，広く分布する古墳群，戦争遺跡等の歴史的資源，お釈迦祭りや弥五郎どん祭り，都井岬火まつり，やぶさめ祭り等の様々な伝統行事，ルーピン祭りやばら祭り，ドラゴンボートフェスティバル等の様々なイベント，かのやばら園，神川大滝公園，鹿児島県立大隅広域公園，宇宙空間観測所，鹿屋航空基地史料館，輝北天球館等の特色ある観光関連施設など魅力ある観光資源を有している。

また，黒毛和牛・銘柄豚・地鶏やブリ・カンパチ，ピーマン・ばれいしょ等の農畜林水産物を生かした食の宝庫としての地域の特性を有している。

このような地域の特性を踏まえ，豊かな自然環境や良好な景観，歴史的資源，本物の素材による食の魅力を生かした観光地づくりやグリーン・ツーリズム等の体験型観光等を推進する必要がある。

また，東九州自動車道やフェリー等を活用した薩摩半島など他地域との広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに，スポーツキャンプの誘致等にも取り組んでいる。

国際交流については，国際交流・協力の拠点施設であるアジア・太平洋農村研修村の利用促進を図る。

(5) 水資源

本地域は，比較的降水量に恵まれているが，地形及び地質特性から中・北部地域と南部地域では，水資源の開発利用特性が異なっている。

中・北部地域では，広大なシラス台地，丘陵が展開し，河川はシラス河川としての特性から流況が比較的安定しており，また，地下水も豊富で，河川流域の低地で

は多くみられる湧水が、生活用水をはじめ各種用水に利用されている。

また、笠野原台地では、高隈ダムの建設による畑地かんがいにより、水を利用した生産性の高い営農が展開されている。

一方、南部地域は、地形的に山地性であり、四万十層群や花崗岩類が基盤岩として広く分布するという地質的特性により、地下水が乏しく、また、河川も狭小で、水の開発利用面では島しょ的な性格が強いことから、現在、表流水を利用した水源施設による畑地かんがい整備を行っているところである。

(6) 生活環境等

ア 生活環境

本地域の中核都市である鹿屋市をはじめその周辺地域などで、都市的な生活環境の整備に対する要請が高まっている。若年層の定住促進、観光客の誘致促進等のためにも、下水道等生活環境の整備を進める必要がある。

下水道施設については、鹿屋市、大崎町、曾於市、串間市で整備が進められ一部供用開始しており、その他の市町においても事業着手へ向けた整備区域、手法、スケジュール等の策定に取り組んでいる。

また、農業振興地域においては、生活排水による農業用水の汚濁防止等を図るため、農業集落排水事業を推進している。

さらに、漁村地域においては、漁業集落環境整備事業等による漁業集落排水施設の機能保全のための維持管理計画の策定を推進する必要がある。

下水道の計画区域及び集落排水の供用開始区域外の地域においては、合併処理浄化槽が普及しつつある。

ごみ、し尿等の一般廃棄物については、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が課題となっている。

イ 高齢者の福祉その他福祉

高齢化率が、全国平均より高い両県の中にあつて、本地域においては、両県平均を上回つて高齢化が進んでいる。その要因は、基本的には平均寿命の伸長と出生率の低下によるが、若年層を中心とした域外への人口流出等にも起因するもので、今後とも高齢者の割合はますます高くなり、一人暮らしや寝たきり等の介護を要する高齢者が増大することが見込まれている。

また、少子化、核家族化の進行、児童虐待の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化する中、児童の健全育成や保育対策等に対するニーズが増大・多様化してきており、次代を担う子どもたちが家庭や地域、社会の中で、心身ともに健やかに育つ環境づくりが重要な課題となっている。

さらに、障害者の高齢化や障害の重度・重複化が進む中、ノーマライゼーション（障害をもつ人でも地域の中で普通に暮らせる社会づくり）の理念の浸透と障害者の自立と参加意識の高まりに伴い、障害者のニーズも多様化してきており、それぞれの障害に対応した社会参加を支援するとともに、在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実を図ることが必要となつてきている。

このほか、高齢者や障害者など援護を要する人たちに対する地域の支援体制づくりが困難な地域もあるので、これらの人たちができるだけ住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる地域社会づくりが必要となつてきている。

保健医療については、少子・高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化等から、住民の保健医療に対する需要は増大するとともに高度化・多様化していることから、生涯を通じた健康づくりの促進、地域における包括的な保健医療提供体制の充実が課題となっている。

ウ 教育及び文化

児童生徒数は年々減少してきており、これに伴い、学校の小規模化が進み、児童生徒の集団活動の実施や社会性の育成が困難になるといった諸課題への対応など、引き続き配慮が必要となっている。

また、生涯学習関連施設については、社会教育、文化・スポーツ、コミュニティ等の施設の整備が進んできたが、活動状況には地域差が見られる。

さらに、本地域においては、その地理的状況等から芸術・文化鑑賞の機会が少なく、また、各地に残されている多様な伝統文化が、少子化の影響や若者の流出などにより、継承困難になってきている面もあるので、今後、芸術文化鑑賞機会の充実や伝統文化の後継者育成等が必要となってきている。

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

本地域は、食料供給基地づくりを目指した国営かんがい排水事業等の実施，産業振興を支える研究施設の設置や良好な港湾条件を生かした国際・国内物流拠点づくりなど，地域の振興に向けた諸施策の推進が図られている。

こうした施策の展開とその成果を基礎に，今後の地域の一体的振興発展を図るため，地域の創意・工夫と主体的な取組のもとに，創造的で個性豊かな地域づくりを進める。

このため，半島先端地域の活性化にも十分配慮しながら，引き続き，地理的制約条件の解消を図る東九州自動車道や半島循環道路などの交通・通信基盤の整備をはじめ，都城市や日南海岸地域等との交流・連携の推進や基幹産業である農林水産業の技術の高度化等による振興，新たなリーディング産業の創造，広域的な観光ルートの形成や快適で安全な生活空間の形成など，各般にわたる施策の広域的かつ総合的な推進を図る。

また，本地域が有する恵まれた自然環境や，農林水産業，景観，伝統文化など，地域独自の各種資源を生かして交流人口を増加させ，地域おこし協力隊などの制度を活用しながら，地域間交流を促進するとともに，移住の取組等を促進し，本地域への定住を促進する。

なお，本地域の振興に当たっては，かごしま将来ビジョンや宮崎県総合計画など各種振興計画との機能分担を考慮し，計画相互間の調整を図りながら，また，関係市町とも十分に連携を図りながら，施策の実施に努める。

(2) 重点施策

以上の基本的方向に沿って，平成 27 年度から概ね 10 年間で計画期間として，次に掲げる施策を重点的に進める。

ア 人，もの，情報の交流ネットワークの形成

鹿児島空港，宮崎空港など域外との交流を促進するため，東九州自動車道をはじめ，都城志布志道路，大隅縦貫道の幹線道路網の調査・整備を促進するとともに，域内の交流ネットワークの形成・強化を図るため，国道 269 号等の半島循環道路や国道 504 号，さらに域内交通網の整備を推進し，域内外の交流の促進，連携強化に努める。

また，道路施設の老朽化が懸念されるため，長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防保全対策を推進する。

また，地域の活性化と再生を図るため，円滑な海上輸送の確保や豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワークの形成に向け，必要な港湾施設の整備や既存施設の老朽化対策の推進及び航路の充実に努める。

さらに，志布志港においては，増加する外貿コンテナ貨物に対応するため，多目的国際ターミナル等の整備・充実を進めるとともに，九州唯一の国際バルク戦略港湾（穀物）としての整備を図るなど，国際物流拠点としての形成・強化を推進する。

このほか，携帯電話や光ファイバ網等の情報通信基盤の整備，産業，教育，福祉，医療，防災等の各分野における情報システムの導入など，地域住民が利用しやすい高度情報通信ネットワークの整備促進を図り，本地域の発展を支える人，もの，情報の流れの円滑化に努める。

イ 地域産業の振興と新たなリーディング産業の創造

・ 農林水産業等基幹産業の振興

南九州有数の畑作地帯，日本有数の畜産地帯，成熟度の高い林業地帯，沿岸漁業・魚類養殖の基地としての特性を生かし，曾於，肝属地域の大規模土地改良事業による畑地かんがい，半島東部，鹿児島湾口域における漁場の整備等の各種生産基盤の整備やその高度な利用，創意と意欲に満ちた担い手の育成・確保対策や流通・加工体制の整備を推進するとともに，付加価値の高いブランドの確立，技術の高度化等

による競争力のある生産体制の確立に努め、新しい時代の消費者ニーズに対応した収益性の高い農林水産業の一層の振興を図る。

- ・ 地域特性を生かしたリーディング産業の創造

鹿屋体育大学、内之浦宇宙空間観測所などの立地を生かして、健康・スポーツ産業の立地促進、航空・宇宙関連産業など新たな産業の導入・展開に努めるとともに、志布志港の国際物流港湾としての機能、大隅加工技術研究センターの機能を生かして、食品加工業等地域資源活用型企业や臨海型企业などの誘致に努める。

- ウ 豊かな地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと誘客促進

地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や良好な景観、歴史的資源、本物の素材による食の魅力を生かした観光地づくりやグリーン・ツーリズム等の体験型観光等を推進する。

また、東九州自動車道やフェリー等を活用した他地域との広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに、スポーツキャンプの誘致やアジア・太平洋農村研修村における国際交流等に取り組む。

- エ 優れた自然環境の保全・活用と災害に強い地域づくり

自然に対する人々の関心が高まる中で、汚れのない海や豊かな森林などは、将来にわたって、ますます貴重なものとなっている。

このため、自然環境の保全に努めながら、本地域の豊かな自然環境を生かした、グリーン・ツーリズム等の取組を推進する。

また、桜島火山対策、河川改修、急傾斜地崩壊防止対策等や地域住民の防災意識の高揚など地域に即した防災対策の強化を図り、安全で災害に強い地域づくりに努める。

オ 地域の創意工夫と共生・協働による活力ある地域づくりの推進

地域の活性化を図っていくためには、地域間交流や国境を越えた広域的な交流・連携も考慮しながら、地域の制約条件を越えて、時代の動向を踏まえた、新たな価値創造への意欲をもった魅力ある地域づくりへの取組を一層推進していく必要がある。

このため、国等の施策の導入等も図りながら、地域自らの創意工夫と主体的な取組のもとに、個性ある地域づくり、様々な分野で地域の振興を担う人づくり、高齢者や女性が進んで地域づくりに参加できる環境づくりなどの積極的な推進を図る。

また、行政需要が多様化し、急速な少子高齢化が進展する中で、これまでのように公共的なサービスを行政だけで担うことは困難になってきていることから、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体が地域づくりの担い手となり、それぞれが連携・協力し、支え合うことにより、地域に必要なサービスを提供する、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

交通・通信体系の確保は、三方を海に囲まれ国土の幹線軸から遠く離れているなど、地理的条件が不利な半島地域の活性化や地域開発プロジェクト等を促進する上で極めて重要な役割を果たすものであり、積極的にその確保を図る必要がある。

このため、東九州自動車道や都城志布志道路、大隅縦貫道といった広域幹線交通網の調査・整備を促進するとともに、これら広域幹線交通網と半島地域とを結ぶ半島循環道路等や両県間の連携強化等を図る主要地方道等の整備を進める。

また、地域内における住民の日常生活の利便性を高める生活道路の整備を図る。

なお、これらの道路網の整備に当たっては、災害に強く、安全で信頼性の高い道路づくりに努めるとともに、景観等に配慮した道路環境の整備、高齢者や障害者等が安心して歩行できる歩道の整備、安全で円滑な道路交通を確保するための交通安全施設等の整備等安全で快適な道路環境づくりを推進する。

また、高度経済成長期等に集中整備された道路施設が急速に高齢化するため、適切な老朽化対策を推進する必要がある。

港湾については、円滑な海上輸送の確保や地域産業の振興及び利用者の利便性の向上や豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワーク（航路網）形成のため、必要な港湾施設の整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。

また、志布志港においては、国際物流拠点港湾として、一層の機能向上を図るため、多目的国際ターミナル等の整備・充実及び国際バルク戦略港湾（穀物）としての整備推進を図る。

地域の公共交通については、地域住民の生活を支え、域内外の交流を活性化する観点から、旅客流動の実態等を勘案しつつ、バス及び鉄道路線の確保を図る。

情報化の推進については、高度情報化社会の進展に対応して、地域住民の生活や産業等の各分野において、誰もが情報通信技術の恩恵を享受できるよう、その推進

を図るとともに、情報化に対応できる人材の育成、情報通信基盤の整備など、地域間、企業間、地域住民の間に格差のない情報化の推進のために必要な環境づくりを進める。

(2) 交通施設の整備

ア 広域幹線交通網の整備

(ア) 高速交通網の整備

九州縦貫自動車道と一体となり、大隅地域から九州東岸域さらには北部九州地域へ直結する大動脈を形成し、鹿児島空港、宮崎空港など域外との交流を促進する東九州自動車道や、都城志布志道路、大隅縦貫道の調査・整備を促進し、広域的な国内交通ネットワークの形成に努める。

(イ) 国際物流拠点港湾志布志港の整備

志布志港は、国内、国際物流拠点としての機能集積が進んでおり、今後の都城志布志道路や東九州自動車道等の整備と相まって、地域開発の拠点としての役割とともに、アジア地域を中心とした海外や国内各地との交流を促進する港湾としての役割が期待されている。

そのため、志布志港の国際物流拠点港湾として一層の機能向上を図るため、急増する外貿コンテナ貨物にも対応する多目的国際ターミナル等の整備を図るとともに、臨港道路に直結する都城志布志道路など幹線道路の整備を促進し、背後地の体系的な道路網の整備を図る。

さらに、志布志港は畜産業を初めとする地域産業を支える重要港湾であり、九州で唯一国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されていることから、バルク船の大型化に対応した港湾施設等の整備推進を図る。

イ 域内交通網の整備

(ア) 道路の整備

① 半島循環道路等の整備

半島を循環する道路網として国道 269 号等の国・県道の整備を進める。

② 域内幹線道路の整備

半島循環道路等の整備と併せて、日南海岸国定公園の観光道路としての災害に強い国道 448 号や、鹿児島空港へのアクセス道路となる国道 504 号の整備、さらに主要地方道市木串間線、都城串間線及び一般県道都井西方線の整備など、地方都市間の円滑な交通を確保する道路として、地域内における交流・連携を促進し、円滑な地域交通を確保するための道路の整備を推進する。

また、バス路線を中心に域内道路の市・町道を、国・県道との有機的な連携を図りつつ整備する。

③ 防災機能強化のための道路の整備

半島地域内の防災機能強化を図るため、災害時における避難の円滑化や救助・救援活動、生活支援等に資する国・県道や市・町道の整備を進める。

④ 道路施設の長寿命化対策

道路施設の老朽化が懸念されるため、長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防保全対策を推進する。

(イ) 港湾及び航路の整備

円滑な海上輸送の確保や地域産業の振興及び利用者の利便性の向上並びに豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワークの形成を図るため、志布志港、桜島港、垂水港、鹿屋港、根占港等の整備を進めるとともに、老朽化した港湾施設の計画的な維持管理を推進する。

また、福島港においては防波堤、物揚場等の機能を保全するため、防波堤の嵩上げや物揚場の老朽化対策等を進める。

(3) 地域における公共交通の確保

地域住民の利便性の確保に寄与するバス路線については、地方バス路線維持費補助制度等を活用しながら、その運行維持に努めるとともに、地域の輸送需要に対応した効率的な運行形態の導入を促進する。

鉄道について、「JR日南線」は、半島東部地域と中核都市「宮崎市」を結ぶ重要な公共交通手段であることから、沿線住民と一体となった利用促進運動を強力に推進し、今後も維持存続を図る必要がある。

このため、沿線のイメージアップやガイドマップの作成等により観光客を誘致するとともに、マイレール意識の醸成により地域住民の利用を促進するなど、在来線鉄道の維持に努める。

(4) 情報通信関連施設等の整備

ア 地域住民生活における情報化の推進

高度情報化社会に適切に対応し、地域住民の利便性の一層の向上を図るため、保健・医療・福祉、教育、生活、環境、交通等の地域住民の生活各分野における情報化を進める。

このため、行政事務のワンストップサービスの推進、道路情報システムなど各情報システムのネットワーク化による地域住民への情報提供機能の充実、学校教育等におけるテレビ会議システム等の導入など、地域住民が利用しやすい多様な情報システムの導入を図る。

また、この情報システムの恩恵を地域住民が等しく享受できるよう、学校教育におけるインターネット利用を促進するとともに、情報の活用に関する教育や講習の機会の確保などを図る。

イ 産業における情報化の推進

高度情報化社会の進展や情報通信技術の革新に伴う新たな産業の創出，流通形態の変化など産業構造の変化に適切に対応し，地域産業の一層の振興を図るため，工業，商業・サービス業，観光，農林水産業等の地域産業分野における情報化を進める。

このため，（公財）かごしま産業支援センターや（株）鹿児島頭脳センター等の活用により，中小企業の情報化を促進するとともに，電子メールを利用した観光・特産品等の情報提供システムなど，地域産業を支援するための各種情報システムの整備を図る。

また，今後，成長が期待される情報通信関連産業分野において，域内企業の育成や企業立地を推進する。

さらに，産業の情報化に対応できる高度な情報通信技術や知識をもった人材を育成するため，（公財）かごしま産業支援センター等においてコンテンツクリエイター（情報内容の製作者）等の育成や高度情報処理技術の研修等を行う。

ウ 情報通信基盤の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民が等しく享受できるよう，情報通信基盤の整備を進める。

このため，携帯電話等の移動体通信基盤や光ファイバ網の整備等の促進を図る。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

本地域においては、畑地かんがいなど農業基盤の整備により、南九州有数の畑作地帯、日本有数の畜産基地が形成されている。

このため、本地域の農業が持つ有利性を最大限生かしながら、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」等に基づく施策を総合的に展開し、「安心・安全・新食料供給基地」の実現を目指して、本地域の農業の一層の振興を図る。

今後とも、広大な畑地やかんがい施設を生かして、畑作野菜産地の育成に努め、かごしまブランド品目及びみやざきブランド品目などの一層の産地の強化や環境にやさしいクリーンな茶づくりなどを進める。

また、経営規模の拡大やかんがい施設の整備等を進め、高生産性優良農業地域の形成を図る。畜産については、家畜排せつ物処理施設の整備等により周辺環境との調和を図りながら、優良種畜の確保や飼養管理技術の向上と生産コストの低減を図る。

また、肉用牛改良研究所、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場の研究機能の強化に努め、研究成果の実用化を促進するなど、食と農の先進地域づくりを推進する。

林業については、人工林の間伐や伐採跡地の再造林などを推進し、森林資源の充実に努めるとともに、林業担い手の確保・育成や施業集約化の促進、林道など生産基盤等の整備、木材の流通・加工体制の整備を図り、スギを主体とした生産性の高い林業地帯の形成に努める。また、シイタケ、エノキタケ等の特用林産物の振興に努めるほか、森林の公益的な機能の充実や照葉樹の森など住民が身近に親しめる緑空間の整備を図る。

水産業については、沿岸・沖合域において、漁場の整備開発、栽培漁業、適切な資源管理の実践等を推進するほか、適正養殖により養殖漁場の持続的な利用と安定的な生産を図る。

また、水産物の消費や流通の多様化に対応するため、流通加工関連施設の整備や水産物の高付加価値化を進めるとともに、新たな技術の研究開発と実用化を推進する。

さらに、漁業経営の安定と活性化のため、漁業後継者の育成等に努めるとともに、漁港・漁村の基本施設の整備を進める。

商業については、商店街を核とした共生・協働型のまちづくりの活性化を図るため、商工団体、地域住民、NPO、行政等が連携した推進体制を整備する。

工業の振興については、志布志港の国際物流港湾としての機能、大隅加工技術研究センターの機能を生かし、地域の農林水産物等を活用した食品製造業や臨海型企業の生産技術、品質向上、生産体制の整備を図る。

また、内之浦宇宙空間観測所、鹿屋体育大学及び宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場との連携・活用を図り、航空・宇宙産業、健康・スポーツ産業の導入・展開等に努めるとともに、大隅加工技術研究センターの機能も生かしながら、地域の豊富な農畜水産物等の地域資源を活用した新たな産業おこしや地域産業の技術高度化等を推進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、次世代の基幹産業となる「自動車・電子・食品」の重点3分野及び今後成長が期待される「環境・新エネルギー産業」や「健康・医療産業」、「バイオ関連産業」等の立地を促進するとともに、域内製造拠点のマザー工場化や域内での投資促進など、域内企業の成長を支援する。

また、内発型の産業振興を図るため、域内における創業や企業の新たな分野への進出、規模拡大等による立地を支援する。

地場産業については、地域資源や伝統技術の活用により、消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発等を促進するとともに、新たな地場産業の育成を促進する。

観光の振興については、農林水産業、サービス産業等地域産業への波及などの面で、本地域の振興にとって今後一層重要な役割を担うものと期待されていることか

ら、豊かな自然や良好な景観、歴史的資源、本物の素材による食の魅力を生かした観光地づくりやグリーン・ツーリズム等の体験型観光等を推進する。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

(ア) 豊かな生活を創る農畜産物の生産

広大な畑地と畑地かんがい施設を生かし、両県のブランド品目であるピーマン、きゅうり、マンゴーや、かごしまブランド品目のばれいしょ、スプレーギク等、みやざきブランド品目の完熟きんかん、日向夏等の一層の産地強化を図るとともに、だいこんやキャベツ、ごぼう等の露地野菜の振興、ハウスみかん、不知火等を中心とした施設園芸を振興する。

また、茶の産地拡大やクリーンな茶づくりを進めるとともに、消費者が茶にふれあい、茶に親しむ活動を推進する。

さらに、さつまいもは、青果用、焼酎用、でん粉用等、用途別需要の動向に即した生産を進める。

水田地帯においては、需要に応じた米づくりと水田の有効利用により、生産性の高い水田農業の確立を図る。

畜産については、生産コストの低減を図るとともに、「人・牛・飼料」の視点にたつて、担い手の確保、肉用牛繁殖雌牛の増頭、飼料増産などの取組により、生産基盤の強化と経営の安定的発展を目指す。

(イ) 安心・安全な食の供給

健全な土づくりと化学肥料・農薬の使用量を低減するための技術を推進するとともに、堆肥生産施設等の計画的な整備を促進し、環境にやさしい農業を展開する。

また、「かごしまの農林水産物認証制度」、 「みやざきブランド商品ブラン

ド認証制度」やトレーサビリティシステムの導入・普及、「鹿児島県食の安心・安全推進条例」及び「宮崎県食の安全・安心推進条例」に基づく食品の検査体制や食品表示等に係る監視指導體制の充実・強化など、消費者に安心を与える取組を推進する。

さらに、地場消費の積極的な拡大や産地育成を図るとともに、消費者との交流による地産地消の推進や地域の食文化や農林水産業等について学ぶ食育を推進する。

(ウ) 農を育む人と土地の構築

人・農地プランの定期的な見直しを推進し、担い手（認定農業者，認定新規就農者，集落営農）の確保・育成を進めるとともに、女性リーダーの育成や高齢農業者の活動促進を図る。

また、地域ぐるみで農地，農業用機械・施設，労働力を効率的に活用する仕組みづくりを推進する。

農地中間管理事業，農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を推進する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、日本型直接支払制度その他の各般の事業の活用を促進し、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むとともに、農業振興地域制度の適切な運用を推進することにより、優良農地の確保を図る。

さらに、曾於・肝属地域の大規模土地改良事業等による畑地かんがい施設の整備等により高生産性優良農業地域の形成を図るとともに、水・土等の地域資源の適切な保全・管理を行う地域管理の仕組みづくりを進め、土地改良施設について、安心・安全に利用し続けることができるように長寿命化対策を進める。

(エ) 農の発展を支える技術と支援

肉用牛改良などの試験研究機関による研究・開発を推進するとともに、農業者のニーズ及び地域の課題を踏まえた効果的な普及指導活動を展開する。

また、農地・農村の防災減災対策や防災営農施設の整備を計画的に進めるとともに、鳥獣被害の防止については、ソフト・ハード両面の対策を進め、農村地域の安全と安定的な農業生産を確保する。

(オ) 新しい農村社会の創造

農村集落と大学やNPOなどの地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化を図る。

(カ) 農畜産物の販売対策等の推進

農畜産物等の販路拡大につながる販売促進活動を展開するとともに、輸出を促進する。

また、大隅加工技術研究センターにおける技術支援や人材育成の取組などを通じた農業の6次産業化の推進や、地理的表示保護制度等の積極的活用により、農畜産物等の付加価値の向上を図る。

イ 林業の振興

(ア) 林業経営の活性化

高隈、国見山系及び南那珂山地を中心に、スギを主体とした人工林の間伐や伐採跡地の再造林、立地条件や地域特性に応じた広葉樹林の整備や針広混交林化などを進め、森林資源の充実に努めるとともに、森林基幹道海潟麓線や森林管理道御在所岳線、万九郎中央線等の基幹的な林道及び集落間林道北方本城線の整備、作業道等の整備や、高性能林業機械の導入促進など生産基盤等の整備を推進する。

また、シカやイノシシなどの野生鳥獣による林業被害防止のために、有害鳥獣捕獲及び被害防止施設等の整備に努める。

さらに、森林組合など林業事業体の体質強化に努めるとともに、（公財）鹿児島県林業担い手育成基金等や宮崎県林業担い手育成関連事業を活用して、林業就業者の就労条件の改善や新規就業の促進を図るなど林業担い手の確保・育成に努める。

このほか、森林施業や木材生産の合理化等を図るため、森林施業プランナー等の育成・強化などによる森林施業の集約化を促進する。

（イ）木材産業の振興と木材需要の拡大

木材乾燥施設などの整備を促進し、高品質なかごしま材、宮崎県産木材の供給体制づくりを進めるとともに、地域材利用による木造住宅の建設促進やモデル的な木造施設の整備、木材利用のPR活動等に努め、木材産業の振興と木材需要の拡大を図る。

（ウ）特産林産物の産地づくり

シイタケや枝物などの主産地として、引き続き生産施設等の整備、銘柄の確立に努め、産地化に向けた取組を促進する。

（エ）多様なニーズにこたえる森林づくり

治山施設の設置や森林整備を実施する治山事業を計画的に推進し、国土の保全、水源のかん養など森林の公益的機能の充実を図る。

また、半島南部の稲尾岳、木場岳を中心とする一帯において、貴重な照葉樹林をはじめとする森林や林業を幅広く学習できる施設として、照葉樹の森が整備されていることから、今後とも、照葉樹林等を保全しながら住民の保健休養や森林学習等の拠点的な場としてその活用を図る。

ウ 水産業の振興

(ア) つくり育てる漁業の推進

半島東部及び鹿児島湾口域において、魚礁設置等による漁場の整備を進めるとともに、回遊性資源の広域放流や磯根資源等の放流を推進する。

鹿児島湾、志布志湾等においては、マダイ、ヒラメ等の種苗の放流や魚礁の設置、幼稚魚の保護・育成のための藻場造成を進め、漁船漁業の振興を図る。串間市及び日南市（南郷区域）では、ヒラメ、カサゴ等の種苗を引き続き放流し、適切な管理を促進する。

さらに、水産資源の保護・培養と適正な資源管理により、安定的な漁業生産の維持向上による漁船漁業の振興を図る。

また、（公財）かごしま豊かな海づくり協会や（一財）宮崎県水産振興協会等の種苗生産供給体制の充実を図る。

養殖業については、桜島、垂水市、鹿屋市、肝付町、串間市等において、環境の保全に留意しながら適正養殖を促進するとともに、主要産地において魚類防疫体制の強化を図る。

内水面においては、志布志市、大崎町、鹿屋市等において、豊富な湧水等地域特性を生かした内水面養殖業の振興を図る。特にウナギ養殖については、資源の保護・増殖対策等を推進する。

(イ) 多様な流通加工体制の整備

消費や流通の多様化に対応するため、水産物簡易加工処理施設、水産物荷捌き施設及び展示販売施設等の流通加工関連施設を整備し、水産物の高付加価値化を進める。

また、水産物の販売活動を促進する事業策を活用した魚食普及や消費拡大を促進する。

(ウ) これからの漁業を支える新技術の確立

栽培漁業技術，漁海況情報等の先端技術を活用した新たな水産技術の開発研究と実用化を促進する。

(エ) 漁業経営の安定と活性化

制度金融の充実や漁業近代化施設の整備を進めるとともに，担い手の育成・確保対策，漁業研修の充実，漁業協同組合の計画的な合併推進や事業基盤の強化対策を進める。

(オ) 活気に満ちた漁港・漁村の整備

海潟漁港及び牛根麓漁港については，本地域でも有数の養殖業の基地として養殖支援施設の整備を促進し，内之浦漁港については，避難港としての機能強化を図るとともに，沿岸漁業の基地としての計画的な施設整備を行う。都井漁港においては，水産基盤整備を推進するとともに，宮崎県南部の防災拠点としての機能強化を図る。また，目井津漁港については，近海漁業の基地として，宮之浦漁港については，地域の避難港としてその機能強化を図る。

さらに，地域の中核的な漁業基地である伊座敷漁港等についても地域の漁業実体に即した基盤整備を進め，漁村の活性化を図る。

なお，今後は，漁港施設の老朽化が懸念されることから，計画的に既存ストックの長寿命化に努める。

これら本地域の基幹産業である農業，林業及び水産業は，単に食料等の生産機能ばかりでなく，都会に住む人たちが土や木や水に親しみ，触れ合うことによって，地域間交流を促進する手段にもなるものであることから，農林水産業と観光業との連携にも十分に配慮するものとする。

(3) 商工業の振興

ア 商業・貿易の振興

アジアを中心とする海外との貿易の振興を図るため、志布志港における多目的国際ターミナルの整備，南九州の国際物流拠点としての機能集積を図る。

また、商店街を核とした共生・協働型のまちづくりを推進し、今後とも国や関係市町等と連携を図りながら、地域の創意と工夫に満ちた魅力ある商店街づくりについて支援していく。

イ 地場産業の振興

各地域の商工会議所・商工会や鹿児島ブランド支援センター等を活用し、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を支援するとともに、地域の豊富な農林水産資源を活用した食品加工業等地域資源活用型産業の振興や新たな地場産業の育成を促進する。

また、県産品愛用運動、地産地消県民運動等により地域産品の域内需要の拡大を図るとともに、道の駅等を活用した販路拡大に努める。大消費地においては、かごしま遊楽館や新宿みやざき館 KONNE 等のアンテナショップや物産展の開催により、地域産品の紹介・販売や流通情報等の収集・提供に努めるなど、主要特産品の販路対策を促進する。

ウ 工業の振興

(ア) 工業の振興

地域企業の技術力の高度化，経営基盤の安定に努め，地域資源を利用した付加価値の高い製品の研究開発や販路開拓等を進める。

また，研究開発型企业や下請企業等に対する人材の育成，技術指導等に努めるとともに，鹿屋体育大学や宮崎大学等との産学官連携や異業種交流等の促進，

地域内外との技術・情報の交流を積極的に進め、新製品・新技術の開発、新事業への展開を促進する。

さらに、デザイン情報の収集・提供、啓発・普及に努めるとともに、地域産業のデザイン開発力の強化を図る。

東部地区においては、産学官の連携や農林水産資源等の地域資源を最大限に活用した工業開発を行う。

(イ) 産業技術の高度化

大隅加工技術研究センターの機能を生かし、農産物等の新たな加工、流通貯蔵技術の研究開発を行うとともに、施設を加工事業者等に開放し、新たな加工品の試作・研究・開発や販路拡大等を推進することにより、新たな特色ある産業おこしを積極的に推進する。

また、地域産業の技術高度化を促進するため、(公財)かごしま産業支援センターや(公財)宮崎県産業振興機構の機能充実による新たな技術開発支援、産業おこし、高度技術をもつ人材育成・確保を推進する。

さらに、工業技術センター等試験研究機関等における研究開発や技術支援機能の一層の充実・強化を図り、地域産業のニーズに即した技術開発を推進する。

このほか、(株)鹿児島頭脳センター及び宮崎県工業技術センター等の活用により、地域産業の高度化を進める。

鹿屋高等技術専門校については、技術の高度化や企業ニーズに対応した職業訓練の充実を図る。

エ 企業の立地対策

大隅加工技術研究センターや鹿屋体育大学等の機能や豊富な農林水産物等の地域資源を生かした食品関連企業、健康・医療産業の立地や重点分野である自動車・電子関連企業、今後成長が期待される「環境・新エネルギー産業」、 「バイオ関連産

業」等の立地を促進する。

また、内之浦宇宙空間観測所の立地を生かし、航空・宇宙関連産業の立地を促進する。

さらに、内発型の産業振興を図るため、域内における創業や企業の新たな分野への進出、規模拡大等による立地を支援する。

オ 再生可能エネルギーの導入

地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

(4) 観光の振興等

ア 串間・日南市（南郷区域）の観光振興

大隅地域の東岸に位置し、我が国初のロードパークとして指定を受けた「日南海岸国定公園」を擁する串間・日南市（南郷区域）は、太平洋を一望する雄大な景観や天然記念物の御崎馬・ソテツ自生地などの貴重な自然資源に恵まれる都井岬をはじめ、幸島の文化猿、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場、道の駅なんごう、石波の海岸樹林、九州最大級の珊瑚、ジャカラダの森などの多彩な観光資源に恵まれている。

また、サーフスポットとして有名な恋ヶ浦をはじめ、高松海水浴場、栄松ビーチ、数々のフィッシングポイントやダイビングポイントなどのマリンスポーツ資源や豊富な農林水産資源にも恵まれている。

このため、今後の当地区における観光の振興においては、こうした多彩な地域資源を改めて見直し、最大限に活用することで、エコツーリズム等の体験・交流型観光の促進など、訪れる人たちに「癒し」や「感動」を与える観光地づくりを促進する。

さらに、域内の資源を大隅・桜島地区や日南海岸地域の豊富な観光資源とも連携させ、九州新幹線を組み込んだ魅力の高い広域観光ルートを形成するとともに、九

州観光推進機構などとの連携による国内外に向けた効果的な情報発信と Wi-Fi 設置を行っていくことにより、当該地区への入込客の増加を図る。

また、こうした取組に加え、スポーツに適した環境を生かしたキャンプ・合宿などの誘致促進のための取組も強化し、交流人口の拡大を促進する。

イ 大隅・桜島地区の観光振興

(ア) 魅力ある癒しの観光地づくり

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、豊かな自然環境、歴史的資源、伝統行事、観光関連施設などの観光資源や食の宝庫としての地域の特性を生かし、大隅地域スポーツ合宿の拠点整備や、本土最南端の地として全国的にも有名な佐多岬とその周辺地域の観光拠点としての整備など、個性的で潤いのある街並み景観や沿道整備などハード面の整備をすすめるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、グリーン・ツーリズム等の体験型観光等の推進など、ソフト面の取組と併せて、癒しの観光地づくりを進める。

桜島ビジターセンターの運営など、観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりに努める。

(イ) 国内外からの誘客促進

マスメディアやインターネットなどの各種メディアの活用による効果的・戦略的な情報発信等により知名度を高めるとともに、宮崎県や薩摩半島など他地域との広域的な観光ルートの形成など広域的な取組、修学旅行の誘致、温暖な気候や全国で唯一の国立の体育大学「鹿屋体育大学」の立地等を生かしたスポーツキャンプ・合宿の誘致等により、観光客の来訪を促進する。

また、経済成長が著しいアジア地域を中心とした海外からの誘客の強化を図るため、各種誘客促進に向けた取組や受入体制の整備を推進するほか、アジア・太平洋農村研修村等における国際交流等に取り組む。

(ウ) 「おもてなし先進県鹿児島」づくり

地域を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供、温かく迎え入れるホスピタリティ（心のこもったおもてなし）の向上など、受入体制の充実を図る。

また、関係団体との連携を図りながら、地域の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなど、観光立県の実現に寄与する担い手の育成を図る。

(5) その他の施策

ア 宇宙関連産業の誘致等

本地域には、我が国にある二つのロケット打上げ施設の一つである内之浦宇宙空間観測所があり、我が国の宇宙科学研究の拠点となっている。

宇宙関連産業は付加価値が高く知識集約型で技術波及効果も大きいことから、その積極的な誘致に努めるとともに、打上げ施設の整備促進等により、宇宙科学に関連した研究機能等の充実を図る。

イ 健康・スポーツ産業の立地促進

本地域には、我が国唯一の体育系国立大学である鹿屋体育大学が立地しているほか、地域住民の生涯を通じた健康づくりを総合的に支援する拠点施設としての「健康増進センター」や、地域の中核的病院として民間医療機関で対応困難な高度医療や救急医療を提供する「鹿屋医療センター」が設置されている。

今後、これらの立地を生かして産学官の連携による技術開発等を促進するとともに、他地域と結ぶ交通基盤の整備を進めながら、健康・スポーツの交流拠点を形成し、健康・スポーツ産業の立地促進を図る。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

鹿児島県の有効求人倍率は、平成22年度の0.46倍から平成27年4月には、0.87倍と改善しているが、全国平均を0.30ポイント下回っており依然として格差がある。

また、本地域（宮崎県日南市（南郷区域）、串間市を除く）における平成27年4月の有効求人倍率（対象原数値）は、0.78倍で、鹿児島県平均を下回っており、隣接する始良・伊佐地域では0.70倍と地域間でも格差がある。

宮崎県の有効求人倍率は、平成22年度の0.49倍から平成27年4月には、0.99倍と改善しているが、全国平均を0.18ポイント下回っている。また宮崎県日南市（南郷区域）、串間市の平成27年4月の有効求人倍率（対象原数値）は0.86倍で、宮崎県平均を下回っている。

このように両県は、離島や半島などの地理的ハンディキャップが大きく、中小企業のウェイトが高いこと等から、新規高卒者の約半数が県外に就職するなど、厳しい雇用情勢にあるため、新規学卒者の就職対策や若年者のUIJターンの促進などが求められている。

(2) 就業促進対策

ふるさとでいきいきと働ける環境をつくり、地域の活性化を図るため、産業おこしの推進等による新規雇用の創出や多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保、多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実などに取り組む必要がある。

そのため、雇用情勢や地域の職業訓練ニーズ等を踏まえ、関係行政機関や民間教育訓練機関など多様な主体が連携をとりつつ、必要な職業訓練を実施する。

新規学卒者、求職者に対しては、職業に必要な能力を開発し向上させるために、鹿児島県が設置した鹿屋高等技術専門校において、職業訓練を実施する。日南市（南郷区域）、串間市においては、宮崎県が実施する委託訓練により、職業訓練を実施

する。

また、離転職者等に対しては、職業に必要な技能を習得させるために、パソコン・実務、介護・福祉等の訓練を民間教育訓練機関に委託し、再就職の促進を図る。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水資源の賦存状況等地域の実情に応じた水資源の確保策を講じることとし、地下水等による農業用水源や水道水源の確保、水源かん養林等の整備による水源の保全を図りながら、水資源の適正利用を進める。

(2) 水資源確保対策

中・北部地域においては、流況が比較的安定している肝属川、菱田川等の河川水、豊富な地下水、各所に見られる湧水を、今後とも生活用水、工業用水等の主要な水源として適正に利用するとともに、国営かんがい排水事業において建設されたダムにより、農業用水資源の安定確保を図る。

南部地域については、地下水が乏しく、また、河川は流域面積が狭小で、ダム建設適地にも恵まれないことから、水源地域の森林の整備を推進するとともに、ミニダム等の貯留施設を整備し、水資源の確保に努め、また、畑作地域の農業用水としては、効率的な河川水利用による水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

安心して安定した水道水を供給するため、水道施設の統合や計画的な水道施設の更新などによる水道施設の整備を促進するとともに、効率的な畑地かんがいにより生産性や収益性の高い営農の展開を目指す。

また、水田のパイプライン化による節水型のかんがい方式を推進する。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

快適で魅力ある地域社会を形成するため、都市、農山漁村を通じ良好な生活環境の整備を図る。特に、近年は若年層だけでなく、住民全体の快適な生活環境に対するニーズが高まってきており、さらに、都市住民等との交流を促進するためにも、都市的な機能を有する生活環境の整備が重要となっている。

このため、道路、公園等都市基盤の整備を図るとともに、水道施設の整備をはじめ地域の実情や特性を考慮しながら、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽等の効率的、効果的な整備とその普及促進に努める。また、循環型社会を実現するため、ごみの減量化や資源化を図るとともに、広域的・総合的な廃棄物処理施設の整備を促進する。

さらに、地域の特性を生かした多様な公園、緑地等の整備を促進するとともに、広域的な利用を目的とした大隅広域公園の利用促進を図る。

住宅については、住宅需要に対応した良質な住宅・宅地の供給やストック対策及び高齢者等に配慮した住環境整備並びに優良な木造住宅の建設促進を図る。

(2) 污水处理施設、廃棄物処理施設等の整備

ア 污水处理施設の整備

快適な生活を営むための生活環境の改善と、海や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村の集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備を促進する。

公共下水道については、鹿屋市、串間市において整備を進めるほか、未着手の市についても早期の実施を図る。

農山漁村の集落排水施設については、鹿屋市、垂水市、志布志市、錦江町、南大隅町等において、改築・更新事業を計画又は整備中であり、事業の実施を推進する。

また、下水道の計画区域及び他の污水处理施設の供用開始区域外については、合

併処理浄化槽の整備の促進を図る。

イ 廃棄物処理施設等の整備

生活水準の向上等により、一般廃棄物が多様化していることから、地域の実情も勘案し、適正かつ的確な処理体制の確立のため、減量化及び資源化を推進するとともに、廃棄物処理施設については、コストの削減を図りつつ、いわゆるストックマネジメントの手法を導入して、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する。

(3) 公園等の整備の推進

垂水市などにおいて都市公園のバリアフリー化や改築を促進するとともに、広域的な利用を目的とする大隅広域公園の利用促進を図る。

(4) 住宅関連対策

民間住宅については、良好なストックの供給促進を図りつつ、既存ストックの省エネ・耐震化等の質向上や空き家の適正管理・利活用を推進し、公営住宅等については、建替や改善等によるストックの長寿命化や木造化の推進を図る。また、高齢化に対応したサービス付高齢者向け住宅等の供給を促進するとともに、バリアフリーなどの技術力向上等を図るための情報提供、木造住宅建設技能者の育成支援などにより、地域の住宅関連産業の育成を推進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

継続的な集落の維持活性化については、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに生産の営み（地場産業）を振興する市町等の取組を、国等の事業を活用し支援する。

また、行政需要が多様化・複雑化し、さらには、急速な少子高齢化や人口減少が進展する中で、これまでのように公共的なサービスを行政だけで担うことは困難になってきていることから、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体の連携・協力により、地域に必要なサービスを提供する活動の促進や多機能型の拠点づくり等により、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。

市街地においては、商業、教育文化、医療福祉などの立地を誘導するとともに、用途地域などの活用による良好な市街地環境の形成を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進する。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

地域住民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる地域を創造するため、行政や関係団体が一体となり、個人の主体的な意志で行う健康づくりのみならず、地域住民の健康づくりを社会的に支援する。

また、地域住民がいつでもどこでも適切な医療サービスを受けることができる安心・安全な医療の提供を目指して、総合的な施策の推進に努めることにより、どこに住んでいても、医療ニーズに応じて、いつでも安心・安全で質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成を図る。

東部地区においては、宮崎県立日南病院を中核医療機関とし、串間市、日南市（南郷区域）を含む二次医療圏の医療提供体制の充実を図る。

(2) 医療の確保を図るための方策

「健康かごしま21」及び「健康みやざき行動計画21」に基づく施策を展開し、地域住民の健康づくりに関する意識の向上と取組を促進する。

また、保健と医療の機能を集積した県民健康プラザにおいて、地域住民に積極的に健康づくりを行う場を提供し、地域住民の健康の保持・増進を図るとともに、健康増進センターを中核とした、市町の保健センター等への支援体制を構築する。

また、地域の総合的な医師確保対策を図るため、医師修学資金の貸与や臨床研修医等の本地域内定着に向けた研修体制の充実を図るとともに、看護職員確保対策の推進など、医療従事者の確保に努める。

医療提供体制については、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を策定するとともに、地域において、医療関係者等の協力の下、地域の実情に応じて、脳卒中などの疾病別、周産期医療、小児医療などの事業別及び在宅医療の医療連携推進体制の整備を図る。また、地域における医師不足に対する効率的・安定的な医師派遣体制の構築に係る施策の推進

を図る。

さらに、へき地医療や救急医療の充実・強化については、無医地区等の医療の確保のため市町が設置するへき地診療所の運営及び施設・設備の整備を支援する。また、鹿児島県においては、へき地診療所等への代診医の派遣を行うへき地医療拠点病院の活動を支援し、宮崎県においては、日南市（南郷区域）、串間市において、巡回診療を計画的に実施する。

このほか、ドクターヘリを活用した救急医療体制の確保・充実のため、搬送元医療機関及び搬送先医療機関等、関係機関の連携強化に努める。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢者の主体的な健康づくりの取組や、その豊富な知識、経験、技能を生かした社会参加による、生きがいつくりに取り組めるような環境整備を推進するとともに、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らしていけるよう、「鹿児島すこやか長寿プラン2015」及び「宮崎県高齢者保健福祉計画」に基づき、在宅・施設サービス基盤の充実や、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、核家族化の進行や地域の連帯意識の低下、就労形態の多様化などによる保育ニーズの多様化や、子ども同士のふれあい不足といった課題に対応するため、児童福祉の充実や地域ぐるみでの児童の健全育成を促進する。

さらに、「鹿児島県障害者計画」及び「宮崎県障がい者計画」に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指して「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図る。

このほか、結婚や子育ての相談体制の充実をはじめ、出会いの場の創出、多子世帯の経済的負担軽減等の対策を講じるなど、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 高齢者の社会参加の推進

高齢者が長年の経験の中で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送るとともに、地域社会の担い手として、地域づくり、健康づくり等への主体的参加を推進するため、「すこやか長寿社会運動」の展開や、老人クラブの育成及び活性化を支援する。

また、地域の福祉ニーズに対応した福祉サービスを自ら提供できる福祉拠点づく

りの推進や、シルバー人材センターの設置、運営等の就労対策の充実に努める。

イ 地域包括ケアシステム構築の推進

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるために、日常生活の場において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが、各地域の実情に応じたかたちで構築されるよう努める。

また、認知症の予防、早期診断・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援の充実に努める。

ウ 介護給付適正化の推進等

介護保険制度については、介護保険財政の安定的な運営を図るため、市町が行う介護予防やケアプランチェック等の介護給付適正化の取組を支援する。

エ 高齢者に適した住環境の形成促進

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備を促進するとともに、老朽化が進んでいる養護老人ホーム等は改築に努め、入所者の安全確保及び生活環境の改善を図る。

また、高齢者がゆとりを持って心豊かに暮らせるよう、高齢者向けの住宅建設や普及啓発など、住みよいまちづくりを促進する。

オ 人材の育成・確保

さらに、高齢者が質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図る。

(3) 児童福祉・障害者福祉その他の福祉の増進を図るための対策

保育ニーズの多様化に対応した保育対策の促進や、老朽保育所の改築等や保育所の整備を促進する。さらに、児童虐待をはじめとした社会的養護を必要とする要保護児童等への対応については、里親及びファミリーホーム又は児童養護施設等における家庭的養護の推進を図り、児童福祉の増進に努める。

また、障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者が安心して生活できる福祉のまちづくりを推進するとともに、障害者を取り巻く環境が大きく変わりつつある中で、年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるような拠点づくりや在宅福祉サービスの充実を図るなど、サービスの量の確保に努める一方、障害の種別、障害の重度・重複化に対応したきめ細かい事業展開を図りながら、サービスの質の向上を促進する。

このほか、地域における民間福祉活動の推進のため、ボランティアの育成や地域福祉活動の中核的役割を担う市町の社会福祉協議会の基盤強化と活性化に努める。

(4) 安心して子どもを生み育てるための対策

安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、結婚や子育ての相談体制の充実をはじめ、出会いの場の創出、多子世帯の経済的負担軽減等の対策を講じるなど、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

特に、平成27年3月に策定した平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする両県の「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所の待機児童の解消を図るなど、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努める。

また、広報誌や労働セミナー等を通じ、ワーク・ライフ・バランスという考え方の普及・啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立支援や労働時間対策に関する各種助成制度等の周知を図るほか、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を登録し、広く県民に紹介することで、社会的に評価される仕組みをつくり、企業が行う、子育てを含む仕事と家庭の両立支援に対する自主的な取組を促進する。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

鹿児島県域においては、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」と「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を図る。

宮崎県域においては、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとして、「夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人」、「ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人」、「グローバルな視野をもって活動する人」の育成に取り組む。

生涯学習推進については、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、かごしま県民大学中央センターを中核として、市町・大学・NPO等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供及び指導者育成、学習情報の提供等を推進する。東部地区においては、多様化する学習ニーズに応え、いつでも、どこでも学ぶことができる学習環境の整備を図るため、公民館、各公共施設を拠点として、市町・大学・NPO等との連携を強化しながら、学習機会の提供及び指導者育成、みやざき学び応援ネット等による学習情報の提供等を推進する。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実、健康の保持増進や体力の向上、食育の推進、生徒指導の充実、教職員研修の改善充実等により学校教育の充実を図るほか、学校の施設設備については、安全・安心な学校づくりを促進する。このほか、東部地区においては、地域に密着した魅力と活力ある高校づくりのために県立高等学校の取組に対して支援するとともに、安全教育の充実を図る。

社会教育においては、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域ぐるみで子育てを支

援する基盤の整備に努めるとともに、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備、家庭教育に関する情報の提供などを行い、家庭の教育力の向上を図る。

文化の振興については、個性豊かな地域文化を創造するため、地域住民が文化に親しむ環境の整備や、文化活動の促進、文化財の保存活用を図る。

さらに、地域住民の健康やスポーツに対するニーズの多様化・高度化に対応し、生涯にわたる健康づくり、スポーツ活動を一体的に促進するとともに、明るく健康で充実した生活を送ることができるよう、日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図る。このため、コミュニティスポーツクラブの設置促進・育成に努める。東部地区においては、地域住民が主体となって、気軽にスポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、クラブの活性化に向けた支援に努める。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

ア 学校・社会教育における人材育成

専門高校が地域の抱える課題の解決を目指して、地域（地域行政、商工会、事業所、NPO法人、小中学校、大学・短大等）と協働して実践的な取組を行うことにより、将来の地域の産業を担い、人間性豊かな創造力を持った地域貢献に資する人材の育成に努める。

また、全国から生徒募集する楠井中高一貫教育校において、全寮制で全人教育を行うことにより多様な人材を育成するとともに、地域における体験活動等を通して地方での人材育成を行うほか、東部地区においては、日南市や串間市において取り組まれている小中一貫教育や小中連携による教育の推進を通して、地域の課題解決に参画する人材育成を行う。

社会教育においては、指導者養成研修会を実施し、地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するとともに、東

部地区においては、人材育成支援の機能を持つ施設として宮崎県教育研修センターの機能充実を図る。

また、生涯学習で学んだ成果を地域づくりに生かし、生涯学習のリーダーとなる人材を育成する。

さらに、学校のニーズに応じて支援活動を行う人材を育成し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。

イ 農林水産業における人材育成

農業においては、青少年、農業者及び農村地域の指導者等に対し、農業及び農村生活に関する高度な知識及び技術を習得させ、次代の農業及び農村を担う優れた農業者及び農村地域の指導者等を育成することを目的として設置した両県の県立農業大学校において、今後も、魅力ある農大づくりをはじめ入校生の確保を図りながら、新規就農希望者や離職者等の就農希望者を対象とした各種研修会の開催や、研究施設等での受入れ支援による人材育成・就農支援を図る。

林業については、UIJターン者等を対象にした「鹿児島きこり塾」の開催や、(公社)宮崎県林業労働機械化センターによる支援などにより、新規就業に必要な技能を習得させるとともに、就業相談の窓口設置などにより、林業への就業を支援し、森林整備や木材生産を担う人材を育成する。

水産業については、活力ある漁村社会を築くため、「ザ・漁師塾」や「漁業実務体験研修」において、就業に必要な知識等を題材とした講習と実践的な漁業研修を行い、新規漁業者の確保を図る。

(3) 教育・文化施設等の整備

ア 学校教育・社会教育の充実

児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、老朽化している校舎の新築や増改築、改修など市・町立小中学校施設設備の計画的な整備を促進するとともに、

県立学校施設設備の計画的な整備を推進する。このほか、東部地区においては、連携型中高一貫教育校を開設するとともに、学校再編に伴う中学校施設の改修等を実施する。

また、地域住民の学習活動の拠点となる公民館や図書館等の整備促進に努めるとともに、学習情報提供システムの整備等を進め、生涯学習ネットワーク化を促進する。

さらに、地域住民が気軽に多様なスポーツ活動に取り組めるよう、指導者の養成、団体の育成等に努めるほか、身近なスポーツ施設等の整備充実が図られるよう配慮する。

イ 鹿屋体育大学の充実

我が国唯一の国立の4年制体育大学である鹿屋体育大学については、競技スポーツ、生涯スポーツ及び武道の振興並びに健康増進センター等との連携による健康の保持増進といった教育研究内容の充実とともに、国際交流及び大学開放事業の促進を図る。また、発育発達段階に応じた科学的トレーニング方法の開発・研究を行うスポーツトレーニング教育研究センターについて、教育研究機能の一層の充実を図る。

(4) 地域文化の振興

文化芸術が彩る地域づくりを目指して、地域住民が様々な文化芸術に親しむことができるよう、自主的な文化活動の成果を発表・展示する機会や、学校等でのアウトリーチ活動など多様な形での芸術鑑賞機会の拡充に努めるとともに、様々な文化交流活動を促進する。

また、文化施設等の相互の連携及び運営の充実、文化情報提供機能の強化などに努めるほか、市町、文化団体等と一体となって、文化を通したひとづくり・まちづくりを進める。

さらに、国指定史跡志布志城跡について、城下の名勝など他の歴史的資産と一体化した街づくりを計画的に進めるなど、文化財の保存活用を地域活性化の一つのモデルとするとともに、本地域の貴重な国・県指定の史跡や天然記念物を広域的かつ一体的に整備し、住民が広くふるさとの歴史や伝統的な文化に慣れ親しみ、学習や憩いの広場となるよう、その活用を積極的に進める。

国指定重要文化財である旧吉松家住宅については、文化財を通じた情報発信を行うとともに、交流活動の拠点として文化公演や展示会等を実施するなど、その活用を積極的に進める。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、今後、さらに急激な人口減少が想定されている中で、地理的条件に恵まれない半島地域にあっては、外部からの交流人口を増加させ、地域の活性化を図ることが極めて重要となる。

幸い、本地域は世界に誇る活火山・桜島や本土最南端の地・佐多岬など、数多くの風光明媚な景勝地や観光スポットを有するとともに、古来より連綿として伝承されてきた伝統芸能などの文化的所産や地域の特色を反映した個性あるイベント、さらには全国屈指の農畜林水産業など、この地域ならではの多様で魅力に溢れた多くの地域資源に恵まれている。

また、ゆったりとした時間の流れる農山村のスローライフや、地域伝統のスローフードは人のこころを癒し、人間性を再生する機能等も有しており、今日その価値が改めて見直されている。

このため、こうした資源や機能等を効率的かつ最大限に生かしながら、本地域の自然や文化、農林水産業に直に触れる人々の拡大を目指して、広域的な観光ルートの確立や体験型・滞在型観光等の展開に努め、都市と農山漁村との交流や生産者と消費者の交流、いわゆる産直交流などを積極的に推進する。

また、県際交流の取組を支援するほか、アジア・太平洋農村研修村を活用しながら、国際交流・協力活動の積極的な推進を図る。

さらに、本地域と他地域を結び、人やものの交流の基礎となる各種交通体系の整備に努めるとともに、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを活用して地域の魅力を情報発信する。

このほか、観光客をもてなすホスピタリティの向上や道路標識等の改善、姉妹都市等との交流の活発化を図る。

(2) 地域間交流の促進のための方策

変化に富んだ海岸線や河川，眺望に恵まれた高原や岬等の優れた自然環境や農林水産業等の特色ある地域資源を生かして，他地域とも連携した広域的な観光ルートの確立等を図るとともに，魅力ある観光地づくりや滞在型観光の振興を図る。

農村集落と大学やNPOなど地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに，かごしまグリーン・ツーリズム協議会やみやざきグリーンツーリズム協議会等と連携し，地域資源の発掘及び情報発信を行うとともに，グリーン・ツーリズム等の受け入れ体制の充実・強化を図り，都市と農村の交流を促進する。

また，大都市圏の定年退職者等のU I J ターン等による新規就農に対応し，地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を促進する。さらに農業者はもとより，その他の地域住民及び都市住民も潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため，集落排水施設等の生活環境の整備を進めるとともに，自然環境と調和した田園空間の整備を促進する。

また，歴史的・地理的なつながりなどの深い，曾於郡東部地区と串間市等との県際交流圏の形成への取組を支援するとともに，アジア・太平洋農村研修村の拠点施設であるアジア・太平洋農村研修センターの各種機能や，民族館の体験機能を生かし，民間の国際交流団体や関係地域との連携を図りながら，アジア・太平洋諸国をはじめとする海外諸国との国際交流・協力活動を促進する。

さらに，九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業を踏まえ，本地域と他地域を結び，人やものの交流の基礎となる道路や港湾など各種交通体系の整備に努める。

加えて，やすらぎと潤いを醸し出す美しい農山漁村景観の維持・保全に努めるとともに，都市住民の農林水産業・農山漁村に対する理解を促進し，地域の活性化を図るため，インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通して，観光をはじめ特産品や自然，さらには歴史と伝統や新しい感性を生かした弥五郎どん祭りやかのやばら祭り，都井岬火まつり，ジャカランダまつり等の特色あるイベントなど，本地域の有する様々な魅力や情報を他の地域へ積極的に発信する。

このほか、豊富な食材に比べて僅少な土産品の開発を促進するとともに、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供に取り組むなど、受入体制の充実を図る。また、観光客を温かく親切にもてなすホスピタリティの向上や、姉妹都市盟約などを締結している国内外のまちとの交流の一層の活発化と新たな姉妹都市の選定などを通じて、地域間交流の促進を図る。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は、その多くがシラスなどの災害に弱い特殊土壌に覆われていることに加え、台風銀座と呼ばれるほどの台風常襲地帯に位置している。

また、三方を海に囲まれ、高潮や津波に対して脆弱であることや、近年、国内外で大きな地震や津波が相次いで発生し、域内でも7市町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けるなど、住民の危機意識も高まっていることなどから、改めて災害に強い安全な地域づくりを目指すことが必要である。

このため、河川改修や海岸保全対策を推進し浸水被害地域の解消を図り、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施して、土砂災害危険箇所の解消を図るとともに、要配慮者利用施設や近年大きな被害を受けた地域の保全については、重点施策としてその推進を図る。

また、土砂災害防止法を受けて国が定めた基本方針に基づき、基礎調査を行い、関係市町と連携して土砂災害警戒区域等の指定を進める。

さらに、施設の耐震化や情報技術を活用して住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備等や既存施設の長寿命化計画の策定を促進する。

その他、「災害に強い県土づくり」を推進するため、地域ぐるみの避難体制の確立や情報伝達体制の整備などを促進するとともに、住民の防災意識の高揚に努める。また、消防施設・設備等消防力の充実強化を促進し、住民の安全確保に努める。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

かけがえのない生命や貴重な財産を守るため、災害に事前に備えることが最も大切であることから、高齢者などのいわゆる災害時における「要配慮者」対策をはじめ、緊急時の行政の対応の在り方や、地域の防災意識の向上といったソフト面の対策と並んで、国土保全施設等のハード面の整備を計画的に推進する。

具体的には、河川氾濫による災害を未然に防止し、流域の安全性を高めるため、

肝属川について、支川始良川の改修やシラス堤強化対策等促進するとともに、雄川、甫木川、天神川などの河川改修を行う。また、福島川などにおいては、津波対策を行う。

また、災害が発生するおそれのある箇所については、地域の実情を踏まえた環境保全対策のもと、生態系や景観を考慮した砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等や、がけ地近接等危険住宅移転事業、保安林の復旧整備を図る治山事業及び海岸災害を未然に防止するための海岸保全施設の整備を計画的に推進し、国土の保全や災害の防止を図る。

また、戦時中に築造された防空壕等については、特殊地下壕等対策事業による埋戻し等の対策を促進し、住民の安心・安全を確保する。

さらに、災害に強い交通基盤の形成を目指し、緊急輸送道路の整備や道路防災対策の推進を図る。

このほか、建物の耐震化については、阪神・淡路大震災において死者の大半が家屋倒壊等による圧死や窒息死であったことなどの教訓を踏まえ、県有の防災拠点施設や避難救護施設を優先的に整備するとともに市町や民間の建築物についても、各種機会をとらえて耐震改修の普及・啓発に努め、本地域全体の建築物の耐震性向上を図る。

また、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備等を促進する。

(3) 防災体制の強化

市町、消防、県等で情報を収集・共有し、併せて、住民に迅速に情報を伝達するためにLアラートを活用するシステムの整備を図る。

また、台風や豪雨、地震、火山等の災害に対する地域住民の防災意識の高揚に努めるとともに、災害危険箇所の把握・公表、自主防災組織の育成強化、地区防災計画の作成支援等を実施する。

さらに、消防需要に応じた消防力の充実強化を図るため、消防施設・設備の整備、消防団の活性化、救急業務の高度化等を積極的に促進するほか、石油コンビナート等特別防災区域の志布志地区における特殊災害の未然防止に努める。

さらに、交番・駐在所等を地域における「生活安全センター」として機能させるため、施設の建替え、警察車両の配備による機動力の強化、地域住民の自発的な地域安全活動への支援などを進め、地域の安全性の向上を図る。

特に、近年、子どもを対象にした凶悪犯罪が多発していることから、市町、学校、地域社会、警察などと連携を密にして子どもの安全対策に積極的に取り組む。

11 桜島火山との共存

(1) 桜島火山との共存の方針

地域の人々と極めて深い関わりを持つ桜島火山との共存を実現するうえから“火山を知り、火山とともに生き、火山を生かす”ための施策を総合的に展開する。

(2) “火山を知る”ための施策の推進

鹿児島地方気象台、京都大学防災研究所附属火山活動研究センター桜島火山観測所及び鹿児島大学等との緊密な連携を図り、情報収集等を行うとともに、降灰量調査など観測の継続を図る。

(3) “火山とともに生きる”ための施策の推進

火山活動の下での住民生活、産業活動を維持し、“火山との共存”を実現するため、住民の健康対策はもとより、道路等公共施設や農地の降灰除去対策、野尻川等における砂防、治山事業を積極的に推進するとともに、水資源の確保を図りながら、降灰に対応した土壌矯正及び被覆・洗浄施設の整備等の防災営農対策をはじめ、しいたけほだ木保全等の防災林業対策や海面環境保全等の防災漁業対策等の積極的な推進を図る。

また、降灰に配慮した快適な住まい、住環境づくりに努めるとともに、桜島及びその周辺の国・県道、港湾設備について整備促進を図る。

(4) “火山を生かす”ための施策の推進

火山噴出物の利用等の方策についての検討を各分野の協力の下に進める。また、これらと併せて、桜島や海潟の温泉を活用し、この地域の活性化を図る。

12 自然環境・地域環境の保全等

(1) 自然環境・地域環境の保全等の方針

霧島錦江湾，日南海岸，高隈山などの自然公園について，社会的条件の変化に対応しつつ，適正な保護・利用を図るとともに，引き続き，ウミガメや鳥獣等の保護に努める。

また，鹿児島県環境基本計画及び宮崎県環境計画に基づく総合的な対策とともに，各地域の現況に適合した環境保全対策を講じる。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については，適正な環境影響評価を実施するとともに，適切な環境保全対策を講じる。

(2) 自然環境の保全

霧島錦江湾国立公園，日南海岸国定公園，高隈山県立自然公園などの適正な保護・管理とともに，都井岬の馬，幸島の猿，佐多岬のソテツやサンゴなど貴重な野生生物の保護に努めるなど，自然環境の保全を図る。

また，稲尾岳，木場岳周辺において，照葉樹林とのふれあい，森林や林業への理解，自然環境の保全への意識の高揚を目的として，平成14年3月に「照葉樹の森」が開園されたことから，この貴重な照葉樹林について，適正な保護・管理を行い，自然環境の保全を図る。

(3) 地域環境の保全と管理

大気，水質等の環境を将来にわたって良好に保全するため，それぞれの地域の状況に適合した環境保全対策を進める。特に，鹿児島湾の水質保全を図るため，鹿児島湾ブルー計画に基づく総合的な環境保全対策を進める。

開発を進めるに当たっては，あらかじめ環境に与える影響を十分に検討するなど，環境保全に配慮するとともに，新たな産業立地についても適切な環境保全対策を講じるなどして公害を防止し，潤いとやすらぎのある快適な環境の形成に努める。

薩摩地域半島振興計画

平成27年12月

鹿児島県

平成27年12月 全部変更

目 次

第 1 基本的方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	3
(1) 人口の動向	3
(2) 経済・財政力	3
(3) 交通及び情報通信	4
(4) 産業	5
(5) 水資源	8
(6) 生活環境等	9
3 振興の基本的方向	12
(1) 基本的方向	12
(2) 重点施策	12

第 2 振興計画

1 交通通信の確保	16
(1) 交通通信の確保の方針	16
(2) 交通施設の整備	17
(3) 地域における公共交通の確保	18

(4) 情報通信関連施設等の整備	18
2 産業の振興及び観光の開発	21
(1) 産業の振興及び観光の開発の方針	21
(2) 農林水産業の振興	23
(3) 商工業の振興	28
(4) 観光の振興等	30
3 就業の促進	32
(1) 就業の促進の方針	32
(2) 就業促進対策	32
4 水資源の開発及び利用	33
(1) 水資源の開発及び利用の方針	33
(2) 水資源確保対策	33
(3) 水資源の利用	33
5 生活環境の整備	34
(1) 生活環境の整備の方針	34
(2) 汚水処理施設，廃棄物処理施設等の整備	34
(3) 公園等の整備の推進	35
(4) 住宅関連対策	35
(5) 生活サービスの持続的な提供	36

6	医療の確保等	37
(1)	医療の確保の方針	37
(2)	医療の確保を図るための方策	37
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	39
(1)	高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	39
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	39
(3)	児童福祉・障害者福祉その他の福祉の増進を図るための対策	41
(4)	安心して子どもを産み育てるための対策	41
8	教育及び文化の振興	43
(1)	教育及び文化の振興の方針	43
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	44
(3)	教育・文化施設等の整備	45
(4)	地域文化の振興	45
9	地域間交流の促進	47
(1)	地域間交流の促進の方針	47
(2)	地域間交流の促進のための方策	47
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	50
(1)	災害防除の方針	50

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	50
(3) 防災体制の強化	51
11 自然環境・地域環境の保全等	53
(1) 自然環境・地域環境の保全等の方針	53
(2) 自然環境の保全	53
(3) 地域環境の保全と管理	53

第1 基本の方針

1 地域の概況

本地域は、鹿児島市（喜入区域，松元区域，郡山区域），枕崎市，指宿市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市の7市で構成され，面積は1,400.16 km²，人口は261,814人（平成22年国勢調査）で，県総面積の15.2%，県総人口の15.3%を占め，人口密度は，県全体の人口密度194.4人/km²の約0.96倍に当たる187.0人/km²となっている。

本地域は，九州の南西端に位置する南北約65kmにわたる鼓形の半島で，東側の鹿児島湾をはさんで，大隅半島と対峙した形になっている。半島の北部の冠岳山系と中部から南部にかけて東岸沿いに長く南北に伸びる金峰山系の間に鹿児島市から江口川を結ぶ構造線が走り，半島の南東端には，開聞岳，カルデラ湖である池田湖等の火山群の活動の跡が，南西端には，坊・野間の小山系と沈降地形の生み出したリアス式海岸がみられ，その間に，南薩台地の段丘が広がっている。河川は，流域面積の狭小さから短小河川が多いが，分水嶺が東に偏しているため半島最大の万之瀬川をはじめ，その多くが西部の東シナ海へ流れ込んでおり，西海岸は美しい弧状の砂丘海岸となっている。鹿児島湾の始良カルデラ，湾口部の阿多カルデラの噴出物は，シラス，コラの層となって地表を覆い，厚いところでは百数十メートルにも及んでおり，本地域の地質の特徴となっている。

気候は，概して温暖多雨（年平均気温18℃前後，年降水量2,485mm）であり，なかでも，南部沿岸一帯は，本土でも最も温暖な亜熱帯的気候条件下にある。本地域全体としては，冬期は季節風が強く，夏期は台風の襲来も頻繁である。

歴史的に見ると，本地域は，日本の西南端に位置するため，本州文化圏と，大陸文化や奄美・琉球などの南島文化圏が相互に接触する地域であった。南

薩一帯は、風光明媚で神話にちなむ地名、神社や、縄文・弥生期の遺跡も多く、また、南西部に位置する坊津は、古代、遣唐使の寄港地として日本三津のひとつに数えられ、薩摩藩の時代においても、藩の諸外国との交易の主要港として栄えた。近世には、薩摩・大隅・日向の三州を統治した島津氏の支配の中心鹿児島の後背地として発展し、明治以降においても、本地域は、県の行政・経済・文化等の中心地である鹿児島市との結びつきの中で発展してきた歴史を有している。

薩摩地域の構成市

市	面積 (km ²)	人口 (人)
鹿児島市 (喜入区域)	61.15	11,945
(松元区域)	51.05	14,202
(郡山区域)	57.75	7,898
枕崎市	74.88	23,638
指宿市	149.01	44,396
日置市	253.06	50,822
いちき串木野市	112.04	31,144
南さつま市	283.37	38,704
南九州市	357.85	39,065
計7市	1,400.16	261,814

「平成22年国勢調査」による。

2 現状及び課題

(1) 人口の動向

本地域の人口は、昭和 25 年国勢調査の 438,923 人をピークに、平成 17 年 274,443 人、平成 22 年 261,814 人と減少を続けており、この 60 年間に 177,109 人、40.4%の減少となっている。この減少率は、県全体の約 2.6 倍という高いものである。また、このような著しい人口減少が若年層を中心としたものであるため、人口減少に伴い高齢化が進んできており、0～14 歳人口は、昭和 35 年の 143,253 人が、平成 22 年には少子化を反映して 32,554 人と全体の約 2 割となった一方、65 歳以上人口は、昭和 35 年の 33,472 人に対し、平成 22 年は 81,048 人と約 2.4 倍に増えており、平成 22 年度の本地域の高齢化率は、県全体の 26.5%を上回る、31.0%となっている。

地域間においては、平成 17 年と平成 22 年を比較してみると、鹿児島市の松元区域や鹿児島市に隣接する日置市の伊集院区域で増加傾向を示している反面、その他の地域のうち、特に南部地域では、減少傾向が著しく、地域間での格差が生じている。

(2) 経済・財政力

産業別就業人口比率を平成 17 年と平成 22 年で比較してみると、第 1 次産業就業人口比率は 15.9%から 13.7%へ、第 2 次産業就業人口比率は 23.9%から 22.0%へ、第 3 次産業就業人口比率は 60.1%から 62.9%へと変化している。平成 22 年における本県の数字と比較すると、第 1 次産業就業人口比率が高く（本県 10.0%）、第 3 次産業就業人口比率が低い（本県 67.2%）ことがわかる。

本地域の平成 24 年度一人当たりの市町村民所得額は、214 万円（鹿児島市（喜入区域、松元区域、郡山区域）を含まない）と本県平均の 234 万円を下回っている。

また、本地域(鹿児島市(喜入区域, 松元区域, 郡山区域)を含まない)の財政力指数(平成23年度から平成25年度の3か年平均)は0.35であり、全国平均の0.49と比較して低い。

(3) 交通及び情報通信

ア 交通

本地域は、大都市圏等地域外との人、ものの交流に困難を伴っていたが、九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業や鹿児島空港の機能充実、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、南薩縦貫道の整備等により、地域間の時間距離は大幅に短縮されてきている。

しかしながら、現状では、地理的な制約もあり、広域幹線交通網へのアクセスになお相当の時間を要しており、この解消のためにも、今後とも、広域幹線交通網へのアクセスの強化、域内のネットワークを形成する半島循環道路等の整備を推進する必要がある。

地域内の道路網については、半島を循環する国道226号、270号、鹿児島市と各地を結ぶ国道225号、3号、主要地方道鹿児島加世田線、谷山伊作線、鹿児島東市来線等が地域内の動脈を形成しているほか、半島の東側の尾根を主要地方道指宿鹿児島インター線が走る。

このうち、国道226号は半島西南部の急峻なリアス式海岸沿いを走る区間もあり、未改良区間も多く、交通条件は極めて悪くなっている。

一方、高度経済成長期等に集中整備された道路施設が急速に高齢化するため、適切な老朽化対策を推進する必要がある。

港湾については、地域の活性化と再生のために、その利用促進を図る必要があることから、定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するための防波堤や不足している漁船だまり等の施設整備のほか、老朽化した港湾施設の計画的な維持管理が必要となっている。

地方バス路線については、地域住民の貴重な交通手段として運行されているが、過疎化やモータリゼーションの進展に伴う利用者の減少などから、運行維持が困難な状況となっており、地域住民の交通の利便性を確保することが課題となっている。

鹿児島本線、指宿枕崎線の在来鉄道については、鹿児島市等への通勤・通学等の主要な輸送手段の一つとして利用されているが、九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業に伴い、産業活動や観光などの様々な分野で交流圏が拡大していることから、産業振興・地域活性化に役立つよう、複線化及び列車の増発等による輸送力の増強・サービス改善が期待されている。

イ 情報通信

情報通信については、情報化の進展に対応するため、携帯電話や光ファイバ網等の整備など、高度情報通信ネットワークの整備を促進する必要がある。

また、インターネットを活用した情報発信やコンテンツ(情報の内容)制作に係る人づくりなどを進める必要がある。

(4) 産 業

ア 農 業

農業については、温暖な気候を生かした多様な営農が営まれており、南部地区においては、畑地かんがいを活用した野菜、茶、花きなどを中心とする生産団地が形成され、また、西部沿岸地帯では早期水稲や果樹、鹿児島市近郊地区では野菜等の振興が図られている。

今後とも、本地域の農業が持つ有利性を最大限生かしながら、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」に基づく施策を総合的に展開し、「安心・安全・新食料供給基地」の実現

を目指して、本地域の農業の一層の振興を図る。

イ 林業

林業については、森林面積が 757 km²と総面積の 54%を占め、スギを主体にした人工林資源が成熟し、本格的な利用期を迎えている。一方、近年、木材需要は増大しているものの、林業就業者数の伸び悩みや木材価格の低迷等により、引き続き厳しい経営環境にある。このため、林業担い手の確保・育成や森林施業の集約化の促進、生産基盤の整備、流通・加工体制の整備等を進め、地域林業の活性化を図る必要がある。

特用林産物については、温暖な気候を生かし早掘りタケノコ、シキミ等の枝物の生産が行われている。また、鰹節の加工用燃料として薪の生産が行われている。

また、吹上浜一帯をはじめとする海岸線の松林の保全や、万之瀬川流域における水源かん養林の一層の整備が求められている。

ウ 水産業

水産業については、遠洋カツオ漁船等の水揚地として国内有数の枕崎漁港や、遠洋マグロ漁船の基地である串木野漁港をはじめ、半島南西部には地形を利用した良港を有している。それらの地域では、古くから多種多様な漁業が営まれ、本県水産業の主要拠点を形成している。

また、近年は枕崎・山川・いちき串木野（串木野区域）地区において、水産物の流通・加工拠点としての施設整備が進められている。

本地域の沿岸漁業は、半島西部では、タイ・ヒラメ等を対象とする漁業が盛んで、また半島南部では、アジ・サバ・イワシ等の浮魚を対象とするまき網、定置網、一本釣りが主体となっている。

しかし、近年、水産資源の小型化や減少傾向などが見られ、資源管理や

漁場整備が課題となっている。

このため、漁場の整備開発を進めながら、地域特性を生かした資源管理型漁業を促進するなど、競争力の強い特色ある産地づくりを進める必要がある。

また、ニーズの多様化に対応し、新製品の開発や流通・加工体制の整備を進める必要がある。

エ 商工業

商業については、指宿市、南さつま市等において、商業機能の充実が見られるものの、鹿児島市への商品購買力の流出が見られる。

工業については、本地域では、本県に一定の集積のある電子・電気関連産業や自動車部品等向けの金属・機械関連産業、南部の広大な畑地や好漁場における豊富な農林水産物などの地域資源を生かした食品関連産業が盛んである。また、川辺仏壇や薩摩焼等の伝統産業も盛んであり、農業機械等の特色ある産業も育ってきている。

地場産業については、消費者ニーズの変化や産地間競争の激化、従事者の高齢化や後継者不足など、その取り巻く環境は大きく変化しており、これに対する適切な対応が求められている。また、加工技術の高度化、新製品の開発等や、地域資源活用型の産業等の創出・育成により、地場産業の総合的な振興を図る必要がある。

企業立地については、電子・電気関連企業や金属・機械関連企業、豊富な農林水産物等の地域資源を生かした食品関連企業の立地が域内の工業団地等において進んでいる。

また、南九州西回り自動車道をはじめ、南薩縦貫道などの交通体系の整備により、地域資源を生かした食品関連産業等の地場産業の育成や、さらなる企業立地の促進が期待される。

オ 観光

観光については、本地域は吹上浜砂丘、坊・野間のリアス式海岸、開聞岳、池田湖、知林ヶ島等の豊かな自然環境や良好な景観に恵まれるとともに、「薩摩の小京都」と言われる知覧の武家屋敷や特攻平和会館などの歴史的資源、薩摩焼などの伝統的工芸品、かつお節などの特産品、地域資源を生かした個性豊かなイベントなど豊富な観光資源が存在している。また本地域には冠嶽園、薩摩藩英国留学生記念館、美山陶遊館、吹上浜海浜公園やフラワーパークかごしま、番所鼻自然公園、アグリランドえい、笠沙恵比寿などのほか、天然砂むし温泉や粒子線がん治療施設等のヘルスツーリズム関連資源などの特色ある観光関連施設が整備されている。

今後とも、他地域とも連携した広域的な観光ルートの確立等を図るとともに、豊かな資源を生かした観光地づくりや滞在型観光の振興等に取り組む必要がある。

(5) 水資源

本地域は、河川水等が水田用水として効率よく利用されるなど、水資源利用率が比較的高い。

本地域の中・北部地域は、基盤である四万十層群が分布する中央部山地の山腹から山麓までが、中小河川で分断されるシラス台地となり、河川水及び地下水には比較的恵まれている。南部地域は、いわゆる南薩台地と呼ばれるシラス台地で、河川はあまり見られず河川水量も少ないことから、地下水、湧水が主要な水源となっているが、南部の畑作地域においては、馬渡川等の3河川や池田湖を利用して、大規模な畑地かんがい農業が行われている。

そうした中で池田湖については、南部地域における水資源としての重要な役割を果たしている。

南西部地域は、山地性で基盤岩が広く分布する島しょ的な地形・地質のため、十分な水資源となる河川もなく、また地下水の開発も困難であることから、小規模な貯留施設の整備等により水資源の確保を図る必要がある。

(6) 生活環境等

ア 生活環境

鹿児島市に隣接する地域を中心に住宅需要が増大するとともに、その他の地域においても都市的な生活環境の整備に対する要請が高まっている。また、若年層の定住促進、観光客の誘致促進等のためにも、下水道等生活環境の整備を進める必要がある。

このため、下水道施設については、枕崎市、いちき串木野市、指宿市、日置市、南九州市で供用開始しており、その他の市においても供用開始へ向けた整備区域、手法、スケジュール等の策定に取り組んでいる。

また、農業振興地域においては、生活排水による農業用水の汚濁防止等を図るため、農業集落排水事業を推進している。

さらに、漁村地域においては、漁業集落排水施設の整備に取り組んでおり、下水道の認可区域及び集落排水の供用開始区域外の地域においては、合併処理浄化槽が普及しつつある。

このほか、ごみ、し尿等の一般廃棄物については、し尿処理施設や一般廃棄物処理施設の老朽化が進んでいることから、更新等の整備が必要である。

イ 高齢者の福祉その他の福祉

高齢化率が、全国平均より高い本県の中にあって、本地域においては、県平均を大幅に上回って高齢化が進んでいる。その要因は、基本的には平均寿命の伸長と出生率の低下によるが、若年層を中心とした域外への人口流出等にも起因するもので、今後とも高齢者の割合はますます高くなり、一人暮ら

しや寝たきり等の介護を要する高齢者が増大することが見込まれている。

また、少子化、核家族化の進行、児童虐待の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化する中、児童の健全育成や保育対策等に対するニーズが増大・多様化してきており、次代を担う子どもたちが、家庭や地域、社会の中で、心身ともに健やかに育つ環境づくりが重要な課題となっている。

さらに、障害者の高齢化や障害の重度・重複化が進む中、ノーマライゼーション（障害をもつ人でも地域の中で普通に暮らせる社会づくり）の理念の浸透と障害者の自主と参加意識の高まりに伴い、障害者のニーズも多様化してきており、それぞれの障害に対応した社会参加を支援するとともに、在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実を図ることが必要となってきたりしている。

このほか、高齢者や障害者など援護を要する人たちに対する地域の支援体制づくりが困難な地域もあるので、これらの人たちができるだけ住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる地域社会づくりが必要となってきたりしている。

保健医療については、少子・高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化等から、住民の保健医療に対する需要は増大するとともに高度化・多様化していることから、生涯を通じた健康づくりの促進、地域における包括的な保健医療提供体制の充実が課題となっている。

ウ 教育及び文化

児童生徒数が年々減少してきており、これに伴い、学校の小規模化が進み、児童生徒の集団活動の実施や社会性の育成が困難になるといった諸課題への対応など、引き続き配慮が必要となっている。

また、生涯学習関連施設については、社会教育、文化・スポーツ、コミュニティ等の施設の整備が進んできたが、活動状況には地域差が見られる。

さらに、本地域においては、その地理的状況等から芸術文化鑑賞の機会が

少なく、また、各地に残されている多様な伝統文化が、少子化の影響や若者の流出などにより、継承困難になってきている面もあるので、今後、芸術文化鑑賞機会の充実や伝統文化の後継者育成等が必要となっ

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

本地域は、豊かな自然や多彩な歴史的遺産、南部の広大な畑地や沿岸・沖合の好漁場、温泉など恵まれた観光資源や伝統技術に支えられた地場産業、さらには総合的な都市機能を有する鹿児島市との近接性など優れた地域特性を有している。

こうした本地域の持つ潜在的魅力や発展可能性を、地域の恵まれた発展基盤として掘り起こし、地域の主体的な取組と創意・工夫により、その高次・多面的な活用を図りながら、自立的な発展力を持つ個性豊かで活力ある地域づくりを進める。

このため、これまでの地域振興への取組とその成果を踏まえ、人口の減少や高齢化の著しい半島先端地域の活性化にも十分配慮しながら、60万都市鹿児島市へのアクセス道路や半島循環道路の整備など交通基盤等の充実・強化をはじめ、地域の特性を生かした収益性の高い農林水産業の振興、技術の高度化や新たな商品開発等による地場産業の活性化、豊富な観光資源を生かした観光地づくりや快適で安全な生活空間の形成など、各般にわたる施策を広域的かつ総合的に推進する。

また、本地域が有する恵まれた自然環境や、農林水産業、景観、伝統文化など、地域独自の各種資源を生かして交流人口を増加させ、地域おこし協力隊などの制度を活用しながら、地域間交流を促進するとともに、移住の取組等を促進し、本地域への定住を促進する。

なお、本地域の振興に当たっては、かごしま将来ビジョンなど各種振興計画との機能分担を考慮し、計画相互間の調整を図りながら、また、関係市とも十分に連携を図りながら、施策の実施に努める。

(2) 重点施策

以上の基本的方向に沿って、平成 27 年度から概ね 10 年間で計画期間として、次に掲げる施策を重点的に進める。

ア 人、もの、情報の交流ネットワークの形成

国道 226 号、270 号等の半島循環道路等の整備を促進し、地域内外の交通ネットワークの形成を推進するとともに、道路施設の老朽化が懸念されるため、長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防保全対策を進める。

このほか、携帯電話や光ファイバ網等の情報通信基盤の整備、産業、教育、福祉、医療、防災等の各分野における情報システムの導入など、地域住民が利用しやすい高度情報通信ネットワークの整備促進を図り、本地域の発展を支える人、もの、情報の流れの円滑化に努める。

イ 地域の資源を生かした産業の振興

- ・ 多様なニーズに応える農林水産業の展開

西薩・南薩、鹿児島湾口域における漁場の整備等の各種生産基盤の整備やその高度な利用、創意と意欲に満ちた担い手の育成や確保対策などを推進するとともに、生産技術の高度化等による競争力のある生産体制の確立、付加価値の高いブランドの確立や新しい時代の消費者ニーズに対応した収益性の高い農林水産業の一層の振興を図る。

- ・ 新たな飛躍を目指した地場産業の振興

本地域には、薩摩焼、川辺仏壇、地域の農林水産物を活用した食品加工業等多様な地場産業が存在している。こうした伝統に支えられた地場産業の技術の高度化や生産体制の合理化、ニーズに応える新たな製品の開発や流通ルート拡大・強化を図るとともに、地域資源を活用した食品関連産業の育成や新たな産業の創出に努めながら、観光産業など他の地域産業とも幅広く連

携した，収益性の高い地場産業の振興に努める。

ウ 自然と歴史・文化を生かした観光ゾーンの形成

地域の特性を踏まえ，豊かな自然や良好な景観，特色のある歴史的資源等を生かした観光地を整備するとともに，他の地域とも連携した広域周遊観光ルートの確立等を図るなど，健康と癒やしをテーマとした滞在型観光等を推進する。

また，観光列車・バスへの手振り等，住民参加のおもてなしの各種取組を官民一体となって広域的に展開するとともに，国内外に対する誘客宣伝等に積極的に取り組む。

エ 優れた自然環境の保全・活用と災害に強い地域づくり

自然海岸や森林など本地域の豊かな自然環境は，地域の人々はもとより域外の人々にとっても憩いや休養の場として大きな役割を果たしていくことが期待されている。

このため，自然環境の保全に努めながら，南薩西岸地区や指宿地区などにおいて，景観に配慮した快適で魅力ある空間の整備充実を進めるとともに，グリーン・ツーリズムの推進と相まって，多くの人々に親しまれ，活用される交流・レクリエーションの場としての形成を図る。

また，河川改修，砂防，急傾斜地崩壊防止対策等や地域住民の防災意識の高揚など地域に即した防災対策の強化を図り，安全で災害に強い地域づくりに努める。

オ 地域の創意工夫と共生・協働による活力ある地域づくりの推進

地域の活性化を図っていくためには，地域間交流や国境を越えた広域的な交流・連携も考慮しながら，地域の制約条件を超えて，時代の動向を踏まえ

た、新たな価値創造への意欲をもった魅力ある地域づくりへの取組を一層推進していく必要がある。

このため、国等の施策の導入等も図りながら、地域自らの創意工夫と主体的な取組のもとに、個性ある地域づくり、様々な分野で地域の振興を担う人づくり、高齢者や女性が進んで地域づくりに参加できる環境づくりなどの積極的な推進を図る。

また、行政需要が多様化し、急速な少子高齢化が進展する中で、これまでのように公共的なサービスを行政だけで担うことは困難になってきていることから、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体が地域づくりの担い手となり、それぞれが連携・協力し、支え合うことにより、地域に必要なサービスを提供する、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

交通・通信体系の確保は、三方を海に囲まれ国土の幹線軸から遠く離れているなど、地理的条件が不利な半島地域の活性化や地域開発プロジェクト等を促進する上で極めて重要な役割を果たすものであり、積極的にその確保を図る必要がある。

このため、南九州西回り自動車道や南薩縦貫道等の広域幹線交通網と半島地域とを結ぶ半島循環道路等の整備を促進するとともに、地域内における住民の日常生活の利便性を高める生活道路の整備を図る。

なお、これらの道路網の整備に当たっては、災害に強く、安全で信頼性の高い道路づくりに努めるとともに、景観等に配慮した道路環境の整備、高齢者や障害者等が安心して歩行できる歩道の整備、安全で円滑な道路交通を確保するための交通安全施設等の整備等安全で快適な道路環境づくりを推進する。

また、高度経済成長期等に集中整備された道路施設が急速に高齢化するため、適切な老朽化対策を推進する必要がある。

港湾については、立地企業等の原材料や製品の輸送コストの低減、利用船舶の安全を確保するため必要な港湾施設の整備や既存施設の老朽化対策を進めるとともに、水産業等の拠点港については、小型船に対応した施設整備を推進する。

また、豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワーク（航路網）形成のため、必要な港湾施設の整備を進める。

地域の公共交通については、地域住民の生活を支え、域内外の交流を活性化する観点から、旅客流動の実態等を勘案しつつ、バス及び鉄道路線の確保を図る。

情報化については、高度情報化社会の進展に対応して、地域住民の生活や産業等の各分野において、誰もが情報通信技術の恩恵を享受できるよう、その推進を図るとともに、情報化に対応できる人材の育成、情報通信基盤の整備など、地域間、企業間、地域住民の間で格差のない情報化の推進のために必要な環境づくりを進める。

(2) 交通施設の整備

ア 道路の整備

(ア) 半島循環道路等の整備

半島を循環する道路網として国道 226 号等の国・県道の整備を進める。

(イ) 域内幹線道路の整備

地方都市間の円滑な交通を確保する道路として、地域内における交流・連携を促進し、円滑な地域交通を確保するための道路の整備を推進する。

また、バス路線を中心に、域内道路の市道を、国・県道との有機的な連携を図りつつ整備する。

(ウ) 防災機能強化のための道路の整備

半島地域内の防災機能強化を図るため、災害時における避難の円滑化や救助・救援活動、生活支援等に資する国・県道や市道の整備を進める。

これらの道路のうち、最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資する路線として、鹿児島市福山仁田尾線・健康センター線等の整備等を推進する。

(エ) 道路施設の長寿命化対策

道路施設の老朽化が懸念されるため、長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防保全対策を推進する。

イ 港湾及び航路の整備

地域産業の振興や利用者の利便性の向上並びに豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワーク（航路網）の形成を図るため、指宿港、串木野新港等の整備を進めるとともに、老朽化した港湾施設の計画的な維持管理を推進する。

(3) 地域における公共交通の確保

ア バス交通の確保

地域住民の利便性の確保に寄与するバス路線については、地方バス路線維持費補助制度等を活用しながら、その運行維持に努めるとともに、地域の輸送需要に対応した効率的な運行形態の導入を促進する。

イ 在来線鉄道の整備及び確保

地域内交流や鹿児島市及び他地域との交流を促進するため、鹿児島本線、指宿枕崎線について、輸送サービスの改善を図るとともに、複線化の促進に努める。

また、沿線のイメージアップやガイドマップの作成等により観光客を誘致するとともに、マイレール意識の醸成により地域住民の利用を促進するなど、在来線鉄道の維持に努める。

(4) 情報通信関連施設等の整備

ア 地域住民生活における情報化の推進

高度情報化社会に適切に対応し、地域住民の利便性の一層の向上を図るため、保健・医療・福祉、教育、生活、環境、交通等の地域住民の生活各分野における情報化を進める。

このため、行政事務のワンストップサービスの推進、道路情報システムなど各情報システムのネットワーク化による地域住民への情報提供機能の充実、学校教育等におけるテレビ会議システム等の導入など、地域住民が利用しやすい多様な情報システムの導入を図る。

また、この情報システムの恩恵を地域住民が等しく享受できるよう、学校教育におけるインターネット利用を促進するとともに、情報の活用に関する教育や講習の機会の確保などを図る。

イ 産業における情報化の推進

高度情報化社会の進展や情報通信技術の革新に伴う新たな産業の創出、流通形態の変化など産業構造の変化に適切に対応し、地域産業の一層の振興を図るため、工業、商業・サービス業、観光、農林水産業等の地域産業各分野における情報化を進める。

このため、（公財）かごしま産業支援センターや（株）鹿児島頭脳センター等の活用により、中小企業の情報化を促進するとともに、電子メールを利用した観光・特産品等の情報提供システムなど、地域産業を支援するための各種情報システムの整備を図る。

また、今後、成長が期待される情報通信関連産業分野において、域内企業の育成や企業立地を推進する。

さらに、産業の情報化に対応できる高度な情報通信技術や知識をもった人材を育成するため、（公財）かごしま産業支援センター等においてコンテンツクリエイター（情報内容の製作者）等の育成や高度情報処理技術の研修等を行う。

ウ 情報通信基盤の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民が等しく享受できるよう、情報

通信基盤の整備を進める。

このため、携帯電話等の移動体通信基盤や光ファイバ網の整備等の促進を図る。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

本地域においては、南部の広大な畑地や沿岸・沖合の好漁場等を生かした農林水産業や、地域資源や伝統技術に支えられた、カツオ節、川辺仏壇などの地場産業が盛んであり、これらについて競争力のある生産体制の確立に努めるとともに、付加価値の高い製造業やサービス産業の導入により、地域産業の振興を図る。

農業については、本地域の農業が持つ有利性を最大限生かしながら、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」に基づく施策を総合的に展開し、「安心・安全・新食料供給基地」の実現を目指して、本地域の農業の一層の振興を図る。このため、本地域では、広大な畑地かんがい施設を生かして、畑作野菜産地の育成に努め、かごしまブランド品目の一層の産地の強化・広域化や、施設化等による花き産地や果樹産地の拡大を図るとともに、茶についても、計画的な産地拡大や環境にやさしいクリーンな茶づくりを進めるほか、肉用牛等畜産の振興を図る。

また、本県農業の技術の拠点となる「県農業開発総合センター」等を整備し、食と農の先進地域づくりを推進する。

林業については、人工林の間伐や伐採跡地の再造林などを推進し、森林資源の充実に努めるとともに、林業担い手の確保・育成や森林施業の集約化の促進、林道など生産基盤等の整備、木材の流通・加工体制の整備を図り、スギを主体とした生産性の高い林業地帯の形成に努める。

また、地域の特性を生かして早掘りタケノコ、シキミ等枝物の特用林産物の生産振興に努めるほか、森林の公益的機能の維持増進を図るため、万之瀬川流域の一層の森林整備や、吹上浜一帯をはじめとする海岸線の松林の保全に努める。

水産業については、沿岸・沖合域において、漁場の整備開発、栽培漁業等

を推進するとともに、適切な資源管理の実践を推進するほか、適正養殖により養殖漁場の持続的な利用と安定的な生産を図る。

また、水産物の消費や流通の多様化に対応するため、流通加工関連施設の整備や水産物の高付加価値化を進めるほか、県水産技術開発センターにおいて、新たな技術の研究開発と実用化を促進する。

さらに、漁業経営の安定と活性化のため、漁業後継者の育成等にも努めるとともに、漁港・漁村の基本施設の整備を進める。

商業については、商店街を核とした共生・協働型のまちづくりの活性化を図るため、商工団体、地域住民、NPO、行政等が連携した推進体制を整備する。

工業については、地域の農林水産物を活用した食品製造業関連産業等の技術高度化等を促進するとともに、県工業技術センター等各種試験研究機関との連携を図り、地域産業のニーズに即した技術開発を推進する。

地場産業については、地域資源や伝統技術の活用により、消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発等を促進するとともに、新たな地場産業の育成を促進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、次世代の基幹産業となる「自動車・電子・食品」の重点3分野及び今後成長が期待される「環境・新エネルギー産業」や「健康・医療産業」、「バイオ関連産業」の立地を促進するとともに、域内製造拠点のマザー工場化や域内での投資促進など、域内企業の成長を支援する。

また、内発型の産業振興を図るため、域内における創業や企業の新たな分野への進出、規模拡大等による立地を支援する。

観光の振興については、吹上浜砂丘、開聞岳などの豊かな自然環境や温泉、特色ある伝統技術など豊富な観光資源を有する本地域にとって、今後一層重要な役割を担うものと期待されることから、今後とも、他地域とも連携した

広域的な観光ルートの確立を図るとともに、豊かな資源を生かした観光地づくりや滞在型観光の振興等に取り組む必要がある。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

(ア) 豊かな生活を創る農畜産物の生産

広大な畑地と畑地かんがい施設を生かし、かごしまブランド品目のさつまいも、かぼちゃ、実えんどう、そらまめ、きんかん等の一層の産地強化や露地野菜の振興、観葉植物、キク等地域ごとに特色ある花きブランド産地の育成を進める。

また、茶の産地拡大やクリーンな茶づくりを進めるとともに、消費者が茶にふれあい、茶に親しむ活動を推進する。

さらに、さつまいもは、でん粉用、焼酎用、青果用等、用途別需要の動向に即した生産を進める。

水田地帯においては、需要に応じた米づくりと水田の有効利用により、生産性の高い水田農業の確立を図る。

畜産については、「人・牛・飼料」の視点にたって、担い手の確保、肉用牛繁殖雌牛の増頭、飼料増産などの取組により、生産基盤の強化と経営の安定的発展を目指す。

(イ) 安心・安全な食の供給

健全な土づくりと化学肥料・農薬の使用量を低減するための技術を推進するとともに、堆肥生産施設等の計画的な整備を促進し、環境にやさしい農業を展開する。

また、「かごしまの農林水産物認証制度」やトレーサビリティシステムの充実・導入・普及、「鹿児島県食の安心・安全推進条例」に基づく食品

の検査体制や食品表示等に係る監視指導体制の充実・強化など、消費者に安心を与える取組を推進する。

さらに、地場消費の積極的な拡大や産地育成を図るとともに、消費者との交流による地産地消の推進や地域の食文化や農林水産業等について学ぶ食育を推進する。

(ウ) 農を育む人と土地の構築

人・農地プランの定期的な見直しを推進し、担い手（認定農業者，認定新規就農者，集落営農）の確保・育成を進めるとともに，女性リーダーの育成や高齢農業者の活動促進を図る。

また，地域ぐるみで農地，農業用機械・施設，労働力を効率的に活用する仕組みづくりを推進する。

農地中間管理事業，農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を推進する。

また，農業委員会の農地パトロール等を通じて，農地の利用状況の把握に努めながら，日本型直接支払制度その他の各般の事業の活用を促進し，耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むとともに，農業振興地域制度の適切な運用を推進することにより，優良農地の確保を図る。

さらに，南薩畑地かんがい地域や南さつま（金峰区域），鹿児島（松元区域）地区の畑地かんがい施設を活用した高生産性優良農業地域の形成を図るとともに，水・土等の地域資源の適切な保全・管理を行う地域管理の仕組みづくりを進め，土地改良施設について，安心・安全に利用し続けることができるように長寿命化対策を進める。

(エ) 農の発展を支える技術と支援

県農業開発総合センターの整備を推進し，試験研究体制の整備を図り，

品種育成や生産安定化技術の開発等を推進するとともに、農業者のニーズ及び地域の課題を踏まえた効果的な普及指導活動を展開する。

また、農地・農村の防災減災対策や防災営農施設の整備を計画的に進めるとともに、鳥獣被害の防止については、ソフト・ハード両面の対策を進め、農村地域の安全と安定的な農業生産を確保する。

(オ) 新しい農村社会の創造

農村集落と大学やNPOなどの地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化を図る。

(カ) 農畜産物の販売対策等の推進

県産農畜産物等の県内外の販路拡大につながる販売促進活動を展開するとともに、輸出を促進する。

また、大隅加工技術研究センターにおける技術支援や人材育成の取組などを通じた農業の6次産業化の推進や、地理的表示保護制度等の積極的活用により、県産農畜産物等の付加価値の向上を図る。

イ 林業の振興

(ア) 林業経営の活性化

スギを主体とした人工林の間伐や伐採跡地の再造林、立地条件や地域特性に応じた広葉樹林の整備や針広混交林化などを進め、森林資源の充実に努めるとともに、森林管理道横見谷線、舟川野下線等の基幹的な林道及び作業道等の整備や、高性能林業機械の導入促進など生産基盤等の整備を図る。

また、シカなどの野生鳥獣による林業被害防止のために、有害鳥獣捕獲

及び被害防止施設等の整備に努める。

さらに、森林組合など林業事業体の体質強化に努めるとともに、(公財)鹿児島県林業担い手育成基金等を活用して林業就業者の就労条件の改善や新規就業の促進等を図るなど林業担い手の確保・育成に努める。

このほか、森林施業や木材生産の合理化等を図るため、森林施業プランナー等の育成・強化などによる森林施業の集約化を促進する。

(イ) 木材産業の振興と木材需要の拡大

「認証かごしま材」などの木材の加工・流通体制の整備を促進し、高品質なかごしま材の供給体制づくりを進めるとともに、地域材利用による木造住宅の建設促進やモデル的な木造施設の整備、木材利用のPR活動等に努め、木材産業の振興と木材需要の拡大を図る。

(ウ) 特用林産物の産地づくり

半島北部から中部にかけて広がるモウソウ竹資源を生かし、早掘りタケノコの産地形成を促進するとともに、シキミ等枝物の生産振興に努める。

(エ) 多様なニーズにこたえる森林づくり

治山施設の設置や森林整備を実施する治山事業を計画的に推進し、国土の保全、水源のかん養など森林の公益的機能の充実を図る。吹上浜一帯等の公益的機能の高い松林については、国とも協力して松くい虫の徹底防除に努めるとともに、万之瀬川流域においては、(公財)万之瀬川水源基金等により水源林の整備に努める。

ウ 水産業の振興

(ア) つくり育てる漁業の推進

西薩・南薩及び鹿児島湾口域において、沈設魚礁，浮魚礁等による漁場を造成し，沿岸・沖合漁場の整備を進めるとともに，回遊性資源の広域放流や磯根資源等の放流を推進する。

特に，鹿児島湾においては，マダイ，ヒラメ等の種苗の放流や魚礁の造成，幼稚魚の保護・育成のための藻場造成や保育礁の整備を推進する。

また，水産資源の保護・培養と適正な資源管理により，安定的な漁業生産の維持向上による漁船漁業の振興を図る。

養殖業については，笠沙，坊泊，山川等養殖主産地において，環境の保全に留意しながら適正養殖を促進するとともに，魚類防疫体制の強化を図る。

さらに，笠沙地区においてクロマグロ養殖の振興を図る。

(イ) 多様な流通加工体制の整備

消費や流通の多様化に対応して，水産物流通加工拠点として活魚流通施設や流通改善施設等の総合的な整備を推進し，水産物の高付加価値化を図る。

また，県産水産物の販売活動等を促進する事業等を活用した魚食普及や消費拡大を促進する。

(ウ) これからの漁業を支える新技術の確立

栽培漁業技術，漁海況情報等の先端技術を活用した新たな水産技術の開発研究と実用化を促進する。

(エ) 漁業経営の安定と活性化

制度金融の充実や漁業近代化施設の整備を進めるとともに，担い手の育成・確保対策，漁業研修の充実，漁業協同組合の計画的な合併推進や事業

基盤の強化対策を進める。

(オ) 活気に満ちた漁港・漁村の整備

枕崎漁港及び山川漁港については、海外まき網や遠洋カツオ漁業等の拠点として、大型岸壁の改良をはじめ、特に枕崎漁港では、高度衛生管理型荷さばき所の建設を行うなど機能充実に努める。

また、地域の中核的な漁業基地である羽島、江口、小湊、坊泊、川尻漁港等についても、地域の漁業実態に即した基盤整備と生活環境等の整備を進め、漁村の活性化を図る。

なお、今後は、漁港施設の老朽化が懸念されることから、計画的に既存ストックの長寿命化に努める。

これら本地域の基幹産業である農業、林業及び水産業は、単に食料等の生産機能ばかりでなく、都会に住む人たちが土や木や水に親しみ、触れ合うことによって、地域間交流を促進する手段にもなるものであることから、農林水産業と観光業との連携にも十分に配慮するものとする。

(3) 商工業の振興

ア 商業の振興

商店街を核とした共生・協働型のまちづくりを推進し、今後とも国や関係市等と連携を図りながら、地域の創意と工夫に満ちた魅力ある商店街づくりについて支援していく。

イ 地場産業の振興

(公財)南薩地域地場産業振興センターや鹿児島ブランド支援センターを活用し、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を

支援するほか、観光産業など他の地域産業とも幅広く連携を図りながら、カツオ節、焼酎等の地域の農林水産物を活用した地域資源活用型産業や川辺仏壇、薩摩焼等の伝統的工芸品の振興を図るとともに、地域の豊富な資源を活用した、新たな地場産業の育成を促進する。

また、県産品愛用運動等により地場産品の域内需要の拡大を図るとともに、大消費地については、かごしま遊楽館の活用や物産展の開催等による地場産品の紹介・販売や流通情報等の収集・提供に努めるなど、主要特産品の販路対策を強化する。

ウ 工業の振興

(ア) 工業の振興

地域企業の技術力の高度化、経営基盤の安定に努め、地域資源を利用した付加価値の高い製品の研究開発や販路開拓等を進める。

また、研究開発型企业や下請企業等に対する人材の育成、技術指導等に努めるとともに、産学官連携や異業種交流等の促進、域内外との技術・情報の交流を積極的に進め、新製品・新技術の開発、新事業への展開を促進する。

さらに、デザイン情報の収集・提供、啓発・普及に努めるとともに、地域産業のデザイン開発力の強化を図る。

(イ) 産業技術の高度化

地域産業の高度化を促進するため、産学官の組織化による共同研究を進めるなど新たな技術開発や産業おこしを推進するとともに、県工業技術センター等試験研究機関等における研究開発や技術支援機能の一層の充実・強化を図る。

また、(公財)かごしま産業支援センター等の活用により、地域産業の技

術高度化及び新たな地域産業の形成を支援するとともに、大学等の学術研究機関と企業との交流や異業種交流等を促進する。

吹上高等技術専門校については、技術の高度化や企業ニーズに対応した職業訓練の充実を図る。

エ 企業の立地対策

域内への立地が進む電子関連企業や自動車関連産業をはじめとした金属・機械関連企業、県農業開発総合センターや県水産技術開発センターの機能や農林水産物等の地域資源を生かした食品関連企業に加え、「環境・新エネルギー産業」や「健康・医療産業」、「バイオ関連産業」など今後成長が期待される分野の企業立地を市と連携し、促進する。

さらに、内発型の産業振興を図るため、域内における創業や企業の新たな分野への進出、規模拡大等による立地を支援する。

オ 再生可能エネルギーの導入

地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

また、温泉資源についても、適正な保護に努めながら、観光・保養・健康づくりはもとより、発電、農林水産業など多面的な活用を促進する。

(4) 観光の振興等

ア 魅力ある癒しの観光地づくり

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、豊かな自然環境、歴史的資源、伝統行事、伝統的工芸品、観光関連施設などの観光資源を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道整備などハード面の整備を進める。

また、地域の新たな観光資源の発掘に努め、県都鹿児島市に隣接する地理的条件に加え、交通基盤の整備がなされており、豊富で多様な温泉、魅力あ

る食等を活用した広域連携による滞在型観光の推進に適した地域の特性を生かし、健康と癒しをテーマとした滞在型観光等の推進など、ソフト面の取組と併せて、癒しの観光地づくりを進める。

イ 国内外からの誘客促進

マスメディアやインターネットなどの各種メディアの活用による効果的・戦略的な情報発信、大隅半島など他地域との広域的な観光ルートの確立、修学旅行の誘致、温暖な気候を生かしたスポーツキャンプ・合宿の誘致等により知名度を高めるとともに、観光客の来訪を促進する。

また、経済成長が著しいアジア地域を中心とした海外からの誘客の強化を図るため、各種誘客促進に向けた取組や受入体制の整備を推進する。

ウ 「おもてなし先進県鹿児島」づくり

地域を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供に取り組むほか、観光列車・バスへの手振り等、住民参加のおもてなしの各種取組を官民一体となって広域的に展開するなど、ホスピタリティの向上、受入体制の充実を図る。

また、関係団体との連携を図りながら、地域の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなど、観光立県の実現に寄与する担い手の育成を図る。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

本県の有効求人倍率は、平成 22 年度の 0.46 倍から平成 27 年 4 月には、0.87 倍と改善しているが、全国平均を 0.30 ポイント下回っており依然として格差がある。

また、本地域における平成 27 年 4 月の有効求人倍率（対象原数値）は、鹿児島地域 0.97 倍、南薩地域 0.72 倍であり、周辺の北薩地域では 0.75 倍、始良・伊佐地域では 0.70 倍と地域間でも格差がある。

このように本県は、離島や半島などの地理的ハンディキャップが大きく、中小企業のウェイトが高いこと等から、新規高卒者の約半数が県外に就職するなど、厳しい雇用情勢にあるため、新規学卒者の就職対策や若年者の U I J ターンの促進などが求められている。

(2) 就業促進対策

ふるさとでいきいきと働ける環境をつくり、地域の活性化を図るため、産業おこしの推進等による新規雇用の創出や多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保、多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実などに取り組む必要がある。

そのため、雇用情勢や地域の職業訓練ニーズ等を踏まえ、関係行政機関や民間教育訓練機関など多様な主体が連携をとりつつ、必要な職業訓練を実施する。

新規学卒者、求職者に対しては、職業に必要な能力を開発し向上させるために、県が設置した吹上高等技術専門校において、職業訓練を実施する。

また、離転職者等に対しては、職業に必要な技能を習得させるために、パソコン・実務、介護・福祉等の訓練を民間教育訓練機関に委託し、再就職の促進を図る。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水資源の賦存状況等地域の実情に応じた水資源の確保策を講じることとし、地下水等による農業用水源や水道水源の確保、水源かん養林等の整備による水源の保全を図りながら、水資源の適正利用を進める。

(2) 水資源確保対策

中・北部地域及び南部地域においては、流況が比較的安定している河川水、豊富な地下水、各所に見られる湧水を今後とも生活用水、工業用水等の主要な水源として適正利用を図るとともに、県営かんがい排水事業により建設された金峰ダムや松元ダム等による農業用水の安定確保を図る。

また、南西部地域については、地下水の開発が難しく、河川にも恵まれなことから、水源地域の森林の整備を推進するとともに、ミニダム等の貯留施設を整備し、水資源の確保に努める。

(3) 水資源の利用

安心で安定した水道水を供給するため、統合や計画的な更新などによる水道施設の整備を促進するとともに、干ばつ時の農産物の安定生産と収益性の高い作物の導入を図るため、新規水源の確保と既設水源の有効利用を推進する。

また、水田のパイプライン化による節水型のかんがい方式を推進する。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

快適で魅力ある地域社会を形成するため、都市、農山漁村を通じ良好な生活環境の整備を図る。特に、近年は若年層だけでなく、住民全体の快適な生活環境に対するニーズが高まってきており、さらに、都市住民等との交流を促進するためにも、都市的な機能を有する生活環境の整備が重要となっている。

このため、土地区画整理事業等の推進により道路、公園等都市基盤の整備を図るとともに、水道施設の整備をはじめ地域の実情や特性を考慮しながら、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽等の効率的、効果的な整備とその普及促進に努める。また、循環型社会を実現するため、ごみの減量化や資源化を図るとともに、広域的・総合的な廃棄物処理施設の整備を促進する。

さらに、地域の特性を生かした多様な公園、緑地等の整備を促進するとともに、広域的な利用を目的とする吹上浜海浜公園の利用促進を図る。

住宅については、住宅需要に対応した良質な住宅・宅地の供給やストック対策及び高齢者等に配慮した住環境整備並びに優良な木造住宅の建設促進を図る。

(2) 污水处理施設、廃棄物処理施設等の整備

ア 污水处理施設の整備

快適な生活を営むための生活環境の改善と、海や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村の集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備を促進する。

公共下水道については、枕崎市、いちき串木野市、指宿市、南さつま市、日置市において整備を進める。

農山漁村の集落排水施設については、日置市、南九州市、南さつま市等に

において、改築・更新事業を計画又は整備中であり、事業の実施を推進する。

また、下水道の計画区域及び他の汚水処理施設の供用開始区域外については、合併処理浄化槽の整備の促進を図る。

イ 廃棄物処理施設等の整備

生活水準の向上等により、一般廃棄物が多様化していることから、地域の実情も勘案し、適正かつ的確な処理体制の確立のため、減量化及び資源化を推進するとともに、枕崎・指宿・南さつま(加世田区域)地区等において広域的・総合的な廃棄物処理施設の整備拡充を促進するほか、廃棄物処理施設については、コストの削減を図りつつ、いわゆるストックマネジメントの手法を導入して、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する。

(3) 公園等の整備の推進

日置市などにおいて、都市公園のバリアフリー化や改築を促進するとともに、広域的な利用を目的とする吹上浜海浜公園の利用促進を図る。

(4) 住宅関連対策

民間住宅については、良好なストックの供給促進を図りつつ、既存ストックの省エネ・耐震化等の質向上や空き家の適正管理・利活用を推進し、公営住宅等については、建替や改善等によるストックの長寿命化や木造化の推進を図る。また、高齢化に対応したサービス付高齢者向け住宅等の供給を促進するとともに、バリアフリーなどの技術力向上等を図るための情報提供、木造住宅建設技能者の育成支援などにより、地域の住宅関連産業の育成を推進する。

また、指宿市、いちき串木野市等において土地区画整理事業を推進し、良好な宅地、住宅の供給促進、住環境の整備等を図る。

(5) 生活サービスの持続的な提供

継続的な集落の維持活性化については、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに生産の営み（地場産業）を振興する市等の取組を、国等の事業を活用し支援する。

また、行政需要が多様化・複雑化し、さらには、急速な少子高齢化や人口減少が進展する中で、これまでのように公共的なサービスを行政だけで担うことは困難になってきていることから、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体の連携・協力により、地域に必要なサービスを提供する活動の促進や多機能型拠点づくり等により、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。

市街地においては、商業、教育文化、医療福祉などの立地を誘導するとともに、用途地域などの活用による良好な市街地環境の形成を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進する。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

地域住民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる地域を創造するため、行政や関係団体が一体となり、個人の主体的な意志で行う健康づくりのみならず、地域住民の健康づくりを社会的に支援する。

また、地域住民がいつでもどこでも適切な医療サービスを受けることができる安心・安全な医療の提供を目指して、総合的な施策の推進に努めることにより、どこに住んでいても、医療ニーズに応じて、いつでも安心・安全で質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成を図る。

(2) 医療の確保を図るための方策

「健康かごしま21」に基づく施策を展開し、地域住民の健康づくりに関する意識の向上と取組を促進する。

また、地域の総合的な医師確保対策を図るため、医師修学資金の貸与や臨床研修医等の県内定着に向けた研修体制の充実を図るとともに、看護職員確保対策の推進など、医療従事者の確保に努める。

医療提供体制については、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を策定するとともに、地域において、医療関係者等の協力の下、地域の実情に応じて、脳卒中などの疾病別、周産期医療、小児医療などの事業別及び在宅医療の医療連携推進体制の整備を図る。

また、地域における医師不足に対する効率的・安定的な医師派遣体制の構築に係る施策の推進を図る。

さらに、へき地医療や救急医療の充実・強化については、無医地区等の医療の確保のため市が設置するへき地診療所の運営及び施設・設備の整備を支援するほか、へき地診療所等への代診医の派遣を行うへき地医療拠点病院の

活動を支援する。

このほか、ドクターヘリを活用した救急医療体制の確保・充実のため、搬送元医療機関及び搬送先医療機関等、関係機関の連携強化に努める。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢者の主体的な健康づくりの取組や、その豊富な知識、経験、技能を生かした社会参加による、生きがいつくりに取り組めるような環境整備を推進するとともに、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らしていけるよう、「鹿児島すこやか長寿プラン2015」に基づき、在宅・施設サービス基盤の充実や、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、核家族化の進行や地域の連帯意識の低下、就労形態の多様化などによる保育ニーズの多様化や子ども同士のふれあい不足といった課題に対応するため、児童福祉の充実や地域ぐるみでの児童の健全育成を促進する。

さらに、「鹿児島県障害者計画」に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指して「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図る。

このほか、結婚や子育ての相談体制の充実をはじめ、出会いの場の創出、多子世帯の経済的負担軽減等の対策を講じるなど、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 高齢者の社会参加の推進

高齢者が長年の経験の中で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送るとともに、地域社会の担い手として、地域づくり、健康づくり等への主体的参加を推進するため、「すこやか長寿社会運動」の展開や、老人クラブの育成及び活性化を支援する。

また、地域の福祉ニーズに対応した福祉サービスを自ら提供できる福祉拠

点づくりの推進や、シルバー人材センターの設置、運営等の就労対策の充実に努める。

イ 地域包括ケアシステム構築の推進

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるために、日常生活の場において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが、各地域の実情に応じたかたちで構築されるよう努める。

また、認知症の予防、早期診断・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援の充実を図る。

ウ 介護給付適正化の推進等

介護保険制度については、介護保険財政の安定的な運営を図るため、市が行う介護予防やケアプランチェック等の介護給付適正化の取組を支援する。

エ 高齢者に適した住環境の形成促進

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備を促進するとともに、老朽化が進んでいる養護老人ホーム等は改築に努め、入所者の安全確保及び生活環境の改善を図る。

また、高齢者がゆとりを持って心豊かに暮らせるよう、高齢者向けの住宅建設や普及啓発など、住みよいまちづくりを促進する。

オ 人材の育成・確保

さらに、高齢者が質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・

確保を図る。

(3) 児童福祉・障害者福祉その他の福祉の増進を図るための対策

保育ニーズの多様化に対応した保育対策の促進や児童虐待防止対策の充実等を図るとともに、老朽保育所の改築等や保育所の整備を促進する。さらに、児童虐待をはじめとした社会的養護を必要とする要保護児童等への対応については、里親及びファミリーホーム又は児童養護施設等における家庭的養護の推進を図り、児童福祉の増進に努める。

また、障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者が安心して生活できる福祉のまちづくりを推進するとともに、障害者を取り巻く環境が大きく変わりつつある中で、年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるような拠点づくりや在宅福祉サービスの充実を図るなど、サービスの量の確保に努める一方、障害の種別、障害の重度・重複化に対応したきめ細かい事業展開を図りながら、サービスの質の向上を促進する。

このほか、地域における民間福祉活動の推進のため、ボランティアの育成や地域福祉活動の中核的役割を担う、市の社会福祉協議会の基盤強化と活性化に努める。

(4) 安心して子どもを産み育てるための対策

安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、結婚や子育ての相談体制の充実をはじめ、出会いの場の創出、多子世帯の経済的負担軽減の対策を講じるなど、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

特に、平成 27 年 3 月に策定した平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とする「県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所

の待機児童の解消を図るなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める。

また、広報誌や労働セミナー等を通じ、ワーク・ライフ・バランスという考え方の普及・啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立支援や労働時間対策に関する各種助成制度等の周知を図るほか、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を登録し、広く県民に紹介することで、社会的に評価される仕組みをつくり、企業が行う、子育てを含む仕事と家庭の両立支援に対する自主的な取組を促進する。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」と「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を図る。

生涯学習推進については、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、かごしま県民大学中央センターを中核として、市・大学・NPO等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供及び指導者育成、学習情報の提供等を推進する。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実、健康の保持増進や体力の向上、食育の推進、生徒指導の充実、教職員研修の改善充実等により学校教育の充実を図るほか、学校の施設設備については、安全・安心な学校づくりを促進する。

社会教育においては、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めるとともに、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備、家庭教育に関する情報の提供などを行い、家庭の教育力の向上を図る。

文化の振興については、個性豊かな地域文化を創造するため、地域住民が文化に親しむ環境の整備や、文化活動の促進、文化財の保存活用を図る。

さらに、地域住民の健康やスポーツに対するニーズの多様化・高度化に対応し、生涯にわたる健康づくり、スポーツ活動を一体的に促進するとともに、明るく健康で充実した生活を送ることができるよう、日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図る。このため、コミュニティスポーツクラブの設置促進・育成に努める。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

ア 学校・社会教育における人材育成

専門高校が地域の抱える課題の解決を目指して、地域（地域行政、商工会、事業所、NPO法人、小中学校、大学・短大等）と協働して実践的な取組を行うことにより、将来の地域の産業を担い、人間性豊かな創造力を持った地域貢献に資する人材の育成に努める。

社会教育においては、指導者養成研修会を実施し、地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成する。

また、生涯学習で学んだ成果を地域づくりに生かし、生涯学習のリーダーとなる人材を育成する。

さらに、学校のニーズに応じて支援活動を行う人材を養成し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。

イ 農林水産業における人材育成

農業においては、青少年、農業者及び農村地域の指導者等に対し、農業及び農村生活に関する高度な知識及び技術を習得させ、次代の農業及び農村を担う優れた農業者及び農村地域の指導者等を育成することを目的として設置した県立農業大学校において、今後も、魅力ある農大づくりをはじめ入校生の確保を図りながら、新規就農希望者や離職者等の就農希望者を対象とした各種研修会等も開催し、人材育成、就農支援を図る。

林業においては、UIJターン者等を対象にした「鹿児島きこり塾」を開催し、新規就業に必要な技能を習得させるとともに、就業相談の窓口設置などにより、林業への就業を支援し、森林整備や木材生産を担う人材を育成する。

水産業においては、活力ある漁村社会を築くため、「ザ・漁師塾」において、就業に必要な知識等を題材とした講習と実践的な漁業研修を行い、新規漁業者の確保を図る。

(3) 教育・文化施設等の整備

児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、老朽化している校舎の新築や増改築，改修など市立小中学校施設設備の計画的な整備を促進するとともに，県立学校施設設備の計画的な整備を推進する。

また，地域住民の学習活動の拠点となる公民館や図書館等の整備促進に努めるとともに，学習情報提供システムの整備等を進め，生涯学習ネットワーク化を促進する。

さらに，地域住民が気軽に多様なスポーツ活動に取り組めるよう，指導者の養成，団体の育成等に努めるほか，身近なスポーツ施設等の整備充実が図られるようその促進を図る。

(4) 地域文化の振興

文化芸術が彩る地域づくりを目指して，地域住民が様々な文化芸術に親しむことができるよう，自主的な文化活動の成果を発表・展示する機会や，学校等でのアウトリーチ活動など多様な形での芸術鑑賞機会の拡充に努めるとともに，様々な文化交流活動を促進する。

また，文化施設等の相互の連携及び運営の充実，文化情報提供機能の強化などに努めるほか，市，文化団体等と一体となって，文化を通したひとづくり・まちづくりを進める。

さらに，「時遊館 COCCO はしむれ」を中心に保存活用を行っている，国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や，「ミュージアム知覧」と国指定史跡知覧城跡・国選定南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区などは，文化財の保存活用

を地域活性化の一つのモデルとした例である。このため、本地域の多くの貴重な国・県指定の史跡や天然記念物を広域的かつ一体的に整備し、住民が広くふるさとの歴史や伝統文化に慣れ親しみ、学習や憩いの場となるよう、その活用を積極的に進める。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、今後、さらに急激な人口減少が想定されている中で、地理的条件に恵まれない半島地域にあっては、外部からの交流人口を増加させ、地域の活性化を図ることが極めて重要となる。

幸い、本地域は日本三大砂丘のひとつで白砂青松の吹上浜をはじめ、薩摩富士とも形容される開聞岳や、九州一の面積を誇る池田湖など、風光明媚な景勝地や観光スポットを数多く有するとともに、古来より連綿として伝承されてきた伝統芸能や薩摩焼に代表される工芸などの文化的所産や地域の特色を反映した個性あるイベント、さらには多様な展開を見せる農林水産業など、本地域ならではの魅力に溢れた多くの地域資源に恵まれている。

また、ゆったりとした時間の流れる農山漁村のスローライフや、地域伝統のスローフードは、人のこころを癒し、人間性を再生する機能等も有しており、今日その価値が改めて見直されている。

このため、こうした資源や機能等を効率的かつ最大限に生かしながら、本地域の自然や文化に直に触れる人々の拡大を目指して、広域的な観光ルートの確立や体験型観光等の展開に努め、都市と農山漁村との交流や生産者と消費者の交流、いわゆる産直交流などを積極的に推進する。

また、本地域と他地域を結び、人やものの交流の基礎となる各種交通体系の整備に努めるとともに、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを活用して地域の魅力を情報発信する。

このほか、観光客をもてなすホスピタリティの向上や案内標識の整備、姉妹都市等との交流の活発化を図る。

(2) 地域間交流の促進のための方策

夕日に映え美しい景観を呈する砂丘をはじめ、景勝の地として名高い入り組んだ海岸線や全国有数のゆう出量を誇る豊富な温泉群、そして歴史と文化の香りを漂わせる施設や観光スポットの数々に加え、農林水産業等の特色ある地域資源を生かして、他地域とも連携した、広域的な観光ルートの確立等を図るとともに、魅力ある観光地づくりや滞在型観光の振興等を図る。

農村集落と大学やNPOなど地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに、かごしまグリーン・ツーリズム協議会と連携し、地域資源の発掘及び情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズム等の受け入れ体制の充実・強化を図り、都市と農村の交流を促進する。

また、大都市圏の定年退職者等のUIJターン等による新規就農に対応し、地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を促進する。さらに農業者はもとより、その他の地域住民及び都市住民も潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため、集落排水施設等の生活環境の整備を進めるとともに、自然環境と調和した田園空間の整備を促進する。

また、九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業を踏まえ、本地域と他の地域を結び、人やものの交流の基礎となる道路などの交通体系の整備に努める。

さらに、やすらぎと潤いを醸し出す美しい農山漁村景観の維持・保全に努めるとともに、都市住民の農林水産業・農山漁村に対する理解を促進し、地域の活性化を図るため、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通して、観光をはじめ特産品や自然、さらには吹上浜砂の祭典等の特色あるイベントなど、本地域の有する様々な魅力や情報を他の地域へ積極的に発信する。

このほか、豊富な食材に比べて僅少な土産品の開発を促進するとともに、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供に取り組むなど、受入体制の充実を図る。また、観光客を温かく親切にもてなすホスピタリティの向上

や、姉妹都市盟約などを締結している国内外のまちとの交流の一層の活発化と新たな姉妹都市の選定などを通じて、地域間交流の促進を図る。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は、その多くがシラスなどの災害に弱い特殊土壌に覆われていることに加え、台風銀座と呼ばれるほどの台風常襲地帯に位置している。

また、三方を海に囲まれ、高潮や津波に対して脆弱であることや、近年、国内外で大きな地震や津波が相次いで発生し、住民の危機意識も高まっていることなどから、改めて災害に強い安全な地域づくりを目指すことが必要である。

このため、河川改修や海岸保全対策を推進し浸水被害地域の解消を図り、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施して、土砂災害危険箇所の解消を図るとともに、要配慮者利用施設や近年大きな被害を受けた地域の保全については、重点施策としてその推進を図る。

また、土砂災害防止法を受けて国が定めた基本方針に基づき、基礎調査を行い、関係市と連携して土砂災害警戒区域等の指定を進める。

さらに、施設の耐震化や情報技術を活用して住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備等や既存施設の長寿命化計画の策定を促進する。

その他、「災害に強い県土づくり」を推進するため、地域ぐるみの避難体制の確立、情報伝達体制の整備などを促進するとともに、住民の防災意識の高揚に努める。また、消防施設・設備等消防力の充実強化を促進し、住民の安全確保に努める。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

かけがえのない生命や貴重な財産を守るため、災害に事前に備えることが最も大切であることから、高齢者などのいわゆる災害時における「要配慮者」対策をはじめ、緊急時の行政の対応の在り方や、地域の防災意識の向上といったソフト面の対策と並んで、国土保全施設等のハード面の整備を計画的に

推進する。

具体的には、河川氾濫による災害を未然に防止し、流域の安全性を高めるため、万之瀬川や神之川等の河川改修を推進する。

また、災害が発生するおそれのある箇所については、地域の実情を踏まえた環境保全対策のもと、生態系や景観を考慮した砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等や、がけ地近接等危険住宅移転事業、保安林の復旧整備を図る治山事業及び海岸災害を未然に防止するための海岸保全施設の整備を計画的に推進し、国土の保全や災害の防止を図る。

また、戦時中に築造された防空壕等については、特殊地下壕等対策事業による埋戻し等の対策を促進し、住民の安心・安全を確保する。

さらに、災害に強い交通基盤の形成を目指し、緊急輸送道路の整備や道路防災対策の推進を図る。

このほか、建物の耐震化については、阪神・淡路大震災において死者の大半が家屋倒壊等による圧死や窒息死であったことなどの教訓を踏まえ、県有の防災拠点施設や避難救護施設を優先的に整備するとともに、市や民間の建築物についても、各種機会をとらえて耐震改修の普及・啓発に努め、本地域全体の建築物の耐震性向上を図る。

また、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備等を推進する。

(3) 防災体制の強化

市、消防、県等で情報を収集・共有し、併せて、住民に迅速に災害情報を伝達するためにＬアラートを活用するシステムの整備を図る。

また、台風や豪雨、地震等の災害に対する地域住民の防災意識の高揚に努めるとともに、災害危険箇所の把握・公表、自主防災組織の育成強化、地区防災計画の作成支援等を実施する。

さらに、消防需要に応じた消防力の充実強化を図るため、消防施設・設備の整備、消防団の活性化、救急業務の高度化等を積極的に促進するほか、石油コンビナート等特別防災区域の串木野地区、喜入地区における特殊災害の未然防止に努める。

さらに、交番・駐在所等を地域における「生活安全センター」として機能させるため、施設の建替え、警察車両の配備による機動力の強化、地域住民の自発的な地域安全活動への支援などを進め、地域の安全性の向上を図る。

特に、近年、子どもを対象にした凶悪犯罪が多発していることから、市、学校、地域社会、警察などと連携を密にして子どもの安全対策に積極的に取り組む。

11 自然環境・地域環境の保全等

(1) 自然環境・地域環境の保全等の方針

自然公園の現状を総合的に調査し、公園計画の再検討を行うとともに、引き続き、ウミガメ等の保護対策を継続する。

また、県環境基本計画に基づく総合的な対策とともに、各地域の状況に適合した環境保全対策を講じる。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、適正な環境影響評価を実施するとともに、適切な環境保全対策を講じることとする。

(2) 自然環境の保全

霧島錦江湾国立公園，吹上浜県立自然公園及び坊野間県立自然公園などの適正な保護・管理とともに、吹上浜のウミガメ，鹿児島市(喜入区域)のメヒルギなど貴重な野生生物の保護に努めるなど，自然環境の保全を図る。

(3) 地域環境の保全と管理

大気，水質等の環境を将来にわたって良好に保全するため，鹿児島湾ブルー計画及び第4期池田湖水質環境管理計画に基づく総合的な環境保全対策を進めるほか，それぞれの地域の状況に適合した環境保全対策を進める。

開発を進めるに当たっては，あらかじめ環境に与える影響を十分に検討するなど，環境保全に配慮するとともに，新たな産業立地についても適切な環境保全対策を講じるなどして公害を防止し，潤いとやすらぎのある快適な環境の形成に努める。